資料 1-2

南あわじ市地域防災計画　修正案　新旧対照表

自然災害対策編

総則　・・・・・・・・　1
災害予防計画　・・・・・・・・　13
風水害等応急対策計画　・・・・・・・・　54
地震災害応急対策計画　・・・・・・・・126
災害復旧復興計画　・・・・・・・・183
南海トラフ地震防災対策推進計画　・・・・・・・・189

事故災害対策編

大規模事故災害対策計画　・・・・・・・・201
海上災害対策計画　・・・・・・・・218
原子力災害対策計画　・・・・・・・・223

南あわじ市地域防災計画　自然災害対策編　総則・災害予防計画　新旧対照表

旧

第１編　総則
第１節　計画の目的
第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制に万全を期することを目的とする。

(1)　南あわじ市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関その他防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務

(2)～(5)　（略）

第２　基本方針

(1)～(3)　（略）

(4)　地域住民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら防災の取り組みを推進する。また、避難所の設置・運営、救援物資、仮設住宅など、あらゆる対策において、男女共同参画の視点から女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや障がい者・高齢者・子育て家庭等の災害時要援護者等のニーズに配慮する。

第３　重点を置くべき事項

(1)～(2)　（略）

(3) 住民の円滑かつ安全な避難

住民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実戦的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図る。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難勧告等の発令に資する取り組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進する。

(4)～(6)　（略）

第４～第５　（略）

第５　用語

この計画中、用語の定義は、次のとおりとする。

用　　語	定　　義
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
災害時要援護者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法で定める「要配慮者」のこと）。
避難行動要支援者	災害時要援護者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。
避難支援等関係者	災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う市、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。

新

第１編　総則
第１節　計画の目的
第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、南あわじ市の地域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制に万全を期することを目的とする。

(1)　南あわじ市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関その他防災上必要な施設の管理者の処理すべき事務の大綱

(2)～(5)　（略）

第２　基本方針

(1)～(3)　（略）

(4)　地域住民、事業者、民間団体、行政機関等、多様な主体が相互に連携しながら防災の取り組みを推進する。また、避難所の設置・運営、救援物資、仮設住宅など、あらゆる対策において、男女共同参画の視点から女性の参画を推進し、男女のニーズの違いや障がい者・高齢者・子育て家庭・外国人等の要配慮者等のニーズに配慮する。

第３　重点を置くべき事項

(1)～(2)　（略）

(3)　住民の円滑かつ安全な避難

住民の避難行動は安全が第一であるという原則に則り、平常時から緊急時の避難場所や避難路等について、ハザードマップや実践的な避難訓練を通じて住民との情報共有を図る。また、雨量や河川水位等に関する情報をもとに、空振りを恐れることなく迅速、的確な避難指示等の発令に資する取り組みや、夜間の突発的な豪雨等においても機能する確実な情報伝達手段の整備に努め、特に、避難行動要支援者の避難にあたっては、避難支援体制の充実強化を促進する。

(4)～(6)　（略）

第４～第５　（略）

第６　用語

この計画中、用語の定義は、次のとおりとする。

用　　語	定　　義
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
避難支援等関係者	災害の発生に備え、避難行動要支援者の支援を担う市、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会その他の避難支援等の実施に携わる関係者
地区防災計画	地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる市地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの

旧

避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。
指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定したもの。
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。
指定避難所	避難所のうち市が指定したもの。
り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの。
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう。

第６　計画の修正　（略）
第７　計画の周知徹底　（略）
第８　計画運用　（略）

第１編　総則
第２節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１～第４　（略）
第５　指定地方行政機関
（略）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
近畿農政局 （神戸地域センター）	1　農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2　農作物等の防災管理指導 3　地すべり区域（直轄）の整備 4　土地改良機械の緊急貸付 5　農業関係被害情報の収集報告 6　農作物等の病害虫防除の指導 7　食料品、資料、種もみ等の安定供給対策 8　各種現地調査団の派遣 9　農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 10　被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成

（略）

近畿総合通信局	1　非常時の重要通信確保体制の整備 2　非常通信協議会の指導育成 3　情報伝達手段の多様化・多重化の促進 4　災害時における通信手段の確保 5　災害対策用異動通信機器等の貸し出し

（略）

新

避難場所	災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設
指定緊急避難場所	避難場所のうち市が指定した場所又は施設
避難所	避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設
指定避難所	避難所のうち市が指定した施設
り災証明書	災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの
被災者台帳	被災者の援護を実施するための基礎とする台帳

第７　計画の修正　（略）
第８　計画の周知徹底　（略）
第９　計画運用　（略）

第１編　総則
第２節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１～第４　（略）
第５　指定地方行政機関
（略）

機　関　名	事　務　又　は　業　務
近畿農政局 （兵庫県拠点）	1　農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2　農作物等の防災管理指導 3　地すべり区域（直轄）の整備 4　土地改良機械の緊急貸付 5　農業関係被害情報の収集報告 6　農作物等の病害虫防除の指導 7　食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策 8　各種現地調査団の派遣 9　農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 10　被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成

（略）

近畿総合通信局	1　非常時の重要通信確保体制の整備 2　非常通信協議会の指導育成 3　情報伝達手段の多様化・多重化の促進 4　災害時における通信手段の確保 5　災害対策用移動通信機器等の貸出し

（略）

旧

大阪管区気象台（神戸地方気象台）	１　気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達 ２　被災地域における災害復興を支援するための観測データや地象等総合的な情報の適時・適切な提供

第６～第７　（略）

第８　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
西日本電信電話株式会社兵庫支店 ＫＤＤＩ株式会社神戸支店 株式会社ＮＴＴドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	１　電気通信設備の整備と防災管理 ２　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ３　災害時における非常緊急通信 ４　被災電気通信設備の災害復旧
日本郵便株式会社 （南あわじ市内郵便局）	１　災害時における郵便業務の確保並びに災害特別取扱の実施 ２　被災郵政業務施設の復旧 ３　地方公共団体に対する災害復旧資金の融資
日本銀行（神戸支店）	１　金融特例措置の発動 ２　金融機関に対する緊急措置の指導
日本赤十字社（兵庫県支部）	１　災害時における医療救護 ２　こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３　救援物資の配分
日本放送協会（神戸放送局）	１　放送施設の整備と防災管理 ２　災害情報の放送 ３　放送施設の応急対策 ４　被災放送施設の復旧
本州四国連絡高速道路株式会社	１　有料道路（所管）の整備と防災管理 ２　有料道路（所管）の応急対策 ３　有料道路（所管）の復旧
日本通運株式会社各支店 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	災害時における緊急陸上輸送
一般社団法人兵庫県トラック協会淡路支部	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	１　電力供給施設の整備と防災管理 ２　電力供給施設の応急対策 ３　被災電力供給施設の復旧
淡路交通株式会社	災害時における緊急陸上輸送
株式会社ラジオ関西	災害情報の放送
株式会社サンテレビジョン	災害情報の放送
兵庫エフエム放送株式会社	災害情報の放送
一般社団法人兵庫県医師会	災害時における医療救護
一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会淡路支部	１　利用者への安全に関する定期的な指導 ２　二次災害防止のためのガスボンベの安全確認

新

大阪管区気象台（神戸地方気象台）	１　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 ２　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ３　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ４　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ５　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

第６～第７　（略）

第８　指定公共機関及び指定地方公共機関

機　関　名	事　務　又　は　業　務
西日本電信電話㈱兵庫支店 KDDI㈱神戸支店 ㈱NTTドコモ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	１　電気通信設備の整備と防災管理 ２　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ３　災害時における非常緊急通信 ４　被災電気通信設備の災害復旧
日本郵便㈱ （南あわじ市内郵便局）	１　災害時における郵便業務の確保並びに災害特別取扱の実施 ２　被災郵政業務施設の復旧 ３　地方公共団体に対する災害復旧資金の融資
日本銀行（神戸支店）	１　金融特例措置の発動 ２　金融機関に対する緊急措置の指導
日本赤十字社（兵庫県支部）	１　災害時における医療救護 ２　こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３　救援物資の配分
日本放送協会（神戸放送局）	１　放送施設の整備と防災管理 ２　災害情報の放送 ３　放送施設の応急対策 ４　被災放送施設の復旧
本州四国連絡高速道路㈱	１　有料道路（所管）の整備と防災管理 ２　有料道路（所管）の応急対策 ３　有料道路（所管）の復旧
日本通運㈱各支店 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱	災害時における緊急陸上輸送
(一社)兵庫県トラック協会淡路支部	災害時における緊急陸上輸送
関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	１　電力供給施設の整備と防災管理 ２　電力供給施設の応急対策 ３　被災電力供給施設の復旧
淡路交通㈱	災害時における緊急陸上輸送
㈱ラジオ関西	災害情報の放送
㈱サンテレビジョン	災害情報の放送
兵庫エフエム放送㈱	災害情報の放送
(一社)兵庫県医師会	災害時における医療救護
(一社)兵庫県LPガス協会淡路支部	１　利用者への安全に関する定期的な指導 ２　二次災害防止のためのガスボンベの安全確認

旧

第１編　総則
第３節　住民等の責務
第１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者
（略）

公共的団体名	責　　務
社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会	１　社会福祉施設の被害調査、災害時要援護者の救助・救援対策の協力 ２　ボランティアセンターの開設・運営 ３　生活福祉資金貸付の受付

（略）

一般社団法人南あわじ市医師会	１　医師、医療機関との連絡調整 ２　災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力

（略）

一般社団法人兵庫県薬剤師会淡路支部 一般社団法人兵庫県病院薬剤師会東神戸支部	１　薬剤師との連絡調整 ２　災害時の医薬品の供給の協力

（略）

一般社団法人兵庫県建築士事務所協会淡路支部	家屋の被害認定調査

（略）

社会福祉施設の管理者	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　災害時要援護者の救援協力

（略）

自治会、自主防災組織	１　防災資機材の整備、防災訓練、防災活動マニュアルの作成 ２　自主防災活動 ３　警報等の収集及び伝達、避難誘導、被災者の救助・救援対策の協力

第２　（略）

新

第１編　総則
第３節　住民等の責務
第１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者
（略）

公共的団体名	責　　務
(福)南あわじ市社会福祉協議会	１　社会福祉施設の被害調査、要配慮者の救助・救援対策の協力 ２　ボランティアセンターの開設・運営 ３　生活福祉資金貸付の受付

（略）

(一社)南あわじ市医師会	１　医師、医療機関との連絡調整 ２　災害時の医療救護、検案、防疫、心的外傷後ストレス障害対策の協力

（略）

(一社)兵庫県薬剤師会淡路支部 (一社)兵庫県病院薬剤師会東神戸支部	１　薬剤師との連絡調整 ２　災害時の医薬品の供給の協力

（略）

(一社)兵庫県建築士事務所協会淡路支部	家屋の被害認定調査

（略）

社会福祉施設の管理者	１　防災設備の整備、防災訓練 ２　要配慮者の救援協力

（略）

自治会、自主防災組織	１　防災資機材の整備、防災訓練、防災活動マニュアルの作成 ２　自主防災活動 ３　警報等の収集及び伝達、避難誘導、被災者の救助・救援対策の協力 ４　避難所の自主運営

第２　（略）

旧

第４節　南あわじ市の概況

１　（略）

２　気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.0℃、同じく年平均降水量は1,579.8㎜で、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

３　人口と面積

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると総人口は46, 912人で、平成22年に比べ約5.9％減少しており、この減少傾向は昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が12.3％、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が54.2％、老年人口（65歳以上）が33.4％であり、高齢化が非常に速いペースで進行している。

本市の総面積は、229.01k㎡（平成30年10月１日現在・国土地理院平成30年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.4％、兵庫県全体の2.7％を占めている。

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834	46,912
年少人口（15歳未満）	10,557	9,374	8,249	7,101	6,387	5,760
	18.4％	16.5％	15.0％	13.6％	12.8％	12.3％
生産年齢人口（15歳以上65歳未満）	36,452	35,254	33,433	31,124	28,791	25,404
	63.4％	62.2％	60.8％	59.5％	57.8％	54.2％
老年人口（65歳以上）	10,517	12,036	13,297	14,058	14,616	15,679
	18.3％	21.2％	24.2％	26.9％	29.3％	33.4％
世帯数	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981	16,968
一世帯当り人員	3.59	3.39	3.21	3.07	2.93	2.76

※　平成 27 年国勢調査　総人口 46,912 人の内、年齢不詳 69 人が含まれている。

４　土地利用

本市における土地利用区分は、次のとおりである。

土地利用区分　（平成23年現在）

田	畑	宅　地	山　林	原　野	雑種地	その他	計（k㎡）
38.37	4.65	10.55	45.09	0.45	2.81	127.31	229.23

新

第４節　南あわじ市の概況

１　（略）

２　気候

本市の気候は、瀬戸内式気候区に属し、穏やかな気候である。

過去10年間の平均気温は16.0℃、同じく年平均降水量は1479.8㎜で、冬期は比較的暖かく、雨は夏場に多く冬場に少なくなっている。

３　人口と面積

本市の人口は、令和２年の国勢調査によると総人口は44,137人で、平成27年に比べ約5.9％減少しており、この減少傾向は昭和25年以降続いている。年齢階層別に見ると、年少人口（15歳未満）が11.9％、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が51.4％、老年人口（65歳以上）が36.7％であり、高齢化が非常に速いペースで進行している。

本市の総面積は、229.01k㎡（令和４年４月１日現在・国土地理院令和４年全国都道府県市区町村別面積調）であり、淡路地域全体の38.4％、兵庫県全体の2.7％を占めている。

	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
総人口	57,526	56,664	54,979	52,283	49,834	46,912	44,137
年少人口（15歳未満）	10,557	9,374	8,249	7,101	6,387	5,760	5,190
	18.4％	16.5％	15.0％	13.6％	12.8％	12.3％	11.9％
生産年齢人口（15歳以上65歳未満）	36,452	35,254	33,433	31,124	28,791	25,404	22,362
	63.4％	62.2％	60.8％	59.5％	57.8％	54.2％	51.4％
老年人口（65歳以上）	10,517	12,036	13,297	14,058	14,616	15,679	15,956
	18.3％	21.2％	24.2％	26.9％	29.3％	33.4％	36.7％
世帯数	16,017	16,716	17,140	17,044	16,981	16,968	17,047
一世帯当り人員	3.59	3.39	3.21	3.07	2.93	2.76	2.59

４　土地利用

本市における土地利用区分は、次のとおりである。

土地利用区分　（令和４年現在）

田	畑	宅　地	山　林	原　野	雑種地	その他	計（k㎡）
42.51	5.27	12.71	70.89	0.58	4.11	93.16	229.23

旧

第１編　総則
第５節　災害履歴
第１　過去の地震

１　兵庫県内での地震災害の発生状況

本市に影響を及ぼしたと思われる過去の地震災害は次のとおりである。

兵庫県内のいずれかに震度５以上を与えたと推定される地震

番号	発　生　年　月　日	規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	地　震　名
1	599. 5.28（推　古　 7. 4.27）	7.0	
2	701. 5.12（大　宝　 1. 3.26）	7.0	
3	745. 6. 5（天　平　17. 4.27）	7.9	
4	827. 8.11（天　長　 4. 7.12）	6.5～7.0	
○5	868. 8. 3（貞　観　10. 7. 8）	≧7.0	播磨国地震
○6	887. 8.26（仁　和　 3. 7.30）	8.0～8.5	
7	938. 5.22（承平8(天慶1).4.15）	7.0	
8	1096.12.17（嘉保3(永長1).11.24）	8.0～8.5	
9	1361. 8. 3（正　平　16. 6.24）	8 1/4～8.5	
10	1449. 5.13（天　安16(宝徳1).4.12）	5　3/4～6.5	
11	1498. 9.20（明　応　 7. 8.25）	8.2～8.4	
12	1510. 9.21（永　正　 7. 8. 8）	6.5～7.0	
13	1579. 2.25（天　正　 7. 1.20）	6±1/4	
14	1596. 9. 5（文録5(慶長1). 7.13）	7 1/2±1/4	
15	1662. 6.16（貫　文　 2. 5. 1）	7 1/4～7.6	
16	1707.10.28（宝　永　 4.10. 4）	8.4	宝永地震
17	1751. 3.26（寛延4(宝暦1). 2.29）	5.5～6.0	
18	1854.12.23（嘉永7(安政1).11. 4）	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24（嘉永7(安政1).11. 5）	8.4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6（文久4(元治1). 1.28）	6　1/4	
21	1891.10.28（明治24）	8.0	濃尾地震
○22	1916.11.26（大正5）	6.1	
○23	1925. 5.23（大正14）	6.8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7（昭和2）	7.3	北丹後地震
25	1943. 9.10（昭和18）	7.2	鳥取地震
26	1946.12.21（昭和21）	8.0	南海地震
27	1949. 1.20（昭和24）	6.3	
28	1952. 7.18（昭和27）	6.8	吉野地震
29	1961. 5. 7（昭和36）	5.9	
30	1963. 3.27（昭和38）	6.9	越前岬沖地震
31	1984. 5.30（昭和59）	5.6	兵庫県南西部地震
◎32	1995. 1.17（平成7）	7.3	兵庫県南部地震
33	2000.10. 6（平成12）	7.3	鳥取県西部地震
34	2011. 3.11（平成23）	9.0	東北地方太平洋沖地震
○35	2013. 4.13（平成25）	6.3	
36	2018. 6.18（平成30）	6.1	大阪府北部地震

（注1）　○は県内のいずれかに震度６以上を与えたと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７以上を与えた地震
（注2）なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。
（注3）データは、「兵庫県地域防災計画」による。

新

第１編　総則
第５節　災害履歴
第１　過去の地震

１　兵庫県内での地震災害の発生状況

本市に影響を及ぼしたと思われる過去の地震災害は次のとおりである。

兵庫県内のいずれかに震度５弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発　生　年　月　日	規模(ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ)	地　震　名
1	599. 5.28（推　古　 7. 4.27）	7.0	
2	701. 5.12（大　宝　 1. 3.26）	7.0	
3	745. 6. 5（天　平　17. 4.27）	7.9	
4	827. 8.11（天　長　 4. 7.12）	6.5～7.0	
○5	868. 8. 3（貞　観　10. 7. 8）	≧7.0	播磨国地震
○6	887. 8.26（仁　和　 3. 7.30）	8.0～8.5	
7	938. 5.22（承平8(天慶1).4.15）	7.0	
8	1096.12.17（嘉保3(永長1).11.24）	8.0～8.5	
9	1361. 8. 3（正　平　16. 6.24）	8 1/4～8.5	
10	1449. 5.13（文　安16(宝徳1).4.12）	5　3/4～6.5	
11	1498. 9.20（明　応　 7. 8.25）	8.2～8.4	
12	1510. 9.21（永　正　 7. 8. 8）	6.5～7.0	
13	1579. 2.25（天　正　 7. 1.20）	6±1/4	
14	1596. 9. 5（文禄5(慶長1). 7.13）	7 1/2±1/4	
15	1662. 6.16（貫　文　 2. 5. 1）	7 1/4～7.6	
16	1707.10.28（宝　永　 4.10. 4）	8.6	宝永地震
17	1751. 3.26（寛延4(宝暦1). 2.29）	5.5～6.0	
18	1854.12.23（嘉永7(安政1).11. 4）	8.4	安政東海地震
19	1854.12.24（嘉永7(安政1).11. 5）	8.4	安政南海地震
○20	1864. 3. 6（文久4(元治1). 1.28）	6　1/4	
21	1891.10.28（明治24）	8.0	濃尾地震
○22	1916.11.26（大正5）	6.1	
○23	1925. 5.23（大正14）	6.8	北但馬地震
○24	1927. 3. 7（昭和2）	7.3	北丹後地震
	〔削除〕		
25	1946.12.21（昭和21）	8.0	南海地震
	〔削除〕		
	〔削除〕		
	〔削除〕		
26	1963. 3.27（昭和38）	6.9	越前岬沖地震
27	1984. 5.30（昭和59）	5.6	兵庫県南西部地震
◎28	1995. 1.17（平成7）	7.3	兵庫県南部地震
29	2000.10. 6（平成12）	7.3	鳥取県西部地震
30	2011. 3.11（平成23）	9.0	東北地方太平洋沖地震
○31	2013. 4.13（平成25）	6.3	淡路島地震
32	2018. 6.18（平成30）	6.1	大阪府北部地震

（注1）　○は県内のいずれかに震度６弱以上の揺れがあったと推定される地震
　　◎は県内のいずれかに震度７の揺れがあった地震
（注2）なお、「鎮増私聞記」によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。
（注3）データは、「兵庫県地域防災計画」を参考に本市で加工した。

旧

２　兵庫県での津波の状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、次のとおりである。

	発生年月日	地震名	震　源	津波（最大波高）
1	昭和21年12月21日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm　灘村 150cm 沼島村 150cm　阿萬町 150cm 由良町 100cm　志筑町 100cm
2	昭和27年11月 4日	カムチャッカ沖	カムチャッカ半島南東沖	洲本 19cm
3	昭和35年 5月23日	チリ地震	南米チリ南部沖	神戸 56cm　洲本 59cm
4	昭和38年10月13日	エトロフ島沖地震	北海道東方	神戸 10cm　洲本 3cm
5	昭和39年 3月28日	アラスカ地震	アラスカ湾	神戸 23cm　洲本 14cm
6	昭和40年 2月 4日	アリューシャン地震	アリューシャン中部	神戸 8cm　洲本 4cm
7	昭和43年 4月 1日	日向灘地震	日向灘	神戸 11cm　洲本 5cm
8	昭和58年 5月26日	日本海中部地震	秋田・青森県沖	津居山 108cm
9	平成 5年 7月12日	北海道南西沖地震	北海道南西沖	（参考）京都府舞鶴 70cm
10	平成 7年 1月17日	兵庫県南部地震	大阪湾	神戸 6cm
11	平成16年 9月 5日	なし	三重県南東沖	神戸 5cm
12	平成21年 1月 4日	なし	インドネシア ・パプアニューギニア	神戸 5cm
13	平成22年 2月27日	なし	チリ中部沿岸	神戸 21cm　洲本 19cm
14	平成23年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	神戸 53cm　洲本 43cm

３　兵庫県南部地震

(1)　地震の発生状況

兵庫県南部地震は、平成７年１月17日午前５時46分に発生したマグニチュード7.3の地震で、場所によっては震度７を記録するなど、この地域としては、昭和27年に記録した震度４をはるかに上回る大きな地震であった。

震　源　地　　大阪湾　北緯34度36分　東経135度02分
震源の深さ　　16km
各地の震度　　7（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町、津名町の一部）
　　6（神戸、洲本）　5（豊岡）　4（姫路など）
マグニチュード　7.3
最大加速度　　818gal（南北成分、神戸地方気象台）

(2)　市内被害概要

重　　傷	13人
軽　　傷	15人
全 壊 家 屋	181世帯
半 壊 家 屋	420世帯
一部損壊家屋	1,658世帯

新

２　兵庫県での津波の状況

兵庫県で観測された津波の主なものは、次のとおりである。

	発生年月日	地震名	震　源	津波（最大波高）
1	昭和 21 年 12 月 21 日	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250cm　灘村 150cm 沼島村 150cm　阿萬町 150cm 由良町 100cm　志筑町 100cm
2	昭和 27 年 11 月 4 日	カムチャッカ沖	カムチャッカ半島南東沖	洲本 19cm
3	昭和 35 年 5 月 23 日	チリ地震	南米チリ南部沖	神戸 56cm　洲本 59cm
4	昭和 38 年 10 月 13 日	エトロフ島沖地震	北海道東方	神戸 10cm　洲本 3cm
5	昭和 39 年 3 月 28 日	アラスカ地震	アラスカ湾	神戸 23cm　洲本 14cm
6	昭和 40 年 2 月 4 日	アリューシャン地震	アリューシャン中部	神戸 8cm　洲本 4cm
7	昭和 43 年 4 月 1 日	日向灘地震	日向灘	神戸 11cm　洲本 5cm
8	昭和 58 年 5 月 26 日	日本海中部地震	秋田県沖	津居山 54cm
	〔削除〕			
9	平成 7 年 1 月 17 日	兵庫県南部地震	大阪湾	神戸 6 cm
10	平成 16 年 9 月 5 日	なし	三重県南東沖	神戸 5 cm
11	平成 21 年 1 月 4 日	なし	インドネシア ・パプアニューギニア	神戸 5 cm
12	平成 22 年 2 月 27 日	なし	チリ中部沿岸	神戸 21cm　洲本 19cm
13	平成 23 年 3 月 11 日	東北地方太平洋沖地震	三陸沖	神戸 53cm　洲本 43cm

３　兵庫県南部地震

(1)　地震の発生状況

兵庫県南部地震は、平成７年１月 17 日午前５時 46 分に発生したマグニチュード 7.3 の地震で、場所によっては震度７を記録するなど、この地域としては、昭和 27 年に記録した震度４をはるかに上回る大きな地震であった。

震　源　地　　大阪湾　北緯 34 度 36 分　東経 135 度 02 分
震源の深さ　　16km
各地の震度　　7（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、淡路市（旧北淡町、旧一宮町、旧津名町の一部））　6（神戸市、洲本市）　5（豊岡市）　4（姫路市など）
マグニチュード　7.3
最大加速度　　818gal（南北成分、神戸地方気象台）

(2)　市内被害概要

重　　傷	13人
軽　　傷	15人
全 壊 家 屋	181世帯
半 壊 家 屋	420世帯
一部損壊家屋	1,600世帯

旧

第２　南あわじ市の風水害履歴概況

（略）

発生年月日	名　称	種　類	災　害　の　概　況
平成16年 ８月17日～ 20日	大雨	水害 高潮	8月17日に灘で総雨量294㎜の集中豪雨により大規模な土砂災害が発生し、灘地区一帯に大きな被害をもたらした。 また、この年は台風が多数(10回)日本列島に上陸する異常な年であり、台風16･18号は沿岸部に高潮被害をもたらした。
８月30日～ 31日	台風16号		
９月７日～ ８日	台風18号		台風23号は、足摺岬付近に上陸し、淡路島の南を通過。島内全域に集中豪雨が降り、浸水被害をもたらした。
９月29日～ 30日	台風21号		
10月20日～ 21日	台風23号		洲本特別地域気象観測所での1日降水量(20日0時～24時)は309㎜、時間最大降雨は72㎜を記録した。 （参考） 緑　総雨量　476㎜、 1日降水量(19日18時～20日18時)426㎜、 時間最大降雨72㎜ 北富士ダム　1日降水量(19日19時～20日19時)373㎜、 時間最大降雨89㎜

（略）

第１編　総則
第６節　災害の危険性と被害の特徴
第１　地震・津波発生の危険性
１　地震発生の危険性

(1)　海洋性巨大地震－南海地震

紀伊水道沖では、Ｍ８を超える南海地震が、繰り返し発生し、古文書等で 684 年、887 年、1099 年、1361 年、1605 年、1707 年、1854 年、1946 年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的発生のサイクルがわかっている地震である。

前回 1946 年に発生した南海地震からは、既に 73 年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回の発生時期については比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には、広範囲に及ぶことも予想される。

また、南海地震が起きる直前若しくは 2 年程度前に震源より東の海上で大地震が発生する場合がある。

(2)　内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲－淡路島断層帯、有馬－高槻断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995 年の兵庫県南部地震により、こうした活断層の危険性について、一般に強く認識されることとなった。

新

第２　南あわじ市の風水害履歴概況

（略）

発生年月日	名　称	種　類	災　害　の　概　況
平成16年 ８月17日～ 20日	大雨	水害 高潮	8月17日に灘で総雨量294㎜の集中豪雨により大規模な土砂災害が発生し、灘地区一帯に大きな被害をもたらした。 また、この年は台風が多数(10回)日本列島に上陸する異常な年であり、台風16･18号は沿岸部に高潮被害をもたらした。
８月30日～ 31日	台風16号		
９月７日～ ８日	台風18号		台風23号は、足摺岬付近に上陸し、淡路島の南を通過。島内全域に集中豪雨が降り、浸水被害をもたらした。
９月29日～ 30日	台風21号		
10月20日～ 21日	台風23号		洲本特別地域気象観測所での最大日降水量(20日)は309.0㎜、最大１時間降水量は71.5㎜を記録した。 （参考） 緑　総雨量　476㎜、 日降水量(19日18時～20日18時)426㎜、 時間最大降雨72㎜ 北富士ダム　日降水量(19日19時～20日19時)373㎜、 時間最大降雨89㎜

（略）

第１編　総則
第６節　災害の危険性と被害の特徴
第１　地震・津波発生の危険性
１　地震発生の危険性

(1)　南海トラフ沿いを震源とする地震

紀伊水道沖では、マグニチュード８を超える南海地震が、繰り返し発生し、古文書等で 684 年、887 年、1099 年、1361 年、1605 年、1707 年、1854 年、1946 年に起きたことが知られている。こうした意味で、比較的発生のサイクルがわかっている地震である。

前回 1946 年に発生した南海トラフを震源とする地震からは、既に 77 年以上経過しており、前回の規模が比較的小さかったことから、次回の発生時期については比較的早まるのではないかという意見もあり、発生時には、広範囲に及ぶことも予想される。

また、南海地震が起きる直前若しくは２年程度前に震源より東の海上で大地震が発生する場合がある。

(2)　内陸部地震

内陸部の地震、いわゆる直下型地震の原因となる活断層は、地質時代後半に発生又は動いた断層で、今後も活動すると考えられる断層であるが、その多くは過去の活動状況がよくわかっていない。

日本列島は、この時代に際立った地殻変動を受け、それが今なお続いており、特に中部地方から近畿地方にかけては東西方向の歪み力を受けて、おびただしい数の活断層が分布している。なかでも、兵庫県内には六甲・淡路島断層帯、山崎断層帯、中央構造線断層帯、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しており、兵庫県での強い揺れが想定される。1995 年の兵庫県南部地震により、こうした活断層の危険性について、一般に強く認識されることとなった。

旧	新
①　六甲－淡路島断層帯 六甲－淡路島断層帯は、六甲山地から淡路島北部に至る主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯の総称であり、活動度Ｂ級（0.1～１㎜／年）の断層だけでも、野島断層、東浦断層、仮屋断層、須磨断層、横尾山断層、会下山断層、和田岬断層、諏訪山断層、布引断層、五助橋断層、大月断層、芦屋断層、甲陽断層など多数存在する。これらは、過去に大きな地震を起こしたという文献上の記録は確認されていないが、野島断層をはじめ少なくとも一部の断層は、1995年の「兵庫県南部地震」の震源となったことにより、これまで蓄積されてきたエネルギーが解放されたと考えられる。 一方、六甲－淡路島断層帯のうち今回動かなかった断層については、将来、今回の地震のサイクルとは別に、あるいは有馬－高槻断層帯と連動して動く可能性も否定できない。なお、最近のトレンチ調査で、野島断層は約2000年前、東浦断層は1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されている。	①　六甲・淡路島断層帯 六甲・淡路島断層帯は、大阪府箕面市から兵庫県西宮市、神戸市などを経て淡路島北部に至る六甲・淡路島断層帯主部と淡路島中部の洲本市から南あわじ市に至る先山断層帯からなる。六甲・淡路島断層帯主部は、断層の分布形態や過去の活動時期の違いなどから、長さ約 71km の六甲山地南縁－淡路島東岸区間および長さ約 23km の淡路島西岸区間の２つに区分される。六甲・淡路島断層帯主部の全体の長さは約 71km でほぼ北東－南西方向に延びる。このうち、六甲山地南縁－淡路島東岸区間では、右横ずれを主体とし、北西側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。一方、淡路島西岸区間では、右横ずれを主体とし、南東側が相対的に隆起する逆断層成分を伴う。先山断層帯は、長さが約 12km で、北西側が相対的に隆起する逆断層である。1995 年（平成７年）の兵庫県南部地震では、淡路島西岸区間と六甲山地南縁－淡路島東岸区間のうちの、西宮市から明石海峡にかけての全長約 30km の範囲の地下で活動し、甚大な被害を生じた。淡路島西岸区間では断層活動が地表まで達し明瞭な地表地震断層が出現したほか、六甲山地南縁においては余震活動や地震波形の観測・解析等から地下において断層活動が起こったことが明らかになっている。ただし、六甲山地南縁において、測量観測とそれを基に解析された地殻変動は、六甲山地南縁－淡路島東岸区間全域には及んでおらず、変動量も淡路島西岸区間沿いに比べて小さかった。また、断層を挟んでの地殻変動も、淡路島西岸区間沿いほどは顕著でなかった。これらのことより、兵庫県南部地震を淡路島西岸区間においては最大規模（以下、「固有規模」という。）の地震と見なして最新活動としたが、六甲山地南縁－淡路島東岸区間においては固有規模の地震よりひとまわり小さい地震とみなして最新活動ではないと評価した。
②　有馬－高槻断層帯 有馬－高槻断層帯は、神戸・阪神地域の北部から京都府まで東西に走る断層である。活動度はＢ級（0.1～１㎜／年）で、最近のトレンチ調査により1596年の慶長伏見地震の震源断層であった可能性が指摘されている。	（削除）
③　山崎断層帯 山崎断層帯は、県南西部の播磨地域から岡山県に至る断層で、1968年に活断層であることが発見されて以来、微小地震の集中現象と合わせて注目されるようになった。活動度はＢ級で、県が実施した調査結果では、山崎断層帯の最新の活動時期は、播磨国地震（868年）に相当することや活動周期は千数百年から二千数百年であること等の可能性が明らかとなっている。	②　山崎断層帯 山崎断層帯は、那岐山断層帯、山崎断層帯主部、草谷断層の３つの起震断層に区分される。那岐山断層帯は、岡山県苫田郡鏡野町から岡山県勝田郡奈義町に至る断層帯である。長さは約 32km で、ほぼ東西方向に延びており、断層帯の北側が南側に対して相対的に隆起する断層帯である。山崎断層帯主部は、岡山県勝田郡勝田町から兵庫県三木市に至る断層帯で、ほぼ西北西－東南東方向に一連の断層が連なるように分布している。全体の長さは約 80km で、主として左横ずれが断層帯である。草谷断層は、兵庫県三木市から兵庫県加古川市にかけて分布する断層で、東北東－西南西方向に延びる主として右横ずれの断層である。 なお、山崎断層帯主部は、兵庫県姫路市より北西側と兵庫県神崎郡福崎町より南東側とではそれぞれ最新活動時期が異なる。
④　中央構造線断層帯 中央構造線断層帯は、奈良県香芝市から五條市、和歌山市、淡路島の南あわじ市の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達する日本で最も長い延長を持つ活断層で活動度も高いが、伊予灘から紀伊半島までの間の地域では、文献上地震の発生の記録が確認されていない。最近のトレンチ調査によって、徳島県付近では1596年の慶長伏見地震の際に活動した可能性が指摘されているが、この付近の地盤のずれる速度から考えてＭ８クラスの地震が発生して不思議ではない。	③　中央構造線断層帯 中央構造線断層帯は、奈良県香芝市から五條市、和歌山県和歌山市、淡路島の兵庫県南あわじ市（旧南淡町）の南方海域を経て、徳島県鳴門市から愛媛県伊予市まで四国北部をほぼ東西に横断し、伊予灘に達している。断層はさらに西に延びるが、ここでは佐田岬北西沖付近よりも東側を評価の対象とした。全体として長さは約 360km で、右横ずれを主体とし、上下方向のずれを伴う断層帯である。 なお、中央構造線断層帯は連続的に分布しており、断層の形状のみから将来の活動区間を評価するのは困難である。ここでは主に過去の活動時期から６つの区間に区分したが、これらの区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性、さらにはこれら６つの区間とはことなる範囲が活動する可能性も否定できない。
⑤　その他の断層 その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度６を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。	④　その他の断層 その他、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、大地震の発生する可能性がある。日本海沿岸では、過去に北但馬地震や北丹後地震（京都府）が起き、震度６を記録している。また、近隣府県にも生駒断層帯、上町断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。

旧

２～３　（略）

第１編　総則

第６節　災害の危険性と被害の特徴

第２　地震の被害想定

１　被害想定の条件

(1)　（略）

(2)　被害想定結果

項　　目	冬の早朝５時発災	夏の昼間12時発災	冬の夕方18時発災
建物被害			
全壊（棟） （うち揺れ）	11,260 (10,229)	11,255 (10,229)	11,267 (10,229)
半壊（棟）	12,355	12,357	12,352
人的被害			
死者（人） （うち津波）	1,774 (1,194)	1,473 (1,171)	1,664 (1,182)
負傷者（人）	3,496	2,625	2,890
ライフライン被害			
上水道（断水人口）	最大　33,223人　断水率68.0%		
下水道（支障人口）	最大　10,979人　支障率35.6%		
電力（停電軒数）	最大　2,054軒　停電率9.3%		
固定電話（不通回線数）	最大　4,764回線　不通回線率34.1%		
携帯電話（不通ランク）	ランクＡ （停電率と不通回線率の少なくとも一方が50%を超える場合）		
生活への影響			
避難所生活者 （ピーク時、人）	9,029	8,800	8,864
孤立可能性のある集落	15集落（漁業集落：土生、仁頃、中西、沼島（東泊、北、中、南）、福良（向谷、原田、十軒家、鳥）、阿那賀（伊毘、本村、丸山）、津井）		
対策必要量			
医療機能（入院需要量）	994	595	778
応急仮設住宅（戸）	4,558	4,558	4,559
災害廃棄物（トン）	約140万		
直接被害額（兵庫県全体）	約5.6兆円	約5.5兆円	約5.6兆円

（略）

第３　風水害の被害想定

１～２　（略）

３　高潮災害

高潮は、主に台風に伴って発生しており、その発生時期については、台風が対馬海峡を通過する場合は、日本海南部に達した頃にあらわれ、九州及び四国を縦断する場合は、中国地方に上陸した頃にあらわれる傾向がある。特に秋の大潮期には厳重な警戒が必要であり、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、志知、福良、阿万、灘及び沼島地区は被害の危険性が大きい地域である。

新

２～３　（略）

第１編　総則

第６節　災害の危険性と被害の特徴

第２　地震の被害想定

１　被害想定の条件

(1)　（略）

(2)　被害想定結果

項　　目	冬の早朝５時発災	夏の昼間12時発災	冬の夕方18時発災
建物被害			
全壊（棟） （うち揺れ）	11,260 (10,229)	11,255 (10,229)	11,267 (10,229)
半壊（棟）	12,355	12,357	12,352
人的被害			
死者（人） （うち津波）	1,774 (1,194)	1,473 (1,171)	1,664 (1,182)
負傷者（人）	3,496	2,625	2,890
ライフライン被害			
上水道（断水人口）（1日目）	最大　33,223人　断水率68.0%		
下水道（支障人口）（2日目）	最大　10,979人　支障率35.6%		
電力（停電軒数）（1日目）	最大　2,054軒　停電率9.3%		
固定電話（不通回線数）（1日目）	最大　4,764回線　不通回線率34.1%		
携帯電話（不通ランク）	ランクＡ （停電率と不通回線率の少なくとも一方が50%を超える場合）		
生活への影響			
避難所生活者 （ピーク時（1日目・2日目）、人）	9,029	8,800	8,864
孤立可能性のある集落	15集落（漁業集落：土生、仁頃、中西、沼島（東泊、北、中、南）、福良（向谷、原田、十軒家、鳥）、阿那賀（伊毘、本村、丸山）、津井）		
対策必要量			
医療機能（入院需要量）	994	595	778
応急仮設住宅（戸）	4,558	4,558	4,559
災害廃棄物（トン）	約140万		
直接被害額（兵庫県全体）	約5.6兆円	約5.5兆円	約5.6兆円

（略）

第３　風水害の被害想定

１～２　（略）

３　高潮災害

高潮は、主に台風に伴って発生しており、その発生時期については、台風が対馬海峡を通過する場合は、日本海南部に達した頃にあらわれ、九州及び四国を縦断する場合は、中国地方に上陸した頃にあらわれる傾向がある。特に秋の大潮期には厳重な警戒が必要であり、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、西淡志知、市、榎列、三原倭文、三原志知、福良、阿万、灘及び沼島地区は浸水の危険性が想定されている地域である。

旧

第２編　災害予防計画

＜役割分担表＞

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第１章　基本方針	自然 2-1-5								
第２章　災害応急対策への備えの充実	自然 2-2-7								
第１節　組織体制の整備	自然 2-2-7								
第２節　防災訓練・研修の実施	自然 2-2-10								防災関係機関
第３節　広域防災体制の確立	自然 2-2-12	○							
第４節　災害対策拠点等の整備及び運用	自然 2-2-13	○							
第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用	自然 2-2-14	○	○						兵庫県
第６節　防災拠点の整備	自然 2-2-17	○							兵庫県
第７節　火災予防対策の推進	自然 2-2-18	○						○	淡路広域消防事務組合
第８節　防災資機材の整備	自然 2-2-22	○							
第９節　災害時の医療確保計画	自然 2-2-23			○					洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、淡路医療センター
第 10 節　緊急輸送体制の整備	自然 2-2-25				○				兵庫国道事務所、兵庫県
第 11 節　避難対策の充実	自然 2-2-27	○	○				○		
第 12 節　備蓄体制の整備	自然 2-2-48	○			○				淡路広域水道企業団
第 13 節　災害時帰宅困難者対策の推進	自然 2-2-53	○		○					
第 14 節　家屋被害認定士制度等の整備	自然 2-2-54	○			○				
第 15 節　廃棄物対策の充実	自然 2-2-57			○					
第 16 節　災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化	自然 2-2-58	○		○	○				
第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備	自然 2-2-63			○					市社会福祉協議会

新

第２編　災害予防計画

＜役割分担表＞

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第１章　基本方針	自然 2-1-5								
第２章　災害応急対策への備えの充実	自然 2-2-7								
第１節　組織体制の整備	自然 2-2-7								
第２節　防災訓練・研修の実施	自然 2-2-10								防災関係機関
第３節　広域防災体制の確立	自然 2-2-12	○							
第４節　災害対策拠点等の整備及び運用	自然 2-2-13	○							
第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用	自然 2-2-14	○	○						兵庫県
第６節　防災拠点の整備	自然 2-2-17	○							兵庫県
第７節　火災予防対策の推進	自然 2-2-18	○						○	淡路広域消防事務組合
第８節　防災資機材の整備	自然 2-2-22	○							
第９節　災害時の医療確保計画	自然 2-2-23			○					洲本健康福祉事務所、淡路広域消防事務組合、淡路医療センター
第 10 節　緊急輸送体制の整備	自然 2-2-25				○				兵庫国道事務所、兵庫県
第 11 節　避難対策の充実	自然 2-2-27	○	○				○		
第 12 節　備蓄体制の整備	自然 2-2-48	○			○				淡路広域水道企業団
第 13 節　災害時帰宅困難者対策の推進	自然 2-2-53	○		○					
第 14 節　家屋被害認定士制度等の整備	自然 2-2-54	○			○				
第 15 節　廃棄物対策の充実	自然 2-2-57			○					
第 16 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化	自然 2-2-58	○		○	○				
第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備	自然 2-2-63			○					市社会福祉協議会
第 18 節　水害・津波予防計画	自然 2-2-	○			○				兵庫県

旧

第 18 節　水害・津波予防計画	自然 2-2-65	○			○				兵庫県
第 19 節　土砂災害対策の充実	自然 2-2-72	○			○				兵庫県
第 20 節　中山間地等における災害対策	自然 2-2-74	○							
第 21 節　住宅再建共済制度の推進	自然 2-2-76	○							兵庫県
第 22 節　重要施設の防災対策	自然 2-2-77	○							兵庫県
第３章　住民参加による地域防災力の向上	自然 2-3-78								
第１節　防災知識普及計画	自然 2-3-78	○		○			○		兵庫県
第２節　自主防災組織の育成	自然 2-3-82	○							
第３節　消防団の充実強化	自然 2-3-85	○						○	淡路広域消防事務組合
第４節　企業等の地域防災活動への参画促進	自然 2-3-86	○			○				
第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	自然 2-4-87								
第１節　まちの防災構造の強化	自然 2-4-87				○				
第２節　建築物の耐震性の確保	自然 2-4-90	○	○	○	○		○		兵庫県
第３節　地盤災害の防止施設等の整備	自然 2-4-93				○				兵庫県
第４節　河川、海岸及びため池施設の整備	自然 2-4-96				○				兵庫県
第５節　交通関係施設の整備	自然 2-4-98	○			○				兵庫県
第６節　ライフライン関係施設の整備	自然 2-4-101				○				関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社兵庫支店、ＫＤＤＩ㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱、淡路広域水道企業団、（一社）兵庫県 LP ガス協会

新

	65								
第 19 節　土砂災害対策の充実	自然 2-2-72	○			○				兵庫県
第 20 節　中山間地等における災害対策	自然 2-2-74	○							
第 21 節　住宅再建共済制度の推進	自然 2-2-76	○							兵庫県
第 22 節　重要施設の防災対策	自然 2-2-77	○							兵庫県
第３章　住民参加による地域防災力の向上	自然 2-3-78								
第１節　防災知識普及計画	自然 2-3-78	○		○			○		兵庫県
第２節　自主防災組織の育成	自然 2-3-82	○							
第３節　消防団の充実強化	自然 2-3-85	○						○	淡路広域消防事務組合
第４節　企業等の地域防災活動への参画促進	自然 2-3-86	○			○				
第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備	自然 2-4-87								
第１節　まちの防災構造の強化	自然 2-4-87				○				
第２節　建築物の耐震性の確保	自然 2-4-90	○	○	○	○		○		兵庫県
第３節　地盤災害の防止施設等の整備	自然 2-4-93				○				兵庫県
第４節　河川、海岸及びため池施設の整備	自然 2-4-96				○				兵庫県
第５節　交通関係施設の整備	自然 2-4-98	○			○				兵庫県
第６節　ライフライン関係施設の整備	自然 2-4-101	○			○				関西電力㈱、関西電力送配電㈱、西日本電信電話㈱兵庫支店、KDDI㈱、㈱NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱淡路広域水道企業団、（一社）兵庫県 LP ガス協会

旧

第５章　その他の災害の予防対策の推進	自然 2-5-114								
第１節　危険物施設等の予防対策の実施	自然 2-5-114								淡路広域消防事務組合
第２節　竜巻・突風予防計画	自然 2-5-116	○							
第３節　複合災害対策	自然 2-5-117	○							

第２編　災害予防計画
第１章　基本方針
第１　災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

（略）

・災害時要援護者支援対策や外国人支援対策の充実

（略）

第２～第４　（略）
第５　国土強靭化地域計画

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第１３条に基づき策定した南あわじ市国土強靭化計画の目標設定により、想定される災害の被害の発生の予防及び軽減に努める。

第２章　災害応急対策への備えの充実
第１節　組織体制の整備
第１～第３　（略）
第４　住民
１～２　（略）
３　地区防災計画の策定促進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、災害時要援護者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第５　（略）

新

第５章　その他の災害の予防対策の推進	自然 2-5-114								
第１節　危険物施設等の予防対策の実施	自然 2-5-114								淡路広域消防事務組合
第２節　竜巻・突風予防計画	自然 2-5-116	○							
第３節　複合災害対策	自然 2-5-117	○							

第２編　災害予防計画
第１章　基本方針
第１　災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、業務継続体制の確保をはじめとする平時からの備えの充実に向け、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

（略）

・要配慮者支援対策や外国人支援対策の充実

（略）

第２～第４　（略）
第５　国土強靭化地域計画

本市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法第13条に基づき策定した南あわじ市強靭化計画の目標設定により、想定される災害の被害の発生の予防及び軽減に努める。

第２章　災害応急対策への備えの充実
第１節　組織体制の整備
第１～第３　（略）
第４　住民
１～２　（略）
３　地区防災計画の策定促進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第５　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第２節　防災訓練・研修の実施** **第１　防災訓練** (1)　（略） (2)　実地訓練 ①　本部設置訓練　②　情報収集・伝達訓練　③　水防訓練　④　消防訓練　⑤　災害救助訓練　⑥　救護訓練　⑦　防疫訓練　⑧　廃棄物処理訓練　⑨　土砂災害等各災害に応じた避難訓練　⑩　給水訓練　⑪　炊き出し訓練　⑫　その他防災訓練 **第２　防災関係機関の訓練** 市、県、その他の防災関係機関等は、災害時に処理すべき業務に対応するため、機関の独自の防災訓練を実施し、その能力向上に努める。 **第３　（略）** **第４　住民、事業所等の訓練** 災害発生直後の応急体制の確立を目的として、自治会、自主防災組織、事業所等は、通報訓練、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。 **第５　「学ぼう災教育」の展開事業の活用** 県では、阪神・淡路大震災の教訓を風化させないため、小・中学校、地域住民が参加する防災訓練の実施を推進している。市内小・中学校は、児童・生徒と地域住民が参加する「学ぼう災教育」の展開事業を積極的に実施活用する。 **第６　（略）**	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第２節　防災訓練・研修の実施** **第１　防災訓練** (1)　（略） (2)　実地訓練 ①　本部設置訓練　②　情報収集・伝達訓練　③　水防訓練　④　消防訓練 ⑤　災害救助訓練　⑥　救護訓練　⑦　防疫訓練　⑧　廃棄物処理訓練 ⑨　土砂災害等各災害に応じた避難訓練　⑩　給水訓練　⑪　炊き出し訓練 ⑫　感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練　⑬　その他防災訓練 **第２　防災関係機関の訓練** 市、県、その他の防災関係機関等は、災害時に処理すべき業務に対応するため、機関の独自の防災訓練を実施し、その能力向上に努める。加えて、市、県は関係部局連携の下、審議会等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。 **第３　（略）** **第４　住民、事業所等の訓練** 災害発生直後の応急体制の確立を目的として、自治会、自主防災組織、事業所等は、通報訓練、避難訓練、初期消火訓練等を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 訓練の実施にあたっては、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、そうした事態を想定した実践的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。 **第５　「ひょうご安全の日推進事業」の展開事業の活用** 県では、阪神・淡路大震災の教訓を風化させないため、小・中学校、地域住民が参加する防災訓練の実施を推進している。市内小・中学校は、児童・生徒と地域住民が参加する「ひょうご安全の日推進事業」の展開事業を積極的に実施活用する。 **第６　（略）**
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第３節　広域防災体制の確立** **第１　広域支援体制** 局地型災害に備えて、近隣市町、広域災害に備えて、遠隔の市町（県外を含む。）など、複数の市町との相互支援体制を確保するため、防災支援協定の締結を推進する。 また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 **第２　受援・応援体制の整備** 関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの作成を検討する。	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第３節　広域防災体制の確立** **第１　広域支援体制** 局地型災害に備えて、近隣市町、広域災害に備えて、遠隔の市町（県外を含む。）など、複数の市町との相互支援体制を確保するため、災害時応援協定の締結を推進する。 また、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。 **第２　受援・応援体制の整備** 県「兵庫県災害時受援計画」及び関西広域連合「関西広域応援・受援実施要綱」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルの作成を検討する。

旧	新
＜受援業務の例＞ ①　他自治体等応援要員受け入れ ②　救命救助・消火部隊受け入れ ③　重傷患者広域搬送、ＤＭＡＴ、「救護班」受け入れ ④　救援物資受け入れ ⑤　広域避難 ⑥　ボランティアの受け入れ　等	＜受援業務の例＞ ①　他自治体等応援要員受入れ ②　救命救助・消火部隊受入れ ③　重傷患者広域搬送、DMAT、「救護班」受入れ ④　救援物資受入れ ⑤　広域避難・広域一時滞在 ⑥　ボランティアの受入れ　等
第４節　災害対策拠点等の整備及び運用 **第１～第２　（略）** **第３　業務継続性の確保** 市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等を行い、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。	**第４節　災害対策拠点等の整備及び運用** **第１～第２　（略）** **第３　業務継続性の確保** 市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するため、業務継続計画（BCP）の策定等を行い、業務継続性の確保を図る。 また、実効性ある経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行う。
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用** 市及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、対策情報など災害予防及び災害応急活動に必要な情報通信の円滑化を図るため、防災行政無線の屋外拡声子局と戸別受信機、ＣＡＴＶ（映像）、防災カメラ、衛星携帯電話等の整備拡充に努める。 また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するために多様な手段により、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用** 市及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、対策情報など災害予防及び災害応急活動に必要な情報通信の円滑化を図るため、防災行政無線の屋外拡声子局と戸別受信機、CATV（映像）、防災カメラ、衛星携帯電話等の整備拡充に努める。 また、有線通信手段が途絶した事態においても、災害情報の伝達、市域の被害状況を把握するために多様な手段により、災害現場との連絡等、災害情報の収集・伝達体制を確立する。
第１　通信施設の整備 **１　フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）** 市、淡路広域消防事務組合、警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。 特に、災害発生時における初動対応を迅速に行うため、地図情報、気象情報、警報、地震被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、平常時、防災訓練時、災害発生時の流れに沿った災害対策本部業務、防災関係機関業務、さらに、映像情報、防災コミュニケーション等、多岐にわたる情報を得ることができ、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策をとれるようこれらの機能の充実が図られている。 本システムの機能は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット（以下、「防災ネット」という。）等を通じて広く住民等への情報提供も行っている。	**第１　通信施設の整備** **１　フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）** 市、淡路広域消防事務組合、警察本部・警察署、自衛隊、第五管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用により、県域のみならず、国との連携を強化している。 特に、災害発生時における初動対応を迅速に行うため、地図情報、気象情報、警報、地震被害予測機能及び需給推計・分析機能を有しており、平常時、防災訓練時、災害発生時の流れに沿った災害対策本部業務、防災関係機関業務、さらに、映像情報、防災コミュニケーション等、多岐にわたる情報を得ることができ、被災市町が必要とする救助要員・救援物資等を的確に把握し、より効果的な応急対策をとれるようこれらの機能の充実が図られている。 本システムの機能は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット（以下、「防災ネット」という。）等を通じて広く住民等への情報提供も行っている。また、県は、降雨時の通信の安定性の強化や市からの映像配信等を実現するため、衛星通信回線の強化を図っていく。

旧	新
２　（略） ３　有線通信施設 ＣＡＴＶによる自主放送、データ放送により、災害情報、避難勧告・指示等の情報を伝達する。 ４～６　（略） ７　Ｊアラート（全国瞬時警報システム） 災害情報等を瞬時に伝達するＪアラート（全国瞬時警報システム）と防災行政無線、ＣＡＴＶ等を接続することにより速やかな情報伝達体制の構築を図る。 ８～９　（略） 〔新設〕 第２～第３　（略） 第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用 第４　住民に対する通信連絡手段の整備 災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備にも努める。 (1)　防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機(2) 電話、ＦＡＸ (3)　携帯電話（防災ネット、緊急速報メール等） (4)　ホームページ (5)　地域メディア（ＣＡＴＶ等） (6)　サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (7)　広報車 (8)　放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Ｌアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む。） (9)　自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 (10)　アマチュア無線等情報ボランティアの協力 (12) IP無線網 第６節　（略）	２　（略） ３　有線通信施設 CATVによる自主放送、データ放送により、災害情報、避難指示等の情報を伝達する。 ４～６　（略） ７　Ｊアラート（全国瞬時警報システム） 災害情報等を瞬時に伝達するＪアラート（全国瞬時警報システム）と防災行政無線、CATV等を接続することにより速やかな情報伝達体制の構築を図る。 ８～９　（略） 10　遠隔共有システム（Hec-Eye） 遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を県及び市町で情報共有する。 11　その他 フェニックス防災システムに搭載された機能のうち、各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出したうえで、情報を入手することができる。 第２～第３　（略） 第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第５節　情報通信機器・施設の整備及び運用 第４　住民に対する通信連絡手段の整備 要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努める。また大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備にも努める。 (1)　防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機 (2)　電話、FAX (3)　携帯電話（防災ネット、緊急速報メール等） (4)　ホームページ (5)　地域メディア（CATV等） (6)　サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき） (7)　広報車 (8)　放送事業者（テレビ、ラジオ）との連携（Ｌアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む。） (9)　自主防災組織等人的ネットワークによる連絡 (10)　アマチュア無線等情報ボランティアの協力 (11)　IP無線網 第６節　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第７節　火災予防対策の推進** **第１　組織人員及び装備** **１～２　（略）** **３　整備計画** (1)　組織の確立及び事業 地震、林野火災等による大規模火災には、巨大な組織で活発な運動を展開している消防団の力は、市管内に淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所が設置されている現在も不可欠なものである。 消防行政の推進については、淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所の設置、消防団装備の近代化・水道事業に伴う消火栓の設置等により大きく進展した。一方、消防団においては、地域外勤務による昼間不在に対する団員確保が困難な分団もあり、これらの現状を踏まえ、消防行政を推進する。 ①～⑤　（略） (2)　（略） **第２　火災予防計画** **１～６　（略）** **７　少量危険物、指定可燃物の防火対策** 火災予防条例に基づき、技術上の基準に適合させる。 **８　（略）** **９　予防宣伝** 予防消防の根本である防火意識の普及徹底について、広報活動等を通じて実施する。 市は、淡路広域消防事務組合とも十分協議を行い、市民、保育所（園）・こども園・幼稚園、小・中学校児童・生徒、施設長及び学校長に対し、火災予防運動期間に限らず、随時、災害予防意識の普及徹底を行う。 (1)　ポスターの掲示・立て看板の掲出 (2)　ＣＡＴＶ放送、ホームページ及び市広報紙等による啓発 (3)　予防講習会の開催 (4)　防災訓練による普及 (5)　住宅用火災警報器の設置 **第３　（略）**	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第７節　火災予防対策の推進** **第１　組織人員及び装備** **１～２　（略）** **３　整備計画** (1)　組織の確立及び事業 地震、林野火災等による大規模火災には、巨大な組織で活発な活動を展開している消防団の力は、市管内に淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所が設置されている現在も不可欠なものである。 消防行政の推進については、淡路広域消防事務組合南淡分署・西淡出張所の設置、消防団装備の近代化・水道事業に伴う消火栓の設置等により大きく進展した。一方、消防団においては、地域外勤務による昼間不在に対する団員確保が困難な分団もあり、これらの現状を踏まえ、消防行政を推進する。 ①～⑤　（略） (2)　（略） **第２　火災予防計画** **１～６　（略）** **７　少量危険物、指定可燃物の防火対策** 淡路広域消防事務組合火災予防条例に基づき、技術上の基準に適合させる。 **８　（略）** **９　予防宣伝** 予防消防の根本である防火意識の普及徹底について、広報活動等を通じて実施する。 市は、淡路広域消防事務組合とも十分協議を行い、市民、保育所（園）・こども園・幼稚園、小・中学校児童・生徒、施設長及び学校長に対し、火災予防運動期間に限らず、随時、災害予防意識の普及徹底を行う。 (1)　ポスターの掲示・立て看板の掲出 (2)　CATV放送、ホームページ及び市広報紙等による啓発 (3)　予防講習会の開催 (4)　防災訓練による普及 (5)　住宅用火災警報器の設置 **第３　（略）**

旧	新
第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第８節　防災資機材の整備 第１　（略） 第２　救助資機材 １　住民が使用する資機材 住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織等を対象に、きめ細かく配置するよう努める。 ２～３　（略） 第９節　災害時の医療確保計画 第１～第２　（略） 第３　災害医療システムの充実 市は、県と連携し、二次保健医療圏域（淡路）における医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、初動期に迅速に対応できる体制の整備に努める。 第４　（略） 第５　兵庫ＤＭＡＴ・災害医療コーディネーター 県は、大規模な災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム（兵庫ＤＭＡＴ）を組織する。 災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」及び兵庫ＤＭＡＴの派遣、災害医療現場における各「救護班」に対する指導、地域医療センター等関係機関との連携による災害医療の確保を図る。 第６　（略） 第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第 10 節　緊急輸送体制の整備 第１　緊急輸送道路 １　（略） ２　海上輸送 海上からのアクセスとして、湊港、福良港、阿万港、阿那賀漁港、灘漁港及び沼島漁港を緊急輸送拠点に指定する。 ３　（略） 第２　物資供給体制の整備 近畿運輸局、神戸運輸監理部は、市、県、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築する。	第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第８節　防災資機材の整備 第１　（略） 第２　救助資機材 １　住民が使用する資機材 住民が災害時等に使用する資機材を、自主防災組織等を対象に、きめ細かく配置するよう努める。 ２～３　（略） 第９節　災害時の医療確保計画 第１～第２　（略） 第３　災害医療システムの充実 市は、県と連携し、二次保健医療圏域（淡路）における医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、市の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、初動期に迅速に対応できる体制の整備に努める。 第４　（略） 第５　兵庫 DMAT・災害医療コーディネーター 県は、大規模な災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム（兵庫DMAT）を組織する。 災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」及び兵庫DMATの派遣、災害医療現場における各「救護班」に対する指導、地域医療センター等関係機関との連携による災害医療の確保を図る。 第６　（略） 第２編　災害予防計画 第２章　災害応急対策への備えの充実 第 10 節　緊急輸送体制の整備 第１　緊急輸送道路 １　（略） ２　海上輸送 海上からのアクセスとして、湊港、福良港、阿万港、阿那賀漁港、灘漁港、沼島漁港及び南あわじ市浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）を緊急輸送拠点に指定する。 ３　（略） 第２　物資供給体制の整備 近畿運輸局、神戸運輸監理部、関西広域連合は、市、県、関係機関と連携して、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るための協議会を設置し、民間の施設やノウハウを活用した災害ロジスティックスを構築する。

旧	新
第３　重要物流道路等における道路啓開等の支援 国は、迅速な緊急救命活動や緊急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 【本市が関係する重要物流道路】 一般国道２８号：神戸西インターチェンジから徳島県板野郡松茂町広島にある徳島県道十四号との交点まで（明石市大蔵八幡町一にある一般国道二号との交点から徳島県板野郡松茂町笹木野にある徳島県道四十号との交点までを除く。） 資料編　「５－４　重要物流道路及び代替・補完路【兵庫県】」	**〔削除〕**

旧

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第１　避難所の種類

１～２　（略）

３　拠点避難所〔指定避難所〕

市指定の避難所であり、災害時及び災害発生のおそれがある場合、危険地域の避難所として市が開設する場合の基本となる避難所である。避難所の開設は、災害の種類（地震、津波、風水害等）に応じて対処する。

４～５　（略）

【指定緊急避難場所一覧】

施設名	所在地	電話	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	○	○	○	○	○	○	○	
〔新規〕										
国立淡路青少年交流の家　つどいの広場	阿万塩屋町 737-39		○	○	○	○	○	○	○	
〔新規〕										

※施設周辺は浸水想定区域内であるため、早めの避難や、浸水時は建物の２階以上へ避難することが必要になる場合がある。また、浸水しない場所への避難をあらかじめ検討しておく必要がある。

新

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第１　避難場所及び避難所の種類

１～２　（略）

３　拠点避難所〔指定避難所〕

市指定の避難所であり、災害時及び災害発生のおそれがある場合、危険地域の避難所として市が開設する場合の基本となる避難所である。避難所の開設は、災害の種類（地震、津波、風水害等）に応じて対処し、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

４～５　（略）

【指定緊急避難場所一覧】

施設名	所在地	電話	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	がけ崩れ、土石流及び地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
旧倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	○	○	○	○	○	○	○	
福良八幡神社	福良甲 1331 番地		○		○	○	○	○	○	
国立淡路青少年交流の家　かんぽラジオ体操広場	阿万塩屋町 737-39		○	○	○	○	○	○	○	
平成淡路看護専門学校	広田広田 656-1		○	○	○	○	○	○	○	

※施設周辺は浸水想定区域内であるため、早めの避難や、その施設が浸水するおそれがある状況では建物の２階以上へ避難することが必要になる場合がある。また、浸水しない場所への避難をあらかじめ検討しておく必要がある。

旧

（略）

【指定避難所一覧】

区別	施　設　名	所　在　地	電　話	面積（㎡）		収容人数	風水害	地震
	倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	830	体育館	270	●	●
	〔新規〕							

【福祉避難所一覧】

施　設　名	所　在　地	電　話
〔新規〕		

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第２　避難所等の指定

公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図るとともに、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

１　指定緊急避難場所

(1)　（略）

(2) 広域一次避難への配慮

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(3) 留意事項

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、津波災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

２　指定避難所

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

①～④　（略）

⑤　災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮する。

(2) 指定順位

指定順位は、原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

①　公立小、中学校

②～④　（略）

(3) 留意事項

新

（略）

【指定避難所一覧】

区別	施　設　名	所　在　地	電　話	面積（㎡）		収容人数	風水害	地震
	旧倭文中学校	倭文庄田 547 番地	46-0313	830	体育館	270	●	●
	沼島中学校	沼島 992 番地	57-0012	159	校舎	50	●（広域）	●（広域）

【福祉避難所一覧】

施　設　名	所　在　地	電　話
国立淡路青少年交流の家　宿泊棟	阿万塩屋町 757 番地 39	55-2695

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第２　避難所等の指定

公民館・学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される災害に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

また、指定避難所等については、日本産業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図るとともに、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

１　指定緊急避難場所

(1)　（略）

(2) 広域一時避難への配慮

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(3) 留意事項

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、それぞれの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

２　指定避難所

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

①～④　（略）

⑤　要配慮者の滞在を想定し、バリアフリー化や相談・介助等の支援体制に十分配慮する。

(2) 指定順位

指定順位は、原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。

①　公立小・中学校

②～④　（略）

(3) 留意事項

旧	新
①　（略） ②　あらかじめ災害時要援護者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努める。	①　（略） ②　あらかじめ要配慮者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努める。 ・市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。 ・市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。 ・市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。 ・市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 ・県は、市が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。
③　（略） ④　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。 〔新規〕	③　（略） ④　女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等の避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮した滞在場所の運営に努める。 ⑤　市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
⑤　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。また、愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 ⑥　避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。 ⑦　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 ⑧　住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう，地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら，あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 ⑨　新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携	⑥　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。また、愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 ⑦　避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、医療・保健等の専門家等との定期的な情報交換に努める。 ⑧　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 ⑨　住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。 ⑩　感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携を図る。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能

旧	新
を図る。また、避難所での３密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努める。 〔新規〕	な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。 ⑪　指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする ⑫　自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症まん延下での避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。
〔新規〕	
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第３　避難所の整備** **１　安全確保等** (1) 施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画を立て、補強あるいは建て替え等の実施に努める。 (2)～(4)　（略） (5) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、災害時要援護者にも十分配慮する。 (6)～(7)　（略） **２　避難者の迅速な収容と滞在援助** (1)～(6)　（略） (7) バリアフリーへの対応等災害時要援護者への配慮 (8)～(9)　（略） **第４　避難所運営体制の整備** **１～３　（略）** **４　避難所運営組織の育成** (1)　（略） (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。 (3) 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。 **５　（略）** **６　新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難所運営** 県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第３　避難所の整備** **１　安全確保等** (1) 施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画を立て、補強あるいは建替え等の実施に努める。 (2)～(4)　（略） (5) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。 (6)～(7)　（略） **２　避難者の迅速な収容と滞在援助** (1)～(6)　（略） (7) バリアフリーへの対応等要配慮者への配慮 (8)～(9)　（略） **第４　避難所運営体制の整備** **１～３　（略）** **４　避難所運営組織の育成** (1)　（略） (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努める。 (3) 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について、あらかじめ協議しておく。 **５　（略）** **６　感染症に対応した適切な避難所運営** (1) 市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所で必要な物資・資機材、要員の配備や役割分担・手順を確認するなど、必要な準備を整えておくとともに、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

旧	新
を整えておくとともに、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映する。 （新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に対応した避難所運営ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（令和2年6月作成）の主な内容） ① ﾌｪｰｽﾞ０　事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用ｽﾍﾟｰｽ又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知 ② ﾌｪｰｽﾞ１　避難 ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項 ③ ﾌｪｰｽﾞ２　避難所開設・受入れ・運営 ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営 ④ ﾌｪｰｽﾞ３　避難所解消 等 〔新規〕	〔削除〕 (2) 県の保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第５　避難誘導体制の確立** (1)～(2)　（略） (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第５　避難誘導体制の確立** (1)～(2)　（略） (3) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、あらかじめ決めておいた安全な避難場所、若しくは市が指定した指定緊急避難場所へ移動する。避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
第６　避難所等の周知 (1) ホームページ、広報紙などに掲載する。 (2) 避難所を記したハザードマップなどを作成し、各戸に配布する。 (3)～(5)　（略）	**第６　避難所等の周知** (1) ホームページ、広報紙、CATV等で広報する。 (2) 避難所等を記したハザードマップなどを作成し、各戸に配布する。 (3)～(5)　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第７　広域一時滞在への対応** 市は、避難所を指定する際に併せて、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ定めておく。 指定避難所が、広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 〔新規〕 **第８　避難勧告等発令判断** 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 また、避難勧告等を行う際に、県又は国に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 11 節　避難対策の充実** **第７　広域避難及び広域一時滞在の体制の整備** 市は、避難所を指定する際に併せて、広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ定めておく。 指定避難所が、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 県、市は、県外への広域避難又は広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討するものとする。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民に役立つ的確な情報を提供できるように努める。 **第８　避難指示等発令判断** 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。 また、避難指示等を行う際に、県や国の他、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

旧

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第９　ハザードマップの活用推進

広く住民に災害やその危険性をイメージできるよう、浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、津波浸水区域等を掲載したハザードマップを作成・配布し、ホームページ等も活用して、的確な避難行動に役立てるよう推進する。

【洪水浸水想定区域を含む地域】

水　系	地　区
三原川水系	倭文長田、倭文庄田、倭文土井、松帆全域（宝明寺以外）、湊全域（登立以外）、志知口、志知飯山寺、志知南、志知北、志知志知、志知鈩、榎列全域、八木馬回、八木入田、八木養宜中、八木養宜上、八木鳥井、八木新庄、八木野原、八木徳野、市十一ヶ所、市徳長、市新、神代南所、神代城家、倭文流、倭文委文、倭文高、三原志知全域、賀集鍛冶屋、賀集賀集、賀集八幡西、賀集八幡南、賀集八幡中、賀集八幡北、賀集立川瀬、北阿万筒井
本庄川・塩屋川水系	阿万上町、阿万下町、阿万佐野、阿万中西、阿万吹上町、阿万西町、阿万東町、北阿万伊賀野
洲本川水系	山添、川向、広田上、中田、大丸、市場、不藤、広田南、中筋、県住緑広田
津井川水系	津井本村、津井西本村、伊加利本村、伊加利下所、伊加利仲野

※　区域については、県により水防法第14条及び県総合治水条例第38条に基づき指定されている。

新

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 11 節　避難対策の充実

第９　ハザードマップの活用推進

広く住民に災害やその危険性をイメージできるよう、洪水浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、ため池浸水想定区域等を掲載したハザードマップを作成・配布し、ホームページ等も活用して、的確な避難行動に役立てるよう推進する。

【洪水浸水想定区域を含む地域】

水　系	地　区
三原川水系	倭文長田、倭文庄田、倭文土井、松帆全域（宝明寺以外）、湊全域（登立以外）、志知口、志知飯山寺、志知南、志知北、志知志知、志知鈩、榎列全域、八木馬回、八木入田、八木養宜中、八木養宜上、八木鳥井、八木新庄、八木野原、八木徳野、市十一ヶ所、市徳長、市新、神代南所、神代城家、倭文流、倭文委文、倭文高、三原志知全域、賀集鍛冶屋、賀集賀集、賀集八幡西、賀集八幡南、賀集八幡中、賀集八幡北、賀集立川瀬、北阿万筒井
本庄川・塩屋川水系	阿万上町、阿万下町、阿万佐野、阿万中西、阿万吹上町、阿万西町、阿万東町、北阿万伊賀野
洲本川水系	山添、川向、広田上、中田、大丸、市場、不藤、広田南、中筋、県住緑広田
津井川水系	津井本村、津井西本村、伊加利本村、伊加利下所、伊加利仲野

※　区域については、県により水防法第14条に基づき指定されている。

旧

【土砂災害（特別）警戒区域一覧表】※「●」は、土砂災害特別警戒区域を示す。

（急傾斜地の崩壊）　（略）

（土石流）　（略）

（地すべり）

（略）

指定の区域	箇所番号	区域名
津井	325020001	津井
阿那賀	325020002	丸山
灘来川	325040001	灘来川
灘黒岩	325040002	灘黒岩
灘吉野	325040003	灘吉野
灘山本	325040004	灘山本
灘城方	325040005	灘城方（二）
灘城方	325040006	灘城方
灘油谷	325040007	灘油谷
灘払川	325040008	灘払川

指定の区域	箇所番号	区域名
灘円実	325040009	灘円実
灘土生	325040010	灘土生
灘土生	325040011	灘大川
灘地野	325040012	灘地野
灘仁頃	325040013	灘仁頃
阿万東町・西町	325040014	阿万丸田
（新規）		
（新規）		
（新規）		

（略）

【高潮浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、志知

※　県では令和2年8月31日に高潮浸水想定区域図を作成し公表したが、水防法第14条の3による区域の指定については今後行われる予定。

（略）

【津波浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、志知

※　区域は、県により平成26年に津波防災地域づくりに関する法律第8条により設定されている。津波浸水想定区域は、津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域とは異なることに注意が必要。

※ 資料編　　「７－14　津波・高潮ハザードマップ（市全域）」

「８－13　津波ハザードマップ」

〔新規〕

第 10　「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

新

【土砂災害（特別）警戒区域一覧表】※「●」は、土砂災害特別警戒区域を示す。

（急傾斜地の崩壊）　（略）

（土石流）　（略）

（地すべり）

（略）

指定の区域	箇所番号	区域名
津井	325020001	津井
阿那賀	325020002	丸山
灘来川	325040001	灘来川
灘黒岩	325040002	灘黒岩
灘吉野	325040003	灘吉野
灘山本	325040004	灘山本
灘城方	325040005	灘城方（二）
灘城方	325040006	灘城方
灘油谷	325040007	灘油谷
灘払川	325040008	灘払川

指定の区域	箇所番号	区域名
灘円実	325040009	灘円実
灘土生	325040010	灘土生
灘土生	325040011	灘大川
灘地野	325040012	灘地野
灘仁頃	325040013	灘仁頃
阿万東町・西町	325040014	阿万丸田
土井	325010001	倭文土井
灘山本	325040015	灘山本
灘黒岩第１	325040016	灘黒岩

（略）

【高潮浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、西淡志知、市、榎列、三原倭文、三原志知

※　県では令和２年８月31日に高潮浸水想定区域図を作成し、令和４年６月７日に水防法第14条の３による区域を指定した。

（略）

【津波浸水想定区域を含む地域】

福良、阿万、灘、沼島、松帆、湊、津井、阿那賀、丸山、伊毘、西淡志知、三原志知

※　区域は、県により平成26年に津波防災地域づくりに関する法律第８条により設定されている。津波浸水想定区域は、津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域とは異なることに注意が必要。

※ 資料編　　「７－14　津波・高潮ハザードマップ（市全域）」

「８－13　津波ハザードマップ」

【ため池浸水想定区域を含む地域】

市内各地　※南あわじ市ハザードマップ及びホームページを確認

第 10　「マイ避難カード」の普及による市民の避難意識の向上

市は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難する方法」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、市民の避難意識の向上を図る。

旧

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 12 節　備蓄体制の整備

第１　（略）

第２　備蓄体制の整備

１～２　（略）

３　防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

(1)～(4)　（略）

(5) 災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。

品　目　例	
生活必需物資等	毛布、下着、タオル、マスク※、カセットコンロ、ほ乳瓶、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等
避難所運営用資材等	間仕切り※、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみﾍﾞｯﾄﾞ※含む）、受付用ﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝ※、換気設備、除菌・滅菌装置※、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等

４　備蓄又は物資供給協定の締結促進

(1)　（略）

(2) 民間協定

災害に備えて、食料・日用品等に関して、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、関係各種団体・企業等と協議する。

５～７　（略）

新

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 12 節　備蓄体制の整備

第１　（略）

第２　備蓄体制の整備

１～２　（略）

３　防災備蓄倉庫及び備蓄品の整備

(1)～(4)　（略）

(5) 災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努める。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者に配慮するものとする。

品　目　例	
生活必需物資等	毛布、下着、タオル、マスク※、カセットコンロ、哺乳瓶、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等
避難所運営用資材等	間仕切り※、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド※含む）、受付用パーティション※、換気設備、除菌・滅菌装置※、清掃用具一式、トイレ関連備品一式等

４　備蓄又は物資供給協定の締結促進

(1)　（略）

(2) 民間協定

災害に備えて、食料・生活用品等に関して、在庫の優先的供給を受ける等協力業務の内容、協力方法等について、関係各種団体・企業等と協議する。

５～７　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 13 節　災害時帰宅困難者対策の推進** **第１　災害時帰宅困難者への支援** (1) 帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや災害時要援護者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。 (2)　（略） (3) 災害時要援護者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。 **第２　普及啓発** (1)　（略） (2) 災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練等の実施に努める。 (3) 県は、企業の帰宅困難者対策を推進するため、従業員の帰宅抑制を想定した事業継続計画（ＢＣＰ）の作成や訓練等の取組を支援する。 **第 14 節～第 15 節　（略）**	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 13 節　災害時帰宅困難者対策の推進** **第１　災害時帰宅困難者への支援** (1) 帰宅途中で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。 (2)　（略） (3) 要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。 **第２　普及啓発** (1)　（略） (2) 災害時帰宅困難者の帰宅訓練コースを設定するなど、災害時帰宅困難者を想定した訓練や広域避難に関する訓練等の実施に努める。 〔削除〕 **第 14 節～第 15 節　（略）**

旧	新
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化** 災害発生時に、被害を受けやすい災害時要援護者の被害を防ぐための対策を検討し、必要な措置を講じる。 **第１　避難行動要支援体制** **１　（略）** **２　災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿（災害時要援護者登録台帳）の整備** 平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するように努める。災害時要援護者のうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿を整備する。 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、市役所等の被災等を含むいかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。 また、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 (1)～(7)　（略） **３　避難行動要支援者名簿の共有** 避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制及び避難支援・安否確認の整備並びに避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。 **４　地域における避難支援体制** 市、自主防災組織等は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を定めるなどの地域における支援体制の整備に努める。自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画（誰が、いつ、どのような方法で、どこへ等）の策定や地域の防災マップの作成に努める。 県は、自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。また、市や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施する。 市は、兵庫県がすすめる「防災と福祉の連携促進事業」等を活用し、要援護者（要配慮者）の心身状況等を熟知したケアマネージャーや相談支援専門員の積極的な協力を得ながら、実際に避難の支援を行う立場となる地域（自主防災組織や自治会等）と共に、社会福祉協議会などと連携を図りながら、個別支援計画（災害時ケアプラン）の策定を推進し、実効性の高い避難支援体制の構築を図る。	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化** 災害発生時に、被害を受けやすい要配慮者の被害を防ぐための対策を検討し、必要な措置を講じる。 **第１　避難行動要支援体制** **１　（略）** **２　要配慮者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備** 平常時から要配慮者に関する情報を把握するように努める。要配慮者のうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の同意を得た上で、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿を整備する。 避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新することとするとともに、市役所等の被災等を含むいかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努め、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。 また、避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 (1)～(7)　（略） **３　避難行動要支援者名簿の共有** 避難支援等に携わる関係者として消防団、警察機関、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ、避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制及び避難支援・安否確認の整備並びに避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。 **４　個別避難計画の作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備** (1) 市は、防災部局や福祉部局等の関係部局の連携の下、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画（災害時ケアプラン）を作成・共有する等の地域における支援体制の整備に努める。 (2) 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。 (3) 市は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下、「個別避難計画情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。また、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対

旧	新
	し、個別避難計画情報を提供することができる。なお、個別避難計画情報の提供を行うときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏洩の防止のために必要な措置を講ずるよう求める等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (4) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (5) 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別避難計画に加え、地域の防災マップ及び地区防災計画の作成に努める。 (6) 県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図る。また、市や地域の取組を支援するとともに、情報発信や人材育成を実施する。 (7) 個別避難計画に関する市地域防災計画で定める事項 ① 計画作成の対象範囲 ② 計画の作成方法 ③ 計画の提供先（民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会等）、方法 ④ 計画作成に必要な個人情報及びその入手方法 ⑤ 計画の更新に関する事項 ⑥ 計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置 ⑦ 避難支援等関係者の安全確保 （参考）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」
５　訓練・研修の実施 市は、避難行動要支援者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援者支援に必要な人材の育成に努める。	**５　訓練・研修の実施** 市は、避難行動要支援者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、住民等を対象に研修会等を開催し、避難行動要支援者の支援に必要な人材の育成に努める。
〔新規〕	**６　避難支援等に携わる関係者等の安全確保の措置** 地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。
第２編　災害予防計画 **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化** **第２　情報伝達体制の整備** 市は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、自主防災組織等と連携し、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図る。 １～３　（略）	**第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化** **第２　情報伝達体制の整備** 市は、災害時に迅速・的確に要配慮者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、自主防災組織等と連携し、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図る。 １～３　（略）

旧	新
第３　避難所等の整備 (1) 避難所予定施設の管理者は、災害時要援護者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化や障がい者向けトイレの設置、福祉避難室の確保などに努める。 (2)～(3)　（略） (4) 社会福祉施設等との協定等により、災害時に災害時要援護者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。 (5)　（略） (6) 流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。 **第４　地域ケアシステムとの連携** **１　介護・看護事業者等との連携** 災害時の情報伝達、安否確認や災害時要援護者の生活支援などについて、介護・看護事業者との連携を図る。 **２　社会福祉施設等の対応力の強化** (1) 社会福祉施設等に対し、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。 (2)　（略） **３　災害時の社会福祉施設の活用** 災害時要援護者の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の社会福祉施設への一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。 **４　避難誘導対策** (1) 安全が確認された後に、災害時要援護者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。 (2)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化** **第４　地域ケアシステムとの連携** **５　（略）** **６　災害時要援護者利用施設に係る総合的な災害対策の実施** 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図るとともに、総合的な災害対策を講じる。	**第３　避難所等の整備** (1) 避難所予定施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化や障がい者向けトイレの設置、福祉避難スペースの確保などに努める。 (2)～(3)　（略） (4) 社会福祉施設等との協定等により、災害時に要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。 (5)　（略） (6) 流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。 **第４　地域ケアシステムとの連携** **１　介護・看護事業者等との連携** 災害時の情報伝達、安否確認や要配慮者の生活支援などについて、介護・看護事業者との連携を図る。 **２　社会福祉施設等の対応力の強化** (1) 社会福祉施設等に対し、事業継続計画（BCP）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。 (2)　（略） **３　災害時の社会福祉施設の活用** 要配慮者の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の社会福祉施設への一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。 **４　避難誘導対策** (1) 安全が確認された後に、要配慮者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。 (2)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化** **第４　地域ケアシステムとの連携** **５　（略）** **６　要配慮者利用施設に係る総合的な災害対策の実施** 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施するものとし、その結果を市長に報告しなければならない。

旧	新
7　災害時要援護者が利用する施設に対する指導・助言 県、市は、介護保険施設等の災害時要援護者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、又は策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。 （略） **第５　災害時に特に配慮すべき事項** 災害時には、災害時要援護者に対し、次の点を十分配慮する。 (1)～(2)　（略） (3) 居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見 (4)　（略） (5) 避難所等における災害時要援護者の把握とニーズ調査 (6)～(16)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化** **第６　（略）** **第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** 災害時の応急対策活動において、ボランティアが、被災者の救援、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて有効である。市及び市市社会福祉協議会は、大規模災害が発生した場合のボランティアの受入体制を整備する。 **第１　ボランティアに協力を求める主な内容** ボランティアに協力を求める主な内容は、次のとおりである。 (1)～(5)　（略） (6) 災害時要援護者の救済・支援 (7)～(9)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** **第２　災害ボランティア活動の環境整備** **１　（略）** **２　受入体制の整備** （略） (1) ボランティア団体等とのネットワークの構築	**7　要配慮者が利用する施設に対する指導・助言** 県、市は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、又は策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行う。 また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。 （略） **第５　災害時に特に配慮すべき事項** 災害時には、要配慮者に対し、次の点を十分配慮する。 (1)～(2)　（略） (3) 居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見 (4)　（略） (5) 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査 (6)～(16)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 16 節　要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化** **第６　（略）** **第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** 災害時の応急対策活動において、ボランティアが、被災者の救援、避難所の開設・運営等に果たす役割は極めて有効である。市及び市社会福祉協議会は、大規模災害が発生した場合のボランティアの受入体制を整備する。 **第１　ボランティアに協力を求める主な内容** ボランティアに協力を求める主な内容は、次のとおりである。 (1)～(5)　（略） (6) 要配慮者の救済・支援 (7)～(9)　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 17 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** **第２　災害ボランティア活動の環境整備** **１　（略）** **２　受入体制の整備** （略） (1) 行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築

旧	新
(2)～(3)　(略) また、市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。 **３　ボランティア活動の支援拠点の整備** 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 **４　（略）** **〔新規〕** **第３　ボランティアの育成** （略） (1)～(2)　(略) (3) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。 (4) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。 **第４　（略）** **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 18 節　水害・津波予防計画** **第１～第４　（略）** **第５　情報の伝達体制** **１　（略）** **２　通報・通信手段の確保** （略） (1) 住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報又は大津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導する。 (2)～(3)　(略)	(2)～(3)　(略) また、市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、避難所運営に関する訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。 **３　ボランティア活動の支援拠点の整備** 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 **４　（略）** **５　感染症の拡大が懸念される状況下における対応** 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。 **第３　ボランティアの育成** （略） (1)～(2)　(略) (3) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。 (4) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。 **第４　（略）** **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 18 節　水害・津波予防計画** **第１～第４　（略）** **第５　情報の伝達体制** **１　（略）** **２　通報・通信手段の確保** （略） (1) 住民等に海浜に出かけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報又は大津波警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導する。 (2)～(3)　(略)

旧	新
３　（略） **第６　避難体制の整備** 　住民等に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておく。 **１　住民等の避難行動** (1)　（略） (2) 自主防災組織等との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。 **２　観光地等利用者の避難誘導** (1)　（略） (2) 観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。 ３　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 18 節　水害・津波予防計画** **第７　住民への啓発活動等の実施** （略） **１　（略）** **２　日頃の備えの充実** 　津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。 **３　避難訓練の実施** 　住民及び関係機関の参加のもと、実践的な津波防災避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制、津波防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。 **４　（略）** **「津波に対する心得」** **１　一般編** (1)～(3)　（略） (4) ラジオ、テレビ、防災行政無線などを通じて、正しい情報を入手する。 (5)～(8)　（略） (9) 避難勧告・指示を守り、速やかに避難場所へ避難する。 (10)～(11)　（略）	３　（略） **第６　避難体制の整備** 　住民等に対し、平時から津波の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水想定等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を策定しておく。 **１　住民等の避難行動** (1)　（略） (2) 自主防災組織等との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。 **２　観光地等利用者の避難誘導** (1)　（略） (2) 観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の宿泊施設等に浸水想定区域図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示を行う等、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。 ３　（略） **第２編　災害予防計画** **第２章　災害応急対策への備えの充実** **第 18 節　水害・津波予防計画** **第７　住民への啓発活動等の実施** （略） **１　（略）** **２　日頃の備えの充実** 　津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持出品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報及び啓発に努める。 **３　避難訓練の実施** 　住民及び関係機関の参加のもと、実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制、津波防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。 **４　（略）** **「津波に対する心得」** **１　一般編** (1)～(3)　（略） (4) ラジオ、テレビ、防災行政無線、ひょうご防災ネットなどを通じて、正しい情報を入手する。 (5)～(8)　（略） (9) 避難指示を守り、速やかに避難場所へ避難する。 (10)～(11)　（略）

旧	新
２　（略） **第８　津波監視体制等の確立** 気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約３分を目標に津波警報又は大津波警報・注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、津波警報又は大津波警報・注意報が間に合わない場合も考えられるので、市は、津波の襲来に備え、震度４以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期する。 **第９　洪水浸水想定区域** **１　洪水浸水想定区域の想定・公表等** 水防法の改正により、国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に係る河川の洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。 〔新規〕 **２　洪水浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設に対する避難確保措置** 市は、洪水浸水想定区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への特別警戒水位（水位周知河川である三原川のはん濫危険水位のこと）到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法を下図のとおりとし、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。 また、水防法の規定に基づき、洪水浸水想定区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図る。 なお、上記以外の災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、水防法の適用対象施設ではないが、水防法及び県総合治水条例の趣旨を鑑み、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図ることが望ましい。	２　（略） **第８　津波監視体制等の確立** 気象庁本庁又は大阪管区気象台は地震発生後、約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表することとしているが、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に短く、大津波警報、津波警報及び津波注意報の発表が間に合わない場合も考えられるので、市は、津波の襲来に備え、震度４以上の地震が発生した場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとり、津波情報の住民に対する通報・伝達に万全を期する。 **第９　洪水及び高潮浸水想定区域** **１　洪水浸水想定区域の指定・公表等** 国土交通大臣又は知事は、水防法に基づく洪水予報河川、水位周知河川及び国土交通省令で定める基準に該当する河川の洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、水防法に基づき指定した河川以外についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。 **２　高潮浸水想定区域の指定・公表等** 知事は、水防法に基づく、水位周知海岸について、高潮浸水想定区域の指定を行う。 また、指定した高潮浸水想定区域は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。 **３　洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設に対する避難確保措置** 市は、洪水及び高潮浸水想定区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への洪水予報や特別警戒水位（水位周知河川である三原川の氾濫危険水位のこと）到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。 また、水防法の規定に基づき、洪水及び高潮浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施し、警戒避難体制の整備を図る。 なお、上記以外の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法の適用対象施設ではないが、水防法及び県総合治水条例の趣旨を鑑み、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図ることが望ましい。 加えて、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、市長は同計画を作成するよう指示するものとする。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、市長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

旧

【洪水浸水想定区域内の災害時要援護者利用施設一覧】（水防法指定河川分）

番号	事業所等の名称	所在地
1	幼老複合型うぃず※	松帆高屋乙１５８－１
2	西淡中学校	松帆古津路５７７－６６
3	松帆小学校	松帆江尻５９４
4	榎列小学校	榎列大榎列１４２６－１
5	幼保連携型認定こども園松帆南	松帆高屋乙１９２
6	榎列保育所	榎列下幡多４３２
7	三原中学校	市十一ヶ所１４－１２

※　令和３年４月１日から小規模多機能型居宅介護（通所・宿泊有り）から地域密着型通所介護（デイサービス）へ変更予定

【洪水浸水想定区域内の災害時要援護者利用施設一覧】（兵庫県総合治水条例指定河川分）

番号	事業所等の名称	所在地
1	グループホームふれあい	広田広田１２７
2	翠鳳第一病院	広田広田１３４－１
3	翠鳳第一病院デイサービスふれあい	広田広田１３４－１
4	南あわじ市社会福祉協議会なでしこデイサービスセンター	広田広田３６１－５
5	広田保育園	広田中筋１９５－１
6	あべいすとリハビリセンター・志知	志知鈩５３
7	阿万保育所	阿万下町４１
8	阿万小学校	阿万下町４２０

新

【洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】（水防法指定河川分）

番号	事業所等の名称	所在地
1	特別養護老人ホーム　すいせんホーム	賀集野田 764
2	なでしこデイサービスセンター	広田広田 361-5
3	森の木ファーム	賀集八幡森ノ木 48
4	介護老人保健施設　ケアホーム南淡路	賀集福井 564-7
5	グループホームふれあい	広田広田 127
6	翠鳳第一病院デイサービスふれあい	広田広田 134-1
7	あべいすとリハビリセンター・志知	志知鈩 53
8	南淡デイサービスセンターやすらぎ	賀集野田 764
9	TKC ガーデン山添	広田広田 467-4
10	幼老複合型うぃず※	松帆高屋乙 158-1
11	翠鳳第一病院	広田広田 134-1
12	中林病院	神代国衙 1680-1
13	斎藤内科クリニック	榎列小榎列 206-1
14	南淡路病院	賀集福井 560
15	広田保育園	広田中筋 195-1
16	榎列保育所	榎列下幡多 432
17	阿万保育所	阿万下町 41
18	幼保連携型認定こども園松帆北	松帆櫟田 198
19	幼保連携型認定こども園松帆南	松帆高屋乙 192
20	幼保連携型認定こども園松帆南分園	松帆高屋 158-1
21	翠鳳第一病院保育室・おひさま	広田広田 134-1
22	中林病院託児所	神代国衙 1680-1
23	南淡路病院託児所	賀集福井 560
24	松帆小学校	松帆江尻 594
25	榎列小学校	榎列大榎列 1426-1
26	阿万小学校	阿万下町 420
27	西淡中学校	松帆古津路 577-66
28	三原中学校	市十一ヶ所 14-12

※　令和３年４月１日から小規模多機能型居宅介護（通所・宿泊有り）から地域密着型通所介護（デイサービス）へ変更予定

〔削除〕

旧	新

〔新規〕

３　（略）

４　その他の対策

(1) 情報の収集・伝達・共有

河川管理者は、水位計、雨量計、河川監視用カメラなど情報収集のための施設整備を推進する。また、流域が大きく重要な河川については、流域全体を視野に入れた洪水危険情報通報システムを確立する。

(2) 浸水区域や避難場所等の情報の事前周知

水防管理団体の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱の他、県ホームページにも一覧表を掲載して周知を図る。

(3)　（略）

５　避難訓練の実施

住民及び関係機関の参加のもと実践的な避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制及び防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。

【高潮浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧】

番号	事業所等の名称	所在地
1	もりのき放課後デイサービス	福良甲 513-3
2	あべいすとリハビリセンター・志知	志知鈩 53
3	リハビリ特化型デイサービスみんなの家	福良乙 12
4	うぃずデイサービスセンター	松帆高屋乙 158-1
5	幼保連携型認定こども園松帆北	松帆櫟田 198
6	幼保連携型認定こども園松帆南	松帆高屋乙 192
7	幼保連携型認定こども園松帆南分園	松帆高屋乙 158-1
8	児童館	福良乙 999-1
9	松帆小学校	松帆江尻 594
10	沼島小学校	沼島 995
11	西淡中学校	松帆古津路 577-66
12	沼島中学校	沼島 992

３　（略）

４　その他の対策

(1) 情報の収集・伝達・共有

河川管理者は、水位計、雨量計、河川ライブカメラなど情報収集のための施設整備を推進する。また、流域が大きく重要な河川については、流域全体を視野に入れた洪水危険情報通報システムを確立する。

(2) 浸水想定区域や避難場所等の情報の事前周知

県、水防管理団体の実施する水防活動の目安となるものとして、河川管理者が水防活動を重点的に実施すべき箇所として指定している重要水防箇所について、水防計画、水防活動要綱の他、県ホームページにも一覧表を掲載して周知を図る。

(3)　（略）

５　避難訓練の実施

住民及び関係機関の参加のもと実践的な避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制、住民等の適切な避難、関係機関等との連携体制及び防災体制の整備に努める。特に、避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。訓練実施後は、速やかに市へ訓練実施の報告を行う。

旧

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 19 節　土砂災害対策の充実

第１　土砂災害（特別）警戒区域

１　（略）

２　土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

（略）

(1)　（略）

①～②　（略）

③　土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の周知

(2)　（略）

①　雨量情報の提供

②　避難の指示等の伝達

３　土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要援護者が利用する施設に対する避難確保措置

市は、土砂災害（特別）警戒区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法を下図のとおりとし、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。

また、土砂災害（特別）警戒区域内にある災害時要援護者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図る。

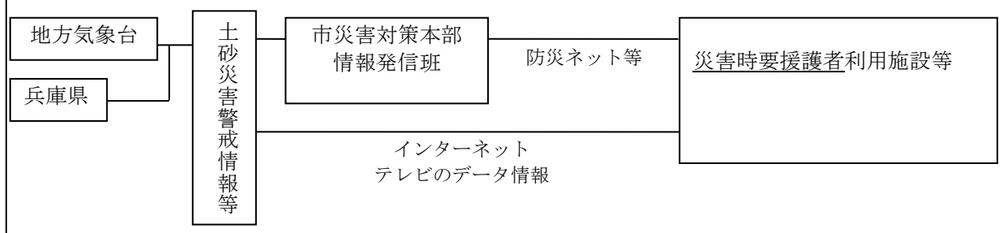

新

第２編　災害予防計画

第２章　災害応急対策への備えの充実

第 19 節　土砂災害対策の充実

第１　土砂災害（特別）警戒区域

１　（略）

２　土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

（略）

(1)　（略）

①～②　（略）

③　土砂キキクルの周知

(2)　（略）

①　土砂キキクルに関する情報の提供

②　避難の指示等の伝達

３　土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者が利用する施設に対する避難確保措置

市は、土砂災害（特別）警戒区域内にある主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設で、土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設への土砂災害警戒情報等の伝達方法を下図のとおりとし、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を本計画で定める。

また、土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成し避難訓練を実施する等、警戒避難体制の整備を図る。

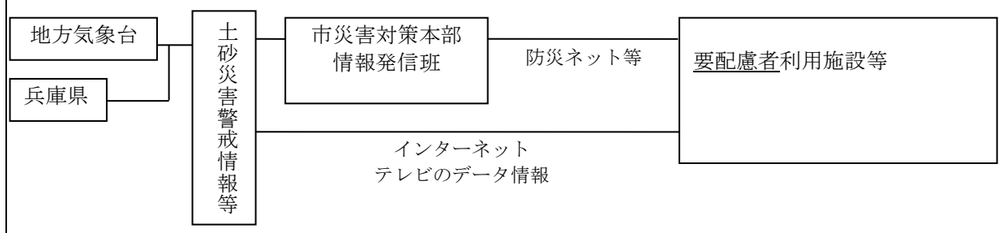

旧

【土砂災害警戒区域内の災害時要援護者利用施設一覧】

番号	事業所等の名称	所在地
1	デイサービスまごころ	倭文長田１２８２
2	養護老人ホームさくら苑	福良丙２２－４
3	特別養護老人ホームすいせんホーム	賀集野田７６４
4	小規模多機能施設風らん	賀集八幡５４１－７
5	沼島小学校	沼島９９５
6	沼島中学校	沼島９９２
7	伊加利こども園	伊加利６１４－２
8	志知保育所	志知佐礼尾３６３
9	児童館	福良乙９９９－１
10	ぬしま保育園	沼島２４８４

４～５　（略）

第 20 節　（略）

第 21 節　住宅再建共済制度の推進

県では、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者等が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として住宅再建共済制度を創設した。

共済制度は、平成17年に住宅所有者を対象として発足し、その後、マンション管理者等を対象にマンション共用部分に対象を拡大し、平成22年には住宅所有の有無を問わない家財再建へとその対象を発展拡大している。

さらに、平成26年には準半壊（損壊割合10%以上）を給付対象とする制度拡充がなされている。

市は、自治会等住民団体等と連携して、あらゆる機会を通じて住宅再建共済制度の広報を行い、その定着、発展に向け、一人でも多くの住民の加入促進を図る。

第 22 節　（略）

新

【土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧】

番号	事業所等の名称	所在地
1	デイサービスまごころ	倭文長田 1282
2	養護老人ホームさくら苑	福良丙 22-4
3	特別養護老人ホームすいせんホーム	賀集野田 764
4	小規模多機能施設風らん	賀集八幡 541-7
5	沼島小学校	沼島 995
6	沼島中学校	沼島 992
7	伊加利こども園	伊加利 614-2
8	志知保育所	志知佐礼尾 363
9	児童館	福良乙 999-1
	（削除）	

４～５　（略）

第 20 節　（略）

第 21 節　住宅再建共済制度の推進

県では、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者等が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として住宅再建共済制度を創設した。

共済制度は、平成17年に住宅所有者を対象として発足し、その後、マンション管理者等を対象にマンション共用部分に対象を拡大し、平成22年には住宅所有の有無を問わない家財再建へとその対象を発展拡大している。

さらに、平成26年には準半壊（損壊割合10%以上20%未満）を給付対象とする制度拡充がなされている。

市は、自治会等住民団体等と連携して、あらゆる機会を通じて住宅再建共済制度の広報を行い、その定着、発展に向け、一人でも多くの住民の加入促進を図る。

第 22 節　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第３章　住民参加による地域防災力の向上** **第１節　防災知識普及計画** **第１　平常時対策（予防対策）** **１　防災意識の普及・向上** (1)～(4)　（略） (5) 津波災害や豪雨災害において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難場所・避難経路や危険箇所の確認、避難訓練、災害時要援護者の支援などに取り組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進する。 **２　市職員に対する教育** （略） (1)～(9)　（略） 〔新規〕 **３　学校における防災教育** (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。 ①　防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア～イ　（略） ウ　地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ　（略） ②　（略） (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進する。 ①～③　（略） **４　住民等に対する啓発** （略） (1) 住民等に対する啓発方法 正しい知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努める。 ①　兵庫県ＣＧハザードマップ（県ホームページ）、人と防災未来センターなどの利用 兵庫県ＣＧハザードマップの内容 ア～イ　（略） ウ　主要地点における浸水イメージＣＧなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。 エ　（略） ②　インターネット、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及	**第２編　災害予防計画** **第３章　住民参加による地域防災力の向上** **第１節　防災知識普及計画** **第１　平常時対策（予防対策）** **１　防災意識の普及・向上** (1)～(4)　（略） (5) 津波災害や豪雨災害において、地域の住民すべてが安全に避難できるよう、自治会、自主防災組織等が中心となり、地域ぐるみで避難場所・避難経路や危険箇所の確認、避難訓練、要配慮者の支援などに取り組む“みんなで逃げよう”減災防災運動を推進する。 **２　市職員に対する教育** （略） (1)～(9)　（略） (10) 整備した資機材を活用した訓練の実施 市は、重機や救助艇等、これまで整備した資機材を活用し、消防団と連携をしながら定期的に訓練を実施し、技術の向上を図る。 **３　学校における防災教育** (1) 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。 ①　防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。 ア～イ　（略） ウ　地域や消防団員等と連携した防災訓練の効果的実施方法について エ　（略） ②　（略） (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する地域の災害リスクに応じた防災教育を推進する。 ①～③　（略） **４　住民等に対する啓発** （略） (1) 住民等に対する啓発方法 正しい知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化、専門家の知見の活用等にも努める。 ①　兵庫県CGハザードマップ（県ホームページ）、人と防災未来センターなどの利用 兵庫県CGハザードマップの内容 ア～イ　（略） ウ　主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。 エ　（略） ②　インターネット、ビデオ、ラジオ、テレビ等による普及

旧	新
③～⑧　（略） 〔新規〕 (2) 住民等に対する啓発内容 ①～②　（略） ③　災害に対する平素の心得 ア～オ　（略） 〔新規〕 カ　避難の方法（避難場所・避難経路の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング） キ　食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも３日間、可能な限り１週間分程度） ク　非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） ケ　自主防災組織の結成 コ　災害時要援護者への配慮 サ　ボランティア活動への参加 シ　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性 ス　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 セ　自動車へのこまめな満タン給油 ④　津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底 ⑤　災害発生時の心得 ア～ケ　（略） 〔新規〕 コ　自動車運転中及び旅行中等の心得 サ　安否情報の確認のためのシステムの活用等 〔新規〕 (3) 職場教育 ①　災害時要援護者利用施設の施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。 ②　（略） ５　（略） 第２　（略）	③～⑧　（略） ⑨　ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及 (2) 住民等に対する啓発内容 ①～②　（略） ③　災害に対する平素の心得 ア～オ　（略） カ　避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性 キ　避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと） ク　食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも３日間、可能な限り１週間分程度） ケ　非常時持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等） コ　自主防災組織の結成 サ　要配慮者及び外国人への配慮 シ　ボランティア活動への参加 ス　兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性 セ　飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 ソ　自動車へのこまめな満タン給油 ④　津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底 ⑤　災害発生時の心得 ア～ケ　（略） コ　避難所等での性暴力・DV等「暴力は許されない」意識の徹底 サ　諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動 シ　安否情報の確認のためのシステムの活用等 ス　生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）　等 (3) 職場教育 ①　要配慮者利用施設の施設管理者は、職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。 ②　（略） ５　（略） 第２　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第３章　住民参加による地域防災力の向上** **第２節　自主防災組織の育成** **第１　（略）** **第２　自主防災組織の育成促進** 災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策だけでは自ずと限界があり、住民の協力が不可欠である。 このため、実際に災害と直面する住民一人ひとりが､震災時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民の自発的な防災活動の組織化を図るとともに、防災関係機関と一体となった防災対策が実施できるようその組織形成と育成に努める。 **１　（略）** **２　災害時の自主防災組織の役割** 災害時における自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられる。 (1)～(4)　（略） (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への情報伝達、避難誘導及び安否確認 (6)～(7)　（略） **３　自主防災組織の活動** 自主防災組織の活動には、災害発生に備え、被害の発生や拡大の未然防止のために、日常行う活動（平常時の活動）と、災害発生後に、地域内で被害の発生や拡大を防止するために行う活動（災害時の活動）があるが、平常時の活動の成果が、いざというときの災害発生時に活かされる。 (1) 平常時の活動 ①～⑪　（略） 〔新規〕 (2)　（略） **４　自主防災組織育成計画** 自主防災組織の活動は地域に密着したものであり、自治会組織が基本となる。 ただし、自主防災組織は、自治会のみならず消防団、民生委員・児童委員などと連携して地域の実情に応じた組織として結成するのが通常である。 各自治会で組織することが、より地域の防災意識の向上につながるものと考えられ、特に、地域の住民誰もが参加できる組織であることが大切である。困難な問題に直面することも多く考えられるが、できることから始め、継続的に組織を育成・強化していくことが重要である。 また、組織編成時の留意点として、女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討、地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用等に努める。 **５　（略）**	**第２編　災害予防計画** **第３章　住民参加による地域防災力の向上** **第２節　自主防災組織の育成** **第１　（略）** **第２　自主防災組織の育成促進** 災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策だけでは自ずと限界があり、住民の協力が不可欠である。 このため、実際に災害と直面する住民一人ひとりが､震災時に「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民の自発的な防災活動の組織化を図るとともに、防災関係機関と一体となった防災対策が実施できるようその組織形成と育成に努める。 **１　（略）** **２　災害時の自主防災組織の役割** 災害時における自主防災組織の役割としては、次のようなことが考えられる。 (1)～(4)　（略） (5) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への情報伝達、避難誘導及び安否確認 (6)～(7)　（略） **３　自主防災組織の活動** 自主防災組織の活動には、災害発生に備え、被害の発生や拡大の未然防止のために、日常行う活動（平常時の活動）と、災害発生後に、地域内で被害の発生や拡大を防止するために行う活動（災害時の活動）があるが、平常時の活動の成果が、いざというときの災害発生時に活かされる。 (1) 平常時の活動 ①～⑪　（略） ⑫　個別避難計画の作成に係る話し合い (2)　（略） **４　自主防災組織育成計画** 自主防災組織の活動は地域に密着したものであり、自治会組織が基本となる。 ただし、自主防災組織は、自治会のみならず消防団、民生委員・児童委員などと連携して地域の実情に応じた組織として結成するのが通常である。 各自治会で組織することが、より地域の防災意識の向上につながるものと考えられ、特に、地域の住民誰もが参加できる組織であることが大切である。困難な問題に直面することも多く考えられるが、できることから始め、継続的に組織を育成・強化していくことが重要である。 また、組織編成時の留意点として、女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討、地域的偏りの防止と専門家や経験者の活用等に努める。 **５　（略）**

旧	新
第２編　災害予防計画 第３章　住民参加による地域防災力の向上 第２節　自主防災組織の育成 第３～第４　（略） 第３節　（略） 第４節　企業等の地域防災活動への参画促進 第１　（略） 第２　企業等の平常時対策 (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活用品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 ①　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成 ②　防災組織の育成 ③　防災訓練の実施 ④　地域の防災訓練への参加 ⑤　防災体制の整備 ⑥　物資の備蓄 (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。 また、県は、災害時において事業の継続が図られるよう、企業の事業継続計画（BCP）作成に向けた支援を行うこととする。 第５　（略）	第２編　災害予防計画 第３章　住民参加による地域防災力の向上 第２節　自主防災組織の育成 第３～第４　（略） 第３節　（略） 第４節　企業等の地域防災活動への参画促進 第１　（略） 第２　企業等の平常時対策 (1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活用品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。 ①　事業継続計画（BCP）の作成 ②　防災組織の育成 ③　防災訓練の実施 ④　地域の防災訓練への参加 ⑤　防災体制の整備 ⑥　物資の備蓄 (2) 市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。 また、県は、県内企業等へ、質の高い事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、事業継続に係るマネジメント（BCM）の確立及び実践を推進する。 第５　（略）

旧	新
第２編　災害予防計画 **第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備** 都市計画マスタープランと整合を図りつつ、都市機能を分散配置し、災害に強い地域構造を構築する。 地震等災害に強いまちづくりを進めるため、公園、緑地や河川等オープンスペースの確保に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。 市内の緑化・不燃化を促進するため、建築物の不燃化の誘導や面的整備事業等によるオープンスペースの確保を推進し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上と合わせ、面的な防災機能の向上を図る。 防災空間、防災拠点の体系的整備を行うため、自立的な防災ブロックの形成、避難地の確保、防災活動の拠点整備を図る。 また、地震防災上整備すべき施設等の整備にあたっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に留意する。 なお、南海トラフ地震に関する予防計画については、南海トラフ地震防災対策推進計画を参照する。 **第１節　（略）** **第２節　建築物の耐震性の確保** **第１　（略）** **第２　一般建築物に対する指導等** **１～３　（略）** **４　消防設備関係の法令普及** 洲本土木事務所並びに淡路広域消防事務組合の協力を得て、建築士事務所協会、建設業協会等関係団体に対し、消防法並びに建築基準法等に規定する消防設備の法令の説明会等を行い、法令の規定を確実に履行させる。 **５～９　（略）** 〔新規〕 **10　その他** 据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。	**第２編　災害予防計画** **第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備** 都市計画区域マスタープランと整合を図りつつ、都市機能を分散配置し、災害に強い地域構造を構築する。 地震等災害に強いまちづくりを進めるため、公園、緑地や河川等オープンスペースの確保に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。 市内の緑化・不燃化を促進するため、建築物の不燃化の誘導や面的整備事業等によるオープンスペースの確保を推進し、公共性の高い施設や建築物の安全性の向上と合わせ、面的な防災機能の向上を図る。 防災空間、防災拠点の体系的整備を行うため、自立的な防災ブロックの形成、避難地の確保、防災活動の拠点整備を図る。 また、地震防災上整備すべき施設等の整備にあたっては、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に留意する。 なお、南海トラフ地震に関する予防計画については、南海トラフ地震防災対策推進計画を参照する。 **第１節　（略）** **第２節　建築物の耐震性の確保** **第１　（略）** **第２　一般建築物に対する指導等** **１～３　（略）** **４　消防設備関係の法令普及** 淡路広域消防事務組合の協力を得て、建築士事務所協会、建設業協会等関係団体に対し、消防法等に規定する消防設備の法令の説明会等を行い、法令の規定を確実に履行させる。 **５～９　（略）** **10　空き家等の状況確認** 市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。 **11　その他** 据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

旧	新
第２編　災害予防計画 第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第３節　地盤災害の防止施設等の整備 第１　砂防・地すべり・急傾斜地崩壊等防止施設の整備に関する調整 １　（略） ２　砂防・地すべり防止対策 (1) 森林災害の防止 森林災害を未然に防止するため、治山、治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図ることによって災害の根源を絶ち、同時に森林の緑地化を推進する。 ①　（略） ②　復旧及び崩壊防止治山事業 山腹崩壊地、はげ山、浸食又は異常なたい積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。 (2)　（略） ３～４　（略） 第２～第３　（略） 第４節　河川、海岸及びため池施設の整備 第１～第２　（略） 第３　ため池施設の整備 １　市内ため池の概要 本市には、ため池が約1,800箇所あり、古くから農地かんがい用水源として営農上重要な施設であるとともに、豪雨時においては洪水調節の役目も兼ねる重要な施設である。 ２　防災重点ため池 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として指定し、「第２次ため池整備５箇年計画」（平成31年2月策定）に基づき、決壊した場合に影響度が大きいため池のうち特に改修が必要なため池の整備、及び利用実態・管理実態のないため池の廃止を市と共に計画的かつ着実に進める。 ３～４　（略） ５　ため池災害防止の普及啓発 県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（６月１日～６月３０日）を中心に、ため池管理者に対し、ため池の点検・改修方法についての技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれがあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、一定規模以上のため池についてハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。	第２編　災害予防計画 第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第３節　地盤災害の防止施設等の整備 第１　砂防・地すべり・急傾斜地崩壊等防止施設の整備に関する調整 １　（略） ２　砂防・地すべり防止対策 (1) 森林災害の防止 森林災害を未然に防止するため、治山、治水事業及び一般造林事業を推進して林地の保護培養を図ることによって災害の根源を絶ち、同時に森林の緑地化を推進する。 ①　（略） ②　復旧及び崩壊防止治山事業 山腹崩壊地、はげ山、浸食又は異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。 (2)　（略） ３～４　（略） 第２～第３　（略） 第４節　河川、海岸及びため池施設の整備 第１～第２　（略） 第３　ため池施設の整備 １　市内ため池の概要 本市には、ため池が約1,700箇所あり、古くから農地かんがい用水源として営農上重要な施設であるとともに、豪雨時においては洪水調節の役目も兼ねる重要な施設である。 ２　防災重点ため池 県は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池として指定し、「兵庫県ため池防災工事等推進計画」（令和３年３月策定）に基づき、決壊リスクや想定される被害規模等から優先的に改修・廃止工事を進める。 ３～４　（略） ５　ため池災害防止の普及啓発 県は、ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、「豊かなむらを災害から守る月間」（６月１日～６月30日）を中心に、ため池管理者に対し、ため池の点検・改修方法についての技術指導を行うとともに、防災意識の周知徹底と防災体制の整備等の指導を行うこととする。 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれがあるため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、一定規模以上のため池についてハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供することとする。

旧	新
（略） 第２編　災害予防計画 第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第５節　（略） 第６節　ライフライン関係施設の整備 【産業建設部、関西電力株式会社他】 第１　電力施設等の整備　　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、兵庫県、市】 １　（略） ２　防災体制 (1) 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。 ①～②　（略） ③　他電力会社等との協調 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 ④　地域貢献 地域住民等の安全確保に寄与する取り組みとして関西電力及び関西電力送配電施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受け入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。 ⑤　（略） (2) 災害予防に関する事項 ①　防災教育 関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の向上に努める。 また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動及び津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。 ②　防災訓練 関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練の実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。 さらに、関西電力及び関西送配電は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年１回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。	（略） 第２編　災害予防計画 第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第５節　（略） 第６節　ライフライン関係施設の整備 【産業建設部、関西電力㈱他】 第１　電力施設等の整備　　【関西電力㈱、関西電力送配電㈱、兵庫県、市】 １　（略） ２　防災体制 (1) 関係機関との相互連携協力体制の構築 関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。 ①～②　（略） ③　他電力会社等との協調 他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。 ④　地域貢献 地域住民等の安全確保に寄与する取り組みとして関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受け入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。 ⑤　（略） (2) 災害予防に関する事項 ①　防災教育 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の向上に努める。 また、南海トラフ巨大地震により予想される地震動及び津波に関する知識や、南海トラフ巨大地震が発生した場合の行動・役割等に関する防災教育を実施し、南海トラフ巨大地震に対する認識を深めることにより、従業員が災害に対し正しく恐れ、備えるよう努めるものとする。 ②　防災訓練 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年１回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練の実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。 さらに、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、国が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）に所在する事業所において、年１回以上、南海トラフ巨大地震を想定した避難訓練等を実施する。

旧

なお、訓練の実施にあたっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③　津波からの避難対策

関西電力及び関西電力送配電は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力及び関西送配電はそれぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

①～⑧　（略）

⑨　土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのＰＲを徹底する。

⑩　震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分1	火力発電設備 ・ＬＮＧタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				

（略）

(5) 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

①　（略）

②　通信連絡施設及び設備

ア　通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

ａ～ｃ　（略）

ｄ　ＩＰネットワーク回線

ｅ　（略）

新

なお、訓練の実施にあたっては、自治体等の被害想定を反映させた実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

③　津波からの避難対策

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、推進地域内の事業所において、自治体等の被害想定に従い、避難場所、避難経路を示した避難マップを作成し、従業員に周知する。また、津波の到達時間が早く、避難が困難であることが予想される事業所については、屋上避難階段の設置や、事業所の高台移転等の措置を講ずる。

(3) マニュアル類の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱はそれぞれの会社が保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

①～⑧　（略）

⑨　土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

⑩　震災対策

経済産業省防災業務計画に記載された設備区分に従い、下表の基本的な考え方に基づいて各設備の耐震性・耐浪性を確保する。

設備区分		対策の基本的な考え方			
		地震動		津波	
		一般的な地震動	高レベル地震動	頻度の高い津波	最大クラスの津波
区分1	火力発電設備 ・LNGタンク ・油タンク	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと	個々の機能に重大な支障が生じないこと	人命に重大な影響を与えないこと
	ダム				

（略）

(5) 防災業務施設及び設備等の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の施設及び設備の整備を図る。

①　（略）

②　通信連絡施設及び設備

ア　通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備並びに情報伝達手段の強化を図る。

ａ～ｃ　（略）

ｄ　IPネットワーク回線

ｅ　（略）

旧	新
イ　（略） ③～⑦　（略） (6) 復旧用資機材等の確保及び整備 関西電力及び関西電力送配電は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。 ①～④　（略） ⑤　食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。 ⑥～⑧　（略） (7) 電気事故の防止 関西電力及び関西電力送配電は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。 ①　（略） ②　広報活動 ア　電気事故防止ＰＲ 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 ａ～ｉ　（略） イ　ＰＲの方法 電気事故防止ＰＲについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びＳＮＳ等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 ウ　（略） (8) 県との取組 県、関西電力送配電(株)は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。 **第２編　災害予防計画** **第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備** **第６節　ライフライン関係施設の整備** **第２　電気通信施設等の整備** **【西日本電信電話株式会社兵庫支店、ＫＤＤＩ㈱、㈱ＮＴＴドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱】** １～４　（略） **第３　水道施設等の整備・保守　　【淡路広域水道企業団】** （略） １～３　（略） ４　井戸の確保 地域ごとに定期的に井戸の所在を確認し、井戸の安全性を確認しつつ緊急時の飲料水を確保する。	イ　（略） ③～⑦　（略） (6) 復旧用資機材等の確保及び整備 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。 ①～④　（略） ⑤　食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 平常時から食料、医療、医薬品等生活必需品の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。 ⑥～⑧　（略） (7) 電気事故の防止 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を実施する。 ①　（略） ②　広報活動 ア　電気事故防止PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。 ａ～ｉ　（略） イ　PRの方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 ウ　（略） (8) 県との取組 県、関西電力送配電㈱は、倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。 **第２編　災害予防計画** **第４章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備** **第６節　ライフライン関係施設の整備** **第２　電気通信施設等の整備** **【西日本電信電話㈱兵庫支店、KDDI㈱、㈱NTT ドコモ関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱】** １～４　（略） **第３　水道施設等の整備・保守　　【危機管理部、淡路広域水道企業団】** （略） １～３　（略） ４　井戸の確保 地域ごとに定期的に井戸の所在を確認し、井戸の安全性を確認しつつ緊急時の飲料水及び生活用水を確保する。また、市危機管理部では、生活用水の確保のため、市内に所在する井戸を「災害時協力井戸」として登録を募集し、市ホームページで広報する。

旧	新
５　（略） **第４　下水道施設等の整備** 市及び関係機関は、災害発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公益社団法人　日本下水道協会）に基づき、以下の対策を講じる。 １～５　（略） **第５　ガス施設等の整備** **１　ガス施設の耐震性強化** (1) 地震等災害による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあってはＰＥ管）の導入促進を図る。 (2)　（略） **２　防災システムの強化** (1)～(2)　（略） (3) 地域防災事業所の設置 淡路ブロックには、製造事業所８箇所、ＬＰガススタンド６箇所、容器検査所２箇所の防災事業所があり、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応用の単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。 **３　（略）** **４　災害防止のための普及・啓発活動の実施** (1) ＬＰガスを使用している家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。 (2) 県内で震度６弱以上の地震が発生した場合及び津波警報又は大津波警報が発表された場合等に、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にＬＰガスの対応について周知を図る。	５　（略） **第４　下水道施設等の整備** 市及び関係機関は、災害発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道施設の耐震対策指針と解説」（（公社）日本下水道協会）に基づき、以下の対策を講じる。 １～５　（略） **第５　ガス施設等の整備** **１　ガス施設の耐震性強化** (1) 地震等災害による配管の損傷を防止するため、フレキシブル配管（埋設管にあってはPE管）の導入促進を図る。 (2)　（略） **２　防災システムの強化** (1)～(2)　（略） (3) 地域防災事業所の設置 淡路ブロックには、製造事業所８箇所、LPガススタンド６箇所、容器検査所２箇所の防災事業所があり、24時間即応体制が整備されている。 各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応用の単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。 **３　（略）** **４　災害防止のための普及・啓発活動の実施** (1) LPガスを使用している家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。 (2) 県内で震度６弱以上の地震が発生した場合及び津波警報又は大津波警報が発表された場合等に、容器バルブの閉止等を周知する放送を㈱ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。

旧	新
第２編　災害予防計画 第５章　その他の災害の予防対策の推進 第１節　（略） 第２節　竜巻・突風予防計画 第１　竜巻情報等 気象庁は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断される場合には、雷注意報を補足する情報として都道府県を単位に、竜巻注意情報を発表する。 竜巻注意情報は、雷注意報が発表されている状況下において、有効期間を１時間とし、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表している。 第２　竜巻・突風対策 １～２　（略） ３　竜巻・突風対策の啓発 (1)　（略） (2)　竜巻が接近してきたときの対処 ①～⑤　（略） ⑥　窓、雨戸を閉め、カーテンを引き、頑丈な机の下に入り、頭と首を守る。 第３節　（略）	第２編　災害予防計画 第５章　その他の災害の予防対策の推進 第１節　（略） 第２節　竜巻・突風予防計画 第１　竜巻情報等 気象庁は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断される場合には、雷注意報を補足する情報として県南部・県北部の単位で、竜巻注意情報を発表する。 竜巻注意情報は、雷注意報が発表されている状況下において、有効期間を概ね１時間とし、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する。注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができ、常時10分毎に更新される。 第２　竜巻・突風対策 １～２　（略） ３　竜巻・突風対策の啓発 (1)　（略） (2)　竜巻が接近してきたときの対処 ①～⑤　（略） ⑥　窓、雨戸、カーテンを閉め、頑丈な机の下に入り、頭と首を守る。 第３節　（略）

南あわじ市地域防災計画　風水害等応急対策計画　新旧対照表

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

第３編　風水害等応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第1節 組織の設置	第2節 職員の動員・配備	第3節 情報の収集・伝達	第4節 防災関係機関等への応援要請	第5節 災害救助法の適用	第3章 災害応急活動の展開	第1節 水防活動の実施
ページ		自然 3-1-7	自然 3-2-9	自然 3-2-9	自然 3-2-19	自然 3-2-22	自然 3-2-40	自然 3-2-48	自然 3-3-51	自然 3-3-51
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				○
	情報発信班					○	○	○		○
	広報班									
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班							○		
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									
	救助消火捜索班									○
避難者対策チーム	健康福祉グループ 救護対策班									
	健康福祉グループ 福祉対策班									
	健康福祉グループ 保健対策班									
	健康福祉グループ ボランティア班									
	避難所配備職員									
	物資グループ 食料・飲料班									
	物資グループ 設備・用品班									
	物資グループ 給水班									
環境・生活支援チーム	トイレ班									
	廃棄物処理班									
	遺体班									
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤･住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班									○
	住まい対策班									
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	淡路広域消防事務組合									○
	上記以外									

第３編　風水害等応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第1節 組織の設置	第2節 職員の動員・配備	第3節 情報の収集・伝達	第4節 防災関係機関等への応援要請	第5節 災害救助法の適用	第3章 災害応急活動の展開	第1節 水防活動の実施
ページ		自然 3-1-7	自然 3-2-9	自然 3-2-9	自然 3-2-19	自然 3-2-22	自然 3-2-40	自然 3-2-48	自然 3-3-51	自然 3-3-51
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				○
	情報発信班					○	○	○		○
	広報班									
	電話応対班									
	救助消火捜索班									○
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班							○		
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									
避難者対策チーム	健康福祉グループ 救護対策班									
	健康福祉グループ 福祉対策班									
	健康福祉グループ 保健対策班									
	健康福祉グループ ボランティア班									
	避難所配備職員									
	物資グループ 食料・飲料班									
	物資グループ 設備・用品班									
	物資グループ 給水班									
環境・生活支援チーム	トイレ班									
	廃棄物処理班									
	遺体班									
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤･住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班									○
	住まい対策班									
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	淡路広域消防事務組合									○
	上記以外									

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

		第2節 人命救出活動の実施	第3節 医療・助産対策の実施	第4節 交通・輸送対策の実施	第5節 避難対策の実施	第6節 住宅対策計画	第7節 食料の供給	第8節 飲料水の供給	第9節 生活用品等の供給	第10節 健康対策の実施
ページ		自然 3-3-58	自然 3-3-60	自然 3-3-66	自然 3-3-75	自然 3-3-89	自然 3-3-95	自然 3-3-100	自然 3-3-104	自然 3-3-109
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班				○					
	情報発信班				○					
	広報班									
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班			○						
	救助消火捜索班	○			○					
避難者対策チーム 健康福祉グループ	救護対策班		○		○					
	福祉対策班				○					
	保健対策班				○					○
	ボランティア班				○					
避難所配備職員					○					
物資グループ	食料・飲料班				○		○			
	設備・用品班				○				○	
	給水班				○			○		
環境・生活支援チーム	トイレ班									
	廃棄物処理班									
	遺体班									
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤・住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班					○				
	住まい対策班					○				
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	淡路広域消防事務組合	○								
	南あわじ警察署			○						
	上記以外		○				○			○

新

		第2節 人命救出活動の実施	第3節 医療・助産対策の実施	第4節 交通・輸送対策の実施	第5節 避難対策の実施	第6節 住宅対策計画	第7節 食料の供給	第8節 飲料水の供給	第9節 生活用品等の供給	第10節 健康対策の実施
ページ		自然 3-3-58	自然 3-3-60	自然 3-3-66	自然 3-3-75	自然 3-3-89	自然 3-3-95	自然 3-3-100	自然 3-3-104	自然 3-3-109
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班				○					
	情報発信班				○					
	広報班									
	電話応対班									
	救助消火捜索班	○			○					
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班			○						
	救助消火捜索班	○			○					
避難者対策チーム 健康福祉グループ	救護対策班		○		○					
	福祉対策班				○					
	保健対策班				○					○
	ボランティア班				○					
避難所配備職員					○					
物資グループ	食料・飲料班				○		○			
	設備・用品班				○				○	
	給水班				○			○		
環境・生活支援チーム	トイレ班									
	廃棄物処理班									
	遺体班									
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤・住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班					○				
	住まい対策班					○				
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	淡路広域消防事務組合	○								
	南あわじ警察署			○						
	上記以外		○				○			○

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

		第11節 防疫対策の実施	第12節 行方不明者の捜索・遺体の火葬等	第13節 災害時要援護者対策の実施	第14節 愛玩動物の収容対策の実施	第15節 災害情報等の提供と相談活動の実施	第16節 ごみ処理対策の実施	第17節 し尿処理対策の実施	第18節 災害ボランティアの受け入れ	第19節 障害物の除去
ページ		自然 3-3-112	自然 3-3-116	自然 3-3-120	自然 3-3-123	自然 3-3-125	自然 3-3-129	自然 3-3-131	自然 3-3-133	自然 3-3-137
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班									
	情報発信班					○				
	広報班					○				
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									○
	救助消火捜索班		○							
避難者対策チーム 健康福祉グループ	救護対策班	○								
	福祉対策班			○						
	保健対策班									
	ボランティア班								○	
避難者対策チーム	避難所配備職員									
避難者対策チーム 物資グループ	食料・飲料班									
	設備・用品班				○					
	給水班									
環境・生活支援チーム	トイレ班							○		
	廃棄物処理班						○			
	遺体班		○							
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤･住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班									○
	住まい対策班									
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	社会福祉協議会								○	
	兵庫県	○								
	上記以外		○							

新

		第11節 防疫対策の実施	第12節 行方不明者の捜索・遺体の火葬等	第13節 要配慮者対策の実施	第14節 愛玩動物の収容対策の実施	第15節 災害情報等の提供と相談活動の実施	第16節 ごみ処理対策の実施	第17節 し尿処理対策の実施	第18節 災害ボランティアの受入れ	第19節 障害物の除去
ページ		自然 3-3-112	自然 3-3-116	自然 3-3-120	自然 3-3-123	自然 3-3-125	自然 3-3-129	自然 3-3-131	自然 3-3-133	自然 3-3-137
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班									
	情報発信班					○				
	広報班					○				
	電話応対班									
	救助消火捜索班		○							
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									○
避難者対策チーム 健康福祉グループ	救護対策班	○								
	福祉対策班			○						
	保健対策班									
	ボランティア班								○	
避難者対策チーム	避難所配備職員									
避難者対策チーム 物資グループ	食料・飲料班									
	設備・用品班				○					
	給水班									
環境・生活支援チーム	トイレ班							○		
	廃棄物処理班						○			
	遺体班		○							
	被害認定班									
	生活支援班									
生活基盤･住宅チーム	下水班									
	二次災害防止班									○
	住まい対策班									
教育班										
子育て班										
特命班										
関係機関	社会福祉協議会								○	
	兵庫県	○								
	上記以外		○							

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

			第20節 ライフラインの応急対策の実施	第21節 教育・保育対策の実施	第22節 警備対策の実施	第23節 二次災害の防止	第24節 被災に関する証明の発行
ページ			自然 3-3-141	自然 3-3-150	自然 3-3-156	自然 3-3-158	自然 3-3-163
本部事務局		資料作成班			○		
		情報分析班			○		
		情報発信班			○		
		広報班			○		
		電話応対班			○		
ロジチーム		人事総務班					
		財務・庁舎班					
人命救助・輸送確保チーム		輸送ルート確保班					
		救助消火捜索班					
避難者対策チーム	健康福祉グループ	救護対策班					
		福祉対策班					
		保健対策班					
		ボランティア班					
	避難所配備職員						
	物資グループ	食料・飲料班					
		設備・用品班					
		給水班					
環境・生活支援チーム		トイレ班					
		廃棄物処理班					
		遺体班					
		被害認定班					○
		生活支援班					
生活基盤･住宅チーム		下水班	○				
		二次災害防止班				○	
		住まい対策班				○	
教育班				○			
子育て班				○			
特命班							
関係機関	関西電力株式会社		○				
	南あわじ警察署				○		
	上記以外		○		○		

新

			第20節 ライフラインの応急対策の実施	第21節 教育・保育対策の実施	第22節 警備対策の実施	第23節 二次災害の防止	第24節 被災に関する証明の発行
ページ			自然 3-3-141	自然 3-3-150	自然 3-3-156	自然 3-3-158	自然 3-3-163
本部事務局		資料作成班			○		
		情報分析班			○		
		情報発信班			○		
		広報班			○		
		電話応対班			○		
		救助消火捜索班					
ロジチーム		人事総務班					
		財務・庁舎班					
人命救助・輸送確保チーム		輸送ルート確保班					
避難者対策チーム	健康福祉グループ	救護対策班					
		福祉対策班					
		保健対策班					
		ボランティア班					
	避難所配備職員						
	物資グループ	食料・飲料班					
		設備・用品班					
		給水班					
環境・生活支援チーム		トイレ班					
		廃棄物処理班					
		遺体班					
		被害認定班					○
		生活支援班					
生活基盤･住宅チーム		下水班	○				
		二次災害防止班				○	
		住まい対策班				○	
教育班				○			
子育て班				○			
特命班							
関係機関	関西電力㈱ 関西電力送配電㈱		○				
	南あわじ警察署				○		
	上記以外		○		○		

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第３編　風水害等応急対策計画 **第１章　基本方針** (1)　(略) (2) 災害応急対策を円滑に展開する。特に次の事項に重点を置く。 ①～④　(略) ⑤　ボランティア及び外部からの支援の受け入れ ⑥～⑨　(略)	**第３編　風水害等応急対策計画** **第１章　基本方針** (1)　(略) (2) 災害応急対策を円滑に展開する。特に次の事項に重点を置く。 ①～④　(略) ⑤　ボランティア及び外部からの支援の受入れ ⑥～⑨　(略)

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

風水害等の発生が予測される場合

2-1 組織の設置

2-2 職員の動員・配備

●職員の動員配備
●災害対策（警戒）本部の設置

2-3 情報の収集・伝達

●気象予報、警報、特別警報
●水防警報・水防指令・雨量情報・ダム放流の情報

3-1 水防活動の実施

●監視・警戒
海岸保全施設、河川管理施設
排水ポンプ場、ため池

3-5 避難対策の実施

3-13 災害時要援護者対策の実施

3-21 教育・保育対策の実施

●安全な避難経路の選定／誘導員の配置
●避難行動要支援者名簿の活用
●学校授業中における児童生徒等への下校若しくは待機の判断

災　害　発　生

3-2 人命救出活動の実施

●被災者・負傷者の救急・救助・搬送

2-4 防災関係機関等への応援要請

●県、他市町への応援要請

3-3 医療・助産対策の実施

●救護所の設置
●初期医療の実施

3-4 交通・輸送対策の実施

●被害状況の把握
●緊急輸送体制の確保

3-23 二次災害の防止

●水防監視、道路パトロール
●土砂災害に関する監視

4時間

3-19 障害物の除去

●道路、航路、河川関係、住居に係る障害物の除去

3-20 ライフラインの応急対策の実施

●応急措置、二次災害の防止

3-12 行方不明者の捜索・遺体の火葬等

●捜索願い、行方不明者情報の収集
●行方不明者リストの作成

3-7 食料の供給

●供給対象者の把握（避難所及び避難所以外の避難者数等）
●調達・集積・配送・応急給水

3-8 給水計画

3-9 生活用品等の供給

24時間

3-15 災害情報等の提供と相談活動の実施

●避難所、災害時要援護者、市外避難者等への情報提供

3-17 し尿処理対策の実施

●し尿の収集
●仮設トイレの設置、管理

2-5 災害救助法の適用

●必要に応じて、災害救助法の請求

3-10 健康対策の実施

●巡回健康相談、巡回栄養相談
●こころのケア

3-16 ごみ処理対策の実施

●ごみ（一般廃棄物）の処理
●がれき（災害廃棄物）の処理

3-11 防疫対策の実施

●感染症対策
●食品衛生対策

3-6 住宅対策計画

●公営住宅等の供与

3-18 災害ボランティアの受け入れ

●災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの募集

3-24 被災に関する証明の発行

●被害家屋調査の実施
●り災証明書の発行

3-14 愛玩動物の収容対策の実施

●愛玩動物の所有者への情報提供等

3-22 警備対策の実施

●南あわじ警察署等に協力して実施

新

風水害等の発生が予測される場合

2-1 組織の設置

2-2 職員の動員・配備

●職員の動員配備
●災害対策（警戒）本部の設置

2-3 情報の収集・伝達

●気象予報、警報、特別警報
●水防警報・水防指令・雨量情報・ダム放流の情報

3-1 水防活動の実施

●監視・警戒
海岸保全施設、河川管理施設
排水ポンプ場、ため池

3-5 避難対策の実施

3-13 要配慮者対策の実施

3-21 教育・保育対策の実施

●安全な避難経路の選定／誘導員の配置
●避難行動要支援者名簿の活用
●学校授業中における児童生徒等への下校若しくは待機の判断

災　害　発　生

3-2 人命救出活動の実施

●被災者・負傷者の救急・救助・搬送

2-4 防災関係機関等への応援要請

●県、他市町への応援要請

3-3 医療・助産対策の実施

●救護所の設置
●初期医療の実施

3-4 交通・輸送対策の実施

●被害状況の把握
●緊急輸送体制の確保

3-23 二次災害の防止

●水防監視、道路パトロール
●土砂災害に関する監視

4時間

3-19 障害物の除去

●道路、航路、河川関係、住居に係る障害物の除去

3-20 ライフラインの応急対策の実施

●応急措置、二次災害の防止

3-12 行方不明者の捜索・遺体の火葬等

●捜索願い、行方不明者情報の収集
●行方不明者リストの作成

3-7 食料の供給

●供給対象者の把握（避難所及び避難所以外の避難者数等）
●調達・集積・配送・応急給水

3-8 給水計画

3-9 生活用品等の供給

24時間

3-15 災害情報等の提供と相談活動の実施

●避難所、要配慮者、市外避難者等への情報提供

3-17 し尿処理対策の実施

●し尿の収集
●仮設トイレの設置、管理

2-5 災害救助法の適用

●必要に応じて、災害救助法の請求

3-10 健康対策の実施

●巡回健康相談、巡回栄養相談
●こころのケア

3-16 ごみ処理対策の実施

●ごみ（一般廃棄物）の処理
●がれき（災害廃棄物）の処理

3-11 防疫対策の実施

●感染症対策
●食品衛生対策

3-6 住宅対策計画

●公営住宅等の供与

3-18 災害ボランティアの受け入れ

●災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの募集

3-24 被災に関する証明の発行

●家屋被害調査の実施
●り災証明書の発行

3-14 愛玩動物の収容対策の実施

●愛玩動物の所有者への情報提供等

3-22 警備対策の実施

●南あわじ警察署等に協力して実施

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

（略）

第１　災害警戒本部の組織と運営

１　設置基準

（略）

２　構成

次に掲げる構成員は、招集された時は、速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じて関係職員を配備することができる。

【災害警戒本部の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計14名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長 産業建設部長（総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当）	産業建設部付部長（農林水産担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当） 市民福祉部副部長（福祉担当） 市民福祉部副部長（子育ての喜びが見えるまちづくり推進調整担当） 会計管理者 教育次長補

（略）

３～４　（略）

第２　災害対策本部の組織と運営

１　（略）

２　組織

(1)　（略）

(2) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

新

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

（略）

第１　災害警戒本部の組織と運営

１　設置基準

（略）

２　構成

次に掲げる構成員は、招集された時は、速やかに参集し、所掌業務を行う。なお、本部員は、事務を迅速に行うために、必要に応じて関係職員を配備することができる。

【災害警戒本部の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計15名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当）	産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当） 市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナワクチン接種・健康担当） 会計管理者 教育次長補

（略）

３～４　（略）

第２　災害対策本部の組織と運営

１　（略）

２　組織

(1)　（略）

(2) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

【災害対策本部会議の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計19名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長 産業建設部長（総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当） 産業建設部付部長（農林水産担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当）	市民福祉部副部長（福祉担当） 市民福祉部副部長（子育ての喜びが見えるまちづくり推進調整担当） 会計管理者 教育次長補 消防団長 消防団選任副団長（２名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

①　本部会議事務分掌

以下の事項を協議決定する。

ア　災害応急対策の総合調整に関すること

○　各部局間の応急対策業務に係る調整

○　防災関係機関及び応援部隊等との調整

イ　県災害対策本部との協議に関すること

ウ　職員の動員・配備態勢に関すること

エ　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域の設定に関すること

オ　関係機関への応援要請に関すること

○　自衛隊に対する災害派遣要請

○　行政機関に対する応援要請

○　防災関係機関に対する応援要請

カ　災害救助法の適用申請に関すること

キ　激甚災害の指定の要請に関すること

ク　応急対策に要する予算及び資金に関すること

ケ　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

(3)～(4)　（略）

新

【災害対策本部会議の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計20名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当） 産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当）	市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナワクチン接種・健康担当） 会計管理者 教育次長補 消防団長 消防団選任副団長（２名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

①　本部会議事務分掌

以下の事項を協議決定する。

ア　災害応急対策の総合調整に関すること

○　各部局間の応急対策業務に係る調整

○　防災関係機関及び応援部隊等との調整

イ　県災害対策本部との協議に関すること

ウ　職員の動員・配備態勢に関すること

エ　高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定に関すること

オ　関係機関への応援要請に関すること

○　自衛隊に対する災害派遣要請

○　行政機関に対する応援要請

○　防災関係機関に対する応援要請

カ　災害救助法の適用申請に関すること

キ　激甚災害の指定の要請に関すること

ク　応急対策に要する予算及び資金に関すること

ケ　その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

(3)～(4)　（略）

旧	新
(5) チームリーダー チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。 ① 本部事務局　危機管理部長 ② ロジチーム　総務企画部長 ③ 人命救助・輸送確保チーム　危機管理部長 ④ 避難者対策チーム　産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当） ⑤ 健康福祉グループ　市民福祉部副部長（福祉担当） ⑥ 物資グループ　産業建設部付部長（農林水産担当） ⑦ 環境・生活支援チーム　市民福祉部長 ⑧ 生活基盤・住宅チーム　産業建設部長（総合調整担当）	(5) チームリーダー チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。 ① 本部事務局　危機管理部長 ② ロジチーム　総務企画部長 ③ 避難者対策チーム ・健康福祉グループ　市民福祉部副部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） ・物資グループ　産業建設部付部長（農林・農地・総合調整担当） ④ 環境・生活支援チーム　市民福祉部長（総合調整担当） ⑤ 生活基盤・住宅チーム　産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当） ⑥ 人命救助・輸送確保チーム　産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

【南あわじ市災害対策本部組織図】

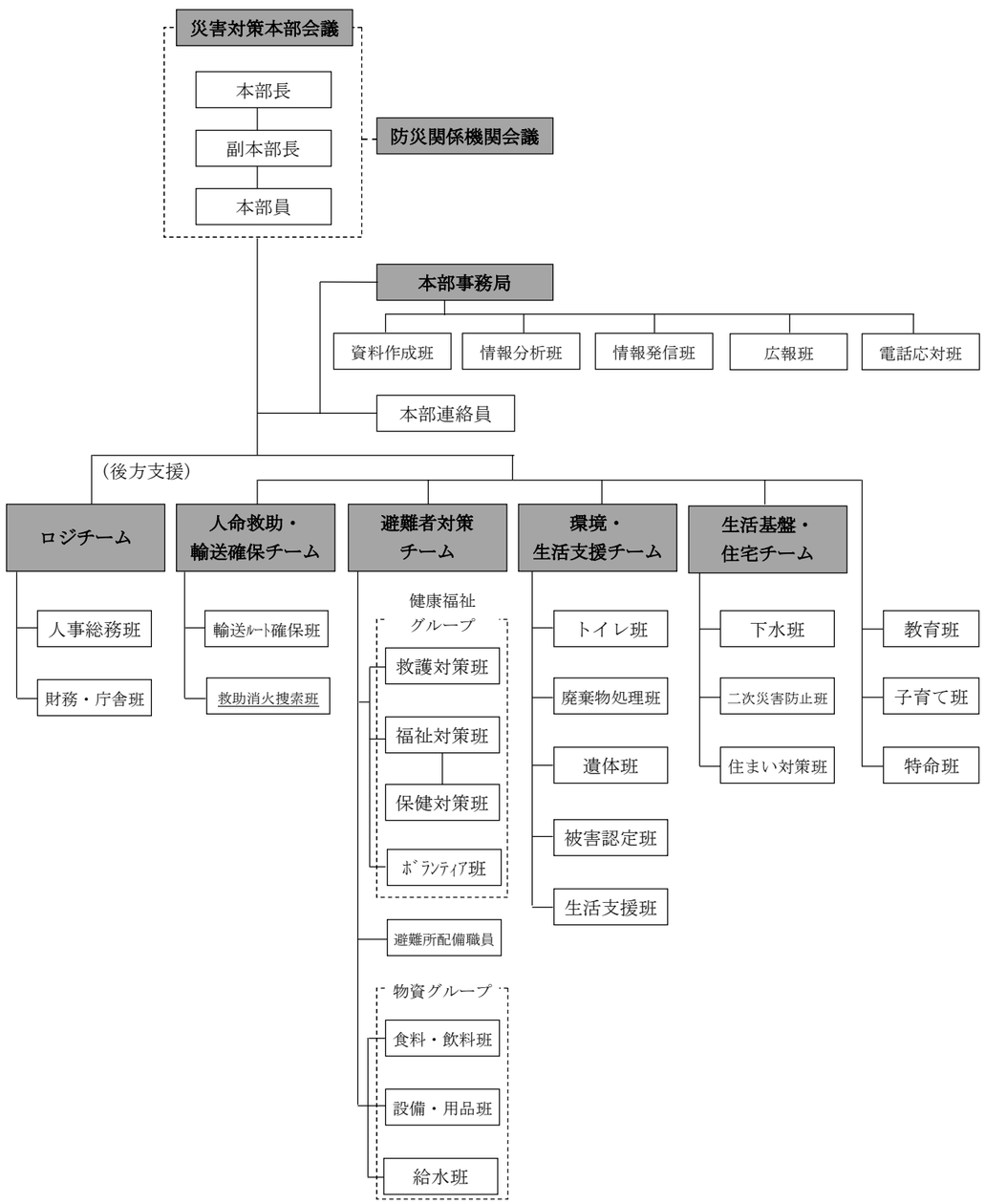

【南あわじ市災害対策本部組織図】

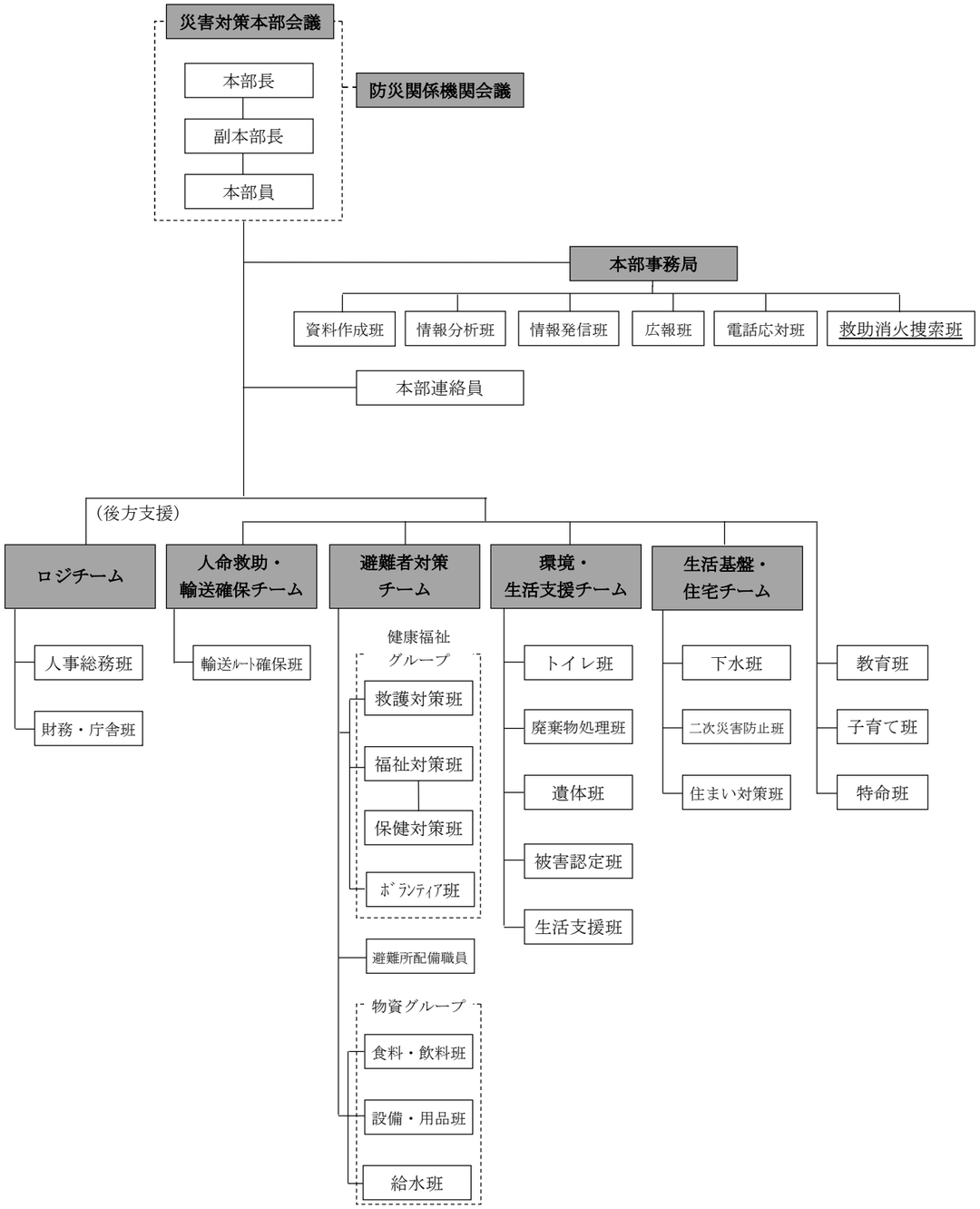

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

【市災害対策本部における事務分掌】

チーム等	班等	事　務　分　掌
本部事務局	情報分析班	本部会議の運営に関すること
		人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
		気象及び地震等の情報収集並びに分析に関すること
		電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関すること
		緊急輸送道路等の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関すること
		公共交通機関の被害状況に関すること
		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令に関すること
	情報発信班	気象及び地震等の情報の伝達に関すること
		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達に関すること
		防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関すること
		防災ネットによる情報提供に関すること
	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		市長記者会見に関すること
		住民に対する災害広報及び広聴に関すること
		通信設備、ネットワーク、ＣＡＴＶ設備の点検・確保及び復旧に関すること
		ＣＡＴＶによる情報提供及び連絡調整に関すること
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関すること
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関すること
本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関すること
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること
		緊急輸送道路に関すること
		交通規制に関すること
		輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		浸水地の排水に関すること
		南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること
		ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥとの連絡調整に関すること
		海上輸送ルートの確保に関すること
	救助消火捜索班	被災者の捜索、救出、保護等災害救助に関すること
		ヘリコプターに関すること
		淡路広域消防事務組合との連絡調整に関すること
		避難誘導の応援に関すること
		外部救助機関との調整に関すること
避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ等医療関係機関との連絡及び調整に関すること
	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること
		社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
		災害時要援護者対策に関すること
		福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること

新

【市災害対策本部における事務分掌】

チーム等	班等	事　務　分　掌
本部事務局	情報分析班	本部会議の運営に関すること
		人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
		気象及び地震等の情報収集並びに分析に関すること
		電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関すること
		緊急輸送道路等の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関すること
		公共交通機関の被害状況に関すること
		高齢者等避難及び避難指示の発令に関すること
	情報発信班	気象及び地震等の情報の伝達に関すること
		高齢者等避難及び避難指示の伝達に関すること
		防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関すること
		防災ネットによる情報提供に関すること
	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		市長記者会見に関すること
		住民に対する災害広報及び広聴に関すること
		通信設備、ネットワーク、CATV 設備の点検・確保及び復旧に関すること
		CATV による情報提供及び連絡調整に関すること
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関すること
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関すること
	救助消火捜索班	被災者の捜索、救出、保護等災害救助に関すること
		ヘリコプターに関すること
		淡路広域消防事務組合との連絡調整に関すること
		避難誘導の応援に関すること
		外部救助機関との調整に関すること
本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関すること
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること
		緊急輸送道路に関すること
		交通規制に関すること
		輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		浸水地の排水に関すること
		南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること
		TEC－FORCE との連絡調整に関すること
		海上輸送ルートの確保に関すること
避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、DMAT、DPAT 等医療関係機関との連絡及び調整に関すること
	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること
		社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
		要配慮者対策に関すること
		福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること

旧

	避難所配備職員	避難所開設・運営
	食料・飲料班	食料及び飲料の調達、受け入れ及び支給に関すること
		食料及び飲料の支給に関する実施状況の調査に関すること
		物資集積拠点の運営に関すること
	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること
		物資等の調達、受け入れ及び支給に関すること（食料及び飲料を除く）
		物資の支給に関する実施状況の調査に関すること
		愛玩動物に関すること
		物資集積拠点の運営に関すること
	給水班	応急給水に関すること
		給水のための資機材調達に関すること
		水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること
	教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること
		児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること
		学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）
		応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。）
		教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること
		文化財に関すること
		ＰＴＡ等教育関係団体への協力要請に関すること

（略）

（6）　（略）

第３～第４　（略）

新

	避難所配備職員	避難所開設・運営
	食料・飲料班	食料及び飲料水の調達、受入れ及び支給に関すること
		食料及び飲料水の支給に関する実施状況の調査に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること
	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること
		物資等の調達、受入れ及び支給に関すること（食料及び飲料水を除く）
		物資の支給に関する実施状況の調査に関すること
		愛玩動物に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること
	給水班	応急給水に関すること
		給水のための資機材調達に関すること
		水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること
	教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること
		児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること
		学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）
		応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。）
		教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること
		文化財に関すること
		PTA等教育関係団体への協力要請に関すること

（略）

（6）　（略）

第３～第４　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第２節　（略）

第３節　　情報の収集・伝達

第１　災害通信計画

（略）

１　通信体制

(1) 通信連絡手段

災害時の通信連絡手段は、防災行政無線、携帯電話、携帯メール、防災ネット、ＣＡＴＶ、ＦＡＸ、一般加入電話等による通信を原則とする。

(2) 通信体制

①～③

④　消防団は、無線通信網としてＩＰ無線を使用する。

⑤～⑥

第２　気象情報等の収集・伝達計画

情報分析班、情報発信班は、当地方に影響を及ぼす可能性のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び防災関係機関に対して、具体的に速やかに発表する。

１　気象情報

(1) 注意報・警報の発表基準

【神戸地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準　令和2年8月6日現在】

南あわじ市	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	南部		
	まとめた地域	淡路島		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	17	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	143	
	洪水	流域雨量指数基準	三原川流域=32.7，大日川流域=20.3	
		複合基準*1	大日川流域=（8，18.1）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			淡路島南部※	25m/s
			淡路島南部を除く地域※	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			淡路島南部※	25m/s 雪を伴う
			淡路島南部を除く地域※	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm

新

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第２節　（略）

第３節　　情報の収集・伝達

第１　災害通信計画

（略）

１　通信体制

(1) 通信連絡手段

災害時の通信連絡手段は、防災行政無線、携帯電話、携帯メール、防災ネット、CATV、FAX、一般加入電話等による通信を原則とする。

(2) 通信体制

①～③

④　消防団は、無線通信網としてIP無線を使用する。

⑤～⑥

第２　気象情報等の収集・伝達計画

情報分析班、情報発信班は、当地方に影響を及ぼす可能性のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び防災関係機関に対して、具体的に速やかに発表する。

１　気象情報

(1) 注意報・警報の発表基準

【神戸地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準　令和４年６月21日現在】

南あわじ市	府県予報区	兵庫県		
	一次細分区域	南部		
	まとめた地域	淡路島		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	17	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	143	
	洪水	流域雨量指数基準	三原川流域=33.1，大日川流域=20.1	
		複合基準*1	大日川流域=（5，17.9）	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			淡路島南部※	25m/s
			淡路島南部を除く地域※	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			淡路島南部※	25m/s 雪を伴う
			淡路島南部を除く地域※	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧						新					
				山地	12 時間降雪の深さ 20cm					山地	12 時間降雪の深さ 20cm
		波浪	有義浪高	淡路島南部※	4.0m			波浪	有義浪高	淡路島南部※	4.0m
				淡路島南部を除く地域※	3.0m					淡路島南部を除く地域※	3.0m
		高潮	潮位	紀伊水道側	1.8m			高潮	潮位	紀伊水道側	1.8m*2
				播磨灘側	1.8m					播磨灘側	1.8m*3
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	10			注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
			土壌雨量指数基準	101					土壌雨量指数基準	101	
		洪水	流域雨量指数基準	三原川流域=24.7，大日川流域=16.2				洪水	流域雨量指数基準	三原川流域=25.1，大日川流域=16	
			複合基準*1	三原川流域=（5，24.7） 大日川流域=（5，13.2）					複合基準*1	三原川流域=（5，25.1） 大日川流域=（5，16）	
			指定河川洪水予報による基準	—					指定河川洪水予報による基準	—	
		強風	平均風速	陸上	12m/s			強風	平均風速	陸上	12m/s
				淡路島南部※	15m/s					淡路島南部※	15m/s
				淡路島南部を除く地域※	15m/s					淡路島南部を除く地域※	15m/s
		風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う			風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
				淡路島南部※	15m/s 雪を伴う					淡路島南部※	15m/s 雪を伴う
				淡路島南部を除く地域※	15m/s 雪を伴う					淡路島南部を除く地域※	15m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm			大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5cm
				山地	12 時間降雪の深さ 10cm					山地	12 時間降雪の深さ 10cm
		波浪	有義浪高	淡路島南部※	1.5m			波浪	有義浪高	淡路島南部※	1.5m
				淡路島南部を除く地域※	1.5m					淡路島南部を除く地域※	1.5m
		高潮	潮位	紀伊水道側	1.2m			高潮	潮位	紀伊水道側	1.2m
				播磨灘側	1.2m					播磨灘側	1.2m
		雷	落雷等により被害が予想される場合					雷	落雷等により被害が予想される場合		
		融雪	—					融雪	—		
		濃霧	視程	陸上	100m			濃霧	視程	陸上	100m
				淡路島南部※	500m					淡路島南部※	500m
				淡路島南部を除く地域※	500m					淡路島南部を除く地域※	500m
		乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%					乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
		なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24 時間雨量 10mm 以上 *2					なだれ	①積雪の深さ 70cm 以上あり降雪の深さ 20cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 9℃以上又は 24 時間雨量 10mm 以上 *4		
		低温	最低気温-4℃以下*2					低温	最低気温-4℃以下*4		
		霜	４月以降の晩霜　神戸地方気象台で最低気温４℃以下、姫路特別地域気					霜	４月以降の晩霜　神戸地方気象台で最低気温４℃以下、姫路特別地域気		

旧

		象観測所で最低気温２℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：２℃以下	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110mm

＊１（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています

〔新規〕

〔新規〕

＊２ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

※　「淡路島南部」と「淡路島南部を除く地域」は海上

(2) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準
津　波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（略）

(3) 記録的短時間大雨情報

兵庫県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

(4) 気象情報

気象情報とは、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所

新

		象観測所で最低気温２℃以下	
	着氷		
	着雪	24 時間降雪の深さ：20cm 以上 気温：２℃以下	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	110mm

＊１（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています

＊２ 兵庫県が定める基準水位観測所(福良、沼島)における高潮特別警戒水位(1.8m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります

＊３ 兵庫県が定める基準水位観測所(江井、湊)における高潮特別警戒水位(1.9m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります

＊４ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

※　「淡路島南部」と「淡路島南部を除く地域」は海上

(2) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える大雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかける。

【特別警報の種類及び発表基準】

現象の種類	基準
津　波	高いところで３メートルを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
地震 （地震動）	震度６弱以上又は長周期地震動階級４の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度６弱以上又は長周期地震動階級４）を特別警報に位置づける）

（略）

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁が発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(4) 気象情報

気象情報とは、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表する。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県南部・県北部の単位で気象庁本庁が発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所

旧

については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(6)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

２　水害に関する情報

(1) 大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布

神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布を提供する。

種類	概要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１ｋｍごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたとき、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）；避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相

新

については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁本庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(6)　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨、高潮に関して、［高］又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

２　水害に関する情報

(1) 浸水キキクル、洪水キキクル

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって浸水キキクル、洪水キキクル（大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布）を提供する。

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	・短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１㎞四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１㎞ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたとき、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

旧

	当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(2) 河川水位（対象：水位周知河川）

県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発表やはん濫危険水位到達情報の通知及び周知等を行う。

【水位の種類】

水　位	内　　容
はん濫危険水位	避難勧告等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	避難準備・高齢者等避難開始情報等の発令判断の目安となる水位
はん濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

(3) 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第２項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、氾濫危険水位に到達したときは氾濫危険水位到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第２項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

また、知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合で水防法第13条の３に基づき指定した海岸の水位が、はん濫危険水位に達したときは、はん濫危険水位到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

３　土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難勧告の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町ごとに発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

新

流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、常時10分ごとに更新している。

(2) 河川水位（対象：水位周知河川）

県は、水位観測所等による水位等の監視を行い、水防警報の発表や氾濫危険水位到達情報の通知及び周知等を行う。

【水位の種類】

水　位	内　　容
氾濫危険水位	避難指示の発令判断の目安となる水位（洪水特別警戒水位）
避難判断水位	高齢者等避難等の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）
水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

(3) 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第２項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、氾濫危険水位に到達したときは氾濫危険水位到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第２項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

また、知事は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合で水防法第13条の３に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮特別警戒水位到達情報を関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

３　土砂災害に関する情報

(1) 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、市町ごとに発表する。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

旧

(2)　（略）

(3) 注意警戒時系列

神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって注意警戒時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を３時間を１コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

(4) 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

神戸地方気象台は、防災情報提供システム及び気象庁ホームページによって、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

４　火災警報

(1) 火災警報

市長は、神戸地方気象台の発表する火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風警報をもってこれに代える。）を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、火災警報を発表する。

①　（略）

(2) 火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ淡路広域消防事務組合において住民に対し火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

①　乾燥注意報が発表され、かつ長期間にわたり続く見込みのとき

②　平均風速10m/s以上の風が１時間以上継続して吹く見込みのとき（ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。）

③　強風注意報が発表されているとき

④　日々炎上火災が続発しているとき

新

(2)　（略）

(3) 危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。

危険度を色分けした時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を３時間を１コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

(4) 土砂キキクル

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり、直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、直ちに自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

４　火災警報

(1) 火災警報

市長は、神戸地方気象台の発表する火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風警報をもってこれに代える。）を受けた時、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるとき、火災警報を発表する。

①　（略）

(2) 火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ淡路広域消防事務組合において住民に対し火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

①　乾燥注意報が、３日以上継続して発表されている場合

②　日々火災が続発している場合

③　その他必要と認める場合

旧	新

⑤　放火事件が多発しているとき

⑥　その他

(3)　（略）

５　伝達系統

災害の伝達並びに周知徹底は、概ね次の経路で行う。

(1) 気象予警報の伝達

気象予警報の伝達及びその周知方法は、次に定めるところにより確実に関係機関に伝達し、住民全般に速やかに周知を行う。

県は、気象予警報等をフェニックス防災システムで伝達するとともに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用する。また西日本電信電話㈱も、警報を市に通知する。

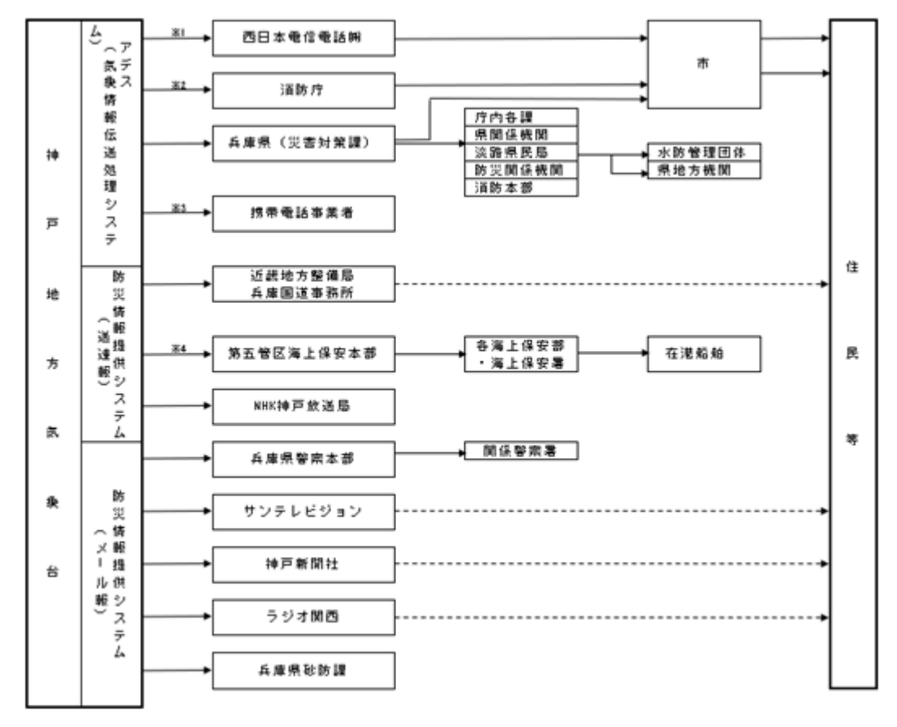

（注）１～２　（略）

３　※3は、気象など（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発信されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係エリアに配信。

４　※4は、9時から21時の間、通知。その他の時間はNHK大阪放送局に通知。

(2)～(3)　（略）

(4) 気象情報等の住民への周知ルート

(3)　（略）

５　伝達系統

災害の伝達並びに周知徹底は、概ね次の経路で行う。

(1) 気象予警報の伝達

気象予警報の伝達及びその周知方法は、次に定めるところにより確実に関係機関に伝達し、住民全般に速やかに周知を行う。

県は、気象予警報等をフェニックス防災システムで伝達するとともに、県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用する。また西日本電信電話㈱も、警報を市に通知する。

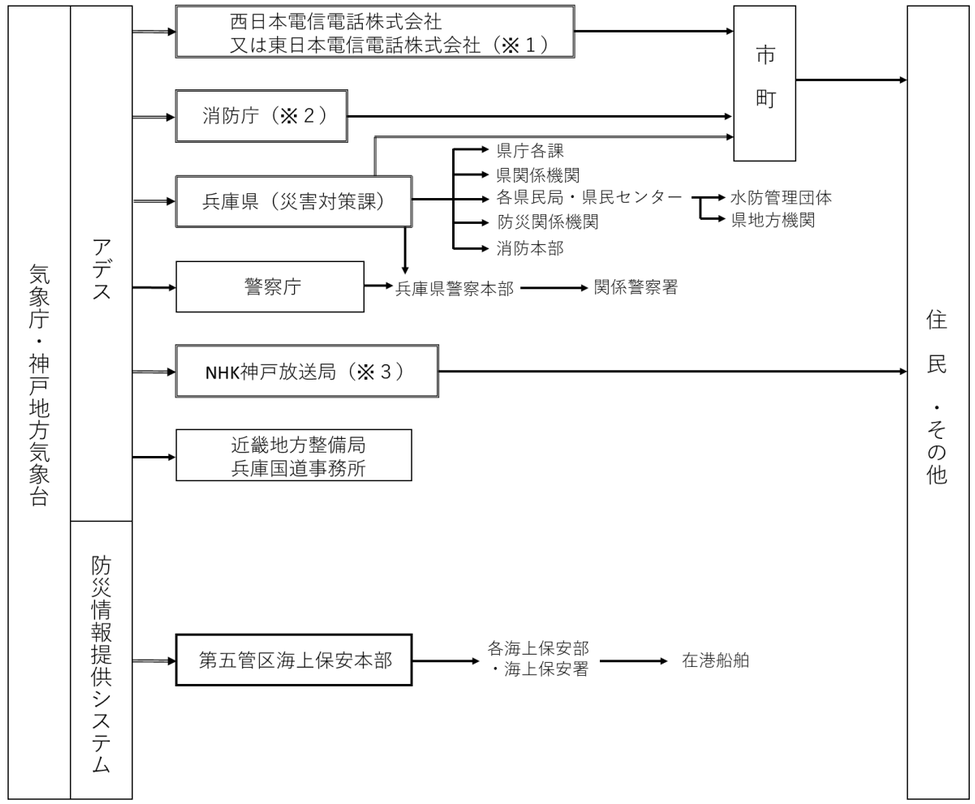

（注）１～２　（略）

３　※3は、９時から21時の間、通知。その他の時間はNHK大阪放送局に通知。

(2)～(3)　（略）

(4) 気象情報等の住民への周知ルート

旧

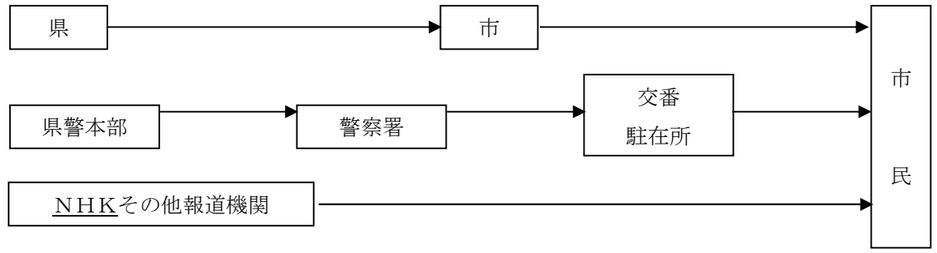

６　（略）

第３　災害情報収集・伝達計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連絡を取り、南あわじ市に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ的確に収集のうえ伝達する。

県、市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機，無人航空機，巡視船，車両，人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。

１　災害時における情報収集・伝達活動の強化

(1)　（略）

(2) 市町村向け「川の防災情報」システムの活用

国土交通省が、水害対策に必要な雨量、水位、水防警報等の情報を提供するシステムであり、市における避難勧告・指示等の対応判断を助けるものとして活用する。

(3) 気象庁防災気象情報提供システムの活用

地域におけるよりきめ細やかな気象情報を提供するため、市における避難勧告等の対応判断を助けるものとして開発された気象庁のインターネットによる情報提供システムの積極的活用を図る。

(4)～(5)　（略）

２　（略）

３　調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法及び被害の認定基準

(1)　（略）

(2)　（略）

①～③　（略）

【災害速報】

事　　項	例　　示
(3) 主要河川、ため池の情報（水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において、○○時はん濫注意水位（はん濫危険水位）に達し、今後も水位は上昇する見込みである。○○川は、○時頃○○地点において○mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在消防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。

新

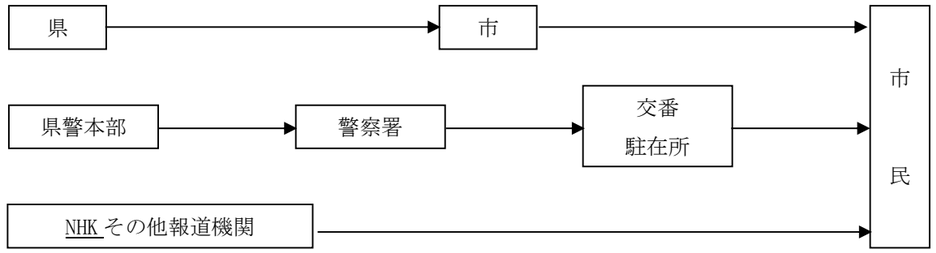

６　（略）

第３　災害情報収集・伝達計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連絡を取り、南あわじ市に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ的確に収集のうえ伝達する。

県、市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。

１　災害時における情報収集・伝達活動の強化

(1)　（略）

(2) 市町村向け「川の防災情報」システムの活用

国土交通省が、水害対策に必要な雨量、水位、水防警報等の情報を提供するシステムであり、市における避難指示等の対応判断を助けるものとして活用する。

(3) 気象庁防災気象情報提供システムの活用

地域におけるよりきめ細やかな気象情報を提供するため、市における避難指示等の対応判断を助けるものとして開発された気象庁のインターネットによる情報提供システムの積極的活用を図る。

(4)～(5)　（略）

２　（略）

３　調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法及び被害の認定基準

(1)　（略）

(2)　（略）

①～③　（略）

【災害速報】

事　　項	例　　示
(3) 主要河川、ため池の情報（水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において、○○時氾濫注意水位（氾濫危険水位）に達し、今後も水位は上昇する見込みである。○○川は、○時頃○○地点において○mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在消防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。

旧

(7) 避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由､避難世帯数、避難先）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるため、○時に○○地区約○○世帯に対し避難命令を発令した。現在約○○世帯が○○小学校に避難中。
(10) 非住家の被害状況 （学校、公民館等公共的施設その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂が瞬間最大風速○○m/sの強風により倒壊した。
(11) 市災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区に避難勧告を発令。現在○○避難所に収容中の○○名に対し炊出しを実施中。○○川の決壊箇所に消防団員約○○名を出動させ応急復旧作業中。

(3)～(6)　（略）

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第３節　　情報の収集・伝達

第４　兵庫県及び関係機関に対する報告・伝達

１　兵庫県への報告

情報発信班は、市として災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(1)　（略）

(2) 緊急報告

①　市は、市役所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で報告する。

報告内容は、市役所周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

②　（略）

③　市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。

(3) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

新

(7) 避難関係の情報 （避難指示等発令状況、避難理由､避難世帯数、避難先）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるため、○時に○○地区約○○世帯に対し避難指示を発令した。現在約○○世帯が○○小学校に避難中。
(10) 非住家の被害状況 （学校、公民館等公共的施設その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂が最大瞬間風速○○m/sの強風により倒壊した。
(11) 市災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区に避難指示を発令。現在○○避難所に収容中の○○名に対し炊き出しを実施中。○○川の決壊箇所に消防団員約○○名を出動させ応急復旧作業中。

(3)～(6)　（略）

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第３節　　情報の収集・伝達

第４　兵庫県及び関係機関に対する報告・伝達

１　兵庫県への報告

情報発信班は、市として災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(1)　（略）

(2) 緊急報告

①　市は、市役所の周辺の状況を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で報告する。

報告内容は、市役所周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

②　（略）

③　市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

(3) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

旧	新
①　市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。	①　市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。
②　（略）	②　（略）
(4) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やＦＡＸ等最も迅速な方法で県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。	(4) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。
(5) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。	(5) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。
(6) 報告系統 市は、県に災害情報を報告する。また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。 市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。	(6) 報告系統 市は、県に災害情報を報告する。また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。 市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。
２　（略）	２　関係機関への伝達 収集した被害状況及び応急対策状況等の情報を、必要に応じて関係機関へ伝達する。
第５　被災者支援のための情報の収集・活用	**第５　被災者支援のための情報の収集・活用**
１　住民からの問い合わせに対する回答	**１　住民等からの問合せに対する回答**
必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制（電話応対班）を組織する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努め	市や県は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制（電話応対班）を組織する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。 また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市や県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努

旧

る。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第４節　防災関係機関等への応援要請

（略）

第１　兵庫県への職員、ヘリコプターの応援要請

１　協力要請の手続

兵庫県知事への職員派遣要請等の応援の要請及び県消防防災ヘリコプターの運航要請、又は神戸海上保安部への海上保安庁ヘリコプターの出動要請をする場合は電話・ＦＡＸ等で要請し、後日速やかに文書を提出する。

２　（略）

３　県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1)　（略）

(2) 支援要請手続

①　要請方法

市は、県へのヘリコプター支援要請が必要と判断した場合は、淡路広域消防事務組合消防長を通じて、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。緊急を要するときは電話かＦＡＸにより連絡し、事後速やかに要請書を提出する。

連　絡　先	電　話　番　号
淡路広域消防事務組合	TEL　24-0119　　FAX　24-4575 衛星電話　7-028-906-44　衛星 FAX　7-028-906-62

（略）

②～③　（略）

(3)　（略）

（略）

第２　他市町への協力要請

１～２　（略）

３　応援要請の内容

他市町に対し、次に掲げる応急措置について協力要請する。

(1)～(2)　（略）

(3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供

(4)～(9)　（略）

（略）

新

める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第３編　風水害等応急対策計画

第２章　災害時応急活動体制の確立

第４節　防災関係機関等への応援要請

（略）

第１　兵庫県等への職員、ヘリコプターの応援要請

１　協力要請の手続

兵庫県知事への職員派遣要請等の応援の要請及び県消防防災ヘリコプターの運航要請、又は神戸海上保安部への海上保安庁ヘリコプターの出動要請をする場合は電話・FAX等で要請し、後日速やかに文書を提出する。

２　（略）

３　県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1)　（略）

(2) 支援要請手続

①　要請方法

市は、県へのヘリコプター支援要請が必要と判断した場合は、淡路広域消防事務組合消防長を通じて、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。緊急を要するときは電話若しくはFAXにより連絡し、事後速やかに要請書を提出する。

連　絡　先	電　話　番　号
淡路広域消防事務組合	TEL　0799-24-0119　　FAX　0799-24-4575 衛星電話　7-028-906-44　衛星 FAX　7-028-906-62

（略）

②～③　（略）

(3)　（略）

（略）

第２　他市町への協力要請

１～２　（略）

３　応援要請の内容

他市町に対し、次に掲げる応急措置について協力要請する。

(1)～(2)　（略）

(3) 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供

(4)～(9)　（略）

（略）

旧

第３編　風水害等応急対策計画
第２章　災害時応急活動体制の確立
第４節　防災関係機関等への応援要請
第３　自衛隊への災害派遣要請
１～２　（略）
３　派遣要請に際しての留意事項
（略）
(1)～(7)　（略）

【連絡先】

区分		電話番号
兵庫県	（災害対策本部設置時） 兵庫県災害対策本部室事務局	TEL（078）362-9900(時間内外とも) FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも） 衛星電話　7-028-151-5579・5580 衛星ＦＡＸ　7-028-151-6380・6381
兵庫県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課防災係	TEL（078）362-9988（勤務時間内） TEL（078）362-9900（勤務時間外） FAX（078）362-9911～9912（勤務時間内外とも）
兵庫県	（淡路県民局） 兵庫県災害対策淡路地方本部	TEL 26-2008 内線224 (防災担当直通)26-2017 FAX 23-1250 衛星電話　7-028-176-511・512 衛星ＦＡＸ　7-028-176-611
陸上自衛隊第３特科隊 （災害区域担当部隊 第３高射特科大隊）		TEL（0792)22-4001　内線 650・238(勤務時間内) FAX　239（勤務時間内） TEL（0792)22-4001　内線 302(当直指令) FAX 398（勤務時間外） 衛星電話　7-028-984-31 衛星ＦＡＸ　7-028-984-61
南あわじ警察署		TEL 42-0110　警備課

＊緊急文書をＦＡＸで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること

４　（略）
５　災害派遣部隊の受入体制
自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおりに市の受入体制を整える。
(1)～(3)　（略）
(4) 自衛隊と協議のうえ、自衛隊用ヘリポートの最適地を決定する。
(5)～(7)　（略）

新

第３編　風水害等応急対策計画
第２章　災害時応急活動体制の確立
第４節　防災関係機関等への応援要請
第３　自衛隊への災害派遣要請
１～２　（略）
３　派遣要請に際しての留意事項
（略）
(1)～(7)　（略）

【連絡先】

区分		電話番号
兵庫県	（災害対策本部設置時） 兵庫県災害対策本部室事務局	TEL（078）362-9900(時間内外とも) FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも） 衛星電話　7-028-151-5579・5580 衛星ＦＡＸ　7-028-151-6380・6381
兵庫県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課防災・危機管理班	TEL（078）362-9988（勤務時間内） TEL（078）362-9900（勤務時間外） FAX（078）362-9911～9912（勤務時間内外とも）
兵庫県	（淡路県民局） 兵庫県災害対策淡路地方本部	TEL 0799-26-2008 内線224 (防災担当直通)0799-26-2017 FAX 0799-23-1250 衛星電話　7-028-176-511・512 衛星ＦＡＸ　7-028-176-611
陸上自衛隊第３特科隊 （災害区域担当部隊 第３高射特科大隊）		TEL（0792)22-4001　内線 650・238(勤務時間内) FAX　239（勤務時間内） TEL（0792)22-4001　内線 302(当直指令) FAX 398（勤務時間外） 衛星電話　7-028-984-31 衛星ＦＡＸ　7-028-984-61
南あわじ警察署		TEL 0799-42-0110　警備課

＊緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること

４　（略）
５　災害派遣部隊の受入体制
自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおりに市の受入体制を整える。
(1)～(3)　（略）
(4) 自衛隊と協議のうえ、自衛隊用離着陸場等の最適地を決定する。
(5)～(7)　（略）

旧	新
６　（略） ７　経費負担 （略） (1)～(4)　（略） (5) 島岐に係る輸送費等 (6)　（略） ８　（略） ９　情報連絡体制 災害に際し、市は、陸上自衛隊第３高射特科大隊長から、連絡員の派遣を受ける。 第４　近畿地方整備局への応援要請 重大な災害の発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年７月９日近畿地方整備局長・南あわじ市長により締結）に基づき、被害の拡大と二次災害防止に資するために、緊急的な対応（リエゾン（情報連絡員）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を実施することとされている。 １　応援の内容 (1) 情報の収集・提供（リエゾン［情報連絡員］含む。） (2)～(3)　（略） (4) 近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け (5) 近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣 (6)～(7)　（略） ２～３　（略） （略） 第５　その他関係機関等への応援要請 消防組織法第６条の規定により、当該市域における消防を十分に果たすべき責任を有しているが、大火災等で必要がある場合は、県知事及び他の機関に対して、応援出動を要請することができる。 （略） １　兵庫県広域消防相互応援協定 淡路広域消防事務組合は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。 (1) 連絡担当部局：淡路広域消防事務組合(電話:24-0119) (2)　（略） ２～４　（略） 第３編　風水害等応急対策計画 第２章　災害時応急活動体制の確立 第５節　災害救助法の適用	６　（略） ７　経費負担 （略） (1)～(4)　（略） (5) 島嶼に係る輸送費等 (6)　（略） ８　（略） ９　情報連絡体制 災害時に、市は、陸上自衛隊第３高射特科大隊長から、連絡員の派遣を受ける。 第４　近畿地方整備局への応援要請 重大な災害の発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年７月９日近畿地方整備局長・南あわじ市長により締結）に基づき、被害の拡大と二次災害防止に資するために、緊急的な対応（リエゾン（情報連絡員）（以下、「リエゾン」という。）、TEC－FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を実施することとされている。 １　応援の内容 (1) 情報の収集・提供（リエゾン含む。） (2)～(3)　（略） (4) 近畿地方整備局長が保有する車両、災害対策用機械等の貸付け (5) 近畿地方整備局長が保有する通信機械等の貸付け及び操作員の派遣 (6)～(7)　（略） ２～３　（略） （略） 第５　その他関係機関等への応援要請 淡路広域消防事務組合は、消防組織法第６条の規定により、当該市域における消防を十分に果たすべき責任を有しているが、大火災等で必要がある場合は、県知事及び他の機関に対して、応援出動を要請することができる。 （略） １　兵庫県広域消防相互応援協定 淡路広域消防事務組合は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。 (1) 連絡担当部局：淡路広域消防事務組合(電話:0799-24-0119) (2)　（略） ２～４　（略） 第３編　風水害等応急対策計画 第２章　災害時応急活動体制の確立 第５節　災害救助法の適用

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

（略）

第１　災害救助法の適用

１　南あわじ市における災害救助法の適用基準

適　用　基　準	基準世帯数
(1) 市全域における家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	60 世帯
(2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が2,500以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	30 世帯
(3) 被害が全県にわたり、かつ県内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合において市町村の被害世帯の数が前２号に規定する数に達しないけれど、市町村の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき	―
(4) 被害世帯が(1)、(2)、(3)に該当しないけれど、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合	―

注１　本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、平成27年国勢調査により46,912人とする。（「３万人以上５万人未満」の区分の基準となる。）

注２　被害世帯数の算定基準

被害世帯数の算定にあたっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって、１被害世帯とみなす。

世　帯　の　被　害　の　程　度	「１被害世帯」とみなす世帯数
全壊、全焼、流出した世帯	１世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	２世帯
床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	３世帯

２　（略）

３　救助の実施

(1) 実施機関

①～③　（略）

(2) 実施内容

①～⑤　（略）

新

（略）

第１　災害救助法の適用

１　南あわじ市における災害救助法の適用基準

適　用　基　準	基準世帯数
(1) 市全域における家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき	60 世帯
(2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯数が2,500世帯以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき	30 世帯
(3) 被害が全県にわたり、かつ県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合	―
(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の①若しくは②のいずれかに該当すること ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。	―

注１　本市の人口

災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和２年国勢調査により44,137人とする。（「３万人以上５万人未満」の区分の基準となる。）

注２　被害世帯数の算定基準

被害世帯数の算定にあたっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって、１被害世帯とみなす。

世　帯　の　被　害　の　程　度	「１被害世帯」とみなす世帯数
全壊、全焼、流出した世帯	１世帯
半壊、半焼する等著しく損傷した世帯	２世帯
床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	３世帯

２　（略）

３　救助の実施

(1) 実施機関

①～③　（略）

(2) 実施内容

①～⑤　（略）

旧	新
⑥　災害にかかった者の救出 ⑦　災害にかかった住宅の応急修理 ⑧～⑩　死体の捜索及び処理 ⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ４　（略） 第２　（略）	⑥　被災者の救出 ⑦　被災した住宅の応急修理 ⑧～⑩　（略） ⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（障害物の除去） ⑫　応急救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費 ４　（略） 第２　（略）

旧	新

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第１節　水防活動の実施

（略）

第１　水防活動の流れ

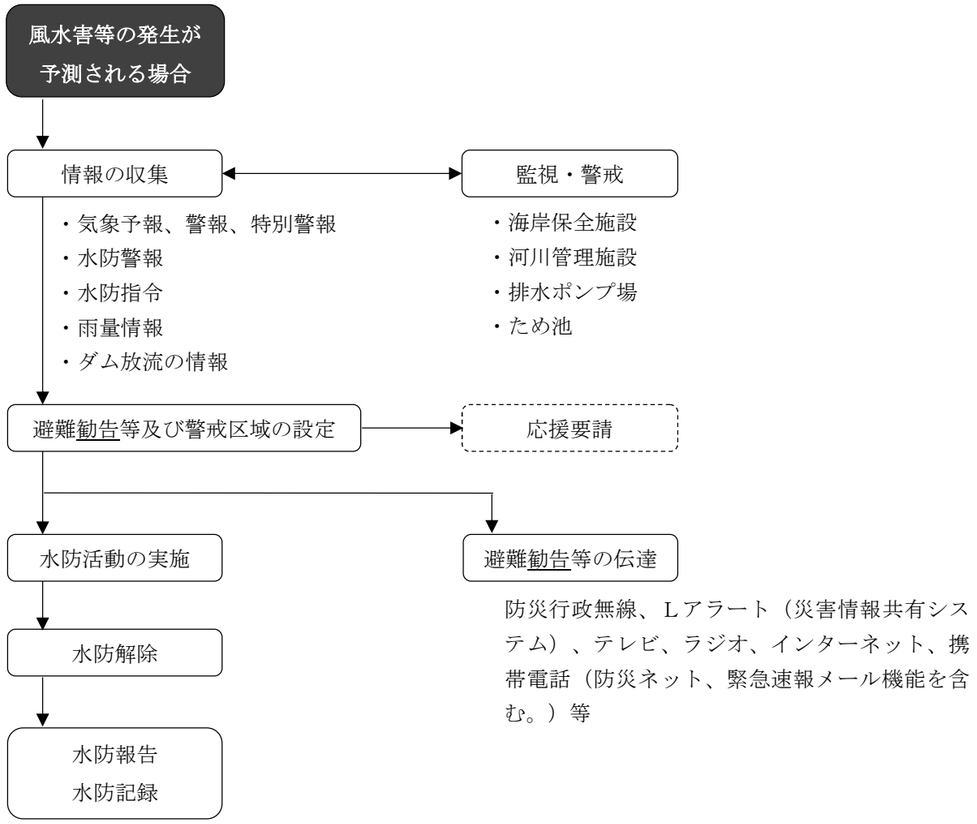

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第１節　水防活動の実施

（略）

第１　水防活動の流れ

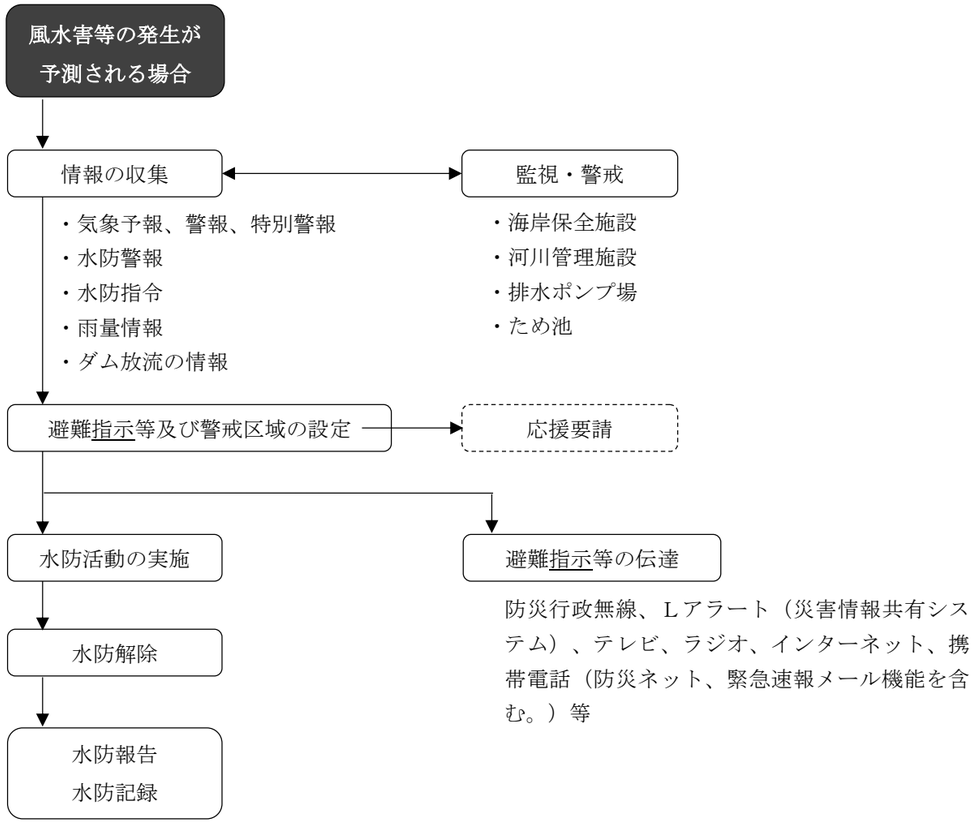

旧

第２　（略）

第３　河川管理施設の監視・警戒

水防管理者は、河川の水防上危険な箇所の状況を監視・警戒するとともに、異常を発見した場合は、直ちに、洲本土木事務所に報告し、必要な水防作業を実施する。

洲本土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり、南あわじ市に水位を報告する。

① 水防団待機水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の１時間ごと
② はん濫注意水位に達したとき
③ はん濫危険水位に達したとき
④ 最高水位に達したとき
⑤ はん濫注意水位又は水防団待機水位が下がったとき

水位情報周知河川	三原川、洲本川

第４～第５　（略）

第６　ため池の監視

ため池管理者及びため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を行う。

【ため池連絡系統】

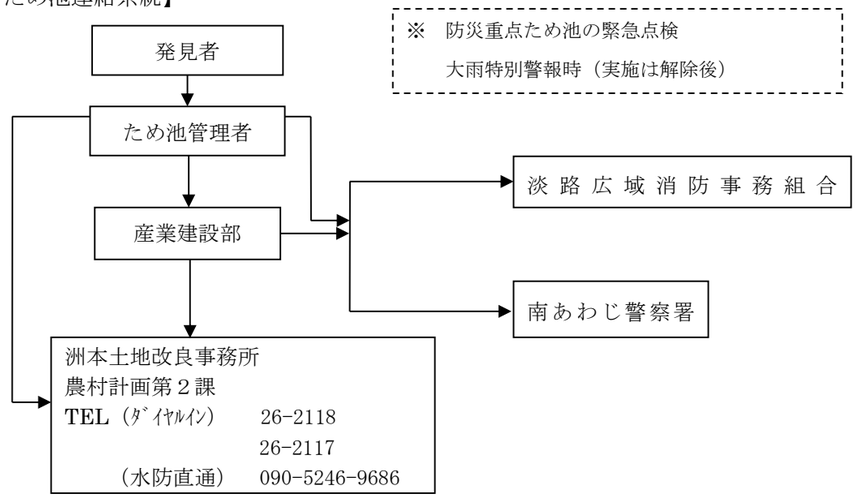

新

第２　（略）

第３　河川管理施設の監視・警戒

水防管理者は、河川の水防上危険な箇所の状況を監視・警戒するとともに、異常を発見した場合は、直ちに、洲本土木事務所に報告し、必要な水防作業を実施する。

洲本土木事務所は、管内に設置している量水標について、次のとおり、南あわじ市に水位を報告する。

① 水防団待機水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の１時間ごと
② 氾濫注意水位に達したとき
③ 氾濫危険水位に達したとき
④ 最高水位に達したとき
⑤ 氾濫注意水位又は水防団待機水位が下がったとき

水位周知河川	三原川、洲本川

第４～第５　（略）

第６　ため池の監視

ため池管理者及びため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を行う。

【ため池連絡系統】

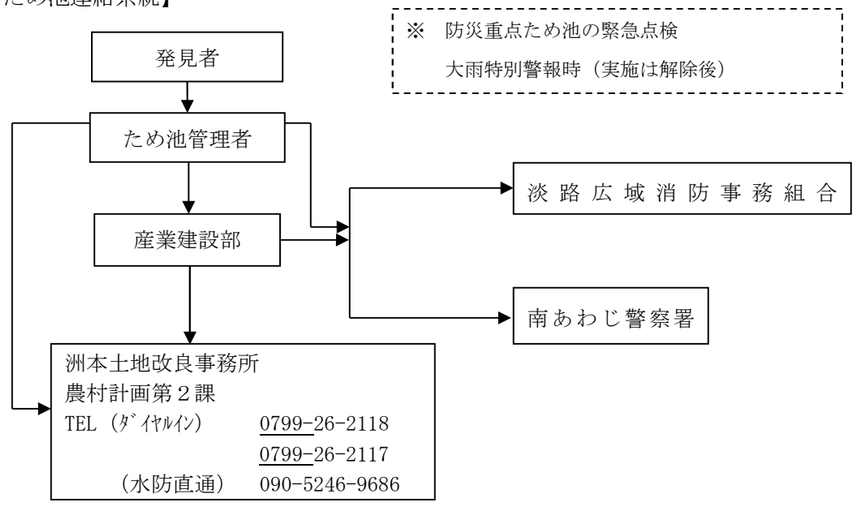

旧

第７　ダムの管理

【ダムの放流の連絡】

ダム管理者は、各ダム毎の雨量、流入量等が警戒量に達したときには、ダム警戒体制に入る。ダム管理者は、関係機関へその旨連絡する。

①　県管理ダム

・　諭鶴羽ダム、牛内ダム、大日ダム、北富士ダム、成相ダム

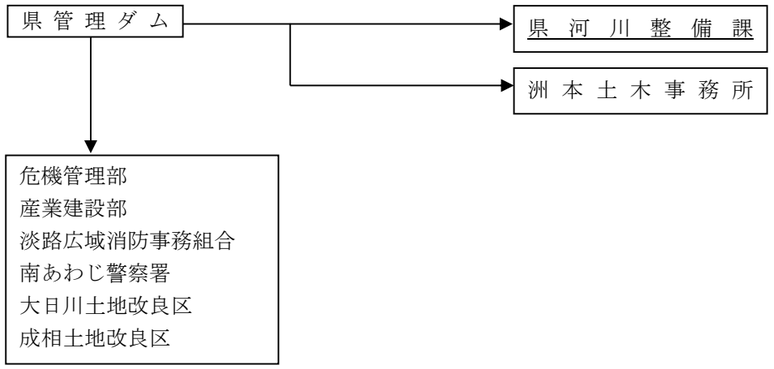

洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理所　TEL　52－2929　FAX　52－2930

・　本庄川ダム（洲本土地改良事務所）

（略）

②　（略）

第８　水防警報

（略）

(1)～(2)　（略）

(3) 水防警報の発令

淡路県民局長（洲本土木事務所）は、水防本部長（知事）からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び高潮の潮位状況を判断し、管内水防管理団体と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位がはん濫注意水位又は警戒潮位に達するおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき、速やかに水防警報を発表する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の来襲により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発表する。

なお、洲本土木事務所は、その状況を所管管内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知する。

注）待機及び準備の２段階は省略することができる。

新

第７　ダムの管理

【ダムの放流の連絡】

ダム管理者は、ダム毎の雨量、流入量等が警戒量に達したときには、ダム警戒体制に入る。ダム管理者は、関係機関へその旨連絡する。

①　県管理ダム

・　諭鶴羽ダム、牛内ダム、大日ダム、北富士ダム、成相ダム

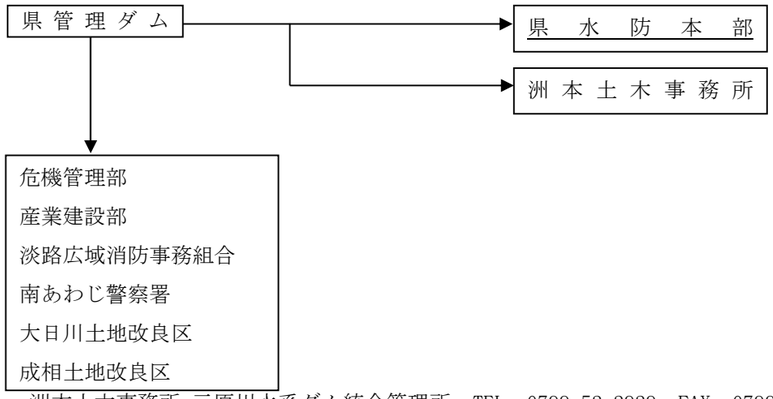

洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理所　TEL　0799-52-2929　FAX　0799-52-2930

・　本庄川ダム（洲本土地改良事務所）

（略）

②　（略）

第８　水防警報

（略）

(1)～(2)　（略）

(3) 水防警報の発令

淡路県民局長（洲本土木事務所）は、水防本部長（知事）からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び高潮の潮位状況を判断し、管内水防管理団体と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が氾濫注意水位又は警戒潮位に達するおそれがあり、水防活動の必要が予想されるとき、速やかに水防警報を発表する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、又は津波の来襲により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発表する。

なお、洲本土木事務所は、その状況を所管管内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知する。

注）待機及び準備の２段階は省略することができる。

旧	新
第９　水防指令 　神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときは、水防態勢に入り、水防本部長（知事）は、県関係機関に対し、非常配備態勢につくよう指令する。 （略） 第 10　避難指示及び警戒区域の設定 １　避難の指示 　水防管理者（市長）は、洪水、高潮又は津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。 　この場合、県及び南あわじ警察署へ通知する。 　また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ２　（略） 第 11～第 12　（略） 第３編　風水害等応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第２節　人命救出活動の実施 （略） 第１～第２　（略） 第３　市の人命救出活動 (1)　（略） (2) 本部長は、消防職員、消防団員、市職員及び応援職員の動員並びに自主防災組織、民間団体、ボランティア組織等へ協力依頼を行い、傷病者及び災害時要援護者を救出する。 (3)～(7)　（略） 第４　（略） 第３節　医療・助産対策の実施 （略） 第１　（略） 第２　災害救急医療の確保 １　救護所の設置 (1) 市は、救護所について、下記を基本に設置する。必要がある場合は、避難所内に救護所を設置する。ただし、避難所が不適当な場合は、交通に便利な場所にある公共施設を利用し、又は野外にテントを張って行う。	第９　水防指令 　神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときは、水防態勢に入り、水防本部長（知事）は、県関係機関に対し、非常配備態勢につくよう指令する。 （略） 第 10　避難指示及び警戒区域の設定 １　避難の指示 　水防管理者（市長）は、洪水、高潮又は津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。 　この場合、県及び南あわじ警察署へ通知する。 　また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して指示をするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。 ２　（略） 第 11～第 12　（略） 第３編　風水害等応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第２節　人命救出活動の実施 （略） 第１～第２　（略） 第３　市の人命救出活動 (1)　（略） (2) 本部長は、消防職員、消防団員、市職員及び応援職員の動員並びに自主防災組織、民間団体、ボランティア組織等へ協力依頼を行い、傷病者及び要配慮者を救出する。 (3)～(7)　（略） 第４　（略） 第３節　医療・助産対策の実施 （略） 第１　（略） 第２　災害救急医療の確保 １　救護所の設置 (1) 市は、救護所について、下記を基本に設置する。必要がある場合は、避難所内に救護所を設置する。ただし、避難所が不適当な場合は、交通に便利な場所にある公共施設を利用し、又は野外にテントを張って行う。

旧

施　設　名	所　在　地	電　　話
南あわじ市休日応急診療所	賀集1065番地7	53-1536
南あわじ市保健センター	広田広田1061番地1	44-3009
阿那賀診療所	阿那賀1279番地１	39-0668
伊加利診療所	伊加利1184番地１	39-0886
灘診療所	灘土生302番地	56-0655
沼島診療所	沼島2368番地１	57-0030

(2)～(3)　（略）

２　「救護班」の編成・派遣

(1)～(2)　（略）

(3) 市は、必要と認める場合は、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づき、関係機関に対して、次の要請を行う。

①　災害拠点病院（兵庫ＤＭＡＴ指定病院を含む。）をはじめ、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、日本医師会の組織する災害医療チームＪＭＡＴ、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請

②　（略）

③　近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への患者受け入れの要請

④～⑥　（略）

⑦　兵庫県医師会、兵庫県民間病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

３　災害救急医療の確保

「救護班」の派遣調整等をはじめ災害救急医療の確保については、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づく。

また、県は、災害時保健医療に関し、専門的な研修を受講した職員の中から「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ（Disaster Health Emergency Assistance Team））を編成し、被害都道府県の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援する。

（略）

４　「救護班」の活動

「救護班」は、災害対策本部長の指示により現地救護にあたる。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

南あわじ市休日応急診療所を拠点とし救護所を巡回する。また、必要に応じて、要請があれば、当該救護所に出動する。

新

施　設　名	所　在　地	電　　話
南あわじ市休日応急診療所	賀集1065番地7	0799-53-1536
南あわじ市保健センター	広田広田1061番地1	0799-44-3009
阿那賀診療所	阿那賀1348番地	0799-39-0668
伊加利診療所	伊加利1184番地１	0799-39-0886
灘診療所	灘土生302番地	0799-56-0655
沼島診療所	沼島2368番地１	0799-57-0030

(2)～(3)　（略）

２　「救護班」の編成・派遣

(1)～(2)　（略）

(3) 市は、必要と認める場合は、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づき、関係機関に対して、次の要請を行う。

①　災害拠点病院（兵庫DMAT指定病院を含む。）をはじめ、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、日本医師会の組織する災害医療チームJMAT、県立病院、国立病院等（(独)国立病院機構病院、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請

②　（略）

③　近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への患者受入れの要請

④～⑥　（略）

⑦　(一社) 兵庫県医師会、(一社) 兵庫県民間病院協会、(一社) 兵庫県歯科医師会、(公社) 兵庫県看護協会、(一社) 兵庫県理学療法士会及び(一社) 兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

３　災害救急医療の確保

「救護班」の派遣調整等をはじめ災害救急医療の確保については、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づく。

また、県は、災害時保健医療に関し、専門的な研修を受講した職員の中から「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team））を編成し、被害都道府県の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援する。

（略）

４　「救護班」の活動

「救護班」は、災害対策本部長の指示により現地救護にあたる。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

南あわじ市休日応急診療所を拠点とし救護所を巡回する。また、必要に応じて、要請があれば、当該救護所に出動する。

旧

第３～第５　（略）

第６　医薬品の調達・供給

１　品目

区　分	期　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液（点滴）、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

２～３　（略）

第７　災害救助法の実施基準

（略）

１　（略）

２　助産

項　目	基　準　等
対　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	１　「救護班」等による場合、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期　間	分べんした日から７日以内
備　考	妊婦等の移送費は別途計上

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第４節　交通・輸送対策の実施

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗り入れによる交通麻痺等が生じるおそれのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送道路を確保する。

第１　（略）

第２　交通確保対策の実施

１　交通規制の実施

南あわじ警察署、道路管理者及びその他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害が発生した場合において、市長は、市道の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

また、道路管理者と南あわじ警察署長は、密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を

新

第３～第５　（略）

第６　医薬品の調達・供給

１　品目

区　分	期　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液（点滴）、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

２～３　（略）

第７　災害救助法の実施基準

（略）

１　（略）

２　助産

項　目	基　準　等
対　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	１　「救護班」等による場合、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期　間	分娩した日から７日以内
備　考	妊婦等の移送費は別途計上

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第４節　交通・輸送対策の実施

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗入れによる交通麻痺等が生じるおそれのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送道路を確保する。

第１　（略）

第２　交通確保対策の実施

１　交通規制の実施

南あわじ警察署、道路管理者及びその他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害が発生した場合において、市長は、市道の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

また、道路管理者と南あわじ警察署長は、密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間

旧

定めて、道路の通行を禁止し、又は制限を行う等適切な処置をとる。

実施責任者		範　囲	根拠法
道路管理	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項

(2)～(5)　(略)

(6) 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路の通行制限及び通行禁止の実施基準

本州四国連絡高速道路株式会社は、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他、次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、通行制限又は通行禁止の措置をとる。

【通行制限・通行禁止基準値】

(略)

IC名	※50ｋｍ規制（通行制限基準値）		通行禁止（通行禁止基準値）			備考
			連続雨量(mm)	組合せ雨量（mm）		
	連続雨量(mm)	時間雨量(mm)		連続雨量(mm)	時間雨量(mm)	
神戸西IC～東浦IC	140	20	260	180	40	
東浦IC～津名一宮IC	150	20	340	200	50	
津名一宮IC～淡路島南IC	145	20	320	200	55	
(淡路島中央スマートIC)	―	―	(270)	(150)	(55)	出入閉鎖
淡路島南IC～鳴門IC	145	20	340	200	55	

第３　緊急輸送計画

１　（略）

２　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送道路の状況について、警察署と密接な連絡をとり、次のような措置により、安全通行の確保を図る。

(1)～(6)　(略)

【県指定緊急輸送道路一覧】

路線名	指定区間 / 延長	市内区間延長	管理者
一般市道　福良潮美台線	南あわじ市福良甲 644～南あわじ市北阿万筒井 1464-294 / 1.7km	1.7km	南あわじ市

新

を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限を行う等適切な処置をとる。

実施責任者		範　囲	根拠法
道路管理	国土交通大臣 県知事 市長	1 道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第１項

(2)～(5)　(略)

(6) 本州四国連絡高速道路㈱が管理する有料道路の通行制限及び通行禁止の実施基準

本州四国連絡高速道路㈱は、災害発生により交通が危険であると認められる場合の他、次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、通行制限又は通行禁止の措置をとる。

【通行制限・通行禁止基準値】

(略)

IC名	※50km規制（通行制限基準値）		通行禁止（通行禁止基準値）			備考
			連続雨量(mm)	組合せ雨量（mm）		
	連続雨量(mm)	時間雨量(mm)		連続雨量(mm)	時間雨量(mm)	
神戸西IC～東浦IC	140	20	260	180	40	
東浦IC～津名一宮IC	150	20	340	200	50	
津名一宮IC～淡路島南IC	145	20	320	200	55	
(淡路島中央スマートIC)	―	―	(270)	(150)	(55)	出入閉鎖
淡路島南IC～鳴門IC	145	20	340	200	55	

第３　緊急輸送計画

１　（略）

２　緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止、制限及び輸送道路の状況について、警察署と密接な連絡をとり、次のような措置により、安全通行の確保を図る。

(1)～(6)　(略)

【県指定緊急輸送道路一覧】

路線名	指定区間 / 延長	市内区間延長	管理者
一般市道　福良潮美台線	南あわじ市福良甲 644-1～南あわじ市北阿万筒井 1464-294 / 1.7km	1.7km	南あわじ市

旧	新
【市選定緊急輸送道路一覧】 （略） (7)　（略） ３～４　（略） 第４　（略）	【市選定緊急輸送道路一覧】 （略） (7)　（略） ３～４　（略） 第４　（略）

旧	新

第５節　避難対策の実施

災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの避難に関わる避難勧告・指示及び避難所への誘導は、県、市、警察及びその他の関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

第１　避難対策の流れ

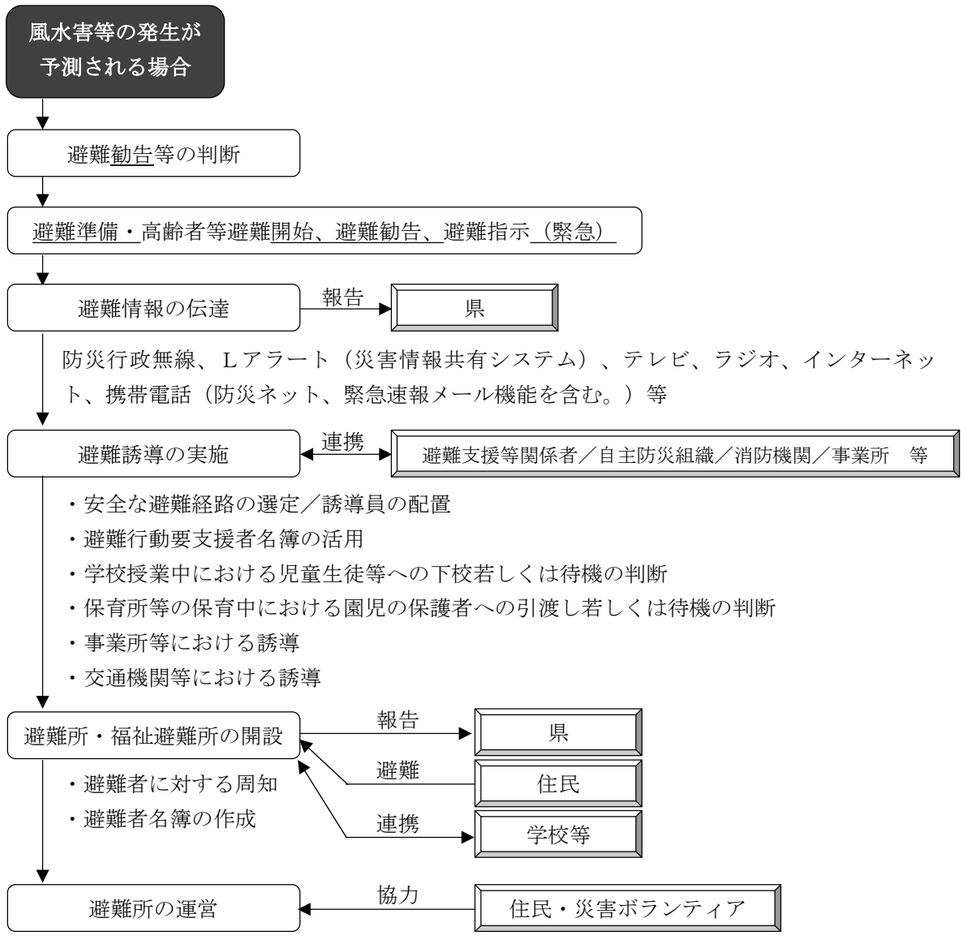

第５節　避難対策の実施

災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの避難に関わる避難指示及び避難所への誘導は、県、市、警察及びその他の関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

第１　避難対策の流れ

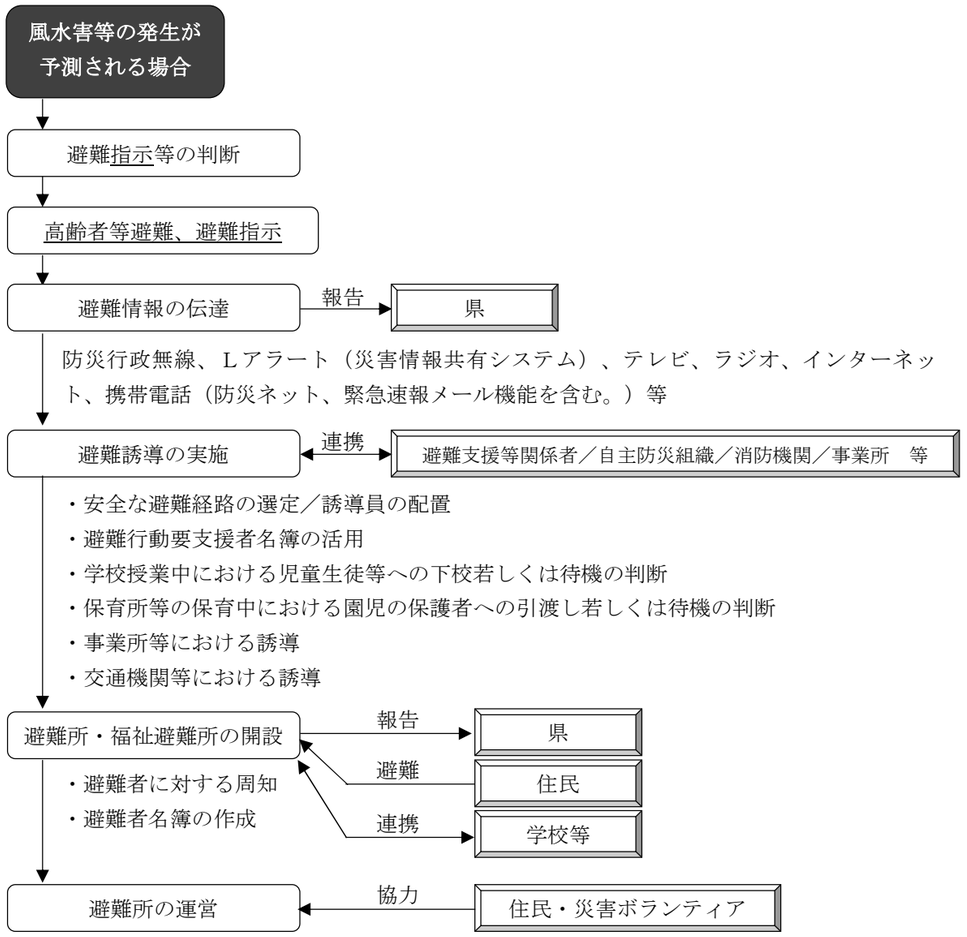

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第２　避難勧告等の実施者

１　避難勧告等の種類

区分		発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
警戒レベル４	避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
	避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
警戒レベル５	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	・既に災害が発生している状況	・命を守るための最善の行動

（略）

新

第２　避難指示等の種類と実施者

１　避難指示等の種類

区分		発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル３	高齢者等避難	・災害のおそれあり	・危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がい者等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル４	避難指示	・災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
警戒レベル５	緊急安全確保	・災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）	・命を危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

（略）

旧

２　避難勧告等の実施者

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
避難準備・高齢者等避難開始	市長	避難準備・高齢者等避難開始発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第 60 条第 1 項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法第 50 条第 5 項）	告示を要する。
避難指示（緊急）	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知

新

２　避難指示等の実施者

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
高齢者等避難	市長	高齢者等避難発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難指示	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水の氾濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知

旧

第３　避難勧告等の判断基準等

１　避難勧告等実施の決定方法

避難勧告等の実施については、観測情報と判断基準に基づき市災害対策本部長と市災害対策副本部長が協議を行い決定する

２　避難勧告等の判断基準

（1）水害（河川氾濫）

種別		判断基準	避難勧告等実施地域
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 掃守水位局（水位 1.70m）	三原川に設置した掃守水位局の水位が左記の基準に該当した場合に避難勧告等を実施する地域 （旧西淡町） 松帆地区、湊地区、志知北、志知志知、志知鈩 （旧三原町） 榎列掃守、榎列小榎列、榎列下幡多、倭文流、志知松本、志知佐礼尾、志知中島、志知難波
警戒レベル４	避難勧告	氾濫危険水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 掃守水位局（水位 2.10m）	
	避難指示（緊急）	決壊や越水のおそれが高まった場合や、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	
警戒レベル５	災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	被害が及ぶと判断した地域

※避難勧告等の実施地域は原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。

※その他の河川については、兵庫県の「氾濫予測システム」等を参考に判断する。

新

第３　避難指示等の判断基準等

１　避難指示等実施の決定方法

避難指示等の実施については、観測情報と判断基準に基づき市災害対策本部長と市災害対策副本部長が協議を行い決定する。

２　避難指示等の判断基準

（1）水害（河川氾濫）

種別		判断基準	避難指示等実施地域
警戒レベル３	高齢者等避難	避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 掃守水位局（水位 1.70m）	三原川に設置した掃守水位局の水位が左記の基準に該当した場合に避難指示等を実施する地域 （旧西淡町） 松帆地区、湊地区、志知北、志知志知、志知鈩 （旧三原町） 榎列掃守、榎列小榎列、榎列下幡多、倭文流、志知松本、志知佐礼尾、志知中島、志知難波
警戒レベル４	避難指示	決壊や越水のおそれが高まった場合や、樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	
警戒レベル５	災害発生情報	決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）	被害が及ぶと判断した地域

※避難指示等の実施地域は原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。

※その他の河川については、気象庁「洪水キキクル」や兵庫県の「氾濫予測システム」等を参考に判断する。

旧

【県活動水防要綱河川水位の設定及び観測所整備状況】　［単位：m］

河川名	観測所名	フェニックス掲載	消防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防高
三原川	掃守	○	1.10	1.50	1.70	2.10	3.20
三原川	榎列		1.50	2.00			
三原川	円行寺	○	1.00	1.50		3.77	4.37
大日川	賀集		0.70	1.00			
牛内川	東良橋	○	0.60	1.00		※2.61	3.21
大日川	田中橋	○	0.80	1.20		※2.20	2.80
大日川	下所橋	○	1.80	2.40		※3.80	4.40
北富士川	門前池	○					
成相川	掃守橋	○	0.80	1.20		※1.60	2.20
初尾川	広田	○	T.P.+17.30	T.P.+17.90		※T.P.+18.35	T.P.+19.13
本庄川	阿万	○	1.30	1.80		※2.91	3.51

※については、堤防高－0.60mで危険水位を設定

(2) 土砂災害

	種別	判断基準	避難勧告等実施地域
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	兵庫県地域別土砂災害危険度において、「２時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（黄色表示）	兵庫県地域別土砂災害危険度において、土砂災害危険度を１kmメッシュ毎に表示された区域
警戒レベル4	避難勧告	同「１時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（橙色表示）又は、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化などの前兆現象が発見された場合	
	避難指示（緊急）	同「現在、土砂災害警戒基準を超過しているエリア」（赤色表示）又は、土砂移動現象、山鳴り、流木の流出などの前兆現象が確認された場合	
警戒レベル5	災害発生情報	土砂災害が発生した場合	被害が及ぶと判断した地域

新

【県活動水防要綱河川水位の設定及び観測所整備状況】　［単位：m］

河川名	観測所名	フェニックス掲載	消防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	堤防高
三原川	掃守	○	1.10	1.50	1.70	2.10	3.20
三原川	榎列		1.50	2.00			
三原川	円行寺	○	1.00	1.50		3.77	4.37
大日川	賀集		0.70	1.00			
牛内川	東良橋	○	0.60	1.00		※2.61	3.21
大日川	田中橋	○	0.80	1.20		※2.20	2.80
大日川	下所橋	○	1.80	2.40		※3.80	4.40
北富士川	門前池	○					
成相川	掃守橋	○	0.80	1.20		※1.60	2.20
初尾川	広田	○	T.P.+17.30	T.P.+17.90		※T.P.+18.35	T.P.+19.13
本庄川	阿万	○	1.30	1.80		※2.91	3.51

※については、堤防高－0.60mで危険水位を設定

(2) 土砂災害

	種別	判断基準	避難指示等実施地域
警戒レベル3	高齢者等避難	兵庫県地域別土砂災害危険度において、「２時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（黄色表示）	兵庫県地域別土砂災害危険度において、土砂災害危険度を１kmメッシュ毎に表示された区域
警戒レベル4	〔削除〕	同「１時間後に土砂災害警戒基準を超過すると予測されるエリア」（橙色表示）又は、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化などの前兆現象が発見された場合	
	避難指示	同「現在、土砂災害警戒基準を超過しているエリア」（赤色表示）又は、土砂移動現象、山鳴り、流木の流出などの前兆現象が確認された場合	
警戒レベル5	緊急安全確保	土砂災害が発生した場合	被害が及ぶと判断した地域

旧

※留意事項：前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握する。なお、通報内容によっては速やかに発令する必要がある。

※避難勧告等実施地域は、兵庫県「地域別土砂災害危険度」において、土砂災害危険度を１㎞メッシュ毎に表示された区域とし、原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。

①土砂災害（特別）警戒区域

②危険個所等の被害想定区域

※危険個所等とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険個所等の総称

【土砂災害の前兆現象】

①～③　（略）

(3) 高潮

避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表され、警戒潮位を超えると予想される場合	海岸堤防等が倒壊した場合や潮位が警戒潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合

【県水防活動要綱港湾水位の設定】　［単位：m］

港湾名	通報潮位	警戒潮位
播磨灘側(湊港)	TP+1.20	TP+1.80
紀伊水道側(福良港)	TP+1.20	TP+1.60

【高潮警報・注意報基準（予想される潮位）】　［単位：m］

港湾名	高潮注意報	高潮警報
播磨灘側(湊港)	TP+1.20	TP+1.80
紀伊水道側(福良港)	TP+1.20	TP+1.80

新

※留意事項：前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握する。なお、通報内容によっては速やかに発令する必要がある。

※避難指示等実施地域は、兵庫県「地域別土砂災害危険度」において、土砂災害危険度を１㎞メッシュ毎に表示された区域とし、原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。

①土砂災害（特別）警戒区域

②危険箇所等の被害想定区域

※危険箇所等とは、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険箇所等の総称

【土砂災害の前兆現象】

①～③　（略）

(3) 高潮

高齢者等避難	〔削除〕	避難指示
高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合	〔削除〕	海岸堤防等が倒壊した場合や潮位が警戒潮位を超え、浸水が発生したと推測される場合

【県水防活動要綱港湾水位の設定】　［単位：m］

港湾名	通報潮位	警戒潮位
播磨灘側(湊港)	T.P.+1.20	T.P.+1.80
紀伊水道側(福良港)	T.P.+1.20	T.P.+1.60

【高潮警報・注意報基準（予想される潮位）】　［単位：m］

港湾名	高潮注意報	高潮警報
播磨灘側(湊港)	T.P.+1.20	T.P.+1.80
紀伊水道側(福良港)	T.P.+1.20	T.P.+1.80

旧	新
【各港湾工事用基準面ＤＬとＴＰの関係】 ①　湊　港　港湾工事用基準面ＤＬ＝Ｔ．Ｐ－0.90m ②　福良港　港湾工事用基準面ＤＬ＝Ｔ．Ｐ－1.10m 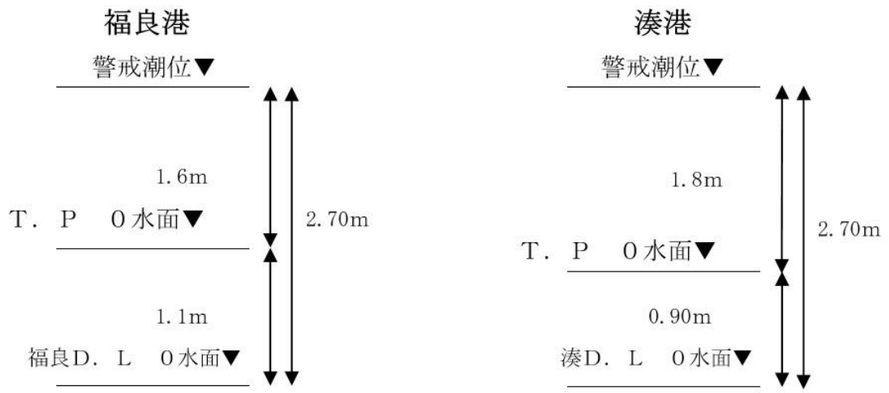 ※ 避難勧告等の実施地域は、沿岸を有する自治会単位の地域とする。 **３　三原川水系以外における避難勧告等実施地域の決定** 兵庫県の「氾濫予測システム」等を参考に判断するとともに、過去に起きた風水害の被災状況と観測情報、現場情報、関係機関・住民からの通報内容を総合的に勘案し実施地域を決定する。 なお、避難勧告等の実施地域は原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。 **４　避難勧告等の実施報告** 避難勧告等を実施したときには、速やかにフェニックス防災システムに入力し県へ報告する。（災害対策基本法第60条第４項） **５　避難勧告等の解除** 雨が収まったことで安全と判断して、避難していた住民が帰宅し被災するケースがあるため、河川水位、道路状況などを勘案し解除決定を行い、避難所住民に対し避難勧告等の伝達方法に準じて行う。 **第４　避難勧告等の住民への伝達** **１　伝達時の留意点** (1)　（略） (2) 災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。 (3) 避難勧告等の伝達にあたっては、避難勧告等実施要領に基づき、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努める。 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市はＣＡＴＶ等の活用も図る。 **２　（略）**	【各港湾工事用基準面 D.L. と T.P. の関係】 ①　湊　港　港湾工事用基準面 D.L. ＝T.P. －0.90m ②　福良港　港湾工事用基準面 D.L. ＝T.P. －1.10m 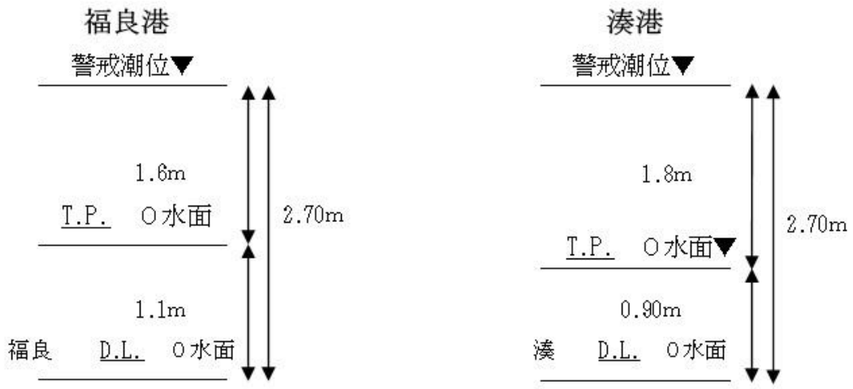 ※ 避難指示等の実施地域は、沿岸を有する自治会単位の地域とする。 **３　三原川水系以外における避難指示等実施地域の決定** 兵庫県の「氾濫予測システム」等を参考に判断するとともに、過去に起きた風水害の被災状況と観測情報、現場情報、関係機関・住民からの通報内容を総合的に勘案し実施地域を決定する。 なお、避難指示等の実施地域は原則として自治会単位の地域とする。ただし、自治会単位より狭い地域で特定できる場合には、その地域とする。 **４　避難指示等の実施報告** 避難指示等を実施したときには、速やかにフェニックス防災システムに入力し県へ報告する。（災害対策基本法第60条第４項） **５　避難指示等の解除** 雨が収まったことで安全と判断して、避難していた住民が帰宅し被災するケースがあるため、河川水位、道路状況などを勘案し解除決定を行い、避難所住民に対し避難指示等の伝達方法に準じて行う。 **第４　避難指示等の住民への伝達** **１　伝達時の留意点** (1)　（略） (2) 要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。 (3) 避難指示等の伝達にあたっては、避難指示等実施要領に基づき、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努める。 (4) 高齢者等避難、避難指示、災害発生情報を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市はCATV等の活用も図る。 **２　（略）**

旧	新
第５　避難誘導の実施 **１　避難の誘導** (1) 避難誘導 ①　市は、あらかじめ名簿や個別避難支援計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 ②～③　（略） ④　市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは，居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 ⑤　（略） (2) 自治会及び自主防災組織の協力体制 自治会や自主防災組織は避難について、次の事項に協力する。 ①　避難勧告・指示等の住民への伝達周知 ②～③　（略） ④　災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導・支援及び安否確認 (3)　（略） (4) 保育所等の保育中における園児の保護者への引渡し・避難体制 施設長等の判断により実施する。施設長等の協力要請のあるときは、災害時要援護者の避難誘導・支援体制を災害対策本部長指令のもとに取る。 (5)～(6)　（略） **２　（略）** **第６　避難所の開設と運営** **１　（略）** **２　避難所の開設・収容** (1)　（略） (2) 避難収容の対象者 ①　（略） ②　避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者 ③　（略） (3)～(5)　（略） **３　避難所の運営** (1) 避難所運営の方針 避難所の運営は、避難所担当職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、教職員、自治会、自主防災組織、消防団及びボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、災害時要援護者に十分配慮するとともに、女性の参画を推進する。なお、避難者のおかれている厳しい状況に対して、十分理解した対応を行うこととし、原則として、避難者の自主的な運営を目指す。	**第５　避難誘導の実施** **１　避難の誘導** (1) 避難誘導 ①　市は、あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 ②～③　（略） ④　市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。 ⑤　（略） (2) 自治会及び自主防災組織の協力体制 自治会や自主防災組織は避難について、次の事項に協力する。 ①　避難指示等の住民への伝達周知 ②～③　（略） ④　要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導・支援及び安否確認 (3)　（略） (4) 保育所等の保育中における園児の保護者への引渡し・避難体制 施設長等の判断により実施する。施設長等の協力要請のあるときは、要配慮者の避難誘導・支援体制を災害対策本部長指令のもとに取る。 (5)～(6)　（略） **２　（略）** **第６　避難所の開設と運営** **１　（略）** **２　避難所の開設・収容** (1)　（略） (2) 避難収容の対象者 ①　（略） ②　避難指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者 ③　（略） (3)～(5)　（略） **３　避難所の運営** (1)　避難所運営の方針 避難所の運営は、避難所担当職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、教職員、自治会、自主防災組織、消防団及び専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、要配慮者に十分配慮するとともに、女性の参画を推進する。なお、避難者のおかれている厳しい状況に対して、十分理解した対応を行うこととし、原則として、避難者の自主的な運営を目指す。

旧	新
(2) 教職員の従事 ①～④　（略） ⑤　ボランティアの受け入れ ⑥～⑧　（略） (3)～(8)　（略） (9) ボランティアの受け入れ ①～③　（略） ④　安定期においては、災害時要援護者に対する支援活動をその中心とする。 (10) 災害時要援護者や女性、子育て家庭等への配慮 ①　災害時要援護者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。 ②～④　（略） (11)～(13)　（略） **４　（略）** **５　災害時の市内宿泊施設の有効活用** 災害時における避難者受入業務に関する協定に基づき、長期の避難生活が予想される場合、災害時要援護者は市が指定している拠点避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や市内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。 ※ 資料編　「３－２　災害時応援協定等一覧」 **６　広域一時滞在** (1) 県内における広域一時滞在 ①　広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受け入れについて協議することができる。 市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。 ②　広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。	(2)　教職員の従事 ①～④　（略） ⑤ボランティアの受入れ ⑥～⑧　（略） (3)～(8)　（略） (9) ボランティアの受入れ ①～③　（略） ④　安定期においては、要配慮者に対する支援活動をその中心とする。 (10)　要配慮者や女性、子育て家庭等への配慮 ①　要配慮者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。 ②～④　（略） (11)～(13)　（略） **４　（略）** **５　災害時の市内宿泊施設の有効活用** 災害時における避難者受入業務に関する協定に基づき、長期の避難生活が予想される場合、要配慮者は市が指定している拠点避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や市内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。 ※ 資料編　「３－２　災害時応援協定等一覧」 **６　広域避難及び広域一時滞在** (1) 県内における広域一時滞在 ①　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難及び広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。 市は、県に対し、広域避難及び広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難及び広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。 防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民に役立つ的確な情報を提供できるように努める。 ②　広域避難及び広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

旧	新
(2) 県外における広域一時滞在 ① 広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。 ② 広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県から他の都道府県内被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (3) 被災住民に対する情報提供と支援 被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。	(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在 ① 広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域避難及び広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。 ② 広域避難及び広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県から他の都道府県内被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (3) 被災住民に対する情報提供と支援 被災市町村は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

旧

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第６節　住宅対策計画

第１　住宅対策の流れ

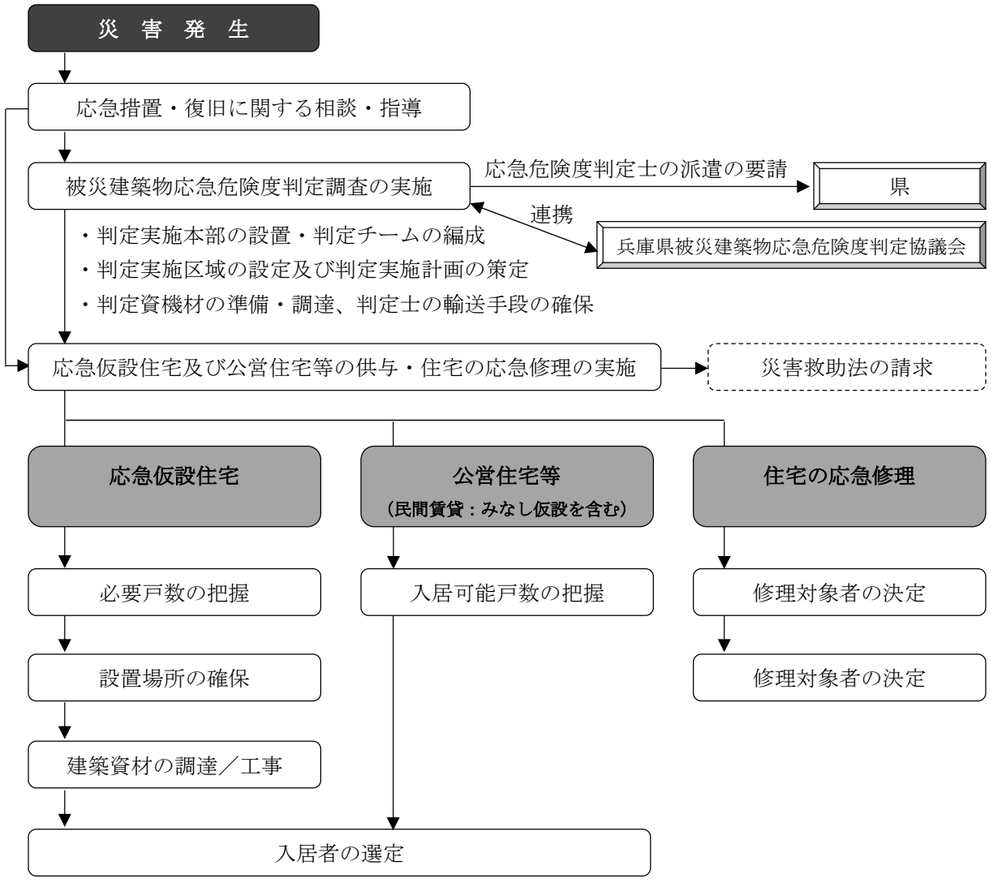

◆優先すべき者

・災害時要援護者　等

第２　被災建築物応急危険度判定調査

（略）

１　調査の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 淡路地域被災建築物応急危険度判定協議会を通じ、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図ることにより、迅速な建築物応急危険度判定の実施を行う。

２　判定

被災建築物応急危険度判定は、次の３段階とし、建物の玄関付近に判定標識を掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

新

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第６節　住宅対策計画

第１　住宅対策の流れ

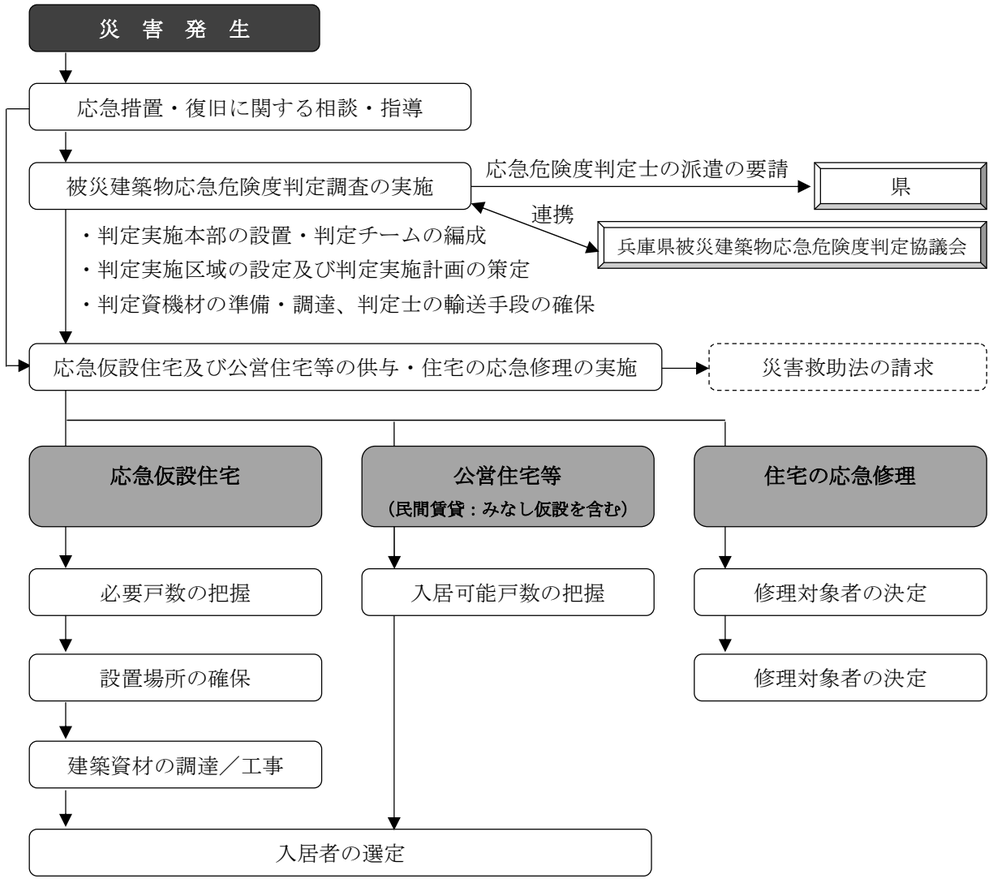

◆優先すべき者

・要配慮者　等

第２　被災建築物応急危険度判定調査

（略）

１　調査の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図ることにより、迅速な建築物応急危険度判定の実施を行う。

２　判定

被災建築物応急危険度判定は、次の３段階とし、建物の玄関付近に判定標識を掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

旧	新

旧

判　　定	
危　険	この建物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建物の被害程度は少ないです。

３　（略）

第３　（略）

第４　公営住宅及び応急仮設住宅の供与

１　（略）

２　応急仮設住宅設置戸数の設定及び供与要請

(1)～(2)　（略）

(3) 県は、救助実施市を除く市町から供給あっせんの要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応する。

３　（略）

４　（略）

５　入居者の選考

(1)　（略）

(2) 供与対象者

①～③　（略）

※　（略）

※　入居者選定の際には、災害時要援護者に十分配慮するとともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設に努めること

６　応急仮設住宅の管理・運営

被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や独居高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

７　（略）

第５　賃貸住宅の借り上げ

（略）

第６　被災した住宅の応急修理

(1) 市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2)～(3)　（略）

第７～第８　（略）

新

判　　定		色
危　険	この建物に立ち入ることは危険です。	赤
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。	黄
調査済	この建物の被害程度は少ないです。	緑

３　（略）

第３　（略）

第４　公営住宅及び応急仮設住宅の供与

１　（略）

２　応急仮設住宅設置戸数の設定及び供与要請

(1)～(2)　（略）

(3) 県は、救助実施市を除く市町から供給あっ旋の要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応する。

３　（略）

４　（略）

５　入居者の選考

(1)　（略）

(2) 供与対象者

①～③　（略）

※　（略）

※　入居者選定の際には、要配慮者に十分配慮するとともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設に努めること

６　応急仮設住宅の管理・運営

被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や一人暮らし高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

７　（略）

第５　賃貸住宅の借上げ

（略）

第６　被災した住宅の応急修理

(1) 市は、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（中規模半壊、半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2)～(3)　（略）

第７～第８　（略）

旧

第９　災害救助法の実施基準

１　応急仮設住宅の供与

災害救助法による「収容施設（応急仮設住宅）の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	１　規格１戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （借上型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 ２　限度額１戸当たり （建設型応急住宅） 5,714,000円以内 （賃貸型応急住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。
期　　間	（建設型応急住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与
備　　考	１　災害時要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ２　供与期間 最高２年以内

２　住宅の応急修理

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	１　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　595,000円以内 ロ　半壊（焼）に準ずる程度の損壊をうけた世帯　300,000円以内
期　　間	災害発生の日から１ヶ月以内
備　　考	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合__10%以上20%未満とする。

新

第９　災害救助法の実施基準

１　応急仮設住宅の供与

災害救助法による「収容施設（応急仮設住宅）の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	１　規格１戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （借上型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 ２　限度額１戸当たり （建設型応急住宅） 6,285,000円以内 （賃貸型応急住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。
期　　間	（建設型応急住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与
備　　考	１　要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ２　供与期間 最高２年以内

２　住宅の応急修理

災害救助法による「住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	１　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり イ　半壊又は半焼の世帯　655,000円以内 ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損壊を受けた世帯　318,000円以内
期　　間	災害発生の日から１ヶ月以内
備　　考	半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合　10%以上20%未満（いわゆる「準半壊」）とする。

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第７節　食料の供給

第１　食料の供給の流れ

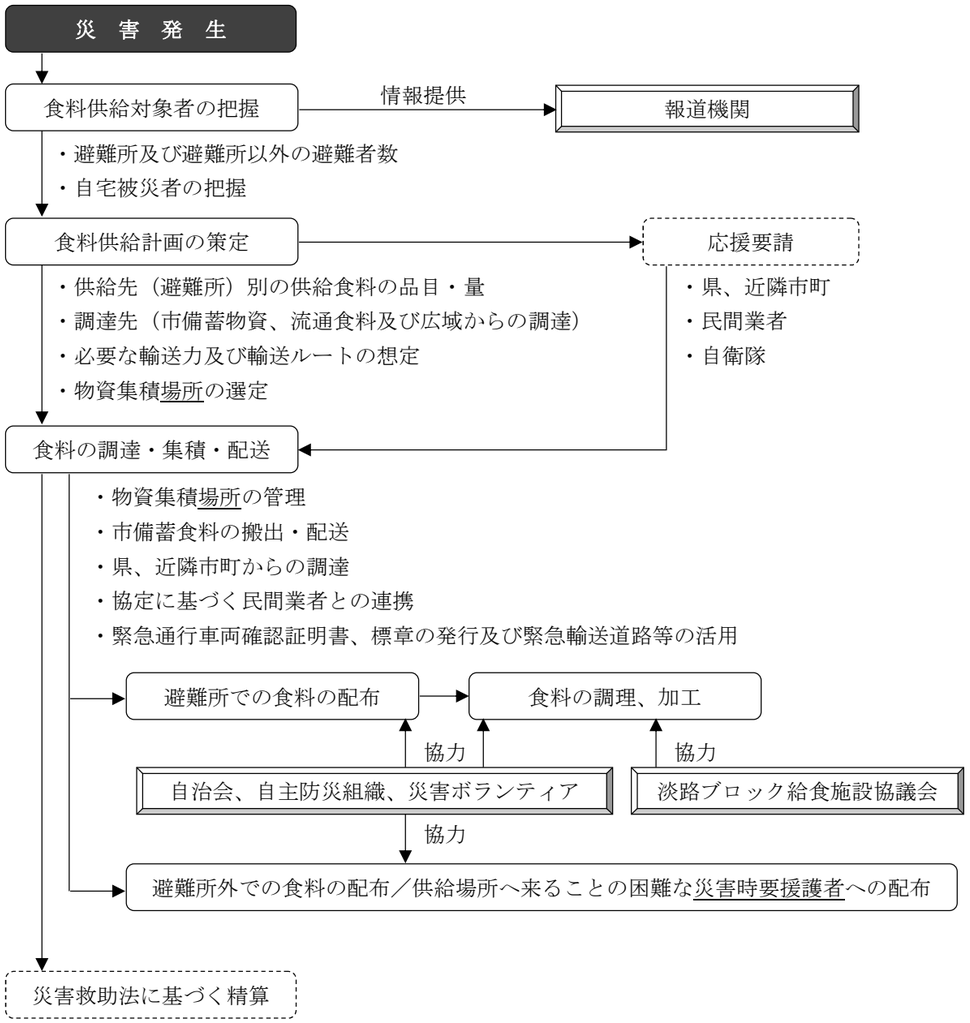

第２　食料供給の基本方針

１　（略）

２　対象者

(1) 避難勧告等に基づき避難所に避難している者

(2)～(6)　（略）

３　（略）

第３　食料の調理、加工

新

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第７節　食料の供給

第１　食料の供給の流れ

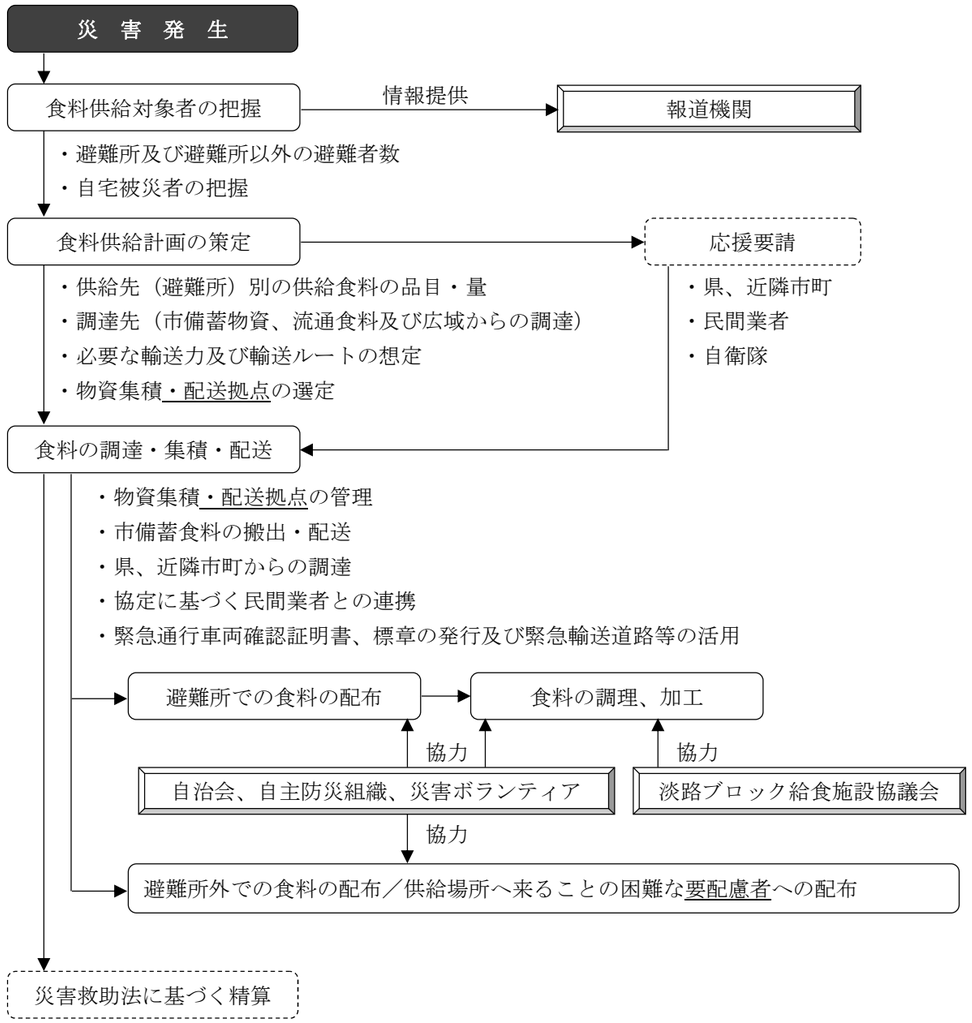

第２　食料供給の基本方針

１　（略）

２　対象者

(1) 避難指示等に基づき避難所に避難している者

(2)～(6)　（略）

３　（略）

第３　食料の調理、加工

旧	新
(1)～(2)　（略） (3) すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。 ①～②　（略） ③　育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。 **第４　（略）** **第５　輸送** (1)～(2)　（略） (3) 市は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。 **第６　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館及び浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。 (3)～(6)　（略） **第７　（略）**	(1)～(2)　（略） (3) すべての被災者が必要な食事を摂ることができるよう、食料の調理、加工に要する器具、熱源等を設置、提供するとともに、この運用に要する人材の配置について、関係機関等と調整の上、確保する。 ①～②　（略） ③　育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、哺乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。 **第４　（略）** **第５　輸送** (1)～(2)　（略） (3) 市は、物資集積・配送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資集積・配送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。 **第６　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。 (3)～(6)　（略） **第７　（略）**

旧

第８　災害救助法の実施基準

災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	１ 避難所に収容された者 ２ 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者
費用の限度額	１人１日当たり 1,160円以内
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１／３日）

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第８節　飲料水の供給

（略）

第１　（略）

第２　応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。

なお、住民は自ら最低３日間分、可能であれば１週間分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。

給水体制	災害発生後の時期	水　量（1人1日あたり）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100ℓ～被災前水　量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 供用栓の設置

新

第８　災害救助法の実施基準

災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	１ 避難所に収容された者 ２ 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者 ３ 床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者
費用の限度額	１人１日当たり1,180円以内
期　　間	災害発生の日から７日以内
備　　考	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１／３日）

第３編　風水害等応急対策計画

第３章　災害応急活動の展開

第８節　飲料水の供給

（略）

第１　（略）

第２　応急給水の目標水量

応急給水の目標水量は、施設の復旧が進捗するにつれ、段階的に増加していくことにする。

なお、住民は自ら最低３日間分、可能であれば１週間分の飲料水を備蓄し、災害発生時に活用する。

給水体制	災害発生後の時期	水　量（1人1日あたり）	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100ℓ～被災前水　量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第３　応急給水の実施 １　（略） **２　応急給水の実施** (1) 応急給水計画の策定及び応急給水の実施 淡路広域水道企業団は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。なお、応急給水活動は、水道施設の復旧状況に併せて効率的に行う。 ①　（略） ②　応急給水先の優先順位の決定 避難所又は病院・救護所など緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者などの災害時要援護者利用施設に対しては、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。 ③～④　（略） (2)　（略） (3) 他機関への応援要請 災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難なため、協定などにより、県や他の水道事業者などに次の事項を可能な限り明らかにして支援要請を行う。 ①～⑥　（略） ※　兵庫県企業庁水道課（県水道災害対策本部）　TEL　078－341-7711 (4)　（略） **第４　（略）**	**第３　応急給水の実施** １　（略） **２　応急給水の実施** (1) 応急給水計画の策定及び応急給水の実施 淡路広域水道企業団は、以下の事項からなる応急給水計画を策定し、速やかに応急給水活動を実施する。なお、応急給水活動は、水道施設の復旧状況に併せて効率的に行う。 ①　（略） ②　応急給水先の優先順位の決定 避難所又は病院・救護所など緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者などの要配慮者利用施設に対しては、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。 ③～④　（略） (2)　（略） (3) 他機関への応援要請 災害の規模によっては、独自ですべての応急給水体制を構築することが困難なため、協定などにより、県や他の水道事業者などに次の事項を可能な限り明らかにして支援要請を行う。 ①～⑥　（略） ※　兵庫県企業庁水道課（県水道災害対策本部）　TEL　078-362-3684 (4)　（略） **第４　（略）**

旧	新

第９節　生活用品等の供給

（略）

第１　生活用品供給の流れ

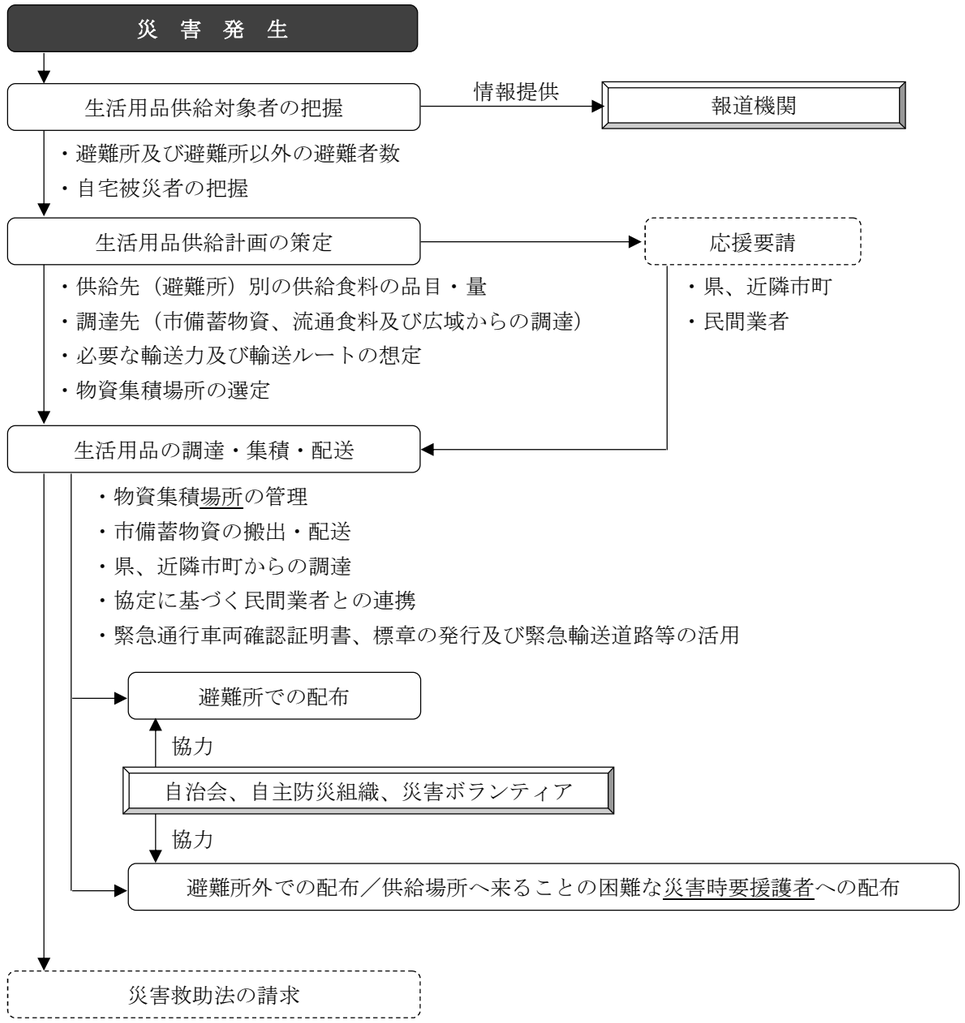

第９節　生活用品等の供給

（略）

第１　生活用品供給の流れ

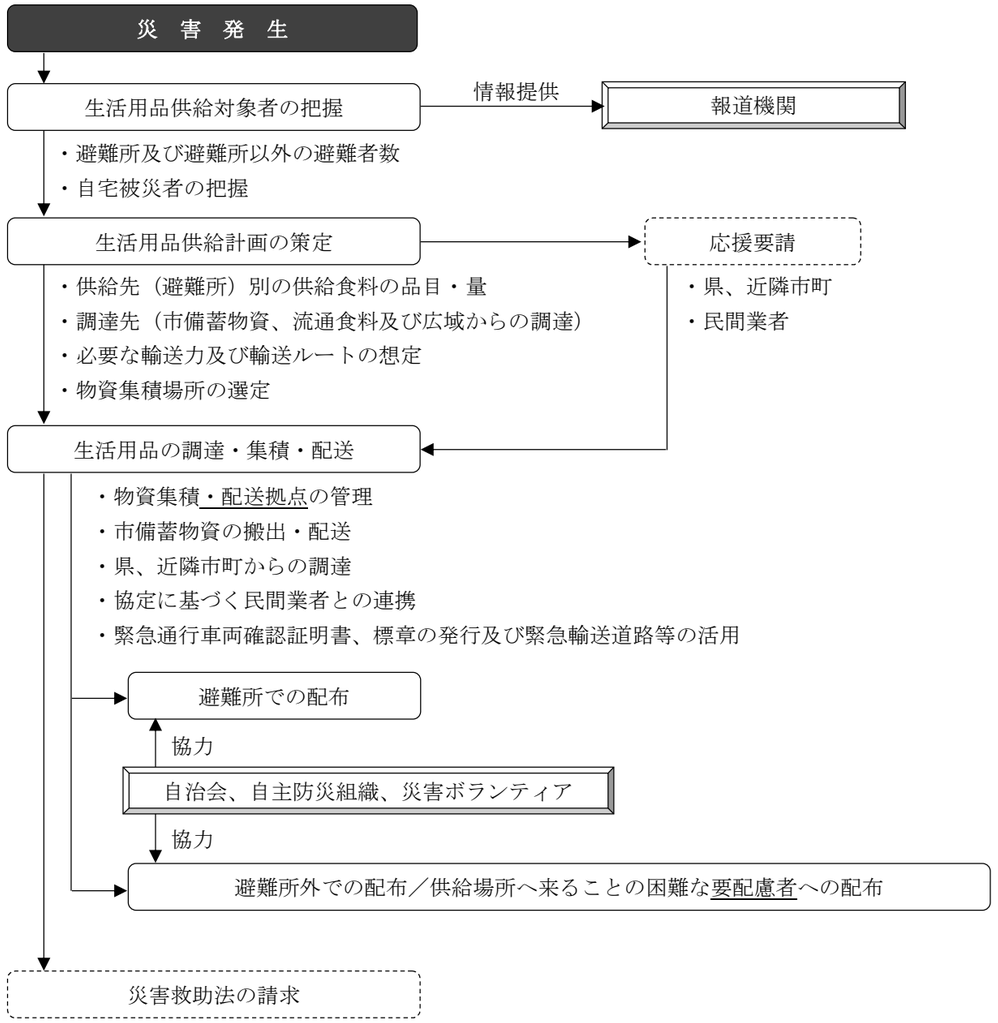

旧	新
第２　生活用品供給の基本方針 **１～２　（略）** **３　応急生活用品の内容** ・　寝　　具　　毛布、ふとん等 ・　被　　服　　作業衣、婦人服、子供服、シャツ、くつ下、下着等 ・　身の回り品　　タオル、筆記用具、靴等 ・　炊 事 用 品　　鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等 ・　日　用　品　　石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等 ・　光 熱 材 料　　ライター、ロウソク、燃料等 ・　衛生物資（避難所での感染予防のための物資） 消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみﾍﾞｯﾄﾞ含む）、受付用ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等 （略） **第３　生活用品の調達** **１　物資供給計画の策定** (1)～(2)　（略） (3) 県による燃料の優先供給調整 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。 **２～３　（略）** **第４　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館及び浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。	**第２　生活用品供給の基本方針** **１～２　（略）** **３　応急生活用品の内容** ・　寝　　具　　毛布、ふとん等 ・　被　　服　　作業衣、婦人服、子供服、シャツ、靴下、下着等 ・　身の回り品　　タオル、筆記用具、靴等 ・　炊 事 用 品　　鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等 ・　日　用　品　　石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等 ・　光 熱 材 料　　ライター、ロウソク、燃料等 ・　衛生物資（避難所での感染予防のための物資） 消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体石鹸、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等 （略） **第３　生活用品の調達** **１　物資供給計画の策定** (1)～(2)　（略） (3) 県による燃料の優先供給調整 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっ旋するとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。 **２～３　（略）** **第４　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的公園（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。

旧

(3)～(6)　（略）

第５　（略）

第６　災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等							
対　象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	区 分		１人世帯（円）	２人世帯（円）	３人世帯（円）	４人世帯（円）	５人世帯（円）	６人以上１人を増すごとに加算（円）
	全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
期　間	災害発生の日から10日以内							
備　考	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること ３　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害の日をもって決定。							

第 10 節　健康対策の実施

第１　（略）

第２　巡回健康相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（「救護班」）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(4)～(5)　（略）

第３　巡回栄養相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班は、巡回栄養相談の実施にあたり、洲本健康福祉事務所等と協力して、災害時要援護者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

第４　こころのケア対策

１～２　（略）

３　ＤＰＡＴとの連携

市は、精神科病院単位を基本として、登録されている兵庫県こころのケアチーム「ひょうごＤＰＡＴ」（ＤＰＡＴ：Disaster Psychiatric Assistance Team）との連携を行う。

新

(3)～(6)　（略）

第５　（略）

第６　災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等							
対　象	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	区 分		１人世帯（円）	２人世帯（円）	３人世帯（円）	４人世帯（円）	５人世帯（円）	６人以上１人を増すごとに加算（円）
	全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
期　間	災害発生の日から10日以内							
備　考	１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２　現物給付に限ること ３　夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害の日をもって決定。							

第 10 節　健康対策の実施

第１　（略）

第２　巡回健康相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（「救護班」）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(4)～(5)　（略）

第３　巡回栄養相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班は、巡回栄養相談の実施にあたり、洲本健康福祉事務所等と協力して、要配慮者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

第４　こころのケア対策

１～２　（略）

３　DPATとの連携

市は、精神科病院単位を基本として、登録されている兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）との連携を行う。

旧	新

【災害時における「ひょうごＤＰＡＴ」と「医療救護班」、保健師チームとの連携】

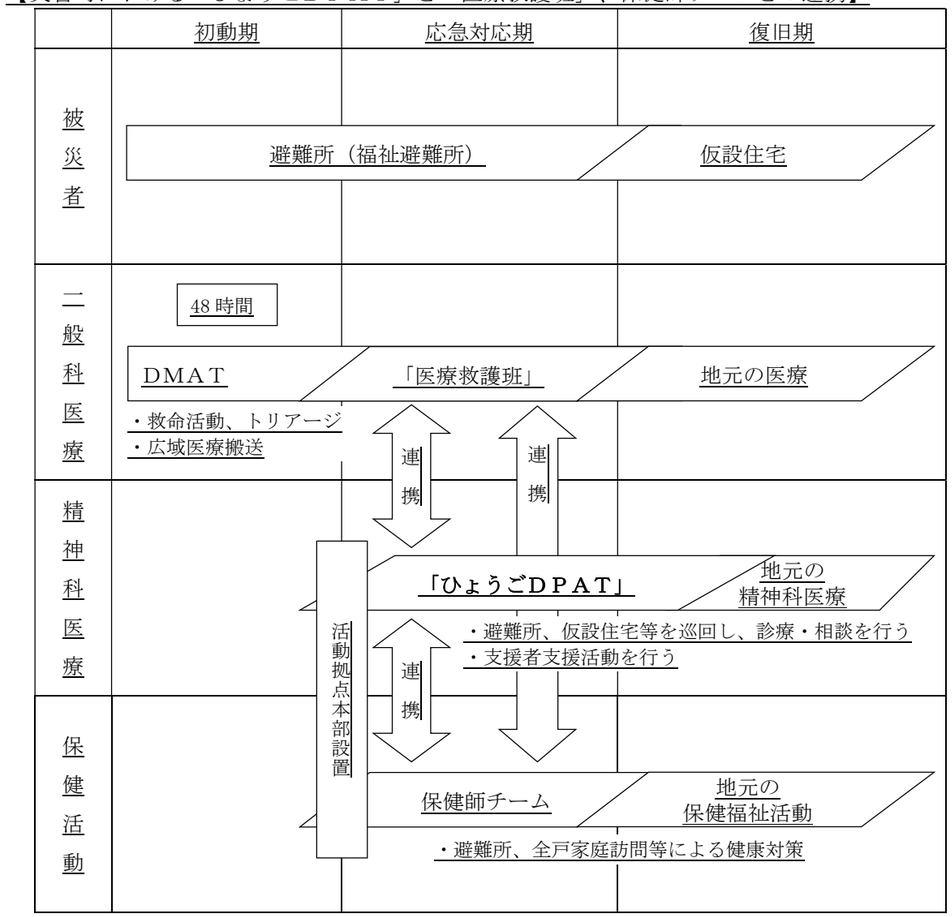

（新規）

第 11 節　防疫対策の実施

（略）

第１　（略）

第２　感染症対策の実施

１　（略）

２　防疫活動

(1)～(4)　（略）

(5) ねずみ族及び昆虫等の駆除

①～②　（略）

③　家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじん芥並びに汚物のたい積地帯に対しては、殺虫及び殺鼠効果のある駆除剤を使用することとする。

（削除）

【大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ】

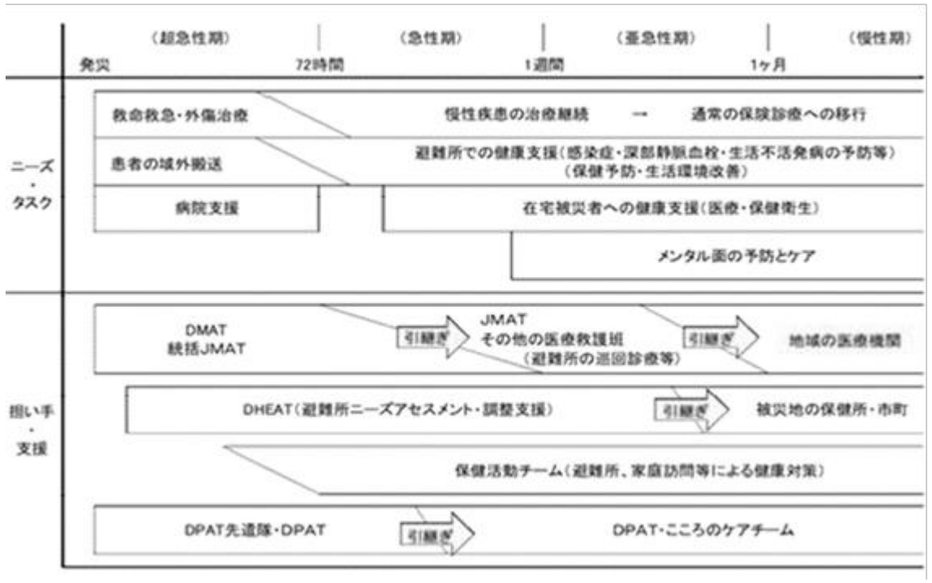

第 11　防疫対策の実施

（略）

第１　（略）

第２　感染症対策の実施

１　（略）

２　防疫活動

(1)～(4)　（略）

(5) ねずみ族及び昆虫等の駆除

①～②　（略）

③　家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじん芥並びに汚物の堆積地帯に対しては、殺虫及び殺鼠効果のある駆除剤を使用することとする。

旧

＜薬剤所要量の算出方法＞
（略）
(6)～(7)　（略）
(8) 避難所の防疫指導等
（略）
(9)　報告
救護対策班は、県に被害状況、感染症対策活動状況及び感染症対策所要見込額を報告する。

３　（略）
４　県が実施する防疫活動との協調
市は、被災状況や伝染病の発生状況に応じて、洲本健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置に協力する。
５　（略）
第３　（略）

第 12 節　行方不明者の捜索・遺体の火葬
（略）
第１～第４　（略）
第５　災害救助法の実施基準
１～２　（略）
３　埋葬
災害救助法による「埋葬」の実施基準は次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	大人（12歳以上）　１体215,200円以内 小人（12歳未満）　１体172,000円以内
期　間	災害発生の日から10日以内
備　考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

（略）

新

＜薬剤所要量の算出方法＞
（略）
(6)～(7)　（略）
(8) 避難所の感染症対策指導等
（略）
(9) 報告
救護対策班は、感染症法に基づく知事等の指により消毒など災害防疫を行った場合、洲本健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況及び感染症対策所要見込額を報告する。
３　（略）
４　県が実施する防疫活動との協調
市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、洲本健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置に協力する。
５　（略）
第３　（略）

第 12 節　行方不明者の捜索・遺体の火葬等
（略）
第１～第４　（略）
第５　災害救助法の実施基準
１～２　（略）
３　埋葬
災害救助法による「埋葬」の実施基準は次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給
費用の限度額	大人（満12歳以上）　１体213,800円以内 小人（満12歳未満）　１体170,900円以内
期　間	災害発生の日から10日以内
備　考	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

（略）

旧	新

旧

第 13 節　災害時要援護者対策の実施

第１　災害時要援護者対策の流れ

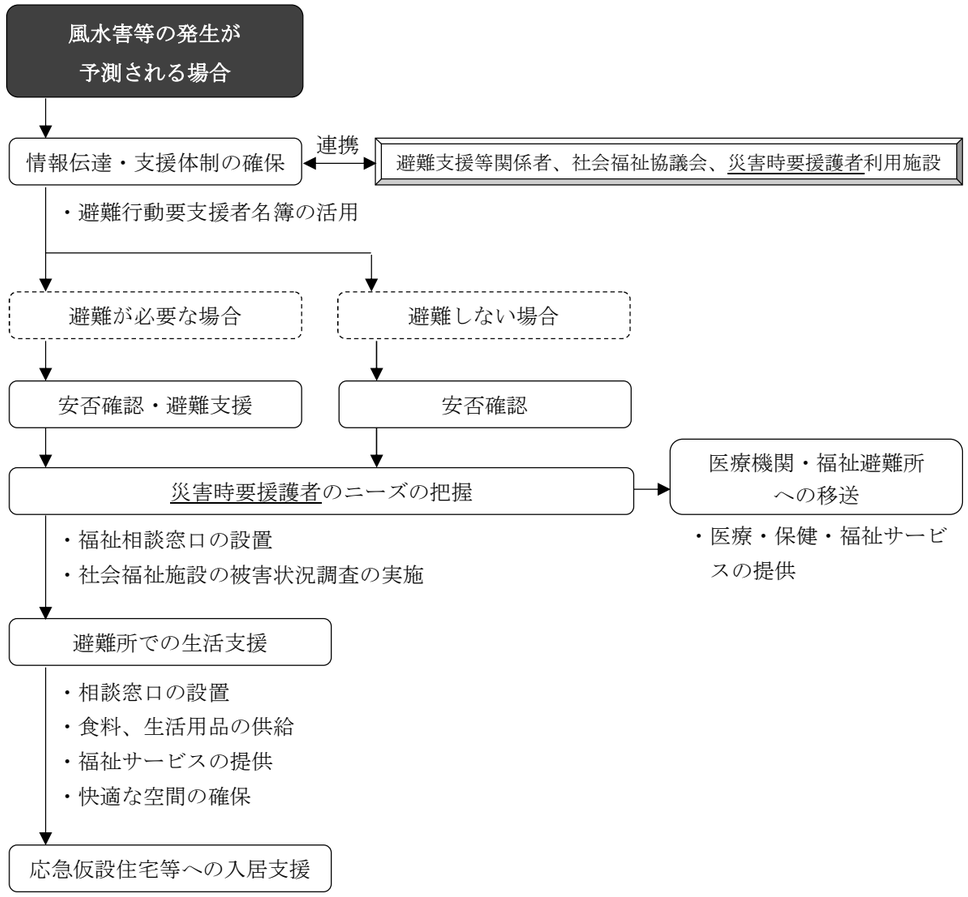

第２　高齢者、障がい者等への支援

１　情報提供

福祉対策班は、県洲本健康福祉事務所と協力し、災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1)　（略）

(2) 伝達手段　　広報紙、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、防災ネット、データ放送等

２　避難対策、生活支援

(1) 避難行動要支援者名簿等に基づき、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。

新

第 13 節　要配慮者対策の実施

第１　要配慮者対策の流れ

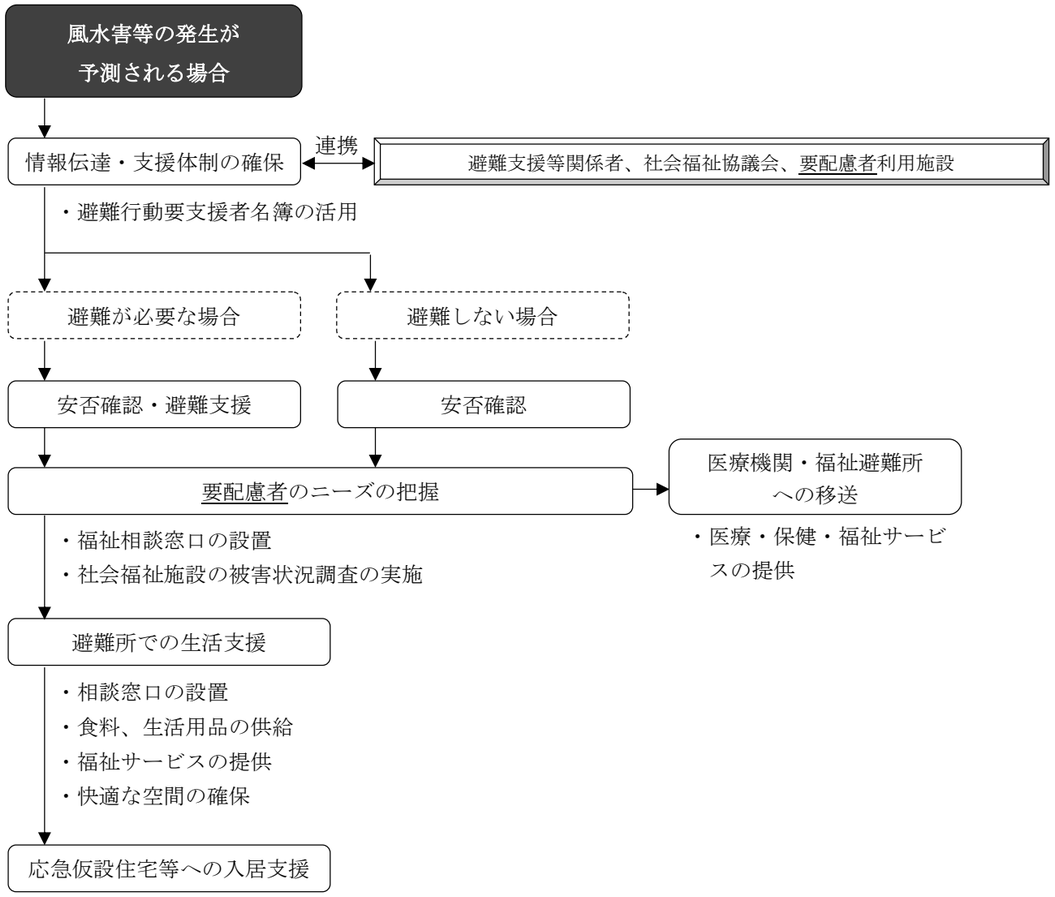

第２　高齢者、障がい者等への支援

１　情報提供

福祉対策班は、県洲本健康福祉事務所と協力し、要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(1) 情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等

(2) 伝達手段　　広報紙、FAX、インターネット、携帯メール、防災ネット、データ放送等

２　避難対策、生活支援

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。

旧	新
(2) 負傷や馴れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。	(2) 負傷や慣れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。
(3) 災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。	(3) 要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。
(4)　（略）	(4)　（略）
(5) 災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。	(5) 要配慮者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
(6) 避難所等における配慮	(6) 避難所等における配慮
①　相談窓口の設置	①　相談窓口の設置
避難所等において、災害時要援護者用窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。	避難所等において、要配慮者用窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。
②　食料、生活用品の供給	②　食料、生活用品の供給
粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食、離乳食、おむつやポータブル便器等、災害時要援護者のニーズに対応した食料及び生活用品の供給に配慮する。	粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食、離乳食、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料及び生活用品の供給に配慮する。
③　福祉サービスの提供	③　福祉サービスの提供
福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際、避難所においても、介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。そのその	福祉サービスが必要な要介護高齢者や障がい者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細やかな対応に努める。その際、避難所においても、介護保険サービスの利用が可能であることに留意する。
④　（略）	④　（略）
3　すまい支援	**3　すまい支援**
避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。	避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等要配慮者の状況や利便性に配慮する。
仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。	仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。
4～5　（略）	**4～5　（略）**
6　震災障がい者（震災で障がいを負った方）への対応	**6　災害障がい者（災害で障がいを負った方）への対応**
市及び県は、震災障がい者の把握に努め、必要に応じて、こころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供及び総合的な相談を実施する。	市及び県は、災害障がい者の把握に努め、必要に応じて、こころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供及び総合的な相談を実施する。
震災障がい者は、入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して、所在の把握や支援を行う必要があることに留意する。	災害障がい者は、入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障がいが固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して、所在の把握や支援を行う必要があることに留意する。
7　震災遺児（震災で親（保護者）をなくした子ども）への対応	**7　災害遺児（災害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応**
(1) 震災遺児の把握と支援の実施	(1) 災害遺児の把握と支援の実施
市及び県は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて、保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。	市及び県は、災害遺児の把握に努め、必要に応じて、保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。
県は、震災遺児の把握・支援に際して、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。	県は、災害遺児の把握・支援に際して、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備する。
(2) 民間支援団体等との連携	(2) 民間支援団体等との連携

旧	新

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第 14 節　愛玩動物の収容対策の実施

第１　（略）

第２　愛玩動物の収容対策

設備・用品班は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

(1)～(2)　（略）

(3) 設備・用品班は、動物救護本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。

(4)　（略）

第３　（略）

第 15 節　災害情報等の提供と相談活動の実施

第１　災害情報等の提供と相談活動の流れ

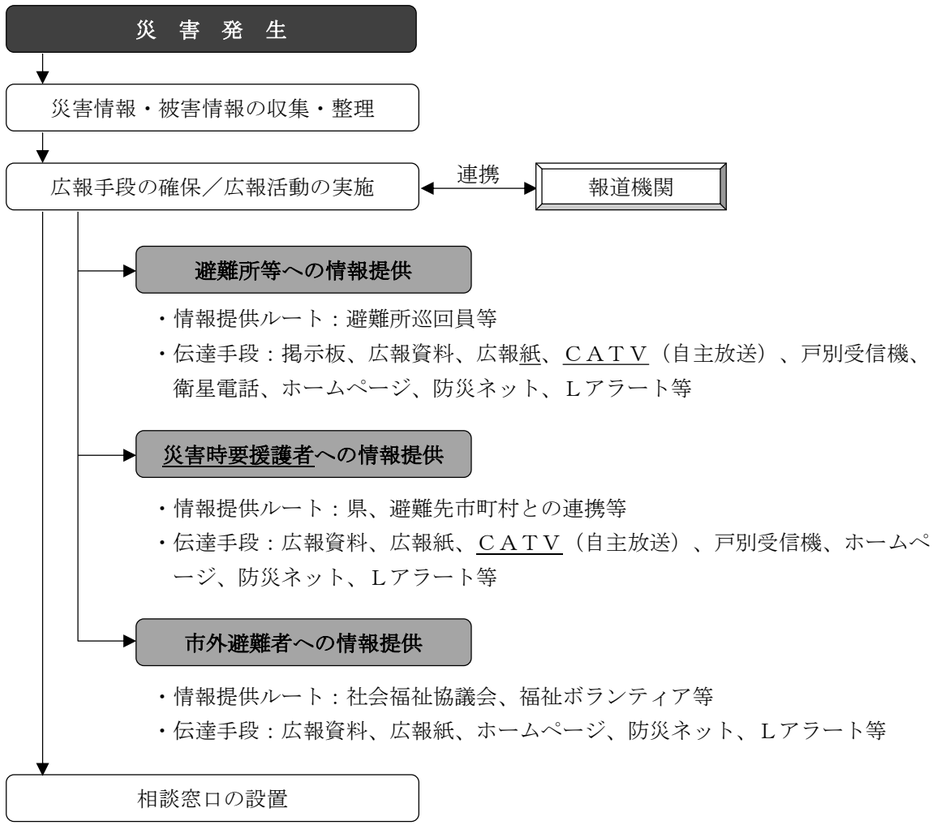

災害遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第 14 節　愛玩動物の収容対策の実施

第１　（略）

第２　愛玩動物の収容対策

設備・用品班は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

(1)～(2)

(3) 設備・用品班は、動物救援本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。

(4)　（略）

第３　（略）

第 15 節　災害情報等の提供と相談活動の実施

第１　災害情報等の提供と相談活動の流れ

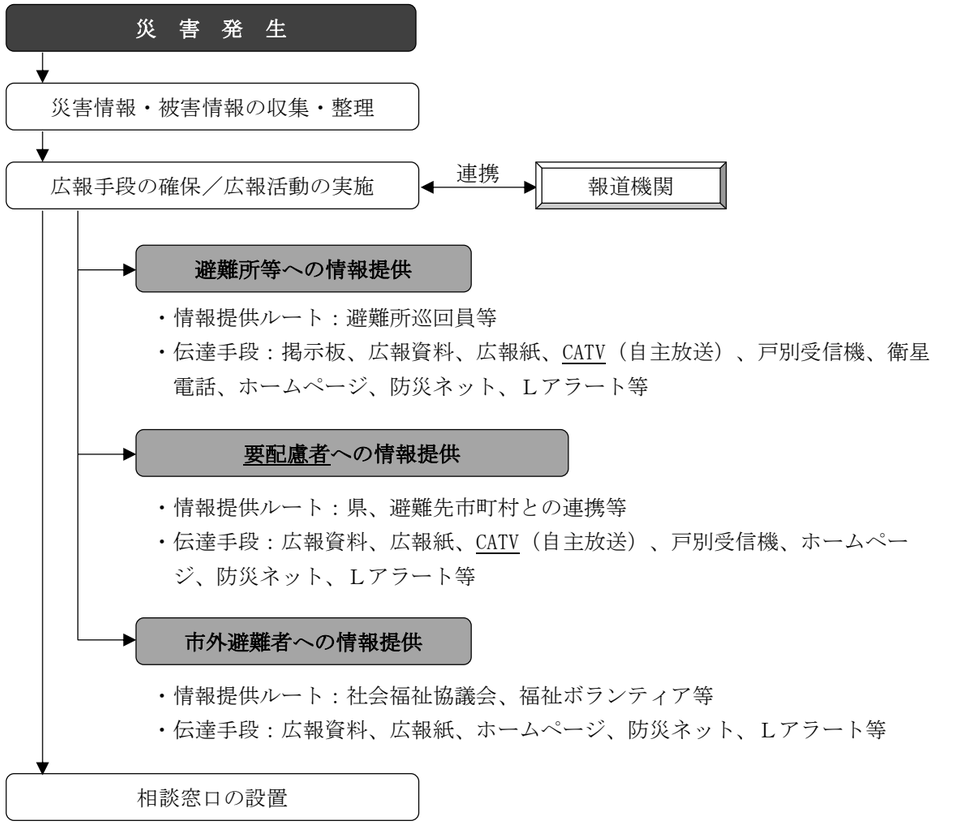

旧

第２　災害広報の実施

災害発生時においては瞬時に住家を失い、また、火災などの切迫した危険から逃避しようとする多数の住民が恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な事態を招くおそれがある。このため、災害対策本部は、被害状況、救護活動状況、今後の災害予想などを住民に正しく認識させ、人心の安定を図り適切な行動に移れるように、速やかに、広報活動を行う。

１　広報活動の手段

次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

①　（略）

②　ＣＡＴＶ（自主放送）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機の利用

③～⑦　（略）

(2)～(3)　（略）

【県の協定に基づくもの】

ＮＨＫ神戸放送局	関西テレビ
ラジオ関西	読売テレビ
サンテレビジョン	大阪放送（ラジオ大阪）
兵庫エフエム放送（株）	ＦＭ８０２
毎日放送	
朝日放送	

２　広報の内容等

災害時に住民へ迅速、正確な情報を提供できるよう防災関係機関等とあらかじめ調整を図っておくこととし、広報の内容については、概ね次のとおりとし、被災者等のニーズに応じた多様な内容を広報するよう努める。

(1)　（略）

(2) 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）

(3)～(10)　（略）

３～６　（略）

７　住民に対する広報

(1) 避難所等への情報提供

避難所、応急仮設住宅（借り上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

①　（略）

②　伝達手段：掲示板、広報資料、広報紙、ＣＡＴＶ（自主放送）、戸別受信機、衛星電話、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(2) 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要

新

第２　災害広報の実施

災害発生時においては瞬時に住家を失い、また、火災などの切迫した危険から逃避しようとする多数の住民が恐怖と興奮のため冷静な判断を誤り、一層重大な事態を招くおそれがある。このため、災害対策本部は、被害状況、救護活動状況、今後の災害予想などを住民に正しく認識させ、人心の安定を図り適切な行動に移れるように、速やかに、広報活動を行う。

１　広報活動の手段

次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

①　（略）

②　CATV（自主放送）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機の利用

③～⑦　（略）

(2)～(3)　（略）

【県の協定に基づくもの】

NHK神戸放送局	関西テレビ
ラジオ関西	読売テレビ
サンテレビジョン	大阪放送（ラジオ大阪）
兵庫エフエム放送（株）	FM802
毎日放送	
朝日放送	

２　広報の内容等

災害時に住民へ迅速、正確な情報を提供できるよう防災関係機関等とあらかじめ調整を図っておくこととし、広報の内容については、概ね次のとおりとし、被災者等のニーズに応じた多様な内容を広報するよう努める。

(1)　（略）

(2) 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）

(3)～(10)　（略）

３～６　（略）

７　住民に対する広報

(1) 避難所等への情報提供

避難所、応急仮設住宅（借上げを含む）、在宅被災者、帰宅困難者等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

①　（略）

②　伝達手段：掲示板、広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、衛星電話、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(2) 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

旧	新
な情報を提供する。 ①　（略） ②　伝達手段：広報資料、広報紙、ＣＡＴＶ（自主放送）、戸別受信機、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等 (3)　（略） **第３　（略）** **第 16 節　（略）** **第 17 節　し尿処理対策の実施** （略） **第１　（略）** **第２　し尿処理対策** トイレ班は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。 また、トイレ班は、市単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。 **１　避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握** トイレ班は、避難所等の避難人員及び場所並びに上水道の被害・復旧見込み及びし尿施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数を検討して設置する。 なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。 **２～４　（略）**	①　（略） ②　伝達手段：広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等 (3)　（略） **第３　（略）** **第 16 節　（略）** **第 17 節　し尿処理対策の実施** （略） **第１　（略）** **第２　し尿処理対策** トイレ班は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、トイレカーの配備、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。 また、トイレ班は、市単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。 **１　避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握** トイレ班は、避難所等の避難人員及び場所並びに上水道の被害・復旧見込み及びし尿施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数、トイレカーの配備箇所を検討して設置する。 なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。 **２～４　（略）**

旧

第 18 節　災害ボランティアの受け入れ

（略）

第１　災害ボランティアの受け入れの流れ

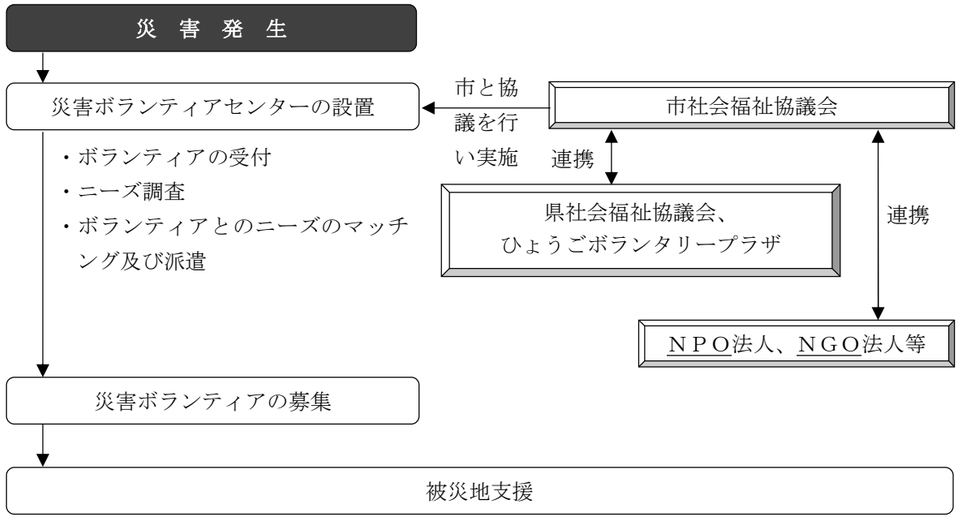

第２　受入体制の整備

１　（略）

２　**災害ボランティアセンターの設置**

(1) 市及び市社会福祉協議会は、市が市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき、又は市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したとき、災害ボランティアセンターを設置するとともに、特に被害の大きい地域に災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したときには、市の指定する場所に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

名　　称	住　　所	電　　話
南あわじ市ボランティアセンター	広田広田1064番地	TEL　44-3007 FAX　44-3037

(2) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの募集を行い、災害ボランティアの受け入れ、ニーズ調査及びニーズに応じた派遣等を行う。

新

第 18 節　災害ボランティアの受入れ

（略）

第１　災害ボランティアの受入れの流れ

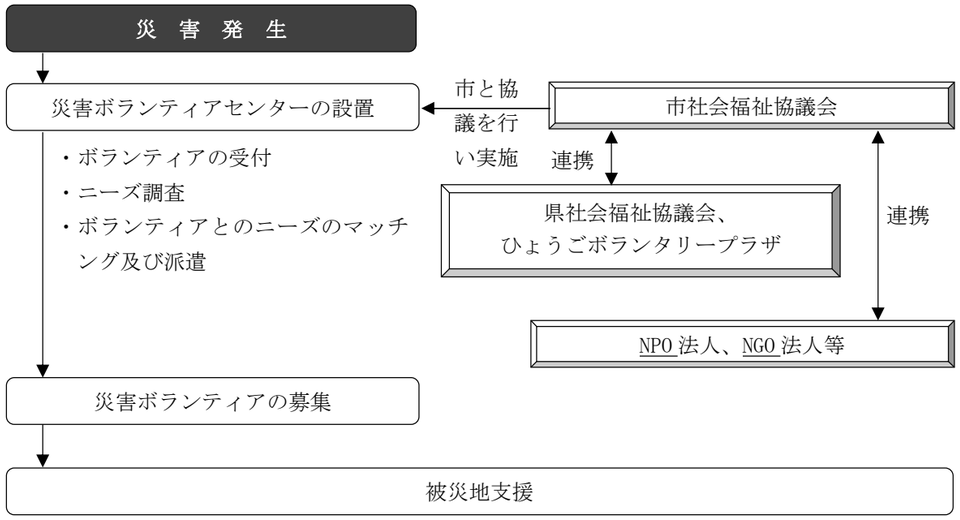

第２　受入体制の整備

１　（略）

２　**災害ボランティアセンターの設置**

(1) 市及び市社会福祉協議会は、市が市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき、又は市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したとき、災害ボランティアセンターを設置するとともに、特に被害の大きい地域に災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したときには、市の指定する場所に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

なお、県からの事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

名　　称	住　　所	電　　話
南あわじ市ボランティアセンター	広田広田1064番地	TEL　0799-44-3007 FAX　0799-44-3037

(2) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの募集を行い、災害ボランティアの受入れ、ニーズ調査及びニーズに応じた派遣等を行う。

旧

３　関係団体との協力体制

(1) 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(2) ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連携会議」、市社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等との連携などにより、ボランティアセンターの支援を行う。

４　災害ボランティアの受け入れ・派遣にあたっての基本事項

(1) 被災地の住民・自治会のボランティア受け入れについての意向に配慮すること。

(2)～(9)　（略）

第３　ボランティアの活動内容

救援物資の受け入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活　動　内　容　等
物資の仕分け	① 救援物資集積拠点、避難所及び公共施設での住民並びに他市町村からの物資の受け入れ並びに搬入作業 ② 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	① 救援物資集積拠点を中心とした配送及び地域拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段及び要員等の計画・確保
避難所の運営	① 指定施設、緊急的に設営した施設等での活動 ② 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③ 避難所の自立のための情報提供・援助及び避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④ 問い合わせ等への対応
介助・支援	① 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ② その他負傷者・高齢者等災害時要援護者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者の受け入れ	高齢者・障がい者等災害時要援護者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受け入れ

第 19 節　障害物の除去

（略）

第１～第４　（略）

第５　住居に係る障害物の除去

障害物の除去については、基本的に、所有者の責任において実施する。ただし、生命の危険があって緊急を有する場合、又は自らの資力をもって除去することができない場合は、下記のとおり実施する。

新

３　関係団体との協力体制

(1) 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(2) ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連携会議」、市社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等との連携などにより、ボランティアセンターの支援を行う。

４　災害ボランティアの受入れ・派遣にあたっての基本事項

(1) 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。

(2)～(9)　（略）

第３　ボランティアの活動内容

救援物資の受入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活　動　内　容　等
物資の仕分け	① 救援物資等の物資集積・配送拠点、避難所及び公共施設での住民並びに他市町村からの物資の受入れ並びに搬入作業 ② 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	① 救援物資等の物資集積・配送拠点を中心とした配送及び地域拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段及び要員等の計画・確保
避難所の運営	① 指定施設、緊急的に設営した施設等での活動 ② 避難者の実態把握、避難所生活での自立のための支援活動 ③ 避難所の自立のための情報提供・援助及び避難所生活のコミュニティづくりの支援・指導 ④ 問合せ等への対応
介助・支援	① 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ② その他負傷者・高齢者等要配慮者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者の受入れ	高齢者・障がい者等要配慮者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受入れ

第 19 節　障害物の除去

（略）

第１～第４　（略）

第５　住居に係る障害物の除去

障害物の除去については、基本的に、所有者の責任において実施する。ただし、生命の危険があって緊急を有する場合、又は自らの資力をもって除去することができない場合は、下記のとおり実施する。

旧

１　（略）

２　災害救助法の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	１世帯 137,9000円以内
期　　間	災害の発生日から10日以内

第６～第７　（略）

第 20 節　ライフラインの応急対策の実施

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、兵庫県ＬＰガス協会、西日本電信電話株式会社、淡路広域水道企業団、下水班】

（略）

第１　電力の確保

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合、関西電力送配電株式会社淡路配電営業所は次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
関西電力送配電株式会社 淡路配電営業所	洲本市山手２－３－２８	TEL：0800-777-3081

１　防災体制

(1) 対策組織の設置

①　地域における防災体制

関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　神戸地域非常災害対策総本部

イ　神戸地域発販部門等非常災害対策本部

ウ　送配電カンパニー神戸電力本部非常災害対策本部

エ　神戸地域発販部門等警戒本部

オ　送配電カンパニー神戸電力本部警戒本部

＊発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。

新

１　（略）

２　災害救助法の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	１世帯 138,300円以内
期　　間	災害の発生日から10日以内

第６～第７　（略）

第 20 節　ライフラインの応急対策の実施

【関西電力㈱、関西電力送配電㈱、兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱、淡路広域水道企業団、下水班】

（略）

第１　電力の確保

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合、関西電力送配電㈱淡路配電営業所は次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
関西電力送配電㈱　淡路配電営業所	洲本市山手２－３－28	TEL：0800-777-3081

１　防災体制

(1) 対策組織の設置

①　地域における防災体制

関西電力送配電㈱の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　神戸地域非常災害対策総本部（以下、「総本部」）

イ　神戸地域送配電非常災害対策本部（以下、「送配電非対本部」）

ウ　神戸地域送配電警戒本部（以下、「送配電警戒本部」）

旧	新
②　総本部の設置基準 総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。 ア　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 イ　その他必要な場合 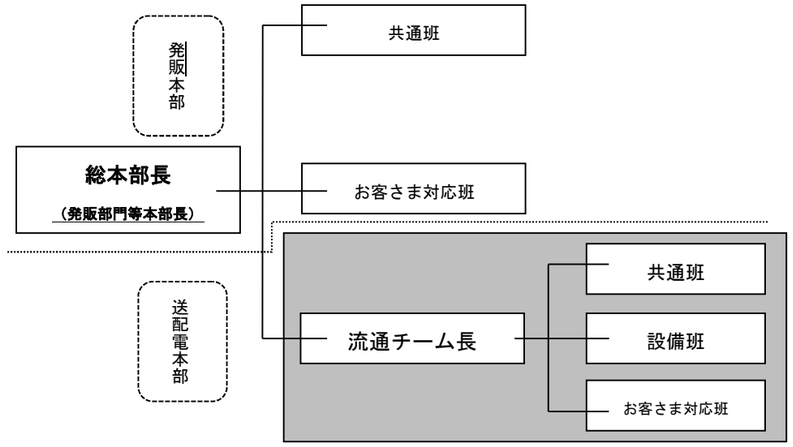 ③　体制の確立 関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。 ア～イ　（略） **２　災害応急対策に関する事項** (1)～(2)　（略） (3) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力及び関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 **３　災害時における広報** （略） (1)　（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。	②　総本部の設置基準 総本部の設置については、営業本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。 ア　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、営業部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合 イ　その他必要な場合 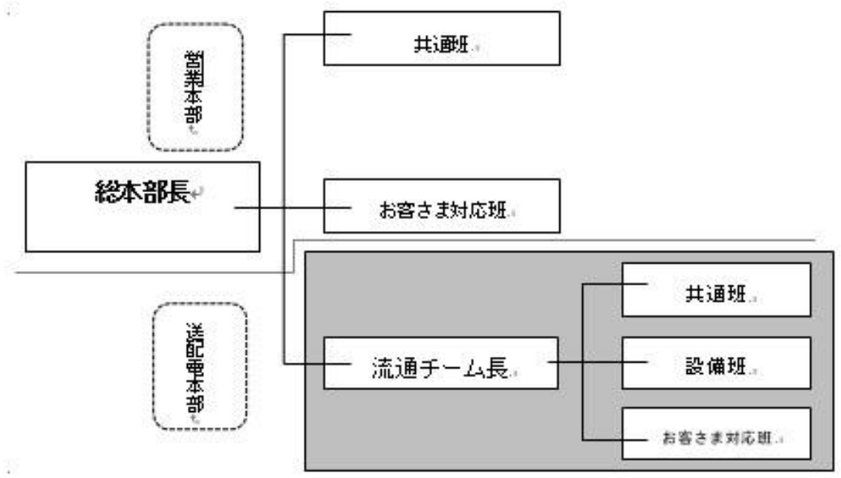 ③　体制の確立 関西電力㈱、関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。 ア～イ　（略） **２　災害応急対策に関する事項** (1)～(2)　（略） (3) 通話制限 対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 **３　災害時における広報** （略） (1)　（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

旧

４　要員の確保

(1)　（略）

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

５　災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1)　（略）

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3)　（略）

６～10　（略）

第２　ガスの確保

（略）

１～２　（略）

３　災害時の広報

㈱ラジオ関西との「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、ＬＰガスの容器バルブの閉止等を周知する内容について、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

災害地区の市、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに湯おきのバルブを閉めるよう住民に伝達するとともに、ＬＰガス販売業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

第３　電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

１　災害対策本部の設置

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	設備部災害対策室 TEL：078－393－9440 FAX：078－326－7363

新

４　要員の確保

(1)　（略）

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

５　災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

(1)　（略）

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3)（略）

６～10　（略）

第２　ガスの確保

（略）

１～２　（略）

３　災害時の広報

㈱ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容について、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。

災害地区の市、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに湯おきのバルブを閉めるよう住民に伝達するとともに、LPガス販売業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

第３　電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

１　災害対策本部の設置

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
西日本電信電話㈱　兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	設備部災害対策室 TEL：078－393－9440 FAX：078－326－7363

旧	新

２　応急復旧

(1)～(5)　（略）

(6) 災害対策本部の組織及び所掌事項

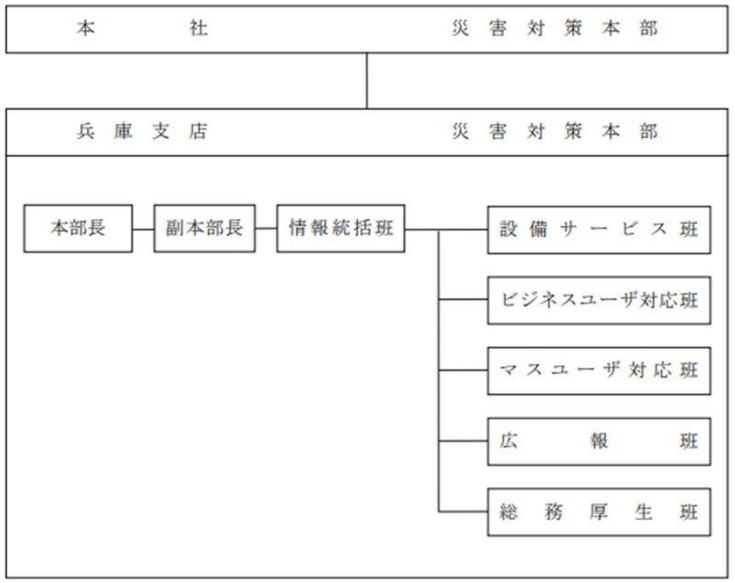

所掌事項

情報統括班	・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
ビジネスユーザ対応班	・法人ユーザへのＡＭ対応
マスユーザ対応班	・マスユーザ対応・被災地域での広報活動及び特設公衆電話の設置場所検討
広報班	・報道対応
総務厚生班	・社員の確保、福利厚生、健康管理、労務対応及び後方支援

第４～第５　（略）

第 21 節　教育・保育対策の実施

第１～第２　（略）

第３　応急教育

１　（略）

２　応急教育

(1)～(2)　（略）

(3) 応急教育の実施

①～②　（略）

③　教職員の確保

被害により、通常の授業に対する教員数が不足するときは、応急の措置として、次の方法により行う。

２　応急復旧

(1)～(5)　（略）

(6) 災害対策本部の組織及び所掌事項

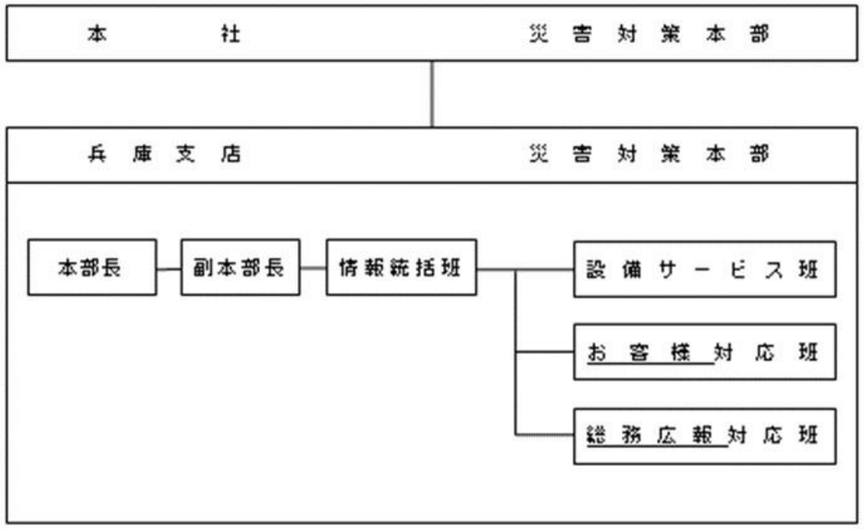

所掌事務

情報統括班	・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	・ユーザー対応
総務広報班	・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

第４～第５　（略）

第 21 節　教育・保育対策の実施

第１～第２　（略）

第３　応急教育

１　（略）

２　応急教育

(1)～(2)　（略）

(3) 応急教育の実施

①～②　（略）

③　教職員の確保

被害により、通常の授業に対する教職員数が不足するときは、応急の措置として、次の方法により行う。

旧

ア～エ　（略）

④～⑥　（略）

第４　災害救助法の実施基準

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品　小学校児童　１人　4,500円以内 中学校生徒　１人　4,800円以内 高等学校等生徒１人　5,200円以内
期　　間	災害発生の日から １　教科書　１ヶ月以内 ２　文房具及び通学用品　15日以内
備　　考	２　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

第５～第７　（略）

第 22 節　（略）

第 23 節　二次災害の防止

第１～第２　（略）

第３　二次災害の調査・応急復旧

１～２　（略）

３　応急復旧

(1) 河川

危険が予想される箇所については、土のう積み等応急対策を実施する。

(2)～(6)　（略）

〔新規〕

(7) 土砂災害

がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所及び土砂災害（特別）警戒区域については、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

(8) ため池

被災したため池の農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、本

新

ア～エ　（略）

④～⑥　（略）

第４　災害救助法の実施基準

災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項　　目	基　　準　　等
対　　象	住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品　小学校児童　１人　4,700円以内 中学校生徒　１人　5,000円以内 高等学校等生徒１人　5,500円以内
期　　間	災害発生の日から １　教科書　１ヶ月以内 ２　文房具及び通学用品　15日以内
備　　考	２　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

第５～第７　（略）

第 22 節　（略）

第 23 節　二次災害の防止

第１～第２　（略）

第３　二次災害の調査・応急復旧

１～２　（略）

３　応急復旧

(1) 河川

危険が予想される箇所については、土のう積み等応急対策を実施する。

また、県、市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

(2)～(6)　（略）

(7) 空き家

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(8) 土砂災害

がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所及び土砂災害（特別）警戒区域については、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。

(9) ため池

被災したため池の農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、

旧	新
格復旧及び応急工事に着手する。	本格復旧及び応急工事に着手する。
第４～第７　（略） 第８　避難計画 災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域に居住する住民に対し、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合は避難を勧告、指示し安全に避難させる。	第４～第７　（略） 第８　避難計画 災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域に居住する住民に対し、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合は避難を指示し、安全に避難させる。
第 24 節　被災に関する証明の発行 第１～第３　（略） 第４　被災者台帳の作成 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。 また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 （被災者台帳に記載する事項） （略） ・　災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 （略）	第 24 節　被災に関する証明の発行 第１～第３　（略） 第４　被災者台帳の作成 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。 また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 （被災者台帳に記載する事項） （略） ・　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 （略）

南あわじ市地域防災計画　地震災害応急対策計画　新旧対照表

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

第４編　風水害等応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第1節 組織の設置	第2節 職員の動員・配備	第3節 情報の収集・伝達	第4節 防災関係機関等への応援要請	第5節 災害救助法の適用	第3章 災害応急活動の展開	第1節 水防活動の実施
ページ		自然 4-1-7	自然 4-2-9	自然 4-2-9	自然 4-2-19	自然 4-2-23	自然 4-2-41	自然 4-2-48	自然 4-3-51	自然 4-3-51
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				○
	情報発信班					○	○	○		○
	広報班									
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班							○		
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									
	救助消火捜索班									○

（略）

		第2節 消火活動の実施	第3節 人命救出活動の実施	第4節 医療・助産対策の実施	第5節 交通・輸送対策の実施	第6節 避難対策の実施	第7節 住宅対策計画	第8節 食料の供給	第9節 飲料水の供給	第10節 生活用品等の供給
ページ		自然 4-3-58	自然 4-3-62	自然 4-3-64	自然 4-3-70	自然 4-3-79	自然 4-3-89	自然 4-3-95	自然 4-3-100	自然 4-3-104
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				
	情報発信班					○				
	広報班									
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班				○					
	救助消火捜索班	○	○			○				

（略）

第４編　地震災害応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第1節 組織の設置	第2節 職員の動員・配備	第3節 情報の収集・伝達	第4節 防災関係機関等への応援要請	第5節 災害救助法の適用	第3章 災害応急活動の展開	第1節 水防活動の実施
ページ		自然 4-1-7	自然 4-2-9	自然 4-2-9	自然 4-2-19	自然 4-2-23	自然 4-2-41	自然 4-2-48	自然 4-3-51	自然 4-3-51
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				○
	情報発信班					○	○	○		○
	広報班									
	電話応対班									
	救助消火捜索班									○
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班							○		
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									

（略）

		第2節 消火活動の実施	第3節 人命救出活動の実施	第4節 医療・助産対策の実施	第5節 交通・輸送対策の実施	第6節 避難対策の実施	第7節 住宅対策計画	第8節 食料の供給	第9節 飲料水の供給	第10節 生活用品等の供給
ページ		自然 4-3-58	自然 4-3-62	自然 4-3-64	自然 4-3-70	自然 4-3-79	自然 4-3-89	自然 4-3-95	自然 4-3-100	自然 4-3-104
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班					○				
	情報発信班					○				
	広報班									
	電話応対班									
	救助消火捜索班	○	○			○				
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班				○					

（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

		第11節 健康対策の実施	第12節 防疫対策の実施	第13節 行方不明者の捜索・遺体の火葬等	第14節 災害時要援護者対策の実施	第15節 愛玩動物の収容対策の実施	第16節 災害情報等の提供と相談活動の実施	第17節 ごみ処理対策の実施	第18節 し尿処理対策の実施	第19節 災害ボランティアの受け入れ
ページ		自然 4-3-109	自然 4-3-112	自然 4-3-116	自然 4-3-120	自然 4-3-123	自然 4-3-125	自然 4-3-129	自然 4-3-131	自然 4-3-133
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班						○			
	情報発信班						○			
	広報班						○			
	電話応対班									
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									
	救助消火捜索班			○						

（略）

		第20節 障害物の除去	第21節 ライフラインの応急対策の実施	第22節 教育・保育対策の実施	第23節 警備対策の実施	第24節 二次災害の防止	第25節 被災に関する証明の発行	第4章 その他の災害の応急対策の推進	第1節 大規模火災の応急対策の推進	第2節 危険物施設等の応急対策の推進	第3節 突発重大事案の応急
ページ		自然 4-3-137	自然 4-3-141	自然 4-3-151	自然 4-3-157	自然 4-3-159	自然 4-3-164	自然 4-4-168	自然 4-4-168	自然 4-4-169	自然 4-4-170
本部事務局	資料作成班								○	○	○
	情報分析班				○				○	○	○
	情報発信班				○				○	○	○
	広報班								○	○	○
	電話応対班								○	○	○
ロジチーム	人事総務班										
	財務・庁舎班										
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	○									
	救助消火捜索班										

（略）

関係機関	関西電力株式会社		○								

（略）

新

		第11節 健康対策の実施	第12節 防疫対策の実施	第13節 行方不明者の捜索・遺体の火葬等	第14節 要配慮者対策の実施	第15節 愛玩動物の収容対策の実施	第16節 災害情報等の提供と相談活動の実施	第17節 ごみ処理対策の実施	第18節 し尿処理対策の実施	第19節 災害ボランティアの受け入れ
ページ		自然 4-3-109	自然 4-3-112	自然 4-3-116	自然 4-3-120	自然 4-3-123	自然 4-3-125	自然 4-3-129	自然 4-3-131	自然 4-3-133
本部事務局	資料作成班									
	情報分析班						○			
	情報発信班						○			
	広報班						○			
	電話応対班									
	救助消火捜索班			○						
ロジチーム	人事総務班									
	財務・庁舎班									
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班									

（略）

		第20節 障害物の除去	第21節 ライフラインの応急対策の実施	第22節 教育・保育対策の実施	第23節 警備対策の実施	第24節 二次災害の防止	第25節 被災に関する証明の発行	第4章 その他の災害の応急対策の推進	第1節 大規模火災の応急対策の推進	第2節 危険物施設等の応急対策の推進	第3節 突発重大事案の応急
ページ		自然 4-3-137	自然 4-3-141	自然 4-3-151	自然 4-3-157	自然 4-3-159	自然 4-3-164	自然 4-4-168	自然 4-4-168	自然 4-4-169	自然 4-4-170
本部事務局	資料作成班								○	○	○
	情報分析班				○				○	○	○
	情報発信班				○				○	○	○
	広報班								○	○	○
	電話応対班								○	○	○
	救助消火捜索班										
ロジチーム	人事総務班										
	財務・庁舎班										
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	○									

（略）

関係機関	関西電力㈱ 関西電力送配電㈱		○								

（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第１章　基本方針 (1)　（略） (2)　①～④　（略） ⑤　ボランティア及び外部からの支援の受け入れ ⑥～⑨　（略）	**第１章　基本方針** (1)　（略） (2)　①～④　（略） ⑤　ボランティア及び外部からの支援の受入れ ⑥～⑨　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

【災害応急対策の主な流れ（津波を伴う南海トラフ地震の場合）】

地　震　・　津　波　発　生

3分

全員、自分の身を守り続ける。海溝型の巨大地震発生を認識・津波からの避難

2-1 組織の設置

2-2 職員の動員・配備

●職員の動員配備
●災害対策（警戒）本部の設置

2-3 情報の収集・伝達

●地震及び津波に関する情報伝達、住民への広報
●避難指示（緊急）の発令

2-4 防災関係機関等への応援要請

●県、他市町への応援要請

3-1 水防活動の実施

●監視・警戒：海岸保全施設、河川管理施設、排水ポンプ場、ため池

3-6 避難対策の実施

●安全な避難経路の選定／誘導員の配置
●避難行動要支援者名簿の活用
●学校授業中における児童生徒等の避難誘導、安否確認

3-14 災害時要援護者対策の実施

津波到達 43分

3-2 消火活動の実施

●消防職員・消防団員の自発的参集
●災害消防活動体制の確立、消火活動の実施

3-3 人命救出活動の実施

●被災者・負傷者の救急・救助・搬送

3-4 医療・助産対策の実施

●救護所の設置　●初期医療の実施

3-21 ライフラインの応急対策の実施

●応急措置、二次災害の防止

3-5 交通・輸送対策の実施

●被害状況の把握
●緊急輸送体制の確保

3-20 障害物の除去

●道路、航路、河川関係、住居に係る障害物の除去

3-24 二次災害の防止

●水防監視、道路パトロール
●土砂災害に関する監視

4時間

3-13 行方不明者の捜索・遺体の火葬等

●捜索願い、行方不明者情報の収集
●行方不明者リストの作成

3-8 食料の供給

●供給対象者の把握（避難所及び避難所以外の避難者数等）
●調達・集積・配送・応急給水

3-9 給水計画

3-10 生活用品等の供給

3-16 災害情報等の提供と相談活動の実施

●避難所、災害時要援護者、市外避難者等への情報提供

2-5 災害救助法の適用

●必要に応じて、災害救助法の請求

3-18 し尿処理対策の実施

●し尿の収集
●仮設トイレの設置、管理

24時間

3-11 健康対策の実施

●巡回健康相談、巡回栄養相談
●こころのケア

3-17 ごみ処理対策の実施

●ごみ（一般廃棄物）の処理
●がれき（災害廃棄物）の処理

3-12 防疫対策の実施

●感染症対策
●食品衛生対策

3-7 住宅対策計画

●公営住宅等の供与

3-19 災害ボランティアの受け入れ

●災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの募集

3-25 被災に関する証明の発行

●被害家屋調査の実施
●り災証明書の発行

3-22 教育・保育対策の実施

●応急教育
●こころのケア対策

3-15 愛玩動物の収容対策の実施

●愛玩動物の所有者への情報提供等

3-23 警備対策の実施

●南あわじ警察署等に協力して実施

新

【災害応急対策の主な流れ（津波を伴う南海トラフ地震の場合）】

地　震　・　津　波　発　生

3分

全員、自分の身を守り続ける。海溝型の巨大地震発生を認識・津波からの避難

2-1 組織の設置

2-2 職員の動員・配備

●職員の動員配備
●災害対策（警戒）本部の設置

2-3 情報の収集・伝達

●地震及び津波に関する情報伝達、住民への広報
●避難指示の発令

2-4 防災関係機関等への応援要請

●県、他市町への応援要請

3-1 水防活動の実施

●監視・警戒：海岸保全施設、河川管理施設、排水ポンプ場、ため池

3-6 避難対策の実施

●安全な避難経路の選定／誘導員の配置
●避難行動要支援者名簿の活用
●学校授業中における児童生徒等の避難誘導、安否確認

3-14 要配慮者対策の実施

津波到達 43分

3-2 消火活動の実施

●消防職員・消防団員の自発的参集
●災害消防活動体制の確立、消火活動の実施

3-3 人命救出活動の実施

●被災者・負傷者の救急・救助・搬送

3-4 医療・助産対策の実施

●救護所の設置　●初期医療の実施

3-21 ライフラインの応急対策の実施

●応急措置、二次災害の防止

3-5 交通・輸送対策の実施

●被害状況の把握
●緊急輸送体制の確保

3-20 障害物の除去

●道路、航路、河川関係、住居に係る障害物の除去

3-24 二次災害の防止

●水防監視、道路パトロール
●土砂災害に関する監視

4時間

3-13 行方不明者の捜索・遺体の火葬等

●捜索願い、行方不明者情報の収集
●行方不明者リストの作成

3-8 食料の供給

●供給対象者の把握（避難所及び避難所以外の避難者数等）
●調達・集積・配送・応急給水

3-9 給水計画

3-10 生活用品等の供給

3-16 災害情報等の提供と相談活動の実施

●避難所、要配慮者、市外避難者等への情報提供

2-5 災害救助法の適用

●必要に応じて、災害救助法の請求

3-18 し尿処理対策の実施

●し尿の収集
●仮設トイレの設置、管理

24時間

3-11 健康対策の実施

●巡回健康相談、巡回栄養相談
●こころのケア

3-17 ごみ処理対策の実施

●ごみ（一般廃棄物）の処理
●がれき（災害廃棄物）の処理

3-12 防疫対策の実施

●感染症対策
●食品衛生対策

3-7 住宅対策計画

●公営住宅等の供与

3-19 災害ボランティアの受け入れ

●災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの募集

3-25 被災に関する証明の発行

●家屋被害調査の実施
●り災証明書の発行

3-22 教育・保育対策の実施

●応急教育
●こころのケア対策

3-15 愛玩動物の収容対策の実施

●愛玩動物の所有者への情報提供等

3-23 警備対策の実施

●南あわじ警察署等に協力して実施

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第２章　災害応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

第１　災害警戒本部の組織と運営

１　設置基準　（略）

２　構成

（略）

【災害警戒本部の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計14名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長 産業建設部長（総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当）	産業建設部付部長（農林水産担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当） 市民福祉部副部長（福祉担当） 市民福祉部副部長（子育ての喜びが見えるまちづくり推進調整担当） 会計管理者 教育次長補

３～４　（略）

第２　災害対策本部の組織と運営

１　災害対策本部の設置　（略）

２　組織

(1)　（略）

(2)　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

【災害対策本部会議の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計19名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長 産業建設部長（総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当） 産業建設部付部長（農林水産担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当）	市民福祉部副部長（福祉担当） 市民福祉部副部長（子育ての喜びが見えるまちづくり推進調整担当） 会計管理者 教育次長補 消防団長 消防団選任副団長（２名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

新

第２章　災害応急活動体制の確立

第１節　組織の設置

第１　災害警戒本部の組織と運営

１　設置基準　（略）

２　構成

（略）

【災害警戒本部の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計15名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当）	産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当） 市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナワクチン接種・健康担当） 会計管理者 教育次長補

３～４　（略）

第２　災害対策本部の組織と運営

１　災害対策本部の設置　（略）

２　組織

(1)　（略）

(2)　本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、災害対策の基本的な事項について協議し、決定する。

【災害対策本部会議の構成】

本部長	副本部長	本　部　員（計20名）	
市　長	副市長	教育長 議会事務局長 総務企画部長 総務企画部付部長（企画担当） 危機管理部長 市民福祉部長（総合調整担当） 市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） 産業建設部長（農林・農地・総合調整担当） 産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当） 産業建設部付部長（建設・下水道・建築技術担当） 教育次長（学ぶ楽しさ日本一推進調整担当）	市民福祉部副部長（環境施設整備推進担当） 市民福祉部副部長（新型コロナワクチン接種・健康担当） 会計管理者 教育次長補 消防団長 消防団選任副団長（２名） 淡路広域消防事務組合南淡分署長 淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター長

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
①　本部会議事務分掌 以下の事項を協議決定する。 ア～ウ　（略） エ 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定に関すること オ～ケ　（略） (3)～(4)　（略） (5) チームリーダー チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。 ①～②　（略） ③　人命救助・輸送確保チーム　危機管理部長 ④　避難者対策チーム　産業建設部付部長（商工観光・教育連携担当） ⑤　健康福祉グループ　市民福祉部副部長（福祉担当） ⑥　物資グループ　産業建設部付部長（農林水産担当） ⑦　環境・生活支援チーム　市民福祉部長 ⑧　生活基盤・住宅チーム　産業建設部長（総合調整担当）	①　本部会議事務分掌 以下の事項を協議決定する。 ア～ウ　（略） エ 高齢者等避難、避難指示及び警戒区域の設定に関すること オ～ケ　（略） (3)～(4)　（略） (5) チームリーダー チーム内で調整の必要が生じた場合の調整役として、次のチーム等にリーダーを置く。 ①～②　（略） ③　避難者対策チーム ・健康福祉グループ　市民福祉部付部長（福祉・総合的福祉研究プロジェクト担当） ・物資グループ　産業建設部付部長（商工観光・水産・教育連携担当） ④　環境・生活支援チーム　市民福祉部長（総合調整担当） ⑤　生活基盤・住宅チーム　産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当） ⑥　人命救助・輸送確保チーム　産業建設部長（建設・下水道・建築技術担当）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

【南あわじ市災害対策本部組織図】

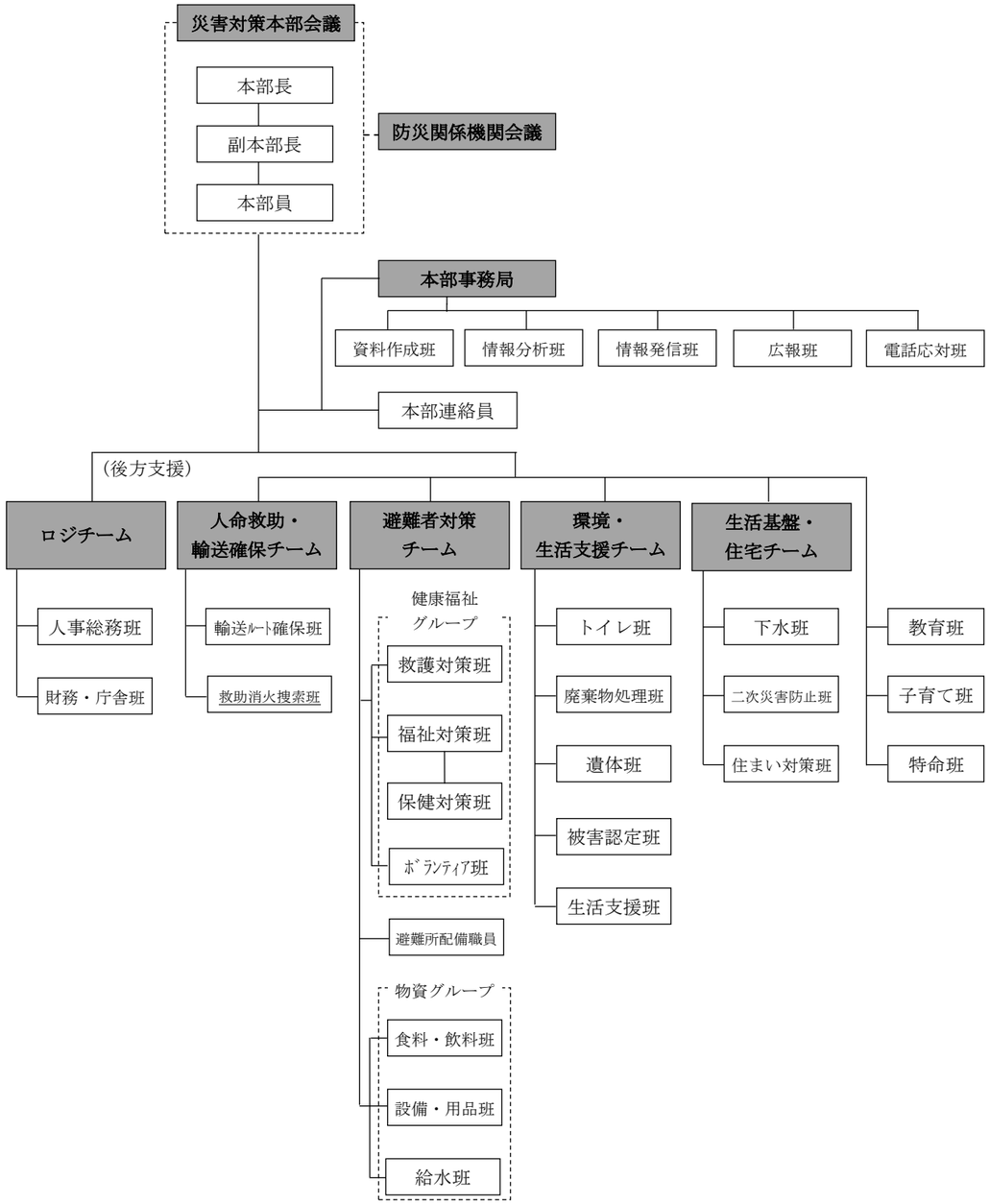

【南あわじ市災害対策本部組織図】

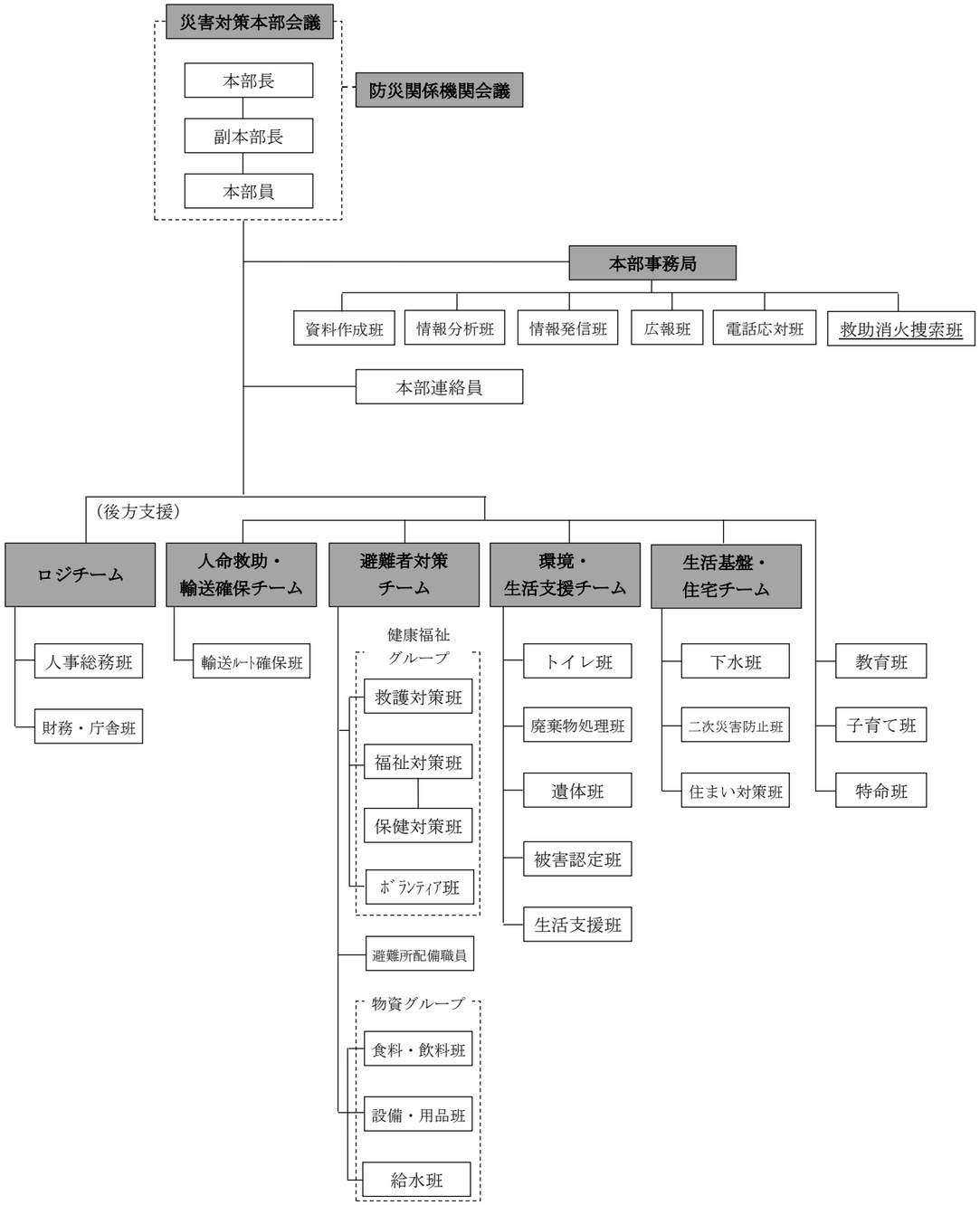

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

【市災害対策本部における事務分掌】

チーム等	班等	事　務　分　掌
本部事務局	本部事務局	災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び廃止に関すること
		災害対策活動に係る配備体制及び動員に関すること
		職員の動員・配備に関すること
		災害情報の収集、報告に関すること
		兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関すること
		国、県等関係機関との連絡調整に関すること
		水防関係機関との連絡調整に関すること
		水防資機材の確保、配置に関すること
	資料作成班	情報整理、資料作成、記録に関すること
		災害応急対策のとりまとめ及び調整に関すること
	情報分析班	本部会議の運営に関すること
		人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
		気象及び地震等の情報収集並びに分析に関すること
		電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関すること
		緊急輸送道路等の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関すること
		公共交通機関の被害状況に関すること
		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令に関すること
	情報発信班	気象及び地震等の情報の伝達に関すること
		避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達に関すること
		防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関すること
		防災ネットによる情報提供に関すること
	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		市長記者会見に関すること
		住民に対する災害広報及び広聴に関すること
		通信設備、ネットワーク、ＣＡＴＶ設備の点検・確保及び復旧に関すること
		ＣＡＴＶによる情報提供及び連絡調整に関すること
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関すること
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関すること
	電話応対班	電話等による被害通報の受付及び整理に関すること
		災害に係る問い合わせ、相談、要望等の応対に関すること
本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関すること
ロジチーム	人事総務班	各班における職員の従事状況のとりまとめに関すること
		各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関すること
		配備職員の食料の調達に関すること
		他自治体への応援要請及び応援職員の受け入れに関すること
		海外からの応援協力等に関すること
		災害視察者その他見舞者の応接に関すること

新

【市災害対策本部における事務分掌】

チーム等	班等	事　務　分　掌
本部事務局	本部事務局	災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び廃止に関すること
		災害対策活動に係る配備体制及び動員に関すること
		職員の動員・配備に関すること
		災害情報の収集、報告に関すること
		兵庫県災害対策本部、兵庫県警察本部との連絡調整に関すること
		国、県等関係機関との連絡調整に関すること
		水防関係機関との連絡調整に関すること
		水防資機材の確保、配置に関すること
	資料作成班	情報整理、資料作成、記録に関すること
		災害応急対策のとりまとめ及び調整に関すること
	情報分析班	本部会議の運営に関すること
		人的被害及び家屋被害等のとりまとめに関すること
		気象及び地震等の情報収集並びに分析に関すること
		電気、電話、ガス等ライフラインの被害状況及び連絡調整に関すること
		緊急輸送道路等の通行規制に係る情報の収集、整理、伝達に関すること
		公共交通機関の被害状況に関すること
		高齢者等避難及び避難指示の発令に関すること
	情報発信班	気象及び地震等の情報の伝達に関すること
		高齢者等避難及び避難指示の伝達に関すること
		防災行政無線による情報提供及び連絡調整に関すること
		防災ネットによる情報提供に関すること
	広報班	報道機関への報道要請及び情報提供に関すること
		市長記者会見に関すること
		住民に対する災害広報及び広聴に関すること
		通信設備、ネットワーク、CATV設備の点検・確保及び復旧に関すること
		CATVによる情報提供及び連絡調整に関すること
		市ホームページにおける災害情報等の掲示に関すること
		被災状況の写真及び映像等の収集による記録に関すること
	電話応対班	電話等による被害通報の受付及び整理に関すること
		災害に係る問合せ、相談、要望等の応対に関すること
	救助消火捜索班	被災者の捜索、救出、保護等災害救助に関すること
		ヘリコプターに関すること
		淡路広域消防事務組合との連絡調整に関すること
		避難誘導の応援に関すること
		外部救助機関との調整に関すること
本部連絡員	本部連絡員	本部員の支援に関すること
ロジチーム	人事総務班	各班における職員の従事状況のとりまとめに関すること
		各班の配置調整及び各班に対する事務の緊急割当に関すること
		配備職員の食料の調達に関すること
		他自治体への応援要請及び応援職員の受入れに関すること

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

ロジチーム	財務・庁舎班	災害に関する予算及び決算に関すること
		非常用発電機の燃料等の調達に関すること
		公用車両等の管理及び配車に関すること
		災害用臨時増設電話の確保に関すること
		義援金の受け入れ・配分に関すること
		市役所に係る応急措置の実施（代替施設の確保も含む。）に関すること
		災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の費用の請求に関すること
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること
		緊急輸送道路に関すること
		交通規制に関すること
		輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		浸水地の排水に関すること
		南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること
		ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥとの連絡調整に関すること
		海上輸送ルートの確保に関すること
	救助消火捜索班	被災者の捜索、救出、保護等災害救助に関すること
		ヘリコプターに関すること
		淡路広域消防事務組合との連絡調整に関すること
		避難誘導の応援に関すること
		外部救助機関との調整に関すること
避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ等医療関係機関との連絡及び調整に関すること
		救護所の開設に関すること
		「救護班」の編成に関すること
		傷病者搬送に係る連絡及び調整に関すること
		救急医薬品等の調達に関すること
		食品衛生及び食中毒の予防に関すること
		感染症の予防に関すること
		入浴施設及び公衆浴場のあっ旋調整に関すること
		被災地の衛生状態調査に関すること
		被災地の環境衛生指導に関すること
		ねずみ、蚊、はえ等及び昆虫等の駆除作業に関すること
	保健対策班	健康対策及びこころのケア対策に関すること
		巡回栄養相談に関すること
		外部保健師等の指揮に関すること
	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること
		社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
		災害時要援護者対策に関すること
		福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること
避難者対策チーム	ボランティア班	災害ボランティアの受け入れ及び調整に関すること
	避難所配備職員	避難所開設・運営

新

		海外からの応援協力等に関すること
		災害視察者その他見舞者の応接に関すること
ロジチーム	財務・庁舎班	災害に関する予算及び決算に関すること
		非常用発電機の燃料等の調達に関すること
		公用車両等の管理及び配車に関すること
		災害用臨時増設電話の確保に関すること
		義援金の受入れ・配分に関すること
		市役所に係る応急措置の実施（代替施設の確保も含む。）に関すること
		災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の費用の請求に関すること
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班	道路の障害物の除去に関すること
		緊急輸送道路に関すること
		交通規制に関すること
		輸送ルート確保のための道路、橋梁の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		輸送ルート確保のための港湾、漁港の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		浸水地の排水に関すること
		南あわじ市建設業安全・安心協力会との連絡調整に関すること
		TEC－FORCE との連絡調整に関すること
		海上輸送ルートの確保に関すること
避難者対策チーム	救護対策班	洲本健康福祉事務所、医師会、DMAT、DPAT 等医療関係機関との連絡及び調整に関すること
		救護所の開設に関すること
		「救護班」の編成に関すること
		傷病者搬送に係る連絡及び調整に関すること
		救急医薬品等の調達に関すること
		食品衛生及び食中毒の予防に関すること
		感染症の予防に関すること
		入浴施設及び公衆浴場のあっ旋調整に関すること
		被災地の衛生状態調査に関すること
		被災地の環境衛生指導に関すること
		ねずみ、蚊、はえ等及び昆虫等の駆除作業に関すること
	保健対策班	健康対策及びこころのケア対策に関すること
		巡回栄養相談に関すること
		外部保健師等の指揮に関すること
	福祉対策班	被災者情報の整理、福祉に係る相談及び情報提供に関すること
		社会福祉施設の被害調査及び応急対策・復旧に関すること
		要配慮者対策に関すること
		福祉避難所等との連絡調整や福祉用品の手配に関すること
避難者対策チーム	ボランティア班	災害ボランティアの受入れ及び調整に関すること
	避難所配備職員	避難所開設・運営
	食料・飲料班	食料及び飲料水の調達、受入れ及び支給に関すること
		食料及び飲料水の支給に関する実施状況の調査に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

	食料・飲料班	食料及び飲料の調達、受け入れ及び支給に関すること
		食料及び飲料の支給に関する実施状況の調査に関すること
		物資集積拠点の運営に関すること
	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること
		物資等の調達、受け入れ及び支給に関すること（食料及び飲料を除く）
		物資の支給に関する実施状況の調査に関すること
		愛玩動物に関すること
		物資集積拠点の運営に関すること
	給水班	応急給水に関すること
		給水のための資機材調達に関すること
		水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること
環境・生活支援チーム	トイレ班	し尿処理に関すること
		応急仮設トイレに関すること（バキューム車の手配等を含む）
	廃棄物処理班	廃棄物及びがれきの処理に関すること
		処理施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		一般廃棄物の処理に関すること
	遺体班	遺体収容場所の確保及び棺、ドライアイス等の手配
		遺体の収容及び処置に関すること
		埋火葬等に関すること
	被害認定班	住家被害認定に関すること
		り災証明に関すること（火災によるもの及び農林水産関係を除く。）
	生活支援班	災害見舞金、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法等の支給に関すること
生活基盤・住宅チーム	下水班	下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	二次災害防止班	ため池等危険箇所の警戒、被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		危険箇所の警戒及び応急措置に関すること
		河川等の警戒に関すること
		河川及び水路の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		土砂災害（特別）警戒区域、砂防指定地、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	住まい対策班	被害家屋等の応急危険度判定に関すること
		被災宅地危険度判定に関すること
		被災住宅等の応急対策に関すること
		応急仮設住宅に関すること
		被災住宅の応急修理に関すること
		各種公営住宅や民間賃貸住宅のあっ旋等住宅の確保に関すること
	教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること
		児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること
		学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）

新

	設備・用品班	生活用品の調達及び確保に関すること
		物資等の調達、受入れ及び支給に関すること（食料及び飲料を除く）
		物資の支給に関する実施状況の調査に関すること
		愛玩動物に関すること
		物資集積・配送拠点の運営に関すること
	給水班	応急給水に関すること
		給水のための資機材調達に関すること
		水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		水源地、浄水場等の警戒及び応急措置に関すること
環境・生活支援チーム	トイレ班	し尿処理に関すること
		応急仮設トイレに関すること（バキューム車の手配等を含む）
	廃棄物処理班	廃棄物及びがれきの処理に関すること
		処理施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		一般廃棄物の処理に関すること
	遺体班	遺体収容場所の確保及び棺、ドライアイス等の手配
		遺体の収容及び処置に関すること
		埋火葬等に関すること
	被害認定班	住家被害認定に関すること
		り災証明に関すること（火災によるもの及び農林水産関係を除く。）
	生活支援班	災害見舞金、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法等の支給に関すること
生活基盤・住宅チーム	下水班	下水道施設の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	二次災害防止班	ため池等危険箇所の警戒、被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		危険箇所の警戒及び応急措置に関すること
		河川等の警戒に関すること
		河川及び水路の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
		土砂災害（特別）警戒区域、砂防指定地、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	住まい対策班	被害家屋等の応急危険度判定に関すること
		被災宅地危険度判定に関すること
		被災住宅等の応急対策に関すること
		応急仮設住宅に関すること
		被災住宅の応急修理に関すること
		各種公営住宅や民間賃貸住宅のあっ旋等住宅の確保に関すること
	教育班	児童及び生徒の安全確保に関すること
		児童、生徒及び教職員等の被害調査に関すること
		学校教育の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）
		応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。）

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>応急教育・学用品の供与に関すること（心身のケアを含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>文化財に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>ＰＴＡ等教育関係団体への協力要請に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td>子育て班</td><td>園児の安全確保に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>園児及び職員等の被害調査に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>保育所等の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>応急保育・応急教育に関すること（災害時の給食、心身のケアを含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>保育所等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td>特命班</td><td>本部員等の特命事項に関すること（庁内応援、災害復興計画、高速料金免除の手続きなど）</td></tr>
</table>
※　救護対策班、保健対策班、福祉対策班は、「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」の編成による。
（以下略）
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>教育施設及び文化財等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>被災児童及び生徒に対する教育図書その他学用品及び救援物資の配給に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>文化財に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>PTA等教育関係団体への協力要請に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td>子育て班</td><td>園児の安全確保に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>園児及び職員等の被害調査に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>保育所等の再開状況の調査に関すること（給食の再開状況を含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>応急保育・応急教育に関すること（災害時の給食、心身のケアを含む。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>保育所等の被害調査並びに応急対策及び復旧に関すること</td></tr>
<tr><td></td><td>特命班</td><td>本部員等の特命事項に関すること（庁内応援、災害復興計画、高速料金免除の手続きなど）</td></tr>
</table>
※　救護対策班、保健対策班、福祉対策班は、「淡路圏域災害時保健活動ガイドライン」の編成による。
（以下略）
</td></tr>
<tr><td>
第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第２節　職員の動員・配備
第１　職員の動員・配備
１　配備指令の発令及び伝達
(1)～(3)
(4)　備体制は、次のいずれかの体制をとる。具体的な配備人員等については、各班で予め別に定めることとし、災害の状況等を勘案し、各災害対策本部員が決定する。
（以下略）
</td><td>
第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第２節　職員の動員・配備
第１　職員の動員・配備
１　配備指令の発令及び伝達
(1)～(3)
(4)　配備体制は、次のいずれかの体制をとる。具体的な配備人員等については、各班で予め別に定めることとし、災害の状況等を勘案し、各災害対策本部員が決定する。
（以下略）
</td></tr>
</table>

旧

第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第３節　情報の収集・伝達
第１　災害通信計画

１　通信体制

(1) 通信連絡手段

災害時の通信連絡手段は、防災行政無線、携帯電話、携帯メール、防災ネット、ＣＡＴＶ、ＦＡＸ、一般加入電話等による通信を原則とする。

(2)　①～③　（略）

④　消防団は、無線通信網としてＩＰ無線を使用する。

⑤～⑥　（略）

第２　地震・津波情報の収集・伝達計画

【気象庁が発表する地震・津波情報伝達フロー】　（略）

１　地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1)　（略）

【津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３mを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（5m＜予想高さ≦10m）		
		５m（3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合	３m（1m＜予想高さ≦3m）	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m（0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

新

第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第３節　情報の収集・伝達
第１　災害通信計画

１　通信体制

(1) 通信連絡手段

災害時の通信連絡手段は、防災行政無線、携帯電話、携帯メール、防災ネット、CATV、FAX、一般加入電話等による通信を原則とする。

(2)　①～③　（略）

④　消防団は、無線通信網として IP 無線を使用する。

⑤～⑥　（略）

第２　地震・津波情報の収集・伝達計画

【気象庁が発表する地震・津波情報伝達フロー】　（略）

１　地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）

(1)　（略）

【津波警報・津波注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ】

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３mを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（5m＜予想高さ≦10m）		
		５m（3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合	３m（1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m（0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）１　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
２　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
３　津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
４　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

旧

(2) 津波予報

気象庁本庁又は大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報と内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高い所でも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

注）１　津波による災害のおそれのなくなったと認められる場合、津波警報、大津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(5) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。

２　（略）

３　伝達系統

(1)　気象予警報の伝達　（略）

図　（略）

（注）１　※1は、特別警報、警報のみ伝達。

２　※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

３　※3は、気象など（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発信されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係エリアに配信。

４　※4 は、9 時から 21 時の間、通知。その他の時間は NHK 大阪放送局に通知。

新

(2) 津波予報

気象庁本庁又は大阪管区気象台は、地震発表後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

【津波予報と内容】

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高い所でも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

〔削除〕

(5) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度５弱以上又は長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上又は長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、震度６弱以上又は長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられている。また、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級の予想値を追加して提供することとし、長周期地震動階級３以上を予想した場合でも、緊急地震速報（警報）を発表する。

◆ 緊急地震速報（警報）の発表基準

発表基準	震度５弱以上を予想した場合 又は 長周期地震動階級３以上を予想した場合
対象地域	震度４以上を予想した地域 又は 長周期地震動階級３以上を予想した地域

２　（略）

３　伝達系統

(1)　気象予警報の伝達　（略）

図　（略）

（注）１　※1は、特別警報、警報のみ伝達。

２　※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

３　※3は、大津波警報及び津波警報が対象市町に初めて発信されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係エリアに配信。

４　※4は、9時から21時の間、通知。その他の時間はNHK大阪放送局に通知。

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

(2)　（略）

(3) 気象情報等の住民への周知ルート

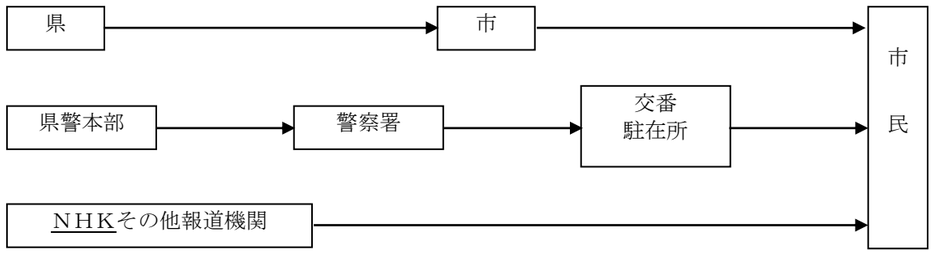

４　（略）

５　伝達方法　（略）

	内　　容
地震発生時	震度３以上の地震を観測した場合、防災ネット、携帯メール、電話、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、ＣＡＴＶ（映像）等により、地震が発生したことを伝え、津波に対する注意を喚起する。
津波注意報（ツナミチュウイ）	防災ネット、サイレン、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、ＣＡＴＶ（映像）、広報車等で伝達し、テレビ・ラジオ等の情報に対する注意を喚起する。
津 波 警 報（ツナミ）（オオツナミ）	

（略）

第３　火災情報の収集・伝達計画

１　（略）

２　火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ淡路広域消防事務組合において住民に対し火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

①　乾燥注意報が発表され、かつ長期間にわたり続く見込みのとき

②　平均風速10m/s以上の風が１時間以上継続して吹く見込みのとき（ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。）

③　強風注意報が発表されているとき

④　日々炎上火災が続発しているとき

⑤　放火事件が多発しているとき

⑥　その他

３　火災気象通報　（略）

第４　災害情報収集・伝達計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連絡を取り、南あわじ市に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ的確に収集のうえ伝達する。

新

(2)～(3)　（略）

(4) 気象情報等の住民への周知ルート

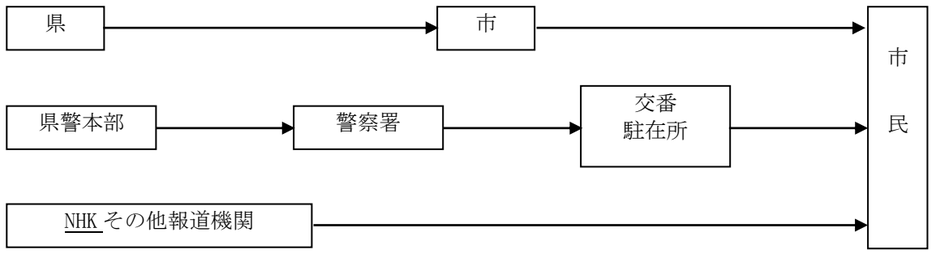

４　（略）

５　伝達方法　（略）

	内　　容
地震発生時	震度３以上の地震を観測した場合、防災ネット、携帯メール、電話、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）等により、地震が発生したことを伝え、津波に対する注意を喚起する。
津波注意報（ツナミチュウイ）	防災ネット、サイレン、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）、広報車等で伝達し、テレビ・ラジオ等の情報に対する注意を喚起する。
津 波 警 報（ツナミ）（オオツナミ）	

（略）

第３　火災情報の収集・伝達計画

１　（略）

２　火災注意報

気象状況等が、次の各号のいずれかに該当し、かつ淡路広域消防事務組合において住民に対し火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発表し、その必要がなくなったときに解除する。

①　乾燥注意報が、３日以上継続して発表されている場合

②　日々火災が続発している場合

③　その他必要と認める場合

３　火災気象通報　（略）

第４　災害情報収集・伝達計画

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連絡を取り、南あわじ市に係る災害の被害状況及び災害応急対策活動に必要な情報等を迅速かつ的確に収集のうえ伝達する。

旧

県、市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機,_無人航空機,_巡視船,_車両,_人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに,_ヘリコプターテレビシステム,_ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）,_固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。

１　災害時における情報収集・伝達活動の強化

(1)（略）

(2) 気象庁防災気象情報提供システムの活用

地域におけるよりきめ細やかな気象情報を提供するため、市における避難勧告等の対応判断を助けるものとして開発された気象庁のインターネットによる情報提供システムの積極的活用を図る。

２　（略）

３　調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法及び被害の認定基準

（略）

【災害速報】

（略）

事　　項	例　　示
(6) 避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるため、○時に○○地区約○○世帯に対し避難命令を発令した。現在約○○世帯が○○小学校に避難中。
(7) 死傷者の発生状況 （人数、原因等、死傷者の氏名､性別、年齢）	○時頃○○において、建物の倒壊によりがけ崩れのため男性○名が生埋めになった。現在、地元消防団約○○名が出動し救出にあたっている。
（略）	
(10) 市災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区において、がけ崩れによる家屋被害の危険があるため、避難勧告を発令。拠点避難所○箇所を自動開設。○○地区に避難勧告を発令。現在○○避難所に収容中の○○名に対し炊出し多数の住民を収容。を実施中。○○川の決壊箇所に消防団員約○○名を出動させ応急復旧作業中。
(11) 県への要請事項 （市災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達・あっせんに関する要請等）	自衛隊への支援を要請。

（略）

第５　兵庫県及び関係機関に対する報告・伝達

１　兵庫県への報告

情報発信班は、市として、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(1)　（略）

新

県、市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集することとする。

１　災害時における情報収集・伝達活動の強化

(1)（略）

(2) 気象庁防災気象情報提供システムの活用

地域におけるよりきめ細やかな気象情報を提供するため、市における避難指示等の対応判断を助けるものとして開発された気象庁のインターネットによる情報提供システムの積

２　（略）

３　調査（報告）すべき場合、内容、要領、方法及び被害の認定基準

（略）

【災害速報】

（略）

事　　項	例　　示
(6) 避難関係の情報 （避難指示発令状況、避難理由、避難世帯数、避難先）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるため、○時に○○地区約○○世帯に対し避難指示を発令した。現在約○○世帯が○○小学校に避難中。
(7) 死傷者の発生状況 （人数、原因等、死傷者の氏名､性別、年齢）	○時頃○○において、建物の倒壊によりがけ崩れのため男性○名が生き埋めになった。現在、地元消防団約○○名が出動し救出にあたっている。
（略）	
(10) 市災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区において、がけ崩れによる家屋被害の危険があるため、避難指示を発令。拠点避難所○箇所を自動開設。○○地区に避難指示を発令。現在○○避難所に収容中の○○名に対し炊出し多数の住民を収容。を実施中。○○川の決壊箇所に消防団員約○○名を出動させ応急復旧作業中。
(11) 県への要請事項 （市災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達・あっ旋に関する要請等）	自衛隊への支援を要請。

（略）

第５　兵庫県及び関係機関に対する報告・伝達

１　兵庫県への報告

情報発信班は、市として、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ県、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

(1)　（略）

旧	新
(2) 緊急報告 ① 市は、市役所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で報告する。 報告内容は、市役所周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。 ② （略） ③ 市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。 (3) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合） ① 市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。 ② （略） (4) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やＦＡＸ等最も迅速な方法で県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (5) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。 (6) 報告系統 市は、県に災害情報を報告する。 また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。	(2) 緊急報告 ① 市は、市役所の周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で報告する。 報告内容は、市役所周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。 ② （略） ③ 市は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。 報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。 (3) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合） ① 市は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。 特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。 災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りることとする。原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。 ② （略） (4) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災システム、又はそれによりがたい場合は衛星通信やFAX等最も迅速な方法で県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (5) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。 (6) 報告系統 市は、県に災害情報を報告する。 また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

旧

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

２　（略）

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

１　住民からの問い合わせに対する回答

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制（電話応対班）を組織する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第４節　防災関係機関等への応援要請
第１　兵庫県への職員、ヘリコプターの応援要請

１　協力要請の手続

兵庫県知事への職員派遣要請等の応援の要請及び県消防防災ヘリコプターの運航要請、又は神戸海上保安部への海上保安庁ヘリコプターの出動要請をする場合は電話・ＦＡＸ等で要請し、後日速やかに文書を提出する。

２　（略）

３　県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1)　（略）

(2)　支援要請手続

①　要請方法

市は、県へのヘリコプター支援要請が必要と判断した場合は、淡路広域消防事務組合消防長を通じて、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。緊急を要するときは電話かＦＡＸにより連絡し、事後速やかに要請書を提出する。

連　絡　先	電　話　番　号
淡路広域消防事務組合	TEL　24-0119　　FAX　24-4575 衛星電話　7-028-906-44　衛星 FAX　7-028-906-62
兵庫県消防防災航空隊	TEL（078）303-1192　　FAX　（078）302-8119
災害対策本部設置時 兵庫県災害対策本部事務局	TEL（078）362-9900　　FAX　（078）362-9911 衛星電話　7-028-751-5579,5580 衛星 FAX　7-028-751-6380,6381

（略）

新

市は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣（窓口は消防庁）に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

２　（略）

第６　被災者支援のための情報の収集・活用

１　住民等からの問合せに対する回答

市や県は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制（電話応対班）を組織する。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において市や県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４編　地震災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第４節　防災関係機関等への応援要請
第１　兵庫県等への職員、ヘリコプターの応援要請

１　協力要請の手続

兵庫県知事への職員派遣要請等の応援の要請及び県消防防災ヘリコプターの運航要請、又は神戸海上保安部への海上保安庁ヘリコプターの出動要請をする場合は電話・FAX等で要請し、後日速やかに文書を提出する。

２　（略）

３　県消防防災ヘリコプターの支援要請

(1)　（略）

(2)　支援要請手続

①　要請方法

市は、県へのヘリコプター支援要請が必要と判断した場合は、淡路広域消防事務組合消防長を通じて、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書により行う。緊急を要するときは電話若しくはFAXにより連絡し、事後速やかに要請書を提出する。

連　絡　先	電　話　番　号
淡路広域消防事務組合	TEL　0799-24-0119　　FAX　0799-24-4575 衛星電話　7-028-906-44　衛星 FAX　7-028-906-62
兵庫県消防防災航空隊	TEL（078）303-1192　　FAX　（078）302-8119
災害対策本部設置時 兵庫県災害対策本部事務局	TEL（078）362-9900　　FAX　（078）362-9911 衛星電話　7-028-751-5579,5580 衛星 FAX　7-028-751-6380,6381

（略）

旧

第２　他市町への協力要請

１～２　（略）

３　応援要請の内容

他市町に対し、次に掲げる応急措置について協力要請する。

(1)～(2)　（略）

(3)　診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供

(4)～(9)　（略）

第３　自衛隊への災害派遣要請

１～２　（略）

【連絡先】

区分		電話番号
兵庫県	（災害対策本部設置時） 兵庫県災害対策本部室事務局	TEL（078）362-9900(時間内外とも) FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも） 衛星電話　7-028-151-5579・5580 衛星ＦＡＸ　7-028-151-6380・6381
兵庫県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課防災係	TEL（078）362-9988（勤務時間内） TEL（078）362-9900（勤務時間外） FAX（078）362-9911～9912（勤務時間内外とも）
兵庫県	（淡路県民局） 兵庫県災害対策淡路地方本部	TEL 26-2008 内線224 (防災担当直通)26-2017 FAX 23-1250 衛星電話　7-028-176-511・512 衛星ＦＡＸ　7-028-176-611
陸上自衛隊第３特科隊 （災害区域担当部隊 第３高射特科大隊）		TEL（0792)22-4001　内線 650・238(勤務時間内) FAX　239（勤務時間内） TEL（0792)22-4001　内線 302(当直指令) FAX 398（勤務時間外） 衛星電話　7-028-984-31 衛星ＦＡＸ　7-028-984-61
南あわじ警察署		TEL 42-0110　警備課

＊緊急文書をＦＡＸで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること

３　（略）

４　災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおりに市の受入体制を整える。

(1)～(2)　（略）

(3)派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備は、本部事務局が行う。

(4) 派遣部隊の活動実施に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、火災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、本部事務局が準備する。

(5)～(8)　（略）

５　（略）

６　経費負担

(1)～(4)　（略）

新

第２　他市町への協力要請

１～２　（略）

３　応援要請の内容

他市町に対し、次に掲げる応急措置について協力要請する。

(1)～(2)　（略）

(3)　診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医療品等の提供

(4)～(9)　（略）

第３　自衛隊への災害派遣要請

１～２　（略）

【連絡先】

区分		電話番号
兵庫県	（災害対策本部設置時） 兵庫県災害対策本部室事務局	TEL（078）362-9900(時間内外とも) FAX（078）362-9911～9912（時間内外とも） 衛星電話　7-028-151-5579・5580 衛星ＦＡＸ　7-028-151-6380・6381
兵庫県	（災害対策本部未設置時） 災害対策課防災・危機管理班	TEL（078）362-9988（勤務時間内） TEL（078）362-9900（勤務時間外） FAX（078）362-9911～9912（勤務時間内外とも）
兵庫県	（淡路県民局） 兵庫県災害対策淡路地方本部	TEL 0799-26-2008 内線224 (防災担当直通)0799-26-2017 FAX 0799-23-1250 衛星電話　7-028-176-511・512 衛星ＦＡＸ　7-028-176-611
陸上自衛隊第３特科隊 （災害区域担当部隊 第３高射特科大隊）		TEL（0792)22-4001　内線 650・238(勤務時間内) FAX　239（勤務時間内） TEL（0792)22-4001　内線 302(当直指令) FAX 398（勤務時間外） 衛星電話　7-028-984-31 衛星ＦＡＸ　7-028-984-61
南あわじ警察署		TEL 0799-42-0110　警備課

＊緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実性を期すること

３　（略）

４　災害派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が確定した場合は、次のとおりに市の受入体制を整える。

(1)～(2)　（略）

(3) 自衛隊派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備は、本部事務局が行う。

(4) 自衛隊派遣部隊の活動実施に必要な装備は、原則として自衛隊が準備するが、火災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合は、本部事務局が準備する。

(5)～(8)　（略）

５　（略）

６　経費負担

(1)～(4)　（略）

旧	新
(5) 島岐に係る輸送費等 (6)　（略） ７　（略） ８　情報連絡体制 災害に際し、市は、陸上自衛隊第３高射特科大隊長から、連絡員の派遣を受ける。 第４　近畿地方整備局への応援要請 重大な災害の発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年７月９日近畿地方整備局長・南あわじ市長により締結）に基づき、被害の拡大と二次災害防止に資するために、緊急的な対応（リエゾン（情報連絡員）、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を実施することとされている。 （略） 第５　その他関係機関等への応援要請 （略） １　兵庫県広域消防相互応援協定 淡路広域消防事務組合は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。 (1) 連絡担当部局：淡路広域消防事務組合(電話:24-0119) （以下略）	(5) 島嶼に係る輸送費等 (6)　（略） ７　（略） ８　情報連絡体制 災害時に、市は、陸上自衛隊第３高射特科大隊長から、連絡員の派遣を受ける。 第４　近畿地方整備局への応援要請 重大な災害の発生又はそのおそれのある場合、近畿地方整備局は「災害時等の応援に関する申し合わせ」（平成24年７月９日近畿地方整備局長・南あわじ市長により締結）に基づき、被害の拡大と二次災害防止に資するために、緊急的な対応（リエゾン（情報連絡員）（以下、「リエゾン」という。）、TEC－FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む。）を実施することとされている。 （略） 第５　その他関係機関等への応援要請 （略） １　兵庫県広域消防相互応援協定 淡路広域消防事務組合は、広域大規模災害に対処するために、消防組織法第39条の規定に基づき、兵庫県内の市町等と昭和63年に「兵庫県広域消防相互応援協定」及び覚書を締結し、同時に「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」を締結している。 (1) 連絡担当部局：淡路広域消防事務組合(電話:0799-24-0119) （以下略）
第４編　地震災害応急対策計画 第２章　災害応急活動体制の確立 第５節　災害救助法の適用 第１　災害救助法の適用 １　南あわじ市における災害救助法の適用基準 適用基準 ／ 基準世帯数 (1) 市全域における家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき ／ 60 世帯 (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯の数が2,500以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき ／ 30 世帯 (3) 被害が全県にわたり、かつ県内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合において市町村の被害世帯の数が前２号に規定する数に達しないけれど、市町村の被害の状況が特に救助を要する状態にあるとき ／ ― (4) 被害世帯が(1)、(2)、(3)に該当しないけれど、知事において特に救助を実施する必要があると認められた場合 ／ ―	第４編　地震災害応急対策計画 第２章　災害応急活動体制の確立 第５節　災害救助法の適用 第１　災害救助法の適用 １　南あわじ市における災害救助法の適用基準 適用基準 ／ 基準世帯数 (1) 市全域における家屋の全壊、全焼、流失等により住家を失った世帯（以下「被害世帯」という。）の数が、右の基準世帯数以上に達するとき ／ 60 世帯 (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ県内の被害世帯数が2,500世帯以上に達する場合において、右の基準世帯数以上に達するとき ／ 30 世帯 (3) 被害が全県にわたり、かつ県内の被害世帯の数が12,000以上に達する場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合 ／ ― (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の①若しくは②のいずれかに該当すること ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ／ ―

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>
注１　本市の人口
災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、平成27年国勢調査により46,912人とする。（「３万人以上５万人未満」の区分の基準となる。）
注２　被害世帯数の算定基準
被害世帯数の算定にあたっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって、１被害世帯とみなす。
<table>
<tr><th>世　帯　の　被　害　の　程　度</th><th>「１被害世帯」とみなす世帯数</th></tr>
<tr><td>全壊、全焼、流出した世帯</td><td>１世帯</td></tr>
<tr><td>半壊、半焼する等著しく損傷した世帯</td><td>２世帯</td></tr>
<tr><td>床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯</td><td>３世帯</td></tr>
</table>
２　（略）
３　救助の実施
(1)　（略）
(2) 実施内容
①～⑤　（略）
⑥　災害にかかった者の救出
⑦　災害にかかった住宅の応急修理
⑧～⑩　（略）
⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
〔新設〕
（以下略）
</td>
<td>
② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
注１　本市の人口
災害救助法の適用基準の根拠となる本市の人口は、令和２年国勢調査により44,137人とする。（「３万人以上５万人未満」の区分の基準となる。）
注２　被害世帯数の算定基準
被害世帯数の算定にあたっては、次の被害の区分に応じ、それぞれに定める世帯数をもって、１被害世帯とみなす。
<table>
<tr><th>世　帯　の　被　害　の　程　度</th><th>「１被害世帯」とみなす世帯数</th></tr>
<tr><td>全壊、全焼、流出した世帯</td><td>１世帯</td></tr>
<tr><td>半壊、半焼する等著しく損傷した世帯</td><td>２世帯</td></tr>
<tr><td>床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯</td><td>３世帯</td></tr>
</table>
２　（略）
３　救助の実施
(1)　（略）
(2) 実施内容
①～⑤　（略）
⑥　被災者の救出
⑦　被災した住宅の応急修理
⑧～⑩
⑪　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（障害物の除去）
⑫　応急救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費
（以下略）
</td>
</tr>
<tr><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第１節　水防活動の実施
第１　水防活動の流れ</td><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第１節　水防活動の実施
第１　水防活動の流れ</td></tr>
</table>

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

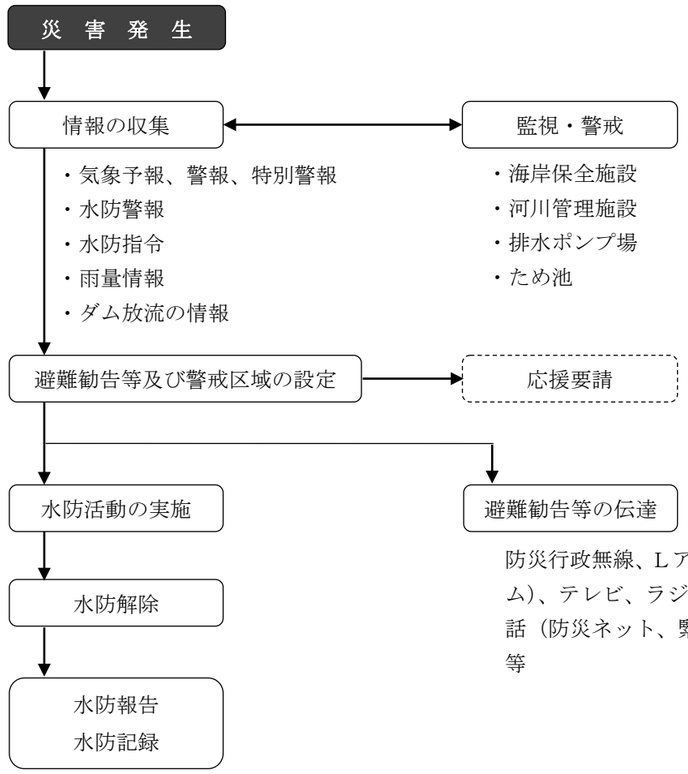

第２～第５　（略）

第６　ため池の監視

ため池管理者及びため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を行う。

【ため池連絡系統】

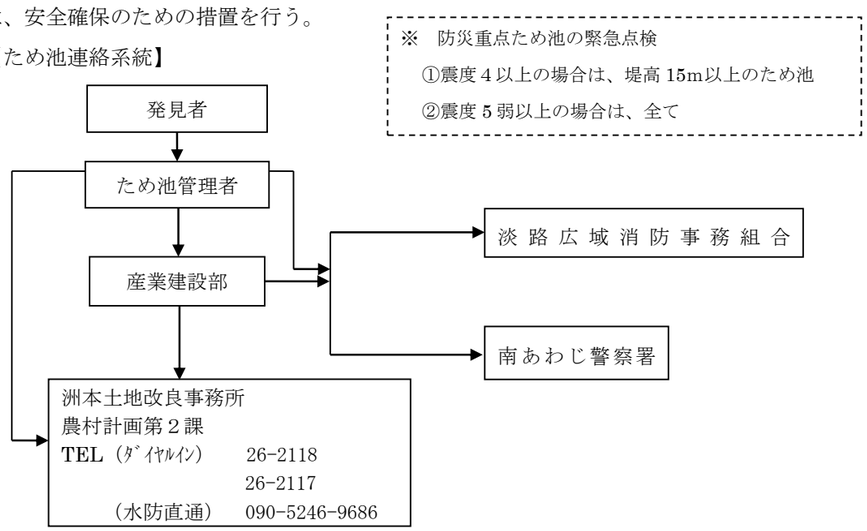

新

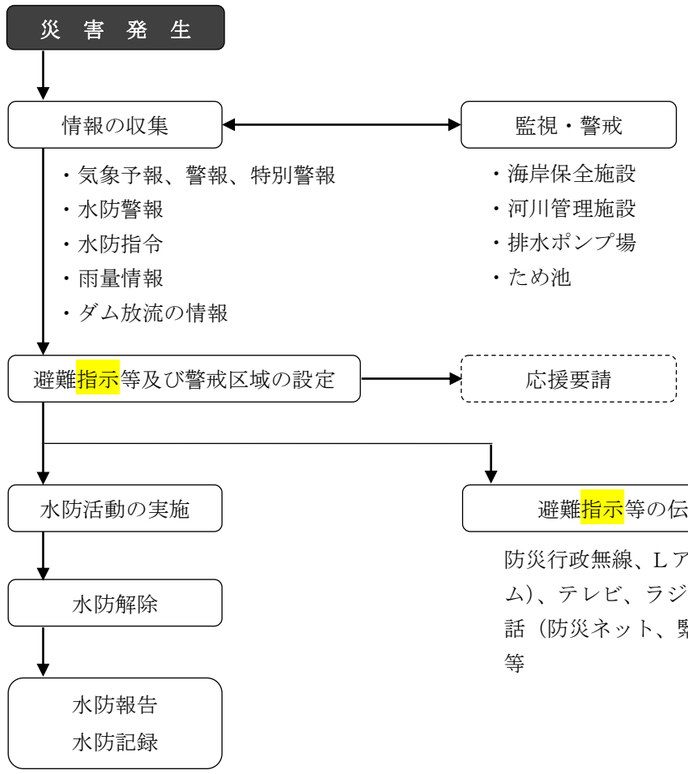

第２～第５　（略）

第６　ため池の監視

ため池管理者及びため池水利代表者は、パトロール等を行い、必要があると認める場合は、安全確保のための措置を行う。

【ため池連絡系統】

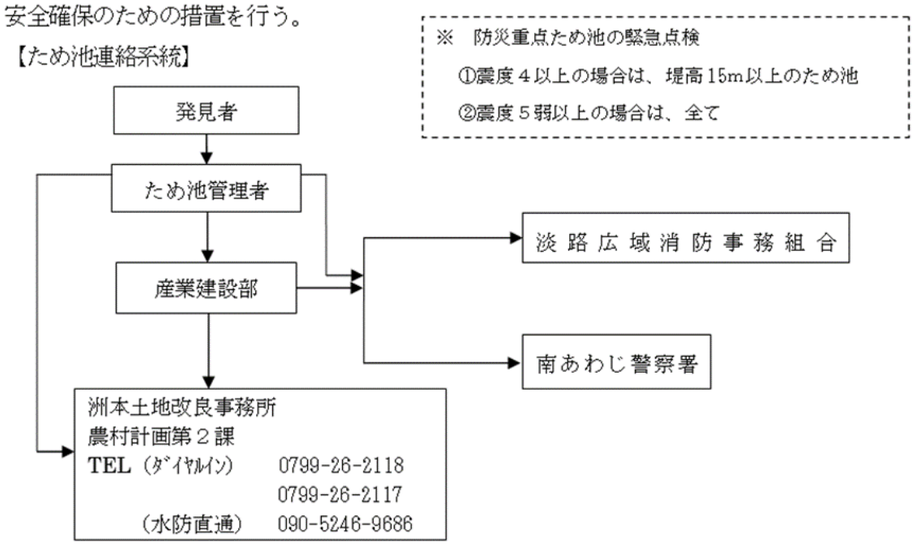

旧

第７　ダムの管理

①　県管理ダム

・　諭鶴羽ダム、牛内ダム、大日ダム、北富士ダム、成相ダム

県管理ダム → 県河川整備課
県管理ダム → 洲本土木事務所
県管理ダム → 危機管理部
産業建設部
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署
大日川土地改良区

洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理所　TEL　52－2929　FAX　52－2930

・　本庄川ダム（洲本土地改良事務所）

洲本土地改良事務所 → 危機管理部
産業建設部
洲本土木事務所
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署
南淡南部土地改良区

②　県管理ダム以外

鮎屋川ダム（鮎屋川土地改良区）
柿ノ木谷ダム（二次災害防止班）
上田池（上田池土地改良区）
→ 危機管理部
産業建設部
洲本土木事務所
洲本土地改良事務所
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署

第８（略）

第９　水防指令

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときは、水防態勢に入り、水防本部長（知事）は、県関係機関に対し、非常配備態勢につくよう指令する。

（略）

第 10　避難指示及び警戒区域の設定

1　避難の指示

水防管理者（市長）は、洪水、高潮又は津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

新

第７　ダムの管理

①　県管理ダム

・　諭鶴羽ダム、牛内ダム、大日ダム、北富士ダム、成相ダム

県管理ダム → 県水防本部
県管理ダム → 洲本土木事務所
県管理ダム → 危機管理部
産業建設部
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署
大日川土地改良区

洲本土木事務所 三原川水系ダム統合管理所　TEL　0799-52－2929　FAX　0799-52－2930

・　本庄川ダム（洲本土地改良事務所）

洲本土地改良事務所 → 危機管理部
産業建設部
洲本土木事務所
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署
南淡南部土地改良区

②　県管理ダム以外

鮎屋川ダム（鮎屋川土地改良区）
柿ノ木谷ダム（二次災害防止班）
上田池（上田池土地改良区）
→ 危機管理部
産業建設部
洲本土木事務所
洲本土地改良事務所
淡路広域消防事務組合
南あわじ警察署

第８（略）

第９　水防指令

神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるときは、水防態勢に入り、水防本部長（知事）は、県関係機関に対し、非常配備態勢につくよう指令する。

（略）

第 10　避難指示及び警戒区域の設定

1　避難の指示

水防管理者（市長）は、洪水、高潮又は津波等により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>この場合、県及び南あわじ警察署へ通知する。
また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
２　（略）
第 11～第 12　（略）</td><td>この場合、県及び南あわじ警察署へ通知する。
また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域や屋内での安全確保措置の区域を示して指示をするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。
２　（略）
第 11～第 12　（略）</td></tr>
<tr><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第２節　消火活動の実施
第１　（略）
第２　消防計画
１～２　（略）
３　消防団の育成等
(1)　（略）
(2) 出動計画
火災通報が淡路広域消防事務組合に入ったときは、市から消防団に対し出動要請を行い、補完的に淡路広域消防事務組合順次指令システムにより消防団の出動を要請する。また、市は、防災ネット、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、ＣＡＴＶ（映像）等で災害情報を発信し、消防団員への周知を行う。
（略）</td><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第２節　消火活動の実施
第１　（略）
第２　消防計画
１～２　（略）
３　消防団の育成等
(1)　（略）
(2) 出動計画
火災通報が淡路広域消防事務組合に入ったときは、市から消防団に対し出動要請を行い、補完的に淡路広域消防事務組合順次指令システムにより消防団の出動を要請する。また、市は、防災ネット、携帯メール、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機、CATV（映像）等で災害情報を発信し、消防団員への周知を行う。
（略）</td></tr>
<tr><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第３節　人命救出活動の実施
第１～第２　（略）
第３　市の人命救出活動
(1)　（略）
(2) 本部長は、消防職員、消防団員、市職員及び応援職員の動員並びに自主防災組織、民間団体、ボランティア組織等へ協力依頼を行い、傷病者及び災害時要援護者を救出する。
（略）</td><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第３節　人命救出活動の実施
第１～第２　（略）
第３　市の人命救出活動
(1)　（略）
(2) 本部長は、消防職員、消防団員、市職員及び応援職員の動員並びに自主防災組織、民間団体、ボランティア組織等へ協力依頼を行い、傷病者及び要配慮者を救出する。
（略）</td></tr>
<tr><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第４節　医療・助産対策の実施
第１　（略）
第２　災害救急医療の確保
１　救護所の設置　（略）
(1)　（略）
<table>
<tr><th>施　設　名</th><th>所　在　地</th><th>電　　話</th></tr>
<tr><td>南あわじ市休日応急診療所</td><td>賀集1065番地7</td><td>53-1536</td></tr>
<tr><td>南あわじ市保健センター</td><td>広田広田1061番地1</td><td>44-3009</td></tr>
<tr><td>阿那賀診療所</td><td>阿那賀1279番地１</td><td>39-0668</td></tr>
<tr><td>伊加利診療所</td><td>伊加利1184番地１</td><td>39-0886</td></tr>
<tr><td>灘診療所</td><td>灘土生302番地</td><td>56-0655</td></tr>
<tr><td>沼島診療所</td><td>沼島2368番地１</td><td>57-0030</td></tr>
</table>
(2)　（略）</td><td>第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第４節　医療・助産対策の実施
第１　（略）
第２　災害救急医療の確保
１　救護所の設置　（略）
(1)　（略）
<table>
<tr><th>施　設　名</th><th>所　在　地</th><th>電　　話</th></tr>
<tr><td>南あわじ市休日応急診療所</td><td>賀集1065番地7</td><td>53-1536</td></tr>
<tr><td>南あわじ市保健センター</td><td>広田広田1061番地1</td><td>44-3009</td></tr>
<tr><td>阿那賀診療所</td><td>阿那賀1348番地</td><td>39-0668</td></tr>
<tr><td>伊加利診療所</td><td>伊加利1184番地１</td><td>39-0886</td></tr>
<tr><td>灘診療所</td><td>灘土生302番地</td><td>56-0655</td></tr>
<tr><td>沼島診療所</td><td>沼島2368番地１</td><td>57-0030</td></tr>
</table>
(2)　（略）</td></tr>
</table>

旧

２　「救護班」の編成・派遣

(1)～(2)　（略）

(3) 市は、必要と認める場合は、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づき、関係機関に対して、次の要請を行う。

①　災害拠点病院（兵庫ＤＭＡＴ指定病院を含む。）をはじめ、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、日本医師会の組織する災害医療チームＪＭＡＴ、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請

②～⑥　（略）

⑦　兵庫県医師会、兵庫県民間病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

３　災害救急医療の確保

「救護班」の派遣調整等をはじめ災害救急医療の確保については、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づく。

また、県は、災害時保健医療に関し、専門的な研修を受講した職員の中から「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ（Disaster Health Emergency Assistance Team））を編成し、被害都道府県の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援する。

（略）

４　「救護班」の活動

「救護班」は、災害対策本部長の指示により現地救護にあたる。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

南あわじ市休日応急診療所を拠点とし救護所を巡回する。また、必要に応じて、要請があれば、当該救護所に出動する。

第３～第５　（略）

第６　医薬品の調達・供給

１　品目

区　分	期　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液（点滴）、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

２～３　（略）

新

２　「救護班」の編成・派遣

(1)～(2)　（略）

(3) 市は、必要と認める場合は、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づき、関係機関に対して、次の要請を行う。

①　災害拠点病院（兵庫DMAT指定病院を含む。）をはじめ、日本赤十字社兵庫県支部及び赤十字病院、日本医師会の組織する災害医療チームJMAT、県立病院、国立病院等（独立行政法人国立病院機構病院、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請

②～⑥　（略）

⑦　（一社）兵庫県医師会、（一社）兵庫県民間病院協会、（一社）兵庫県歯科医師会、（公社）兵庫県看護協会、（一社）兵庫県理学療法士会及び（一社）兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請

３　災害救急医療の確保

「救護班」の派遣調整等をはじめ災害救急医療の確保については、『淡路圏域地域災害救急医療マニュアル』に基づく。

また、県は、災害時保健医療に関し、専門的な研修を受講した職員の中から「兵庫県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT（Disaster Health Emergency Assistance Team））を編成し、被害都道府県の本庁及び保健所に設置される健康危機管理組織の長による指揮調整機能、急性期から慢性期までの「医療提供体制の再構築及び避難所等における保健予防活動と生活環境衛生の確保」に係る情報収集、分析評価、連絡調整等のマネジメント業務などを補佐することにより、被災地の保健医療活動を支援する。

（略）

４　「救護班」の活動

「救護班」は、災害対策本部長の指示により現地救護にあたる。

発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

南あわじ市休日応急診療所を拠点とし救護所を巡回する。また、必要に応じて、要請があれば、当該救護所に出動する。

第３～第５　（略）

第６　医薬品の調達・供給

１　品目

区　分	期　間	主　な　医　薬　品
緊急処置用	発災後３日間	輸液（点滴）、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	３日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安薬等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※特に、発災後３日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

２～３　（略）

旧

第７　災害救助法の実施基準

１　（略）

２　助産

項　　目	基　　準　　等
対　　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	１　「救護班」等による場合、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期　　間	分べんした日から７日以内
備　　考	妊婦等の移送費は別途計上

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第５節　交通・輸送対策の実施

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗り入れによる交通麻痺等が生じるおそれのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送道路を確保する。

第１　交通・輸送対策の流れ

新

第７　災害救助法の実施基準

１　（略）

２　助産

項　　目	基　　準　　等
対　　象	災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	１　「救護班」等による場合、使用した衛生材料等の実費 ２　助産婦による場合、当該地域における慣行料金の100分の80以内の額
期　　間	分娩した日から７日以内
備　　考	妊婦等の移送費は別途計上

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第５節　交通・輸送対策の実施

災害により、道路その他交通施設に被害が発生し、又は一般車両の乗入れによる交通麻痺等が生じるおそれのある場合、交通の安全と施設保全を図り、被害地域のための緊急輸送道路を確保する。

第１　交通・輸送対策の流れ

旧	新

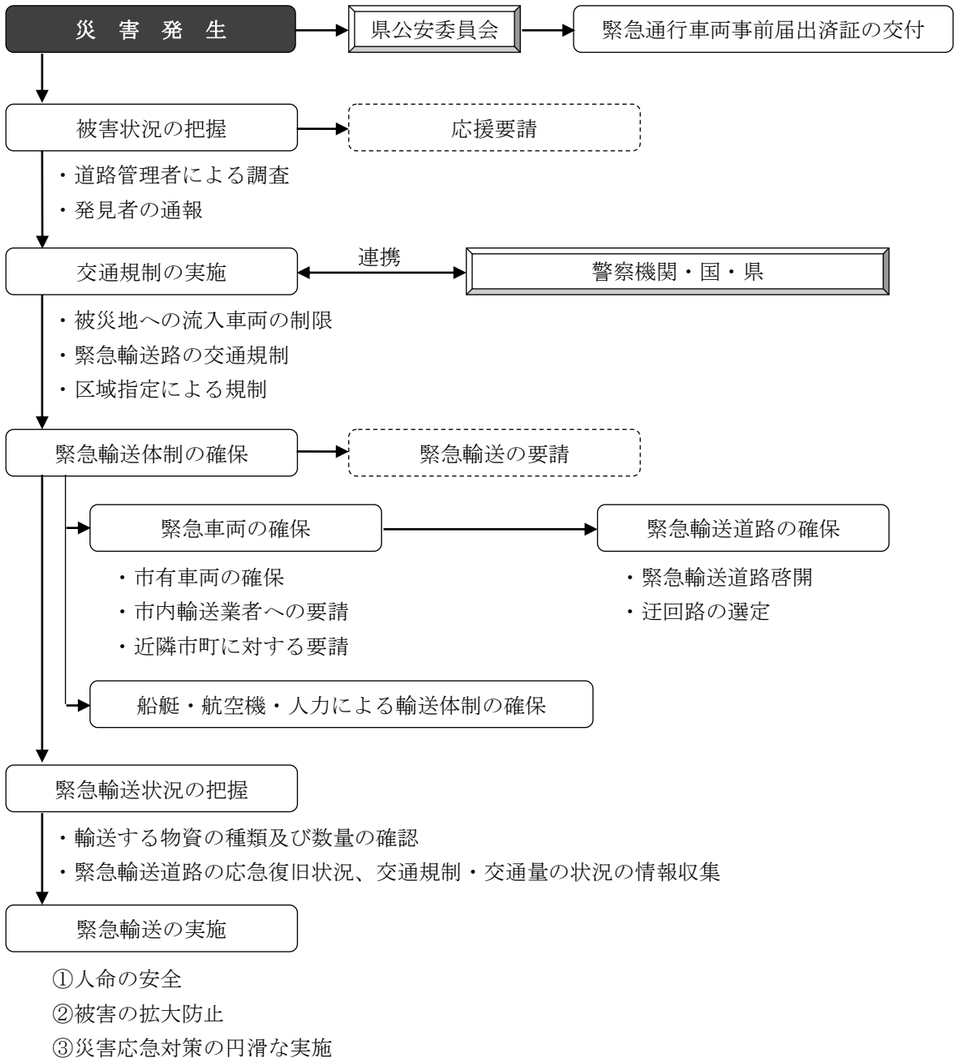

第２　交通確保対策の実施

１　交通規制の実施

南あわじ警察署、道路管理者及びその他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害が発生した場合において、市長は、市道の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

また、道路管理者と南あわじ警察署長は、密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間を

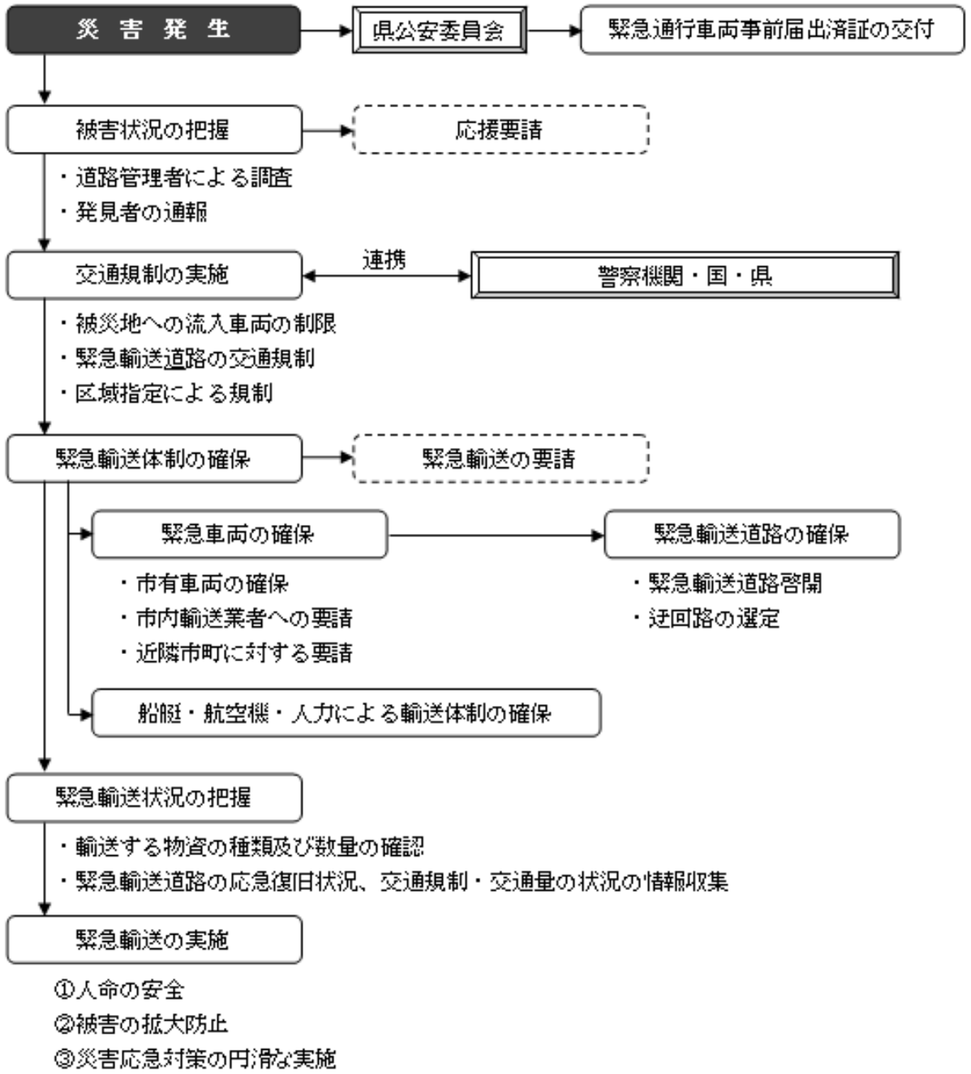

第２　交通確保対策の実施

１　交通規制の実施

南あわじ警察署、道路管理者及びその他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じて、交通の安全確保のため交通規制を実施し、災害応急対策に必要な人員、物資及び資機材の輸送確保と交通の混乱防止を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害が発生した場合において、市長は、市道の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限を行う。

また、道路管理者と南あわじ警察署長は、密接な連携をとり、次表の区分により、区域又は区間

旧

定めて、道路の通行を禁止し、又は制限を行う等適切な処置をとる。

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理	国土交通大臣 県　知　事 市　　長	1　道路の破損、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項

(2)～(5)　(略)

(6) 本州四国連絡高速道路株式会社が管理する有料道路の通行制限及び通行禁止の実施基準

本州四国連絡高速道路株式会社は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止の措置をとる。

【通行制限・通行禁止基準値】

事象	50km規制 ※1	通行止め
地震	計測震度4.0以上4.9以下 （震度４ ※２～震度５弱）	計測震度5.0以上（震度５強以上）

※１　淡路島南ＩＣ～鳴門北ＩＣ（大鳴門橋）間は、40ｋｍ規制

※２　震度４のうち計測震度3.5以上4.0未満は除く。

第３　緊急輸送計画

（略）

【県指定緊急輸送道路一覧】

（略）

路　線　名	指定区間 / 延長	市内区間延長	管　理　者
一般市道　福良潮美台線	南あわじ市福良甲 644～南あわじ市北阿万筒井 1464-294 / 1.7km	1.7km	南あわじ市

（以下略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第６節　避難対策の実施

災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの避難に関わる避難勧告・指示及び避難所への誘導は、県、市、警察及びその他の関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

新

を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限を行う等適切な処置をとる。

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理	国土交通大臣 県　知　事 市　　長	1　道路の破損、欠壊その他の事由により危険であると認められる場合 2　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第１項

(2)～(5)　(略)

(6) 本州四国連絡高速道路㈱が管理する有料道路の通行制限及び通行禁止の実施基準

本州四国連絡高速道路㈱は、あらかじめ県警察本部と協議の上、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、次に定める基準に該当する場合は、通行制限又は通行禁止の措置をとる。

【通行制限・通行禁止基準値】

事象	50km規制 ※1	通行止め
地震	計測震度4.0以上4.9以下 （震度４ ※２～震度５弱）	計測震度5.0以上（震度５強以上）

※１　淡路島南IC～鳴門北IC（大鳴門橋）間は、40km規制

※２　震度４のうち計測震度3.5以上4.0未満は除く。

第３　緊急輸送計画

（略）

【県指定緊急輸送道路一覧】

（略）

路　線　名	指定区間 / 延長	市内区間延長	管　理　者
一般市道　福良潮美台線	南あわじ市福良甲 644-1～南あわじ市北阿万筒井 1464-294 / 1.7km	1.7km	南あわじ市

（以下略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第６節　避難対策の実施

災害から住民の生命、身体を保護するため、危険地域からの避難に関わる避難指示及び避難所への誘導は、県、市、警察及びその他の関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

旧	新

旧

1　避難対策の流れ

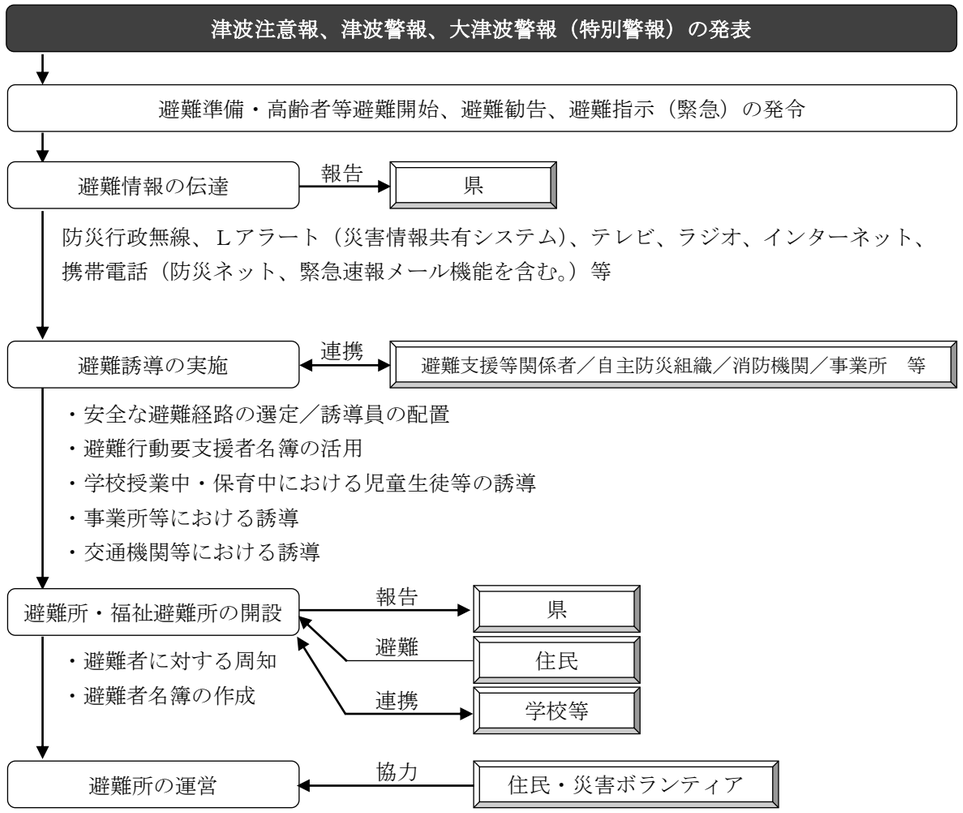

新

1　避難対策の流れ

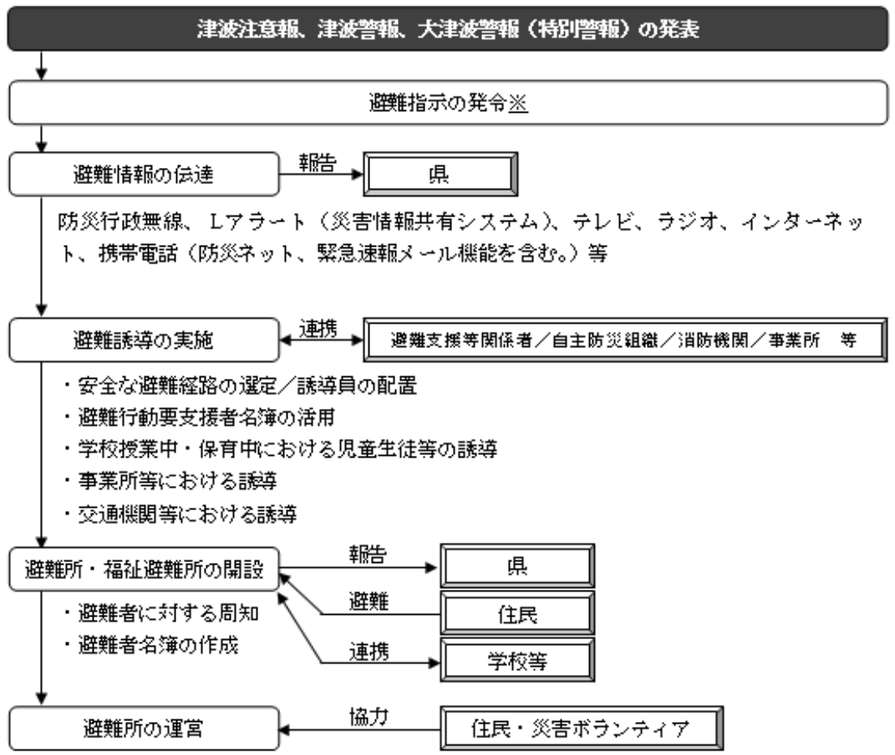

※「遠地地震に関する情報」後、津波警報が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、市はその内容により必要に応じて、避難情報の発令を検討する。

旧

第２　避難指示等の種類と実施者

１　避難指示等の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 発令においては、対象地区を掲げる。

２　避難勧告等の実施者

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
避難準備・高齢者等避難開始	市長	避難準備・高齢者等避難開始発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第 60 条第１項）	知事に報告
	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法第 50 条第５項）	告示を要する。
避難指示（緊急）	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第 60 条第１項）	知事に報告
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認め	市長に通知

新

第２　避難指示等の種類と実施者

１　避難指示等の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・災害のおそれあり （「遠地地震に関する情報」後、津波警報が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討）	・危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がい者等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控える等、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
〔削除〕		
避難指示	・災害のおそれが高い状況	・危険な場所から全員避難

※ 発令においては、対象地区を掲げる。

２　避難指示等の実施者

区分	実施者	発令基準及び根拠法令	報告・通知
高齢者等避難	市長	高齢者等避難発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
〔削除〕			
避難指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（災害対策基本法第 60 条第１項）	知事に報告
	警察官	市長が避難のための立ち退きを指示できないと認め	市長に通知

旧

		られるとき、又は市長から要請があったとき。（災害対策基本法第 61 条）	
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第 94 条）	市長に通知
	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法第 60 条第 5 項）	告示を要する。
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第 25 条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知

第３　避難指示等の判断基準等

１　（略）

２　避難指示等の判断基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には避難指示（緊急）のみ発令する。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

これを考慮したうえで、次のような発令基準を定める。

発令種別	津波情報、地震の状況（発令のトリガー）	発令時期	対象
避難指示（緊急）	大津波警報	自動	避難対象地域
	津波警報		
	強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市町長が避難の必要性を認めるとき	可能な限り速やかに	
	津波注意報	自動 ※	海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者

※ なお、地球の裏側から１日をかけて日本に押し寄せるチリ津波などの遠地津波の場合は、発表された津波注警報の区分に応じ、津波到達予想時刻が発表された場合にはそれも参考にして、避難指示等の発令時期を考慮する。

３　（略）

４　避難指示等の解除

状況を勘案し解除決定を行い、避難所住民に対し避難指示等の伝達方法に準じて行う。

第４　避難勧告等の住民への伝達

１　伝達時の留意点

(1)　（略）

新

		られるとき、又は市長から要請があったとき。（災害対策基本法第 61 条）	
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。（自衛隊法第 94 条）	市長に通知
	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。（災害対策基本法第 60 条第 5 項）	告示を要する。
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。（地すべり等防止法第 25 条）	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	津波の氾濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立退きの必要があるとき。（水防法第 29 条）	警察署長に通知

第３　避難指示等の判断基準等

１　（略）

２　避難指示等の判断基準

どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみ発令する。

また、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

これを考慮したうえで、次のような発令基準を定める。

発令種別	津波情報、地震の状況（発令のトリガー）	発令時期	対象
避難指示	大津波警報	自動	避難対象地域
	津波警報		
	強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市町長が避難の必要性を認めるとき	可能な限り速やかに	
	津波注意報	自動 ※	海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者

※ なお、地球の裏側から１日をかけて日本に押し寄せるチリ津波などの遠地津波の場合は、発表された津波注警報の区分に応じ、津波到達予想時刻が発表された場合にはそれも参考にして、避難指示等の発令時期を考慮する。

３　（略）

４　避難指示等の解除

状況を勘案し解除決定を行い、避難所避難者に対し避難指示等の伝達方法に準じて行う。

第４　避難指示等の住民への伝達

１　伝達時の留意点

(1)　（略）

(2) 要配慮者への伝達に際しては個別避難計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段

旧	新
(2) 災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。 (3) 避難勧告等の伝達にあたっては、避難勧告等実施要領に基づき、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努める。 (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市はＣＡＴＶ等の活用も図る。 ２　（略） **第５　避難誘導の実施** **１　避難の誘導** (1) 避難誘導 ①　市は、あらかじめ名簿や個別避難支援計画等により災害時要援護者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 ②～⑤　（略） 2) 自治会及び自主防災組織の協力体制 自治会や自主防災組織は避難について、次の事項に協力する。 ①～③　（略） ④　災害時要援護者（避難行動要支援者）の避難誘導・支援及び安否確認 **(3)　（略）** (4) 保育所等の保育中における園児の保護者への引渡し・避難体制 施設長等の判断により実施する。施設長等の協力要請のあるときは、災害時要援護者の避難誘導・支援体制を災害対策本部長指令のもとに取る。 **（以下略）** **第６　避難所の開設と運営** **１　（略）** **２　避難所の開設・収容** **(1)　（略）** (2) 避難収容の対象者 ①　（略） ②　避難勧告・指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者 **③　（略）** **(3)～(5)　（略）** **３　避難所の運営** (1) 避難所運営の方針 避難所の運営は、避難所担当職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、教職員、自治会、自主防災組織、消防団及びボランティアの協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、災害時要援護者に十分配慮するとともに、女性の参画を推進する。なお、避難者のおかれている厳しい状況に対して、十分理解した対応を行うこととし、原則として、避難者の自主的な運営を目指す。 **(2)～(8)　（略）** (9) ボランティアの受け入れ **①～③　（略）**	を準備するなど、十分な配慮を行う。 (3) 避難指示等の伝達にあたっては、避難指示等実施要領に基づき、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努める。 (4)高齢者等避難、避難指示を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、市はCATV等の活用も図る。 ２　（略） **第５　避難誘導の実施** **１　避難の誘導** (1) 避難誘導 ①　市は、あらかじめ名簿や個別避難計画等により要配慮者（避難行動要支援者）の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 ②～⑤　（略） (2) 自治会及び自主防災組織の協力体制 自治会や自主防災組織は避難について、次の事項に協力する。 ①～③　（略） ④　要配慮者（避難行動要支援者）の避難誘導・支援及び安否確認 **(3)　（略）** (4) 保育所等の保育中における園児の保護者への引渡し・避難体制 施設長等の判断により実施する。施設長等の協力要請のあるときは、要配慮者の避難誘導・支援体制を災害対策本部長指令のもとに取る。 **（以下略）** **第６　避難所の開設と運営** **１　（略）** **２　避難所の開設・収容** **(1)　（略）** (2) 避難収容の対象者 ①　（略） ②　避難指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者 **③　（略）** **(3)～(5)　（略）** **３　避難所の運営** (1) 避難所運営の方針 避難所の運営は、避難所担当職員、施設管理者の管理指導のもとに行うが、教職員、自治会、自主防災組織、消防団及び専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者の協力を得て、円滑な運営が図れるように努め、要配慮者に十分配慮するとともに、女性の参画を推進する。なお、避難者のおかれている厳しい状況に対して、十分理解した対応を行うこととし、原則として、避難者の自主的な運営を目指す。 **(2)～(8)　（略）** (9) ボランティアの受入れ **①～③　（略）**

旧	新
④　安定期においては、災害時要援護者に対する支援活動をその中心とする。 (10) 災害時要援護者や女性、子育て家庭等への配慮 ①　災害時要援護者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。 ②～④　（略） (11)～(13)　（略） ４　（略） **５　災害時の市内宿泊施設の有効活用** 災害時における避難者受入業務に関する協定に基づき、長期の避難生活が予想される場合、災害時要援護者は市が指定している拠点避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や市内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。 ※ 資料編　「３－２　災害時応援協定等一覧」 **６　広域一時滞在** (1) 県内における広域一時滞在 ①　広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受け入れについて協議することができる。 市は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。 ②　広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県内他市町から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (2) 県外における広域一時滞在 ①　広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。 ②　広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県から他の都道府県内被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (3) 被災住民に対する情報提供と支援	④　安定期においては、要配慮者に対する支援活動をその中心とする。 (10) 要配慮者や女性、子育て家庭等への配慮 ①　要配慮者に対しては、特に、部屋割りの段階において家族の希望を聞き、可能な限り要望に沿うよう努めるなど、十分に配慮するとともに、必要に応じて、福祉避難所を開設する。長期の避難生活が予想される場合は、被災現場から離れた適切な医療施設等に移送することについても検討する。 ②～④　（略） (11)～(13)　（略） ４　（略） **５　災害時の市内宿泊施設の有効活用** 災害時における避難者受入業務に関する協定に基づき、長期の避難生活が予想される場合、要配慮者は市が指定している拠点避難所及び広域避難所での避難生活を送ることは困難であるため、社会福祉施設や市内の協定宿泊施設を有効活用し、応急仮設住宅の完成、あるいは住宅の再建・補修の完了まで宿泊できるように優先的に配慮する。 ※ 資料編　「３－２　災害時応援協定等一覧」 **６　広域避難及び広域一時滞在** (1) 県内における広域避難及び広域一時滞在 ①　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難及び広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告のうえ、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。 市は、県に対し、広域避難及び広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域避難及び広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。 ②　広域避難及び広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (2) 県外における広域避難及び広域一時滞在 ①　広域避難及び広域一時滞在を行う必要がある場合 市は、県と協議のうえ、他の都道府県域における広域避難及び広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。 ②　広域避難及び広域一時滞在の協議を受けた場合 市は、県から他の都道府県内被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。 (3) 被災住民に対する情報提供と支援

旧	新
被災市町村は、広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。	被災市町村は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。 広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第７節　住宅対策計画 第１　住宅対策の流れ 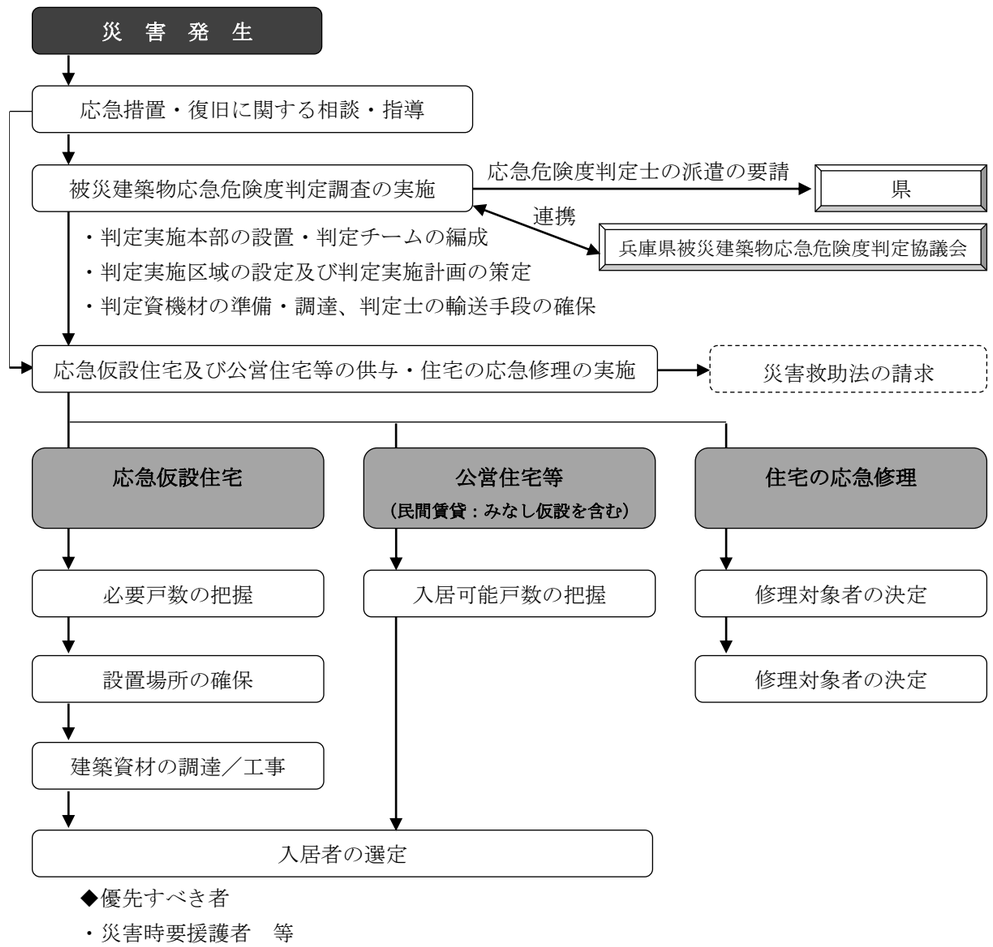 	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第７節　住宅対策計画 第１　住宅対策の流れ 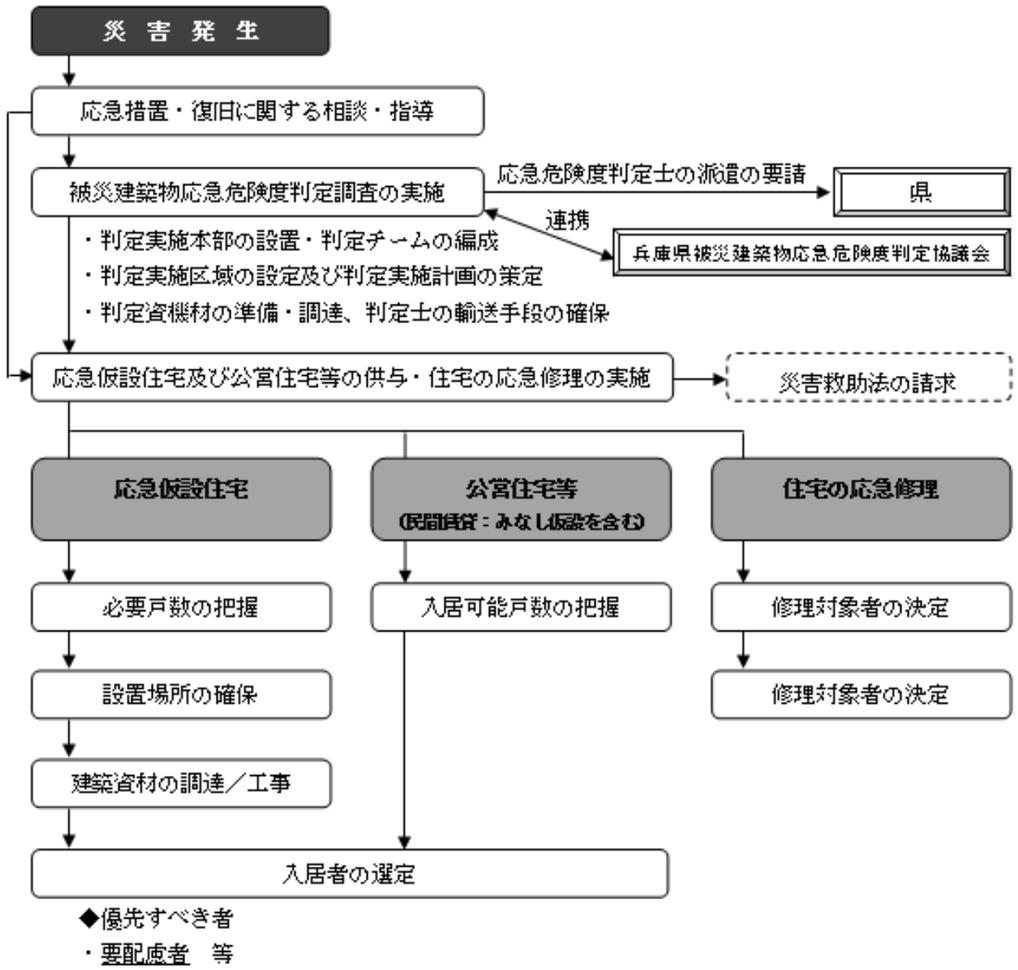

旧

第２　被災建築物応急危険度判定調査

（略）

１　調査の実施

(1) 市は、応急危険度判定を実施する場合、判定実施本部を設置し、判定実施区域の設定及び判定実施計画の策定を行い、県に対して、応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 判定コーディネーターを配置し、判定資機材の準備・調達、判定士の輸送手段の確保を行うとともに、判定チーム編成を行い、調査を実施する。

(3) 淡路地域被災建築物応急危険度判定協議会を通じ、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図ることにより、迅速な建築物応急危険度判定の実施を行う。

２　判定

被災建築物応急危険度判定は、次の３段階とし、建物の玄関付近に判定標識を掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

判　　定	
危　険	この建物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建物の被害程度は少ないです。

３　（略）

第３　（略）

第４　公営住宅及び応急仮設住宅の供与

１　（略）

２　応急仮設住宅設置戸数の設定及び供与要請

(1)～(2)　（略）

(3) 県は、救助実施市を除く市町から供給あっせんの要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応する。

３～４　（略）

５　入居者の選考

(1)　（略）

(2) 供与対象者

①～③　（略）

※　自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定すること

※　入居者選定の際には、災害時要援護者に十分配慮するとともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設に努めること

６　応急仮設住宅の管理・運営

被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や独居高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

７　（略）

新

第２　被災建築物応急危険度判定調査

（略）

１　調査の実施

(1) 市は、応急危険度判定を実施する場合、判定実施本部を設置し、判定実施区域の設定及び判定実施計画の策定を行い、県に対して、応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 判定コーディネーターを配置し、判定資機材の準備・調達、判定士の輸送手段の確保を行うとともに、判定チーム編成を行い、調査を実施する。

(3) 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図ることにより、迅速な建築物応急危険度判定の実施を行う。

２　判定

被災建築物応急危険度判定は、次の３段階とし、建物の玄関付近に判定標識を掲示するとともに、関係者へ安全指導を行う。

判　　定		色
危　険	この建物に立ち入ることは危険です。	赤
要注意	この建物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。	黄
調査済	この建物の被害程度は少ないです。	緑

３　（略）

第３　（略）

第４　公営住宅及び応急仮設住宅の供与

１　（略）

２　応急仮設住宅設置戸数の設定及び供与要請

(1)～(2)　（略）

(3) 県は、救助実施市を除く市町から供給あっ旋の要請があったとき、又は自ら必要があると認める場合に対応する。

３～４　（略）

５　入居者の選考

(1)　（略）

(2) 供与対象者

①～③　（略）

※　自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定すること

※　入居者選定の際には、要配慮者に十分配慮するとともに、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設に努めること

６　応急仮設住宅の管理・運営

被災者の応急仮設住宅への入居後、応急仮設住宅内のコミュニティの形成や一人暮らし高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅の管理・運営を行う。

７　（略）

第５　賃貸住宅の借上げ　（略）

第６　被災した住宅の応急修理

旧

第５　賃貸住宅の借り上げ　（略）

第６　住宅の応急修理

(1) 市は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2)～(3)　（略）

第７～第８　（略）

第９　災害救助法の実施基準

１　応急仮設住宅の供与

災害救助法による「収容施設（応急仮設住宅）の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	１　規格１戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （借上型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 ２　限度額１戸当たり （建設型応急住宅） 5,714,000円以内 （賃貸型応急住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。
期　間	（建設型応急住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与
備　考	１　災害時要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ２　供与期間 最高２年以内

２　住宅の応急修理

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	１　住家が半（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり

新

(1) 市は、住宅が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（中規模半壊、半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施することとする。

(2)～(3)　（略）

第７～第８　（略）

第９　災害救助法の実施基準

１　応急仮設住宅の供与

災害救助法による「収容施設（応急仮設住宅）の供与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者
費用の限度額	１　規格１戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 （借上型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 ２　限度額１戸当たり （建設型応急住宅） 6,285,000円以内 （賃貸型応急住宅） 地域の実情に応じた額 ３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置する場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる（規模、費用は別に定めるところによる。）。
期　間	（建設型応急住宅） 災害発生の日から20日以内着工 （賃貸型応急住宅） 速やかに供与
備　考	１　要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ２　供与期間 最高２年以内

２　住宅の応急修理

災害救助法による「災害にかかった住宅の応急修理」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	１　住家が半（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力をもってしては応急修理ができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
費用の限度額	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり

旧

	イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　595,000円以内 ロ　半壊（焼）に準ずる程度の損壊をうけた世帯　300,000円以内
期　　間	災害発生の日から１ヶ月以内
備　　考	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合　10%以上20%未満とする。

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第８節　食料の供給
第１　食料の供給の流れ

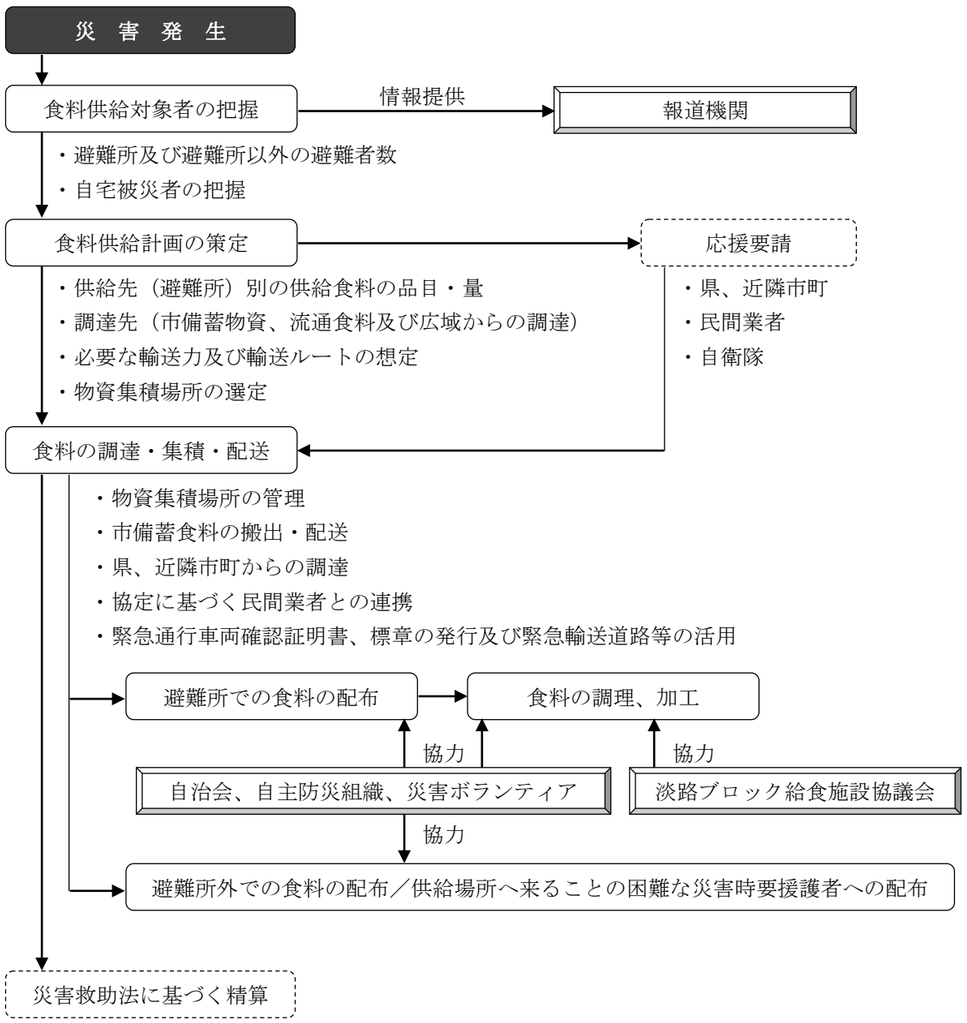

新

	イ　半壊又は半焼の世帯　655,000円以内 ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損壊を受けた世帯　318,000円以内
期　　間	災害発生の日から１ヶ月以内
備　　考	半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合　10%以上20%未満（いわゆる「準半壊」）とする。

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第８節　食料の供給
第１　食料の供給の流れ

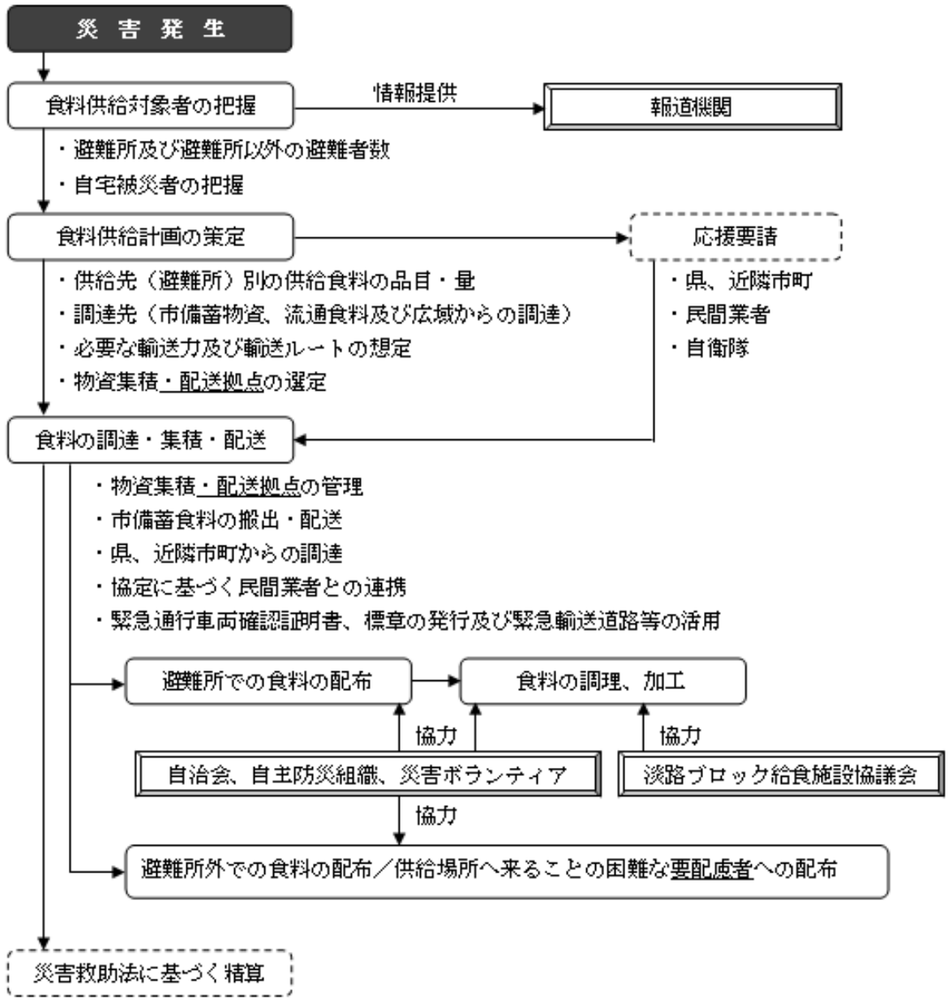

旧	新
第２　食料供給の基本方針 １　（略） ２　対象者 (1) 避難勧告等に基づき避難所に避難している者 (2)～(6)　（略） ３　（略） **第３　食料の調理、加工** (1)～(3)②　（略） ③　育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、ほ乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。 **第４　（略）** **第５　輸送** (1)～(2)　（略） (3) 市は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。 **第６　物資集積・配送拠点** １　物資集積・配送拠点 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 ２　取扱物資 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。 (3)～(6)　（略） **第７　（略）** **第８　災害救助法の実施基準** 災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。 項　目 ／ 基　準　等	**第２　食料供給の基本方針** １　（略） ２　対象者 (1) 避難指示等に基づき避難所に避難している者 (2)～(6)　（略） ３　（略） **第３　食料の調理、加工** (1)～(3)②　（略） ③　育児用調整粉乳を調乳するために必要な清潔なスペース、哺乳瓶等の必要な器具、器具の洗浄・消毒を行うための資材類が整備された、調乳場を設置する。 **第４　（略）** **第５　輸送** (1)～(2)　（略） (3) 市は、物資集積・配送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資集積・配送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。 **第６　物資集積・配送拠点** １　物資集積・配送拠点 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 ２　取扱物資 物資集積・配送拠点では、応急調達物資のほか救援物資を取扱う。 品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。 (1)　（略） (2) 生活用品　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。 (3)～(6)　（略） **第７　（略）** **第８　災害救助法の実施基準** 災害救助法による「炊き出しその他による食品の給与」の実施基準は、次のとおりである。 項　目 ／ 基　準　等

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td>対　　象</td><td>1　避難所に収容された者
2　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人１日当たり 1,160円以内</td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td>災害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１／３日）</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td>対　　象</td><td>1　避難所に収容された者
2　全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者
3　床下浸水等で自宅避難しているが、ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>１人１日当たり1,180円以内</td></tr>
<tr><td>期　　間</td><td>災害発生の日から７日以内</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は１／３日）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第９節　飲料水の供給
第１～２　（略）
第３　応急給水の実施
１　（略）
２　応急給水の実施
(1) ①　（略）
②　応急給水先の優先順位の決定
避難所又は病院・救護所など緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者などの災害時要援護者利用施設に対しては、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。
③～④　（略）
(2)　（略）
(3)　①～⑤　（略）
⑥　その他必要な事項
※　兵庫県企業庁水道課（県水道災害対策本部）　TEL　078－341-7711
(4)　（略）
第４　（略）
</td><td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第９節　飲料水の供給
第１～２　（略）
第３　応急給水の実施
１　（略）
２　応急給水の実施
(1) ①　（略）
②　応急給水先の優先順位の決定
避難所又は病院・救護所など緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者などの要配慮者利用施設に対しては、優先的に給水車を配備するとともに、応急給水栓を近くに設置する。
③～④　（略）
(2)　（略）
(3)　①～⑤　（略）
⑥　その他必要な事項
※　兵庫県企業庁水道課（県水道災害対策本部）　TEL　078-362-3684
(4)　（略）
第４　（略）
</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

旧	新

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 10 節　生活用品等の供給
第１　生活用品供給の流れ

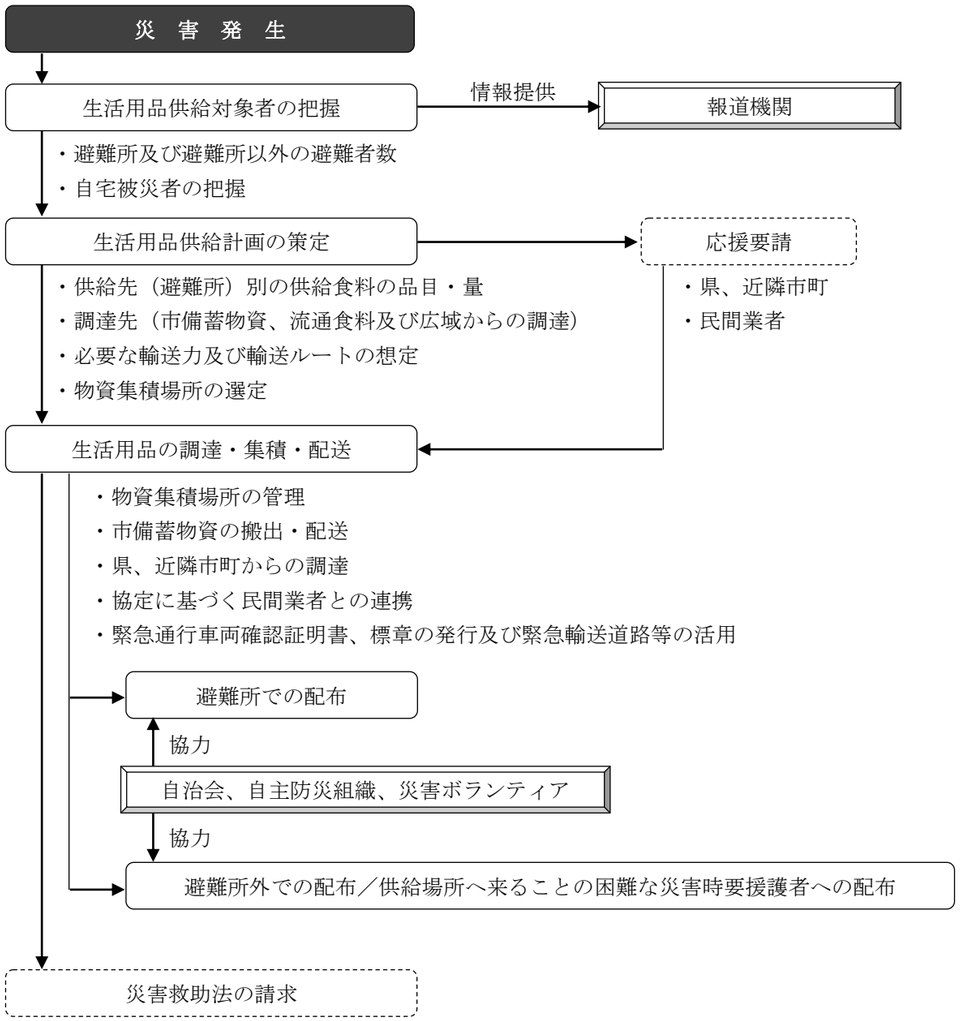

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 10 節　生活用品等の供給
第１　生活用品供給の流れ

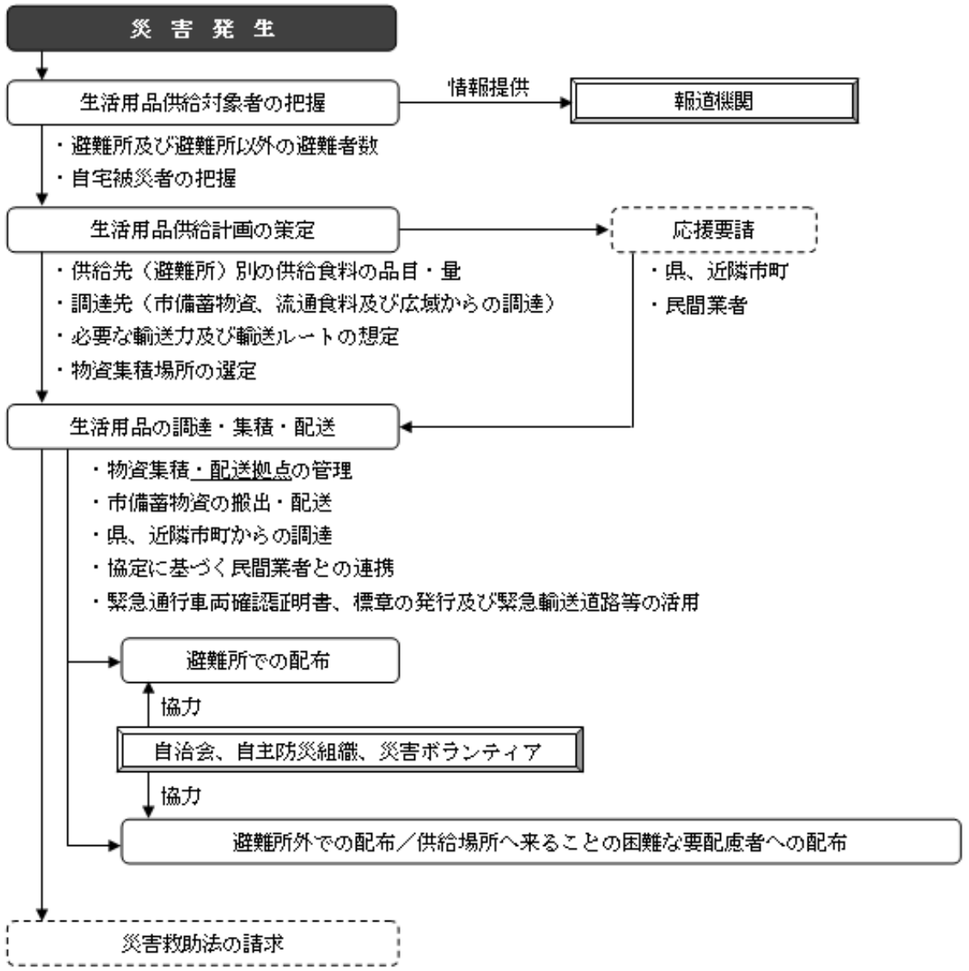

旧	新
第２　生活用品供給の基本方針 １～２　　（略） **３　応急生活用品の内容** ・　寝　　具･････････ 毛布、ふとん等 ・　被　　服･････････ 作業衣、婦人服、子供服、シャツ、くつ下、下着等 ・　身の回り品･････････ タオル、筆記用具、靴等 ・　炊 事 用 品･････････ 鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等 ・　日　用　品･････････ 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等 ・　光 熱 材 料･････････ ライター、ロウソク、燃料等 ・　衛生物資（避難所での感染予防のための物資） 消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみﾍﾞｯﾄﾞ含む）、受付用ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等 ※ 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。 **第３　生活用品の調達** (1)～(2)　（略） (3) 県による燃料の優先供給調整 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっせんするとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。 **第４　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** (1)　（略） (2) 生活用品　　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、ほ乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必要性の	**第２　生活用品供給の基本方針** １～２　　（略） **３　応急生活用品の内容** ・　寝　　具･････････ 毛布、ふとん等 ・　被　　服･････････ 作業衣、婦人服、子供服、シャツ、靴下、下着等 ・　身の回り品･････････ タオル、筆記用具、靴等 ・　炊 事 用 品･････････ 鍋、バケツ、包丁、コンロ、食器類等 ・　日　用　品･････････ 石鹸、ティッシュペーパー、歯ブラシ、生理用品、紙おむつ等 ・　光 熱 材 料･････････ ライター、ロウソク、燃料等 ・　衛生物資（避難所での感染予防のための物資） 消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体石鹸、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 等 ※ 障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。 **第３　生活用品の調達** (1)～(2)　（略） (3) 県による燃料の優先供給調整 県は、市から要請があった場合、又は必要と認める場合、業者との供給協定等により、緊急物資を供給あっ旋するとともに、流通業界や石油業界に、迅速な流通の確保を要請することとする。 **第４　物資集積・配送拠点** **１　物資集積・配送拠点** 淡路ふれあい公園、三原健康広場体育館、文化体育館、阿万スポーツセンター体育館、南淡B&G海洋センター体育館及び浮体式多目的広場（海釣り公園メガフロート）等を物資集積・配送拠点とする。 なお、不足すると考えられる場合は、必要に応じて他の場所を選定する。 **２　取扱物資** (1)　（略） (2) 生活用品　　寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料、毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベなど、必

旧

高い品目には、特に配慮する。

障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。

第５　（略）

第６　災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等							
対　象	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	区 分		１人世帯(円)	２人世帯(円)	３人世帯(円)	４人世帯(円)	５人世帯(円)	６人以上１人を増すごとに加算(円)
	全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
期　間	災害発生の日から10日以内							
備　考	１ 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２ 現物給付に限ること ３ 夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害の日をもって決定。							

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 11 節　健康対策の実施
第１　（略）
第２　巡回健康相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、災害時要援護者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（「救護班」）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(4)～(5)　（略）

第３　巡回栄養相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班は、巡回栄養相談の実施にあたり、洲本健康福祉事務所等と協力して、災害時要援護者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

新

要性の高い品目には、特に配慮する。

障がい者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具など、きめ細やかな対応についても考慮する。

第５　（略）

第６　災害救助法の実施基準

災害救助法による「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等							
対　象	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者							
費用の限度額	区 分		１人世帯(円)	２人世帯(円)	３人世帯(円)	４人世帯(円)	５人世帯(円)	６人以上１人を増すごとに加算(円)
	全壊 全焼 流出	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
		冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600
期　間	災害発生の日から10日以内							
備　考	１ 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ２ 現物給付に限ること ３ 夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害の日をもって決定。							

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 11 節　健康対策の実施
第１　（略）
第２　巡回健康相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班及び県は、巡回健康相談や家庭訪問の実施にあたり、要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握及び県との連携に努め、支援が必要な者については、医療機関（「救護班」）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。

(4)～(5)　（略）

第３　巡回栄養相談の実施

(1)～(2)　（略）

(3) 保健対策班は、巡回栄養相談の実施にあたり、洲本健康福祉事務所等と協力して、要配慮者をはじめ被災者の栄養状態の把握に努める。

旧	新
第４　こころのケア対策 １～２　（略） ３　ＤＰＡＴとの連携 市は、精神科病院単位を基本として、登録されている兵庫県こころのケアチーム「ひょうごＤＰＡＴ」（ＤＰＡＴ：Disaster Psychiatric Assistance Team）との連携を行う。 【災害時における「ひょうごＤＰＡＴ」と「医療救護班」、保健師チームとの連携】 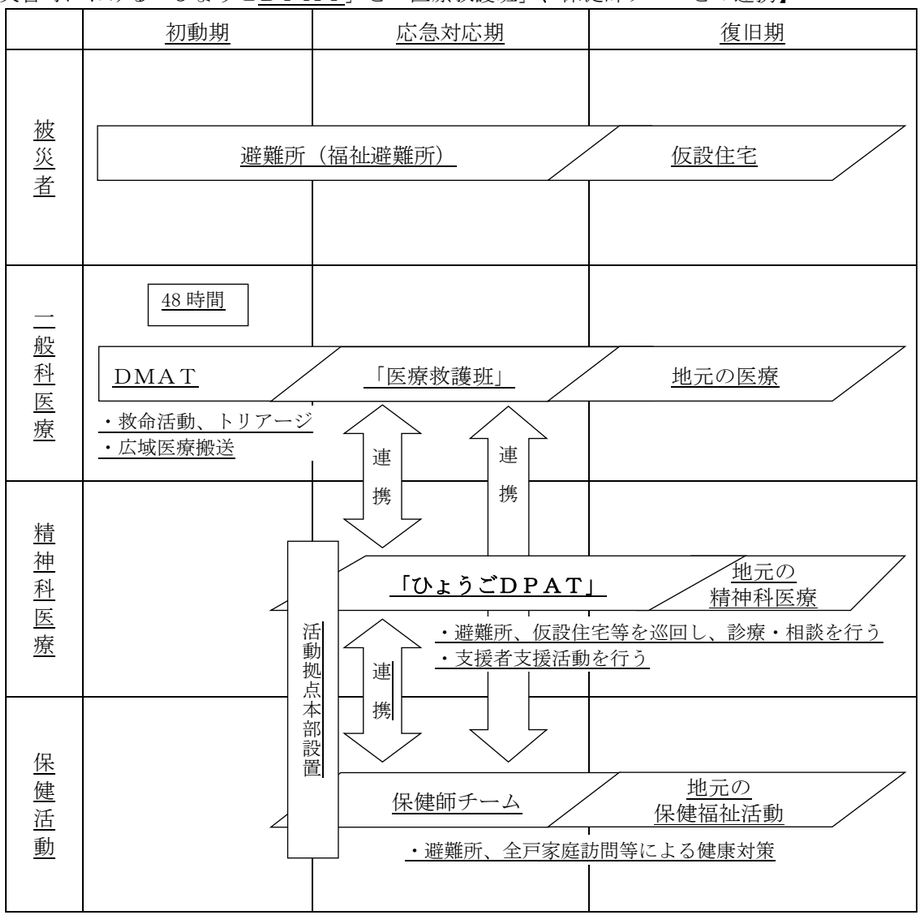 （新規）	第４　こころのケア対策 １～２　（略） ３　DPATとの連携 市は、精神科病院単位を基本として、登録されている兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）との連携を行う。 （削除） 【大規模災害時の保健医療ニーズと活動の経時変化のイメージ】 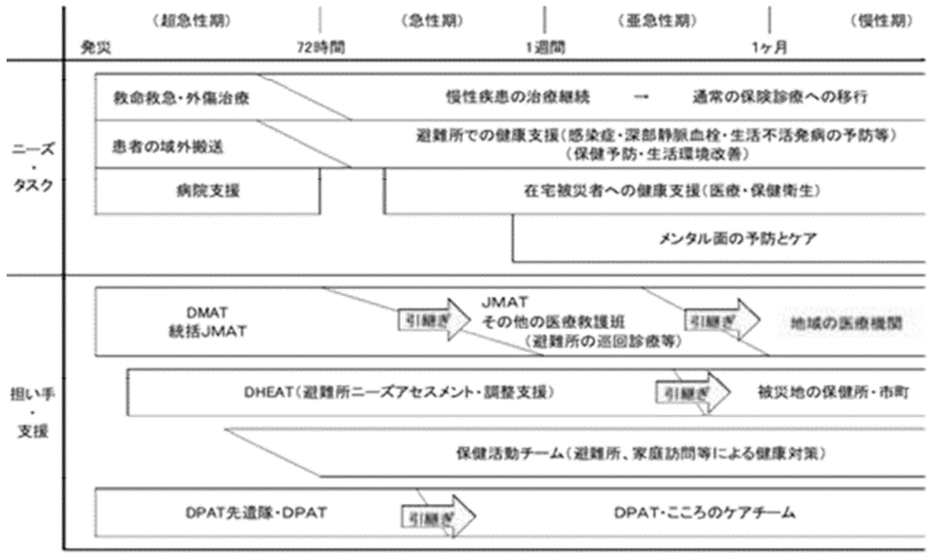

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 12 節　防疫対策の実施
第１　（略）
第２　感染症対策の実施
１　（略）
２　防疫活動
(1)～(4)
(5)　ねずみ族及び昆虫等の駆除
①～②　（略）
③　家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじん芥並びに汚物のたい積地帯に対しては、殺虫及び殺鼠効果のある駆除剤を使用することとする。
（略）
(6)～(7)　（略）
(8) 避難所の防疫指導等
（略）
(9) 報告
救護対策班は、県に被害状況、感染症対策活動状況及び感染症対策所要見込額を報告する。
３　（略）
４　県が実施する防疫活動との協調
市は、被災状況や伝染病の発生状況に応じて、洲本健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置に協力する。
（以下略）
</td>
<td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 12 節　防疫対策の実施
第１　（略）
第２　感染症対策の実施
１　（略）
２　防疫活動
(1)～(4)
(5)　ねずみ族及び昆虫等の駆除
①～②　（略）
③　家屋においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及びじん芥並びに汚物の堆積地帯に対しては、殺虫及び殺鼠効果のある駆除剤を使用することとする。
（略）
(6)～(7)　（略）
(8)　避難所の感染症対策指導等
（略）
(9) 報告
救護対策班は、感染症法に基づく知事等の指により消毒など災害防疫を行った場合、洲本健康福祉事務所を経由して県に被害状況、感染症対策活動状況及び感染症対策所要見込額を報告する。
３　（略）
４　県が実施する防疫活動との協調
市は、被災状況や感染症の発生状況に応じて、洲本健康福祉事務所が実施する被災地における検病調査、健康診断、臨時予防接種、感染症防止対策等の予防措置に協力する。
（以下略）
</td>
</tr>
<tr>
<td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第13節　行方不明者の捜索・遺体の火葬等
第１～第４　（略）
第５　１～２　（略）
３　埋葬
災害救助法による「埋葬」の実施基準は次のとおりである。
<table>
<tr><th>項　目</th><th>基　準　等</th></tr>
<tr><td>対　象</td><td>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>大人（12歳以上）　１体215,200円以内
小人（12歳未満）　１体172,000円以内</td></tr>
<tr><td>期　間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</td></tr>
</table>
※ 資料編　「６－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」
</td>
<td>
第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第13節　行方不明者の捜索・遺体の火葬等
第１～第４　（略）
第５　１～２　（略）
３　埋葬
災害救助法による「埋葬」の実施基準は次のとおりである。
<table>
<tr><th>項　目</th><th>基　準　等</th></tr>
<tr><td>対　象</td><td>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</td></tr>
<tr><td>費用の限度額</td><td>大人（満12歳以上）　１体213,800円以内
小人（満12歳未満）　１体170,900円以内</td></tr>
<tr><td>期　間</td><td>災害発生の日から10日以内</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td>災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。</td></tr>
</table>
※ 資料編　「６－５　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」
</td>
</tr>
</table>

旧	新

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 14 節　災害時要援護者対策の実施
第１　災害時要援護者対策の流れ

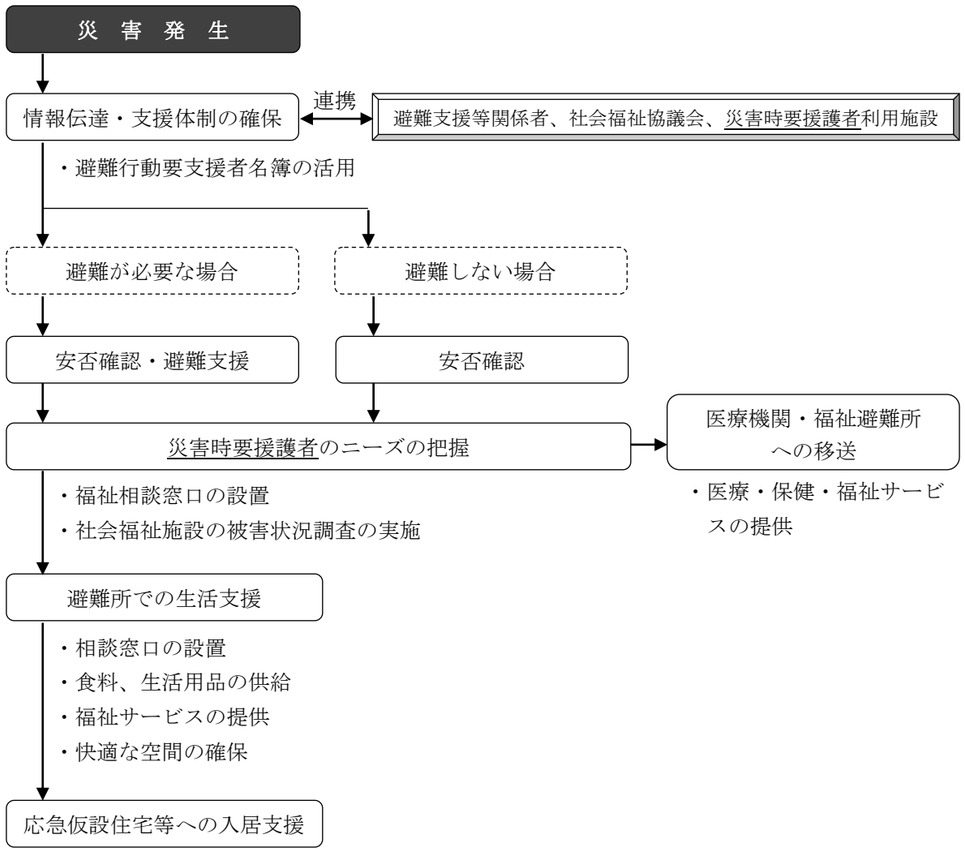

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 14 節　要配慮者対策の実施
第１　要配慮者対策の流れ

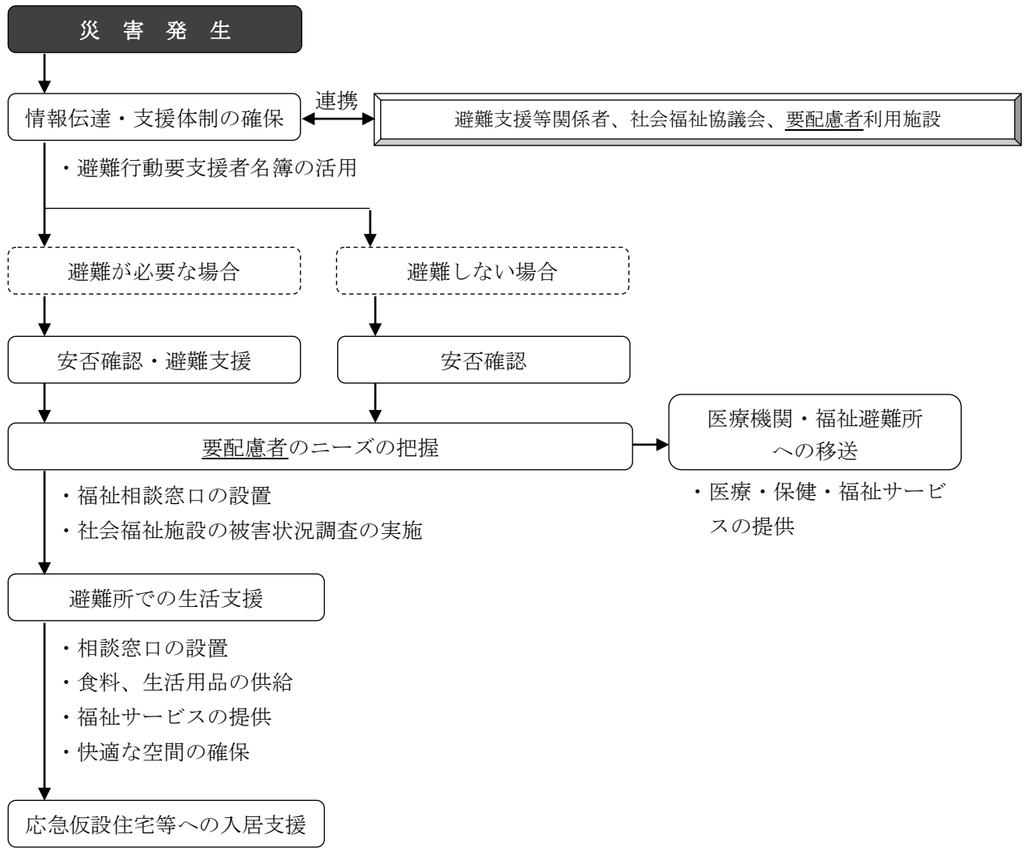

旧	新
第２　高齢者、障がい者等への支援 **１　情報提供** 福祉対策班は、県洲本健康福祉事務所と協力し、災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 (1) 情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等 (2) 伝達手段　広報紙、ＦＡＸ、インターネット、携帯メール、防災ネット、データ放送等 **２　避難対策、生活支援** (1) 避難行動要支援者名簿等に基づき、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。 (2) 負傷や馴れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、災害時要援護者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。 (3) 災害時要援護者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。 (4) （略） (5) 災害時要援護者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 (6) 避難所等における配慮 ①　相談窓口の設置 避難所等において、災害時要援護者用窓口を設け、災害時要援護者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。 ②　食料、生活用品の供給 粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食、離乳食、おむつやポータブル便器等、災害時要援護者のニーズに対応した食料及び生活用品の供給に配慮する。 ③～④　（略） **３　すまい支援** 避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等災害時要援護者の状況や利便性に配慮する。 仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。 **（以下略）**	**第２　高齢者、障がい者等への支援** **１　情報提供** 福祉対策班は、県洲本健康福祉事務所と協力し、要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 (1) 情報伝達ルート　社会福祉協議会、福祉ボランティア等 (2) 伝達手段　広報紙、FAX、インターネット、携帯メール、防災ネット、データ放送等 **２　避難対策、生活支援** (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と協力し、避難情報の伝達及び安否確認を行い、救助、避難誘導・支援を行う。なお、緊急の場合は、本人同意のない避難行動要支援者情報についても、個人情報保護に配慮しつつ、救助関係機関等に提供する。 (2) 負傷や慣れない避難所生活等によって要配慮状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会、自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師・看護師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問などを行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。 (3) 要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。 (4) （略） (5) 要配慮者等に配慮して、福祉避難所の開設や被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 (6) 避難所等における配慮 ①　相談窓口の設置 避難所等において、要配慮者用窓口を設け、要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応並びに確実な情報伝達と支援物資の提供を行う。 ②　食料、生活用品の供給 粉ミルク、やわらかい食品、アレルギー対応食、離乳食、おむつやポータブル便器等、要配慮者のニーズに対応した食料及び生活用品の供給に配慮する。 ③～④　（略） **３　すまい支援** 避難所、仮設住宅及び恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障がい者等要配慮者の状況や利便性に配慮する。 仮設住宅について、必要に応じて、高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置するよう努める。 **（以下略）**

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 15 節　愛玩動物の収容対策の実施 第１　（略） 第２　愛玩動物の収容対策 (1)～(2)　（略） (3) 設備・用品班は、動物救護本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 （以下略）	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 15 節　愛玩動物の収容対策の実施 第１　（略） 第２　愛玩動物の収容対策 (1)～(2)　（略） (3) 設備・用品班は、動物救援本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 （以下略）
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 16 節　災害情報等の提供と相談活動の実施 【情報収集・発信班、広報班】	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 16 節　災害情報等の提供と相談活動の実施 【情報発信班、広報班】
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 16 節　災害情報等の提供と相談活動の実施 第１　災害情報等の提供と相談活動の流れ 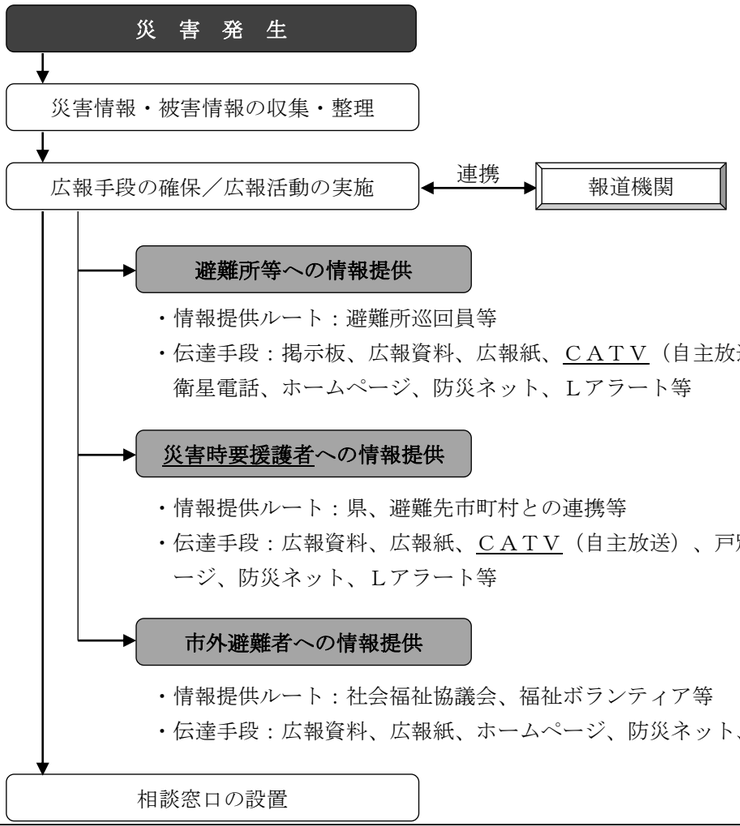 	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 16 節　災害情報等の提供と相談活動の実施 第１　災害情報等の提供と相談活動の流れ 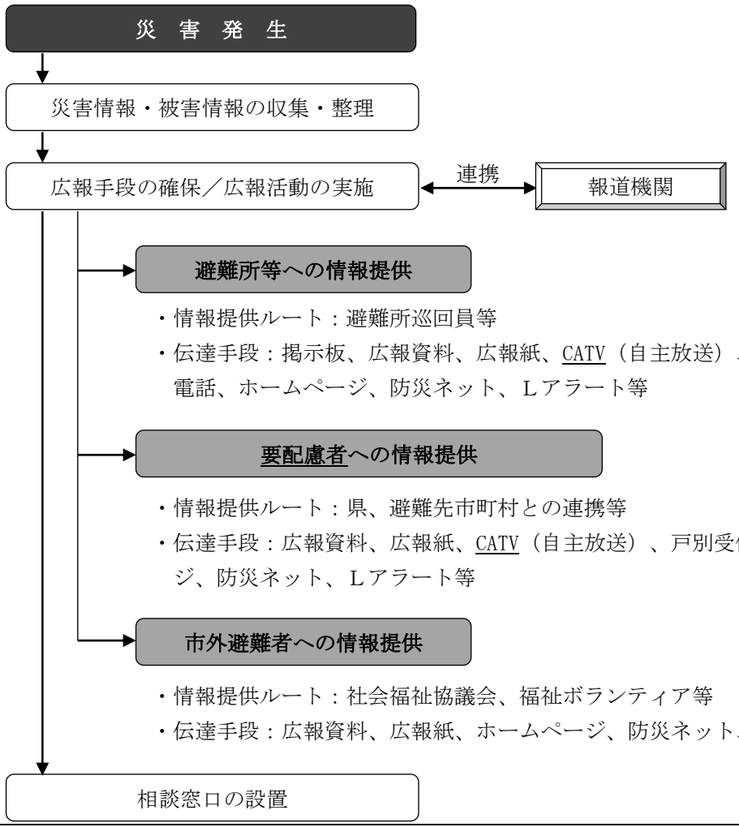

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第２　災害広報の実施

１　広報活動の手段

次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

①　（略）

②　ＣＡＴＶ（自主放送）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機の利用

③～⑦　（略）

(2)～(3)　（略）

【県の協定に基づくもの】

ＮＨＫ神戸放送局	関西テレビ
ラジオ関西	読売テレビ
サンテレビジョン	大阪放送（ラジオ大阪）
兵庫エフエム放送（株）	ＦＭ８０２
毎日放送	
朝日放送	

２　広報の内容等

地震災害時に住民へ迅速、正確な情報を提供できるよう防災関係機関等とあらかじめ調整を図っておくこととし、広報の内容については、概ね次のとおりとし、被災者等のニーズに応じた多様な内容を広報するよう努める。

(1)～(4)　（略）

(5) 避難の必要性の有無（避難勧告等の発令状況等）

(6)～(15)　（略）

３～６　（略）

７　住民に対する広報

(1)　（略）

①　（略）

②　伝達手段：掲示板、広報資料、広報紙、ＣＡＴＶ（自主放送）、戸別受信機、衛星電話、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(2) 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

①　情報提供ルート：社会福祉協議会、福祉ボランティア等

②　伝達手段：広報資料、広報紙、ＣＡＴＶ（自主放送）、戸別受信機、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

第３　（略）

新

第２　災害広報の実施

１　広報活動の手段

次に定める手段を併用し、迅速かつ確実な情報伝達を行う。

(1) 交通・通信施設が利用できる場合

①　（略）

②　CATV（自主放送）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機の利用

③～⑦　（略）

(2)～(3)　（略）

【県の協定に基づくもの】

NHK神戸放送局	関西テレビ
ラジオ関西	読売テレビ
サンテレビジョン	大阪放送（ラジオ大阪）
兵庫エフエム放送（株）	FM802
毎日放送	
朝日放送	

２　広報の内容等

地震災害時に住民へ迅速、正確な情報を提供できるよう防災関係機関等とあらかじめ調整を図っておくこととし、広報の内容については、概ね次のとおりとし、被災者等のニーズに応じた多様な内容を広報するよう努める。

(1)～(4)　（略）

(5) 避難の必要性の有無（避難指示等の発令状況等）

(6)～(15)　（略）

３～６　（略）

７　住民に対する広報

(1)　（略）

①　（略）

②　伝達手段：掲示板、広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、衛星電話、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

(2) 障がい者・高齢者等に対する情報提供

障がい者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

①　情報提供ルート：社会福祉協議会、福祉ボランティア等

②　伝達手段：広報資料、広報紙、CATV（自主放送）、戸別受信機、ホームページ、防災ネット、Ｌアラート等

第３　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 18 節　し尿処理対策の実施 第１　（略） 第２　し尿処理対策 トイレ班は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。 また、トイレ班は、市単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。 １　避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握 トイレ班は、避難所等の避難人員及び場所並びに上水道の被害・復旧見込み及びし尿施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数を検討して設置する。 なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。 ２～４　（略）	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 18 節　し尿処理対策の実施 第１　（略） 第２　し尿処理対策 トイレ班は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保を図るため、仮設トイレの設置・管理、トイレカーの配備、汲取車両によるし尿の収集及び処理を行う。 また、トイレ班は、市単独では災害対応が困難と判断した場合、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。 １　避難所等の避難人員・場所の確認及び仮設トイレの必要数の把握 トイレ班は、避難所等の避難人員及び場所並びに上水道の被害・復旧見込み及びし尿施設の被害状況と稼働見込みを確認する。これらの状況を勘案のうえ、避難所等への仮設トイレ設置の必要基数、トイレカーの配備箇所を検討して設置する。 なお、平時から仮設トイレを備蓄して確保しておくとともに、設置した際には清掃等の維持管理体制の整備に努める。 ２～４　（略）
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 19 節　災害ボランティアの受け入れ 第１　災害ボランティアの受け入れ 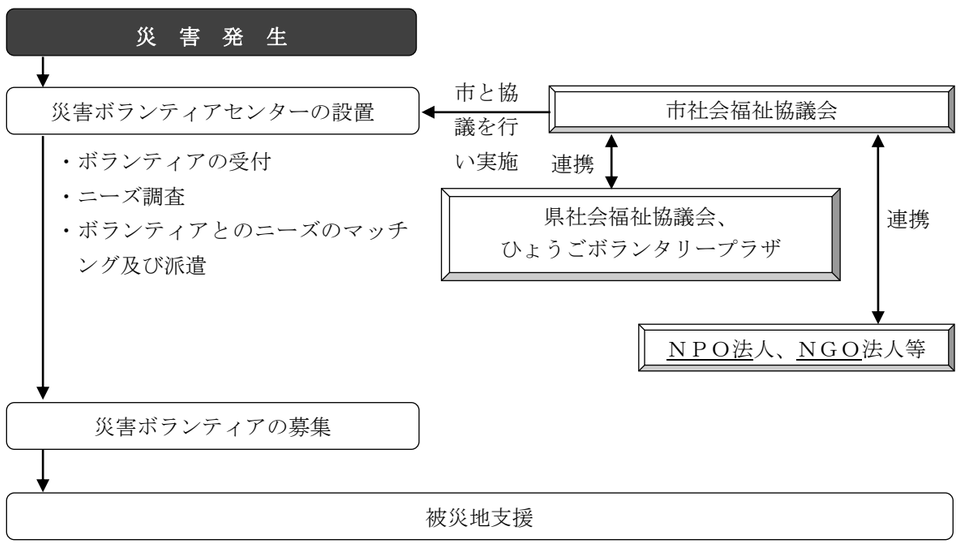 	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 19 節　災害ボランティアの受入れ 第１　災害ボランティアの受入れ 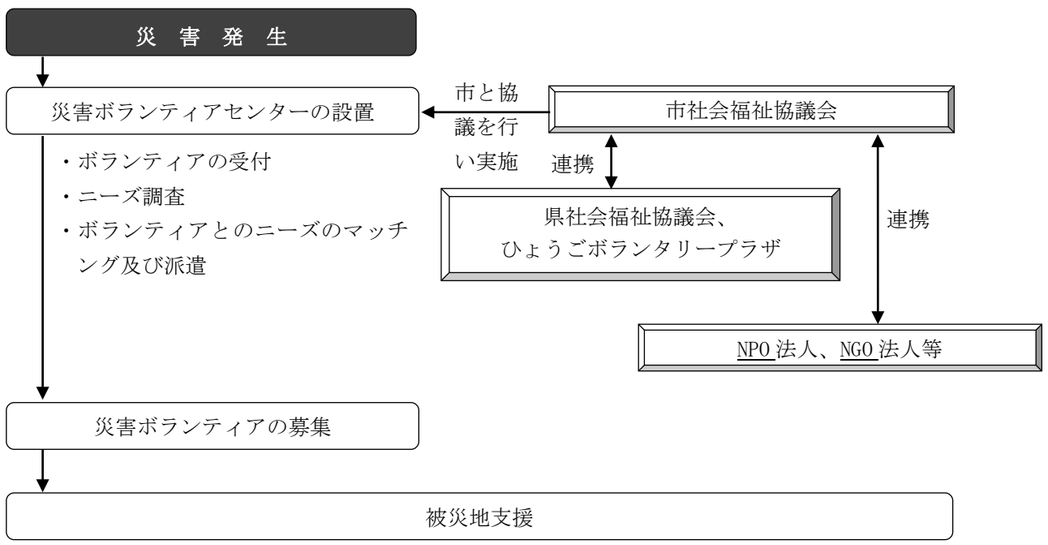

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第２　受入体制の整備

１　（略）

２　災害ボランティアセンターの設置

(1) 市及び市社会福祉協議会は、市が市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき、又は市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したとき、災害ボランティアセンターを設置するとともに、特に被害の大きい地域に災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したときには、市の指定する場所に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

名　　称	住　　所	電　話
南あわじ市ボランティアセンター	広田広田1064番地	TEL　44-3007 FAX　44-3037

(2)　（略）

３　関係団体との協力体制

(1) 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(2) ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連携会議」、市社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等との連携などにより、ボランティアセンターの支援を行う。

４　（略）

新

第２　受入体制の整備

１　（略）

２　災害ボランティアセンターの設置

(1) 市及び市社会福祉協議会は、市が市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請したとき、又は市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したとき、災害ボランティアセンターを設置するとともに、特に被害の大きい地域に災害ボランティアセンターの設置の必要があると判断したときには、市の指定する場所に災害ボランティアサテライトセンターを設置する。

なお、県、神戸市及び県からの事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

名　　称	住　　所	電　話
南あわじ市ボランティアセンター	広田広田1064番地	TEL　0799-44-3007 FAX　0799-44-3037

(2)　（略）

３　関係団体との協力体制

(1) 市は、被災地域におけるボランティアニーズをみながら、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(2) ひょうごボランタリープラザは、ボランティア活動が円滑に行われるよう、県下の支援関係機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連携会議」、市社会福祉協議会や、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等との連携などにより、ボランティアセンターの支援を行う。

４　（略）

旧

第３　ボランティアの活動内容

救援物資の受入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活　動　内　容　等
物資の仕分け	① 救援物資集積拠点、避難所及び公共施設での住民並びに他市町村からの物資の受け入れ並びに搬入作業 ② 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	① 救援物資集積拠点を中心とした配送及び地域拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段及び要員等の計画・確保
（略）	
介助・支援	① 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ② その他負傷者・高齢者等災害時要援護者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者の受け入れ	高齢者・障がい者等災害時要援護者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受け入れ
（略）	

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 20 節　障害物の除去
第１～第４　（略）
第５　住居に係る障害物の除去
１　（略）
２　災害救助法の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	１世帯 137,900円以内
期　間	災害の発生日から10日以内

第６～第７　（略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 21 節　ライプラインの応急対策の実施
【関西電力株式会社、兵庫県ＬＰガス協会、西日本電信電話株式会社、淡路広域水道企業団、下水班】
第１　電力の確保

新

第３　ボランティアの活動内容

救援物資の受入れ、仕分け作業、在庫整理、荷出し、積載等ボランティアに依頼すべき事項は、概ね次のとおりである。

活動項目	活　動　内　容　等
物資の仕分け	① 救援物資等の物資集積・配送拠点、避難所及び公共施設での住民並びに他市町村からの物資の受入れ並びに搬入作業 ② 物資の数量及び品目種類等の整理並びに把握 ③ 必要物資・数量の把握及び本部との調整、避難者への公平・適切な配布
物資の搬送	① 救援物資等の物資集積・配送拠点を中心とした配送及び地域拠点から避難所等への配送 ② 輸送手段及び要員等の計画・確保
（略）	
介助・支援	① 避難所・救護所等の負傷者、被災者及び高齢者等の介助 ② その他負傷者・高齢者等要配慮者に対する介助活動、健康チェック及び相談への対応
被災者の受入れ	高齢者・障がい者等要配慮者で、在宅又は避難所等での生活が困難な人を対象とした受け入れ
（略）	

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 20 節　障害物の除去
第１～第４　（略）
第５　住居に係る障害物の除去
１　（略）
２　災害救助法の実施基準

災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者
費用の限度額	１世帯138,300円以内
期　間	災害の発生日から10日以内

第６～第７　（略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 21 節　ライプラインの応急対策の実施
【関西電力(株)、関西電力送配電㈱、兵庫県 LP ガス協会、西日本電信電話(株)、淡路広域水道企業団、下水班】
第１　電力の確保

旧

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合、関西電力株式会社淡路配電営業所は次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
関西電力送配電株式会社 淡路配電営業所	洲本市山手２－３－２８	TEL：0800-777-3081

1　防災体制

(1) 対策組織の設置

①　地域における防災体制

関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　神戸地域非常災害対策総本部

イ　神戸地域発販部門等非常災害対策本部

ウ　送配電カンパニー神戸電力本部非常災害対策本部

エ　神戸地域発販部門等警戒本部

オ　送配電カンパニー神戸電力本部警戒本部

＊発販部門等とは関西電力から送配電カンパニーを除いた組織をいう。

②　総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

a　神戸地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合

b　神戸地域内に大津波警報が発令された場合

c　南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発令された場合

d　南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ　総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。

a　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

b　その他必要な場合

③　体制の確立

関西電力は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア～イ　（略）

2　災害応急対策に関する事項

(1)～(2)　（略）

(3) 通話制限

新

災害により電気の供給が停止、又は停止するおそれがある場合、関西電力送配電(株)淡路配電営業所は次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
関西電力送配電(株) 淡路配電営業所	洲本市山手２－３－28	TEL：0800-777-3081

1　防災体制

(1) 対策組織の設置

①　地域における防災体制

関西電力送配電㈱の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、当該地域における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

神戸地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

ア　神戸地域非常災害対策総本部（以下、「総本部」）

イ　神戸地域送配電非常災害対策本部（以下、「送配電非対本部」）

ウ　神戸地域送配電警戒本部（以下、「送配電警戒本部」）

②　総本部の設置基準

総本部の設置基準は、次のとおりとする。

ア　次に掲げる場合においては、直ちに総本部を設置する。

a　神戸地域内で震度６弱以上の地震が発生した場合

b　神戸地域内に大津波警報が発表された場合

c　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

d　南海トラフ域を震源とするM7.9以上の海溝型地震が発生した場合

イ　総本部の設置については、発販本部の長と送配電本部の長が協議し、決定する。

a　非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力本部が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

b　その他必要な場合

③　体制の確立

関西電力㈱、関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

ア～イ　（略）

2　災害応急対策に関する事項

(1)～(2)　（略）

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他

旧	新
対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力の総務室長、地域にあっては関西電力及び関西電力送配電の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 **３　災害時における広報** (1)（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。 **４　要員の確保** **(1)　（略）** (2) 復旧要員の広域運営 関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 **５　災害時における復旧用資機材の確保** (1)　（略） (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 (3)　（略） **６～９　（略）** **10　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項** (1)　（略） (2) 津波からの避難 津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。 その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。 (3)　（略） **11～12　（略）** **第２　ガスの確保** **１～２　（略）** **３　災害時の広報** ㈱ラジオ関西との「災害時におけるＬＰガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、ＬＰガスの容器バルブの閉止等を周知する内容について、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。 災害地区の市、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに湯おきのバルブを閉めるよう住民に伝達するとともに、ＬＰガス販売業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。	必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては関西電力㈱の総務室長、地域にあっては関西電力㈱及び関西電力送配電㈱の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 **３　災害時における広報** (1)　（略） (2) 広報の方法 広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。 **４　要員の確保** **(1)　（略）** (2) 復旧要員の広域運営 関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発㈱、電源開発送変電ネットワーク㈱及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。 **５　災害時における復旧用資機材の確保** (1)　（略） (2) 輸送 復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力㈱及び関西電力送配電㈱と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。 (3)　（略） **６～９　（略）** **10　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項** (1)　（略） (2) 津波からの避難 津波警報が発表されたとき、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いでより高い安全な場所に避難することを原則とする。 その後は、津波に関する情報を把握し、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保したうえで、次項に定める必要な安全確保措置を実施する。 (3)　（略） **11～12　（略）** **第２　ガスの確保** **１～２　（略）** **３　災害時の広報** ㈱ラジオ関西との「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容について、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図る。 災害地区の市、自治会等に依頼し、広報車等を利用して、消費者自らが直ちに湯おきのバルブを閉めるよう住民に伝達するとともに、LPガス販売業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

旧

第３　電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

１　災害対策本部の設置

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
西日本電信電話株式会社 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	設備部災害対策室 TEL：078－393－9440 FAX：078－326－7363

２　応急復旧

(1)～(5)　（略）

(6) 災害対策本部の組織及び所掌事項

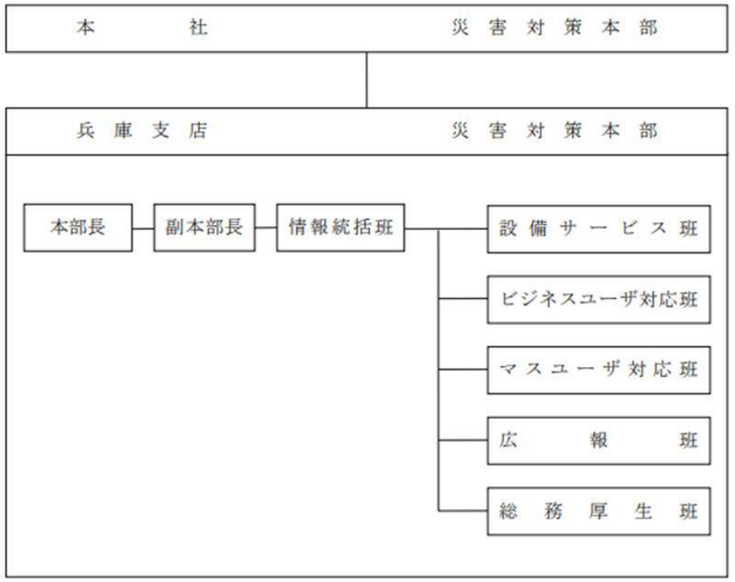

所掌事項

情報統括班	・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
ビジネスユーザ対応班	・法人ユーザへのＡＭ対応
マスユーザ対応班	・マスユーザ対応・被災地域での広報活動及び特設公衆電話の設置場所検討
広報班	・報道対応
総務厚生班	・社員の確保、福利厚生、健康管理、労務対応及び後方支援

（以下略）

新

第３　電気通信の確保

災害により、電話線等の電話施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

１　災害対策本部の設置

機　関　名	所　在　地	連　絡　先
西日本電信電話㈱ 兵庫支店	神戸市中央区海岸通11	設備部災害対策室 TEL：078－393－9440 FAX：078－326－7363

２　応急復旧

(1)～(5)　（略）

(6) 災害対策本部の組織及び所掌事項

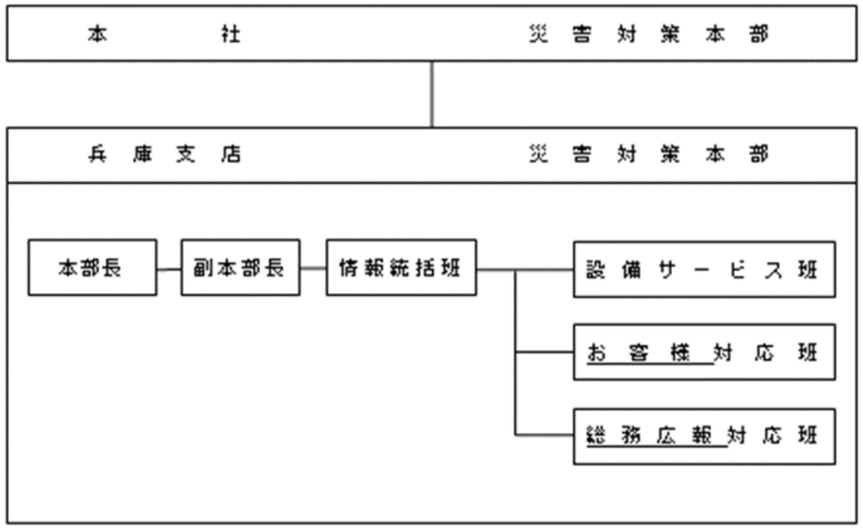

所掌事務

情報統括班	・災害対策本部の各班を掌握し、災害対策業務全般の運営を行う。また、情報連絡室及び災害対策室の設置、運営及び調整
設備サービス班	・被災状況調査、サービス復旧方法の検討及び復旧等の実施
お客様対応班	・ユーザー対応
総務広報班	・社員の安否確認及び避難指示、労務対応、健康管理、後方支援、兵站活動、報道対応

（以下略）

旧

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 22 節　教育・保育対策の実施
第１～第２　（略）
第３　応急教育
　１　（略）
　２　応急教育
　(1)～(2)　（略）
　(3)　応急教育の実施
　　①～⑥　（略）

第４　災害救助法の実施基準
　災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである。

項　目	基　準　等
対　象	住家の全（焼）壊、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品　小学校児童　１人　4,500円以内 中学校生徒　１人　4,800円以内 高等学校等生徒１人　5,200円以内
期　間	災害発生の日から １　教科書　１ヶ月以内 ２　文房具及び通学用品　15日以内
備　考	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

（以下略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 24 節　二次災害の防止
第１～第２　（略）
第３　二次災害の調査・応急復旧
　１～２　（略）
　３　応急復旧
　(1) 河川
　　危険が予想される箇所については、土のう積み等応急対策を実施する。

　(2)～(6)　（略）
　〔新設〕

　(7) 土砂災害
　　がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所及び土砂災害（特別）警戒区域につい

新

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 22 節　教育・保育対策の実施
第１～第２　（略）
第３　応急教育
　１　（略）
　２　応急教育
　(1)～(2)　（略）
　(3)　応急教育の実施
　　①～⑥　（略）

第４　災害救助法の実施基準
　災害救助法による「学用品の給与」の実施基準は、次のとおりである

項　目	基　準　等
対　象	住家の全（焼）壊、流出、半壊（焼）又は床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	１　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ２　文房具及び通学用品　小学校児童　１人　4,700円以内 中学校生徒　１人　5,000円以内 高等学校等生徒１人　5,500円以内
期　間	災害発生の日から １　教科書　１ヶ月以内 ２　文房具及び通学用品　15日以内
備　考	１　備蓄物資は評価額 ２　入進学時の場合に個々の実情に応じ支給する。

（以下略）

第４編　地震災害応急対策計画
第３章　災害応急活動の展開
第 24 節　二次災害の防止
第１～第２　（略）
第３　二次災害の調査・応急復旧
　１～２　（略）
　３　応急復旧
　(1) 河川
　　危険が予想される箇所については、土のう積み等応急対策を実施する。
　　また、県、市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。
　(2)～(6)　（略）
　(7) 空き家
　　市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最低限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散の恐れのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。
　(8) 土砂災害
　　がけ崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべりのおそれのある箇所及び土砂災害（特別）警戒区域につ

旧	新
ては、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。 (8) ため池 被災したため池の農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、本格復旧及び応急工事に着手する。 第４～第７　（略） 第８　避難計画 災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域に居住する住民に対し、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合は避難を勧告、指示し安全に避難させる。	いては、国・県に協力を要請し、警戒避難の広報、ブルーシート掛け、土のう積み等の応急対策を実施する。 (9) ため池 被災したため池の農業用施設災害復旧工事を行う。このうち、緊急度の高いため池については、本格復旧及び応急工事に着手する。 第４～第７　（略） 第８　避難計画 災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域に居住する住民に対し、自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合は避難を指示し、安全に避難させる。
第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 25 節　被災に関する証明の発行 第１～第３　（略） 第４　被災者台帳の作成 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。 また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 （被災者台帳に記載する事項） （略） ・　災害時要援護者であるときは、その旨及び災害時要援護者に該当する事由 （略）	第４編　地震災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の展開 第 25 節　被災に関する証明の発行 第１～第３　（略） 第４　被災者台帳の作成 市は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成することができる。 また、県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 （被災者台帳に記載する事項） （略） ・　要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 （略）

南あわじ市地域防災計画　災害復旧復興計画・南海トラフ地震防災対策推進計画
・大規模事故災害対策計画・海上災害対策計画　新旧対照表

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
第５編　災害復旧復興計画 第１章　災害復旧事業の実施 第１節　災害復旧事業の実施 第１　災害復旧事業の種 １　公共土木施設復旧事業 (1)～(2)　（略） (3) 砂防施設災害復旧事業 (4)～(11)　（略） ２　農林水産業施設災害復旧事業 (1) 農地農業用施設災害復旧事業 (2) 林地荒廃防止災害復旧事業 (3)　（略） ３～11　（略） 第２　激甚災害の指定 １～２（略） ３　激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ①～③　（略） ④　公営住宅施設災害復旧事業 ⑤～⑬　（略） (2)　農林水産業に関する特別の助成 ①～③　（略） ④　天災による被害農林漁業者等に対する賃金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤～⑥　（略） ⑦　共同利用小型船舶の建造費の補助 ⑧　（略） (3)　中小企業に関する特別の助成 ①　（略） ②　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4)　（略） ４　（略） 第３　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 １　農林漁業災害資金 (1)　（略） (2)　(株)日本政策金融公庫資金 関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。 ２～３　（略） 第２節　被災者の生活再建支援 第１　被災者生活再建支援金 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。 なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第６条第１項に規定する被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。	第５編　災害復旧復興計画 第１章　災害復旧事業の実施 第１節　災害復旧事業の実施 第１　災害復旧事業の種 １　公共土木施設復旧事業 (1)～(2)　（略） (3) 砂防設備災害復旧事業 (4)～(11)　（略） ２　農林水産業施設災害復旧事業 (1) 農地・農業用施設災害復旧事業 (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (3)　（略） ３～11　（略） 第２　激甚災害の指定 １～２（略） ３　激甚災害に係る財政援助措置 (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ①～③　（略） ④　公営住宅等施設災害復旧事業 ⑤～⑬　（略） (2)　農林水産業に関する特別の助成 ①～③　（略） ④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤～⑥　（略） ⑦　共同利用小型漁船の建造費の補助 ⑧　（略） (3)　中小企業に関する特別の助成 ①　（略） 〔削除〕 ②　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4)　（略） ４　（略） 第３　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 １　農林漁業災害資金 (1)　（略） (2)　㈱日本政策金融公庫資金 関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。 ２～３　（略） 第２節　被災者の生活再建支援 第１　被災者生活再建支援金 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、その生活の再建を支援することにより住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。 なお、被災者生活再建支援金の支給事務については、都道府県から被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第６条第１項に規定する被災者生活再建支援法人（(公財)都道府県センター）に委託している。

旧

１～４　（略）

第２　兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、(公財)兵庫県住宅再建共済基金（以下、「公益財団法人共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

１　（略）

２　共済給付金

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【一部損壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	―

（注）１ 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の１／２とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ｱ) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(ｲ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

２～３　（略）

３　請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、市の窓口を通じて(公財)共済基金に請求する。

４　（略）

新

１～４　（略）

第２　兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、(公財)兵庫県住宅再建共済基金（以下、「(公財)共済基金」という。）が共済給付金を給付する。

１　（略）

２　共済給付金

区 分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上20%未満)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○建設・購入・補修しない場合 10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊･半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上20%未満)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上20%未満)でマンション補修12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円	―

（注）１ 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の１／２とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

２～３　（略）

３　請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、市の窓口を通じて(公財)共済基金に請求する。

４　（略）

旧

第３　（略）

第３節　生活安定対策の実施　（略）
第１　（略）
第２　兵庫県災害援護金等の支給
　１　県の災害援護金の種類、金額及び適用基準
　(1)①～②　（略）
　　③　支給額

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	
自　然　災　害	住家の全壊、全焼又は滅失	１世帯につき	200,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき	100,000円
	住家の床上浸水	１世帯につき	50,000円
	〔新規〕		
	重傷の被災者	１人につき	30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	１世帯につき	50,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき	30,000円

＊ 被害数は被害を受けた世帯数により算定するものとし、全壊(全焼、流失)は１、半壊(半焼)は１/２、床上浸水は１/３として計算する。
(2)　（略）

新

第３　（略）

第３節　生活安定対策の実施　（略）
第１　（略）
第２　兵庫県災害援護金等の支給
　１　県の災害援護金の種類、金額及び適用基準
　(1)①～②　（略）
　　③　支給額

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額	
自　然　災　害	住家の全壊、全焼又は滅失	１世帯につき	200,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき	100,000円
	住家の床上浸水	１世帯につき	50,000円
	住家の準半壊 (損害割合10%以上20%未満)	１世帯につき	50,000円
	重傷の被災者	１人につき	30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	１世帯につき	50,000円
	住家の半壊又は半焼	１世帯につき	30,000円

＊ 被害数は被害を受けた世帯数により算定するものとし、全壊(全焼、流失)は１、半壊(半焼)は１/２、床上浸水は１/３として計算する
(2)　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

第３　災害援護資金の貸付

生活支援班は、自然災害により被害を受けた世帯主に対し、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件	償還方法
災害援護資金	①　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害でかつ県内の区域内で災害救助法による救助が行われた災害により被害を受けた世帯 ②　貸付対象者 上記被害を受けた世帯の世帯主 ③　所得制限 市県民税に係る総所得、退職所得、山林所得、長期・短期譲渡所得の合計額で同一世帯に属する者が ｱ．１人の場合 220万円以下 ｲ．２人の場合 430万円以下 ｳ．３人の場合 620万円以下 ｴ．４人の場合 730万円以下 ｵ．５人以上の場合 730万円+30万円 ×（世帯人数－４）以下 ｶ．住家が滅失した場合 1,270万円以下	①　世帯主に１カ月以上の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ｱ 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円 ｲ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ｳ 住居が半壊した場合 (350)270万円 ｴ 住居が全壊した場合 350万円 ②　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ｱ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 ｲ 住居が半壊した場合 (250)170万円 ｳ 住居が全壊した場合 (350)250万円 ｴ 住居全体が滅失し又は流出した場合 350万円	貸付期間10年［（据置期間３年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては５年とする。）］ 利子：年３％（据置期間は除く。） 保証人：連帯保証人１人 違約金：年10.75%	年賦又は半年賦元利均等

（注）（　）内の額は、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特に市長が認めた場合の額

第４　（略）

第４節～第６節　（略）

新

第３　災害援護資金の貸付

生活支援班は、自然災害により被害を受けた世帯主に対し、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金の貸付けを行う。

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件	償還方法
災害援護資金	①　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害でかつ県内の区域内で災害救助法による救助が行われた災害により被害を受けた世帯 ②　貸付対象者 上記被害を受けた世帯の世帯主 ③　所得制限 市県民税に係る総所得、退職所得、山林所得、長期・短期譲渡所得の合計額で同一世帯に属する者が ｱ．１人の場合 220万円以下 ｲ．２人の場合 430万円以下 ｳ．３人の場合 620万円以下 ｴ．４人の場合 730万円以下 ｵ．５人以上の場合 730万円+30万円 ×（世帯人数－４）以下 ｶ．住家が滅失した場合 1,270万円以下	①　世帯主に１カ月以上の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合 ｱ 家財についての被害金額がその家財の価額の概ね1/3以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円 ｲ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円 ｳ 住居が半壊した場合 (350)270万円 ｴ 住居が全壊した場合 350万円 ②　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合 ｱ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150万円 ｲ 住居が半壊した場合 (250)170万円 ｳ 住居が全壊した場合 (350)250万円 ｴ 住居全体が滅失し又は流出した場合 350万円	貸付期間10年［（据置期間３年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては５年とする。）］ 利子：年３％（据置期間は除く。） 保証人：連帯保証人１人 違約金：年10.75%	年賦又は半年賦元利均等

（注）（　）内の額は、被災した住居を建て直すのに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等の特に市長が認めた場合の額

第４　（略）

第４節～第６節　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画

＜役割分担表＞

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第１章　総則	自然附-1-5								
第１節　推進計画の目的	自然附-1-5								
第２節　推進地域等	自然附-1-6								
第３節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	自然附-1-7								
第４節　住民等の責務	自然附-1-8								
第５節　南海トラフ地震の被害の特性	自然附-1-9								
第２章　災害対策本部等の設置等	自然附-2-10								
第１節　災害対策本部等の設置	自然附-2-10								
第２節　災害応急対策要員の動員	自然附-2-11								
第３章　地震発生時の応急対策等	自然附-3-12								
第１節　地震発生時の応急対策	自然附-3-12	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合等
第２節　資機材、人員等の配備手配	自然附-3-15								
第３節　他機関に対する応援要請	自然附-3-16	○							
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	自然附-4-18								
第１節　地震・津波に対する体制整備	自然附-4-18	○							
第２節　津波からの防護	自然附-4-19	○	○		○				兵庫県
第３節　津波に関する情報の伝達等	自然附-4-21	○	○	○	○				第五管区海上保安本部、兵庫県
第４節　避難指示等の発表基準	自然附-4-25	○							
第５節　避難対策等	自然附-4-26	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合
第６節　消防機関等の活動	自然附-4-39	○						○	淡路広域消防事務組合
第７節　水道、電気、ガス、通信及び放送関係	自然附-4-41								関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社兵庫支店、淡路広域水道企業団等
第８節　交通対策	自然附-4-43				○				第五管区海上保安本部、南あわじ警察署

新

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画

＜役割分担表＞

	ページ	危機管理部	総務企画部	市民福祉部	産業建設部	会計課	教育委員会	消防団	関係機関
第１章　総則	自然附-1-5								
第１節　推進計画の目的	自然附-1-5								
第２節　推進地域等	自然附-1-6								
第３節　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	自然附-1-7								
第４節　住民等の責務	自然附-1-8								
第５節　南海トラフ地震の被害の特性	自然附-1-9								
第２章　災害対策本部等の設置等	自然附-2-10								
第１節　災害対策本部等の設置	自然附-2-10								
第２節　災害応急対策要員の動員	自然附-2-11								
第３章　地震発生時の応急対策等	自然附-3-12								
第１節　地震発生時の応急対策	自然附-3-12	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合等
第２節　資機材、人員等の配備手配	自然附-3-15								
第３節　他機関に対する応援要請	自然附-3-16	○							
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	自然附-4-18								
第１節　地震・津波に対する体制整備	自然附-4-18	○							
第２節　津波からの防護	自然附-4-19	○	○		○				兵庫県
第３節　津波に関する情報の伝達等	自然附-4-21	○	○	○	○				第五管区海上保安本部、兵庫県
第４節　避難指示等の発令基準	自然附-4-25	○							
第５節　避難対策等	自然附-4-26	○	○	○	○	○	○	○	南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、淡路広域消防事務組合
第６節　消防機関等の活動	自然附-4-39	○						○	淡路広域消防事務組合
第７節　水道、電気、ガス、通信及び放送関係	自然附-4-41								関西電力㈱、西日本電信電話㈱兵庫支店、淡路広域水道企業団等
第８節　交通対策	自然附-4-43				○				第五管区海上保安本部、南あわじ警察署

旧

第９節　市が自ら管理等を行う施設に関する対策	自然附-4-44	○	○	○	○	○	○		
第 10 節　迅速な救助	自然附-4-46	○						○	淡路広域消防事務組合
第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	自然附-5-47	○	○	○	○		○		
第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	自然附-6-48								
第１節　地域防災力の向上	自然附-6-48	○							
第２節　防災訓練計画	自然附-6-51	○	○	○	○	○	○	○	防災関係機関
第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	自然附-7-52	○	○	○	○		○		南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	自然附-8-55								
第１節　対応方針	自然附-8-55	○	○		○				
第２節　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表	自然附-8-57	○	○		○				
第３節　時間差発生時における円滑な避難の確保等	自然附-8-61	○	○		○				

第１節～第３節　（略）
第４節　住民等の責務
第１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者
市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等が果たす責務の主なものは、第１編「総則」第３節「住民等の責務」に定めるところによる

第５節　南海トラフ地震の被害の特性
(1)　（略）
(2)①～③　（略）
④　長周期振動による被害
長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害の発生が想定される。
⑤～⑥　（略）
(3)①　（略）
②　船舶による被害
係留船舶、航行船舶の堤防等への衝突又は乗揚げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等の生じるおそれがある。タンカー等の場合は、火災、爆発の危険性も想定される。
③　（略）
④　津波火災の発生
津波によってたい積したがれきなどの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第３章　地震発生時の応急対策等
第１節　地震発生時の応急対策
第１　（略）
第２　内容
１　情報の収集・伝達
(1)　情報の収取・伝達
①　市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害

新

第９節　市が自ら管理等を行う施設に関する対策	自然附-4-44	○	○	○	○	○	○		
第 10 節　迅速な救助	自然附-4-46	○						○	淡路広域消防事務組合
第５章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	自然附-5-47	○	○	○	○		○		
第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	自然附-6-48								
第１節　地域防災力の向上	自然附-6-48	○							
第２節　防災訓練計画	自然附-6-51	○	○	○	○	○	○	○	防災関係機関
第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	自然附-7-52	○	○	○	○		○		南あわじ警察署、淡路広域消防事務組合
第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応	自然附-8-55								
第１節　対応方針	自然附-8-55	○	○		○				
第２節　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表	自然附-8-57	○	○		○				
第３節　時間差発生時における円滑な避難の確保等	自然附-8-61	○	○		○				

第１節～第３節　（略）
第４節　住民等の責務
第１　公共的団体、防災上重要な施設の管理者
市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等が果たす責務の主なものは、第１編「総則」第３節「住民等の責務」に定めるところによる

第５節　南海トラフ地震の被害の特性
(1)　（略）
(2)①～③　（略）
④　長周期地震動による被害
長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化とそれに伴う被害の発生が想定される。
⑤～⑥　（略）
(3)①　（略）
②　船舶による被害
係留船舶、航行船舶の堤防等への衝突又は乗揚げ、船舶自体の損壊のほか、海岸構造物や建築物の破壊、道路の封鎖等の生じるおそれがある。タンカー等の場合は、火災、爆発の危険性も想定される。
③　（略）
④　津波火災の発生
津波によって堆積したがれきなどの可燃物に引火し、延焼が発生する可能性がある。

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第３章　地震発生時の応急対策等
第１節　地震発生時の応急対策
第１　（略）
第２　内容
１　情報の収集・伝達
(1)　情報の収取・伝達
①　市は、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。その際、当該災害

旧	新
が、自らの対応力のみで十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急、その旨を県、内閣総理大臣（窓口消防庁）にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。 ②　（略） (2) 避難のための勧告及び指示 （全般） ①　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難勧告等を発表する。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難指示（緊急）を発表する。 ②　（略） ③　警察官又は海上保安官は、市長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難指示等を発表する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難指示等を発表した旨を市長に通知する。 ④　（略） （津波災害） ①　市長は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認める場合は、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対して、直ちに、海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。 ②　市長は、地震発生後、気象庁から津波警報又は大津波警報等が発表されたときは、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対し、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示する。なお、日本放送協会による放送以外の法定ルート等により、市長に津波警報又は大津波警報が伝達された場合も同様の措置を講じる。 ③　（略） ２～８　（略） 第２節～第３節　（略）	が、自らの対応力のみで十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急、その旨を県、内閣総理大臣（窓口は消防庁）にそれぞれ通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。 ②　（略） (2)　避難のための指示 （全般） ①　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するために危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示等を発令する。 ②　（略） ③　警察官又は海上保安官は、市長が避難を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難指示等を発令する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難指示等を発令した旨を市長に通知する。 ④　（略） （津波災害） ①　市長は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認める場合は、避難対象地域（津波により避難が必要となることが想定される地域）の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対して、直ちに海岸から離れ、急いでより高い安全な場所に避難するよう指示する。 ②　市長は、地震発生後、気象庁から津波警報又は大津波警報等が発表されたときは、避難対象地区の住民をはじめ、海浜にある者や海岸付近の住民等に対し、直ちに海岸から離れ、急いで安全なより高い場所に避難するよう指示する。なお、日本放送協会による放送以外の法定ルート等により、市長に津波警報又は大津波警報が伝達された場合も同様の措置を講じる。 ③　（略） ２～８（略） 第２節～第３節　（略）
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第２節　津波からの防護 第１　（略） 第２　内容 １　体制整備 自主防災組織や消防機関、警察機関との協力のもとに、避難者の掌握、災害時要援護者の把握・誘導、必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第１節 第１　（略） 第２　内容 １　体制整備 自主防災組織や消防機関、警察機関との協力のもとに、避難者の掌握、要配慮者の把握・誘導、必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第２節　津波からの防護 第１　（略） 第２　内容 １　（略） ２　市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行う。 (1)　（略） (2)　堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 第２節　津波からの防護 第１　（略） 第２　内容 １　（略） ２　市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行う。 (1)　（略） (2)　堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr><td>
　県では、これまで1854年の安政南海地震（M8.4）による津波を想定し津波対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生に伴う最大クラスの津波への対応として、緊急かつ重要な事業を盛り込んだ津波防災インフラ整備５箇年計画を策定し、計画的・重点的に津波対策を推進する。
(3)　（略）
(4)　津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場等の確保
離島である沼島に、平成19年度にヘリポートを整備しているほか、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場の確保を行う。
(5)　（略）

〔新規〕
</td><td>
　県では、これまで1854年の安政南海地震（M8.4）による津波を想定し津波対策を実施してきたが、南海トラフ地震の発生に伴う最大クラスの津波への対応として、緊急かつ重要な事業を盛り込んだ津波防災インフラ整備計画を策定し、計画的・重点的に津波対策を推進する。
(3)　（略）
(4)　津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離着陸場等の確保
　離島である沼島に、平成19年度にヘリポートを整備しているほか、津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時離着陸場の確保を行う。
(5)　（略）

３　津波避難対策緊急事業計画の作成に係ること
　市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第10条の規定に基づき、特別強化地域として指定されており、次に掲げる事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。
(1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
(2) 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
(3) 集団移転促進事業
(4) 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため、特に配慮を要する者が利用する施設の整備に関する事業
</td></tr>
<tr><td>
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第３節　津波に関する情報の伝達等
第１　（略）
第２　１
２　居住者等への情報伝達
　市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
(1)　災害情報の伝達
　市は関係機関と協議のうえ、地震発生後速やかに災害情報の広報を行う。その内容は概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。
①～②　（略）
③　避難勧告・指示（緊急）に関する情報
④～⑤　（略）
(2)　広報の手段
　市は、緊急速報メール、防災行政無線、Ｌアラート、サイレン、ＣＡＴＶ（データ放送）、防災ネット、ホームページ等の手段により、迅速に広報活動を行う。
①　報道機関の協力による広報活動
ア　県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をＮＨＫ神戸放送局に要請する。
イ　（略）
ウ　県は、次に掲げる各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。
【県の協定に基づくもの】
<table>
<tr><td>ＮＨＫ神戸放送局
ラジオ関西
サンテレビジョン
兵庫エフエム放送（株）
毎日放送
朝日放送</td><td>関西テレビ
読売テレビ
大阪放送
ＦＭ８０２</td></tr>
</table>
</td><td>
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第３節　津波に関する情報の伝達等
第１　（略）
第２　１　（略）
２　居住者等への情報伝達
　市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
(1) 災害情報の伝達
　市は関係機関と協議のうえ、地震発生後速やかに災害情報の広報を行う。その内容は概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努める。
①～②　（略）
③　避難指示に関する情報
④～⑤　（略）
(2) 広報の手段
　市は、緊急速報メール、防災行政無線、Ｌアラート、サイレン、CATV（データ放送）、防災ネット、ホームページ等の手段により、迅速に広報活動を行う。
①　報道機関の協力による広報活動
ア　県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく無線局運用規則第138条の２に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）をNHK神戸放送局に要請する。
イ　（略）
ウ　県は、次に掲げる各報道機関と締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送を要請する。
【県の協定に基づくもの】
<table>
<tr><td>NHK神戸放送局
ラジオ関西
サンテレビジョン
兵庫エフエム放送㈱
毎日放送
朝日放送</td><td>関西テレビ
読売テレビ
大阪放送
FM802</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

旧

エ　（略）
②　（略）
③　その他の広報手段の確保
ア　市は、防災行政無線、Ｌアラート、ＣＡＴＶ（データ放送）、防災ネット、ホームページ等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。

イ　（略）
④　（略）
⑤　災害時要援護者に対する広報
（以下略）

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第４節　避難指示等の発表基準
第１　趣旨
地域住民に対する避難指示の発表基準について定める。
第２　内容
避難指示等の発表基準に関する事項については、第４編「地震災害応急対策計画」第３章「災害応急活動の展開」第６節「避難対策の実施」に定めるところによる。

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第５節　避難対策等
第１　津波浸水想定区域
①　（略）
②シミュレーションによる最高津波高と津波到達時間

地区名	最高津波高（m）	津波到達時間（分）（50 ㎝水位上昇）
福良	T.P.+8.1	58
阿万	T.P.+5.9	50
沼島	T.P.+4.4	43
灘	T.P.+5.8	44
伊毘	T.P.+2.9	58
阿那賀	T.P.+2.8	58
丸山	T.P.+2.7	61
津井	T.P.+1.9	69
湊	T.P.+1.8	76
松帆	T.P.+1.7	77

第２　津波対象地域の指定
１　避難対象地域の指定
地震時において、津波による避難指示等の対象となる地域は、下記のとおりである。
これらは、最大クラス（Ｍ９クラス・レベル２）の地震津波を想定したものであるが、福良地区ではレベル１津波においても浸水が想定されていることに留意が必要であり、避難対策の検討にあたっては、レベ

新

エ　（略）
②　（略）
③　その他の広報手段の確保
ア　市は、防災行政無線、Ｌアラート、CATV（データ放送）、防災ネット、ホームページ、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下、「津波フラッグ」という。）等、市が保有する災害情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。
イ　（略）
④　（略）
⑤　要配慮者に対する広報
（以下略）

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第４節　避難指示等の発令基準
第１　趣旨
地域住民に対する避難指示の発令基準について定める。
第２　内容
避難指示等の発令基準に関する事項については、第４編「地震災害応急対策計画」第３章「災害応急活動の展開」第６節「避難対策の実施」に定めるところによる。

附編　南海トラフ地震防災対策推進計画
第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
第５節　避難対策等
第１　津波浸水想定区域
①　（略）
②　シミュレーションによる最高津波水位と津波到達時間

地区名	最高津波水位（m）	津波到達時間（分）（50 ㎝水位上昇）
福良	T.P.+8.1	58
阿万	T.P.+5.9	50
沼島	T.P.+4.4	43
灘	T.P.+5.8	44
伊毘	T.P.+2.9	58
阿那賀	T.P.+2.8	58
丸山	T.P.+2.7	61
津井	T.P.+1.9	69
湊	T.P.+1.8	76
松帆	T.P.+1.7	77

第２　津波対象地域の指定
１　避難対象地域の指定
地震時において、津波による避難指示等の対象となる地域は、下記のとおりである。
これらは、最大クラス（Ｍ９クラス・レベル２）の地震津波を想定したものであるが、福良地区ではレベル１津波においても浸水が想定されていることに留意が必要であり、避難対策の検討にあたっては、レベ

旧

ル１津波により浸水する状況も考慮する。

（略）

２　避難困難地域の指定

避難困難地域とは、津波来襲時に安全な場所まで避難することが困難な地域であり、今後の防災対策（避難場所設置、避難路整備、避難ビルの指定、浸水の軽減等）の中で、特に重要な地域であるが、南あわじ市においては、避難困難地区は存在しない。

（以下略）

第３　避難場所・避難経路等の指定

１　避難目標地点の設定

南あわじ市は、津波浸水想定区域を基に地区ごとに避難目標地点を設定した。

（略）

地域	避難目標地点
阿万（上町以外）	阿万小学校※ 淡路青少年交流の家　官舎敷地※ 淡路青少年交流の家　つどいの家※ 若人の広場公園※ 地区等で定めている一時避難場所

（略）

※については、本市指定の「指定緊急避難場所」である。

２　迅速な避難のための備え

(1)～(5)　（略）

(6) 避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等が発表されたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとる。

(7)　避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

①　市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

②　津波の発生のおそれから、市長による避難指示等が発表された場合の、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールに基づいて計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて、介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

③　地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し、必要な救護を行う。

(8) 災害時要援護者等に対する避難誘導

市は、観光客等の地理に不案内な利用者等の災害時要援護者が多数利用する施設の設置者又は管理者及びその地域の関係機関と、あらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策

新

ル１津波により浸水する状況も考慮する。

その際には、避難対象地域、津波が発生した場合、避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に対象となるため、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるとともに、県浸水想定を基本にバッファーゾーンを設定するなど安全側に立つ必要があること、また、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要となるため、町丁目単位、あるいは学区や町内会等の単位で分かりやすく表示する必要があることなどに留意する。

（略）

２　避難困難地域の指定

避難困難地域とは、津波来襲時に安全な場所まで避難することが困難な地域であり、今後の防災対策（避難場所設置、避難路整備、避難ビルの指定、浸水の軽減等）の中で、特に重要な地域であるが、南あわじ市においては、避難困難地域は存在しない。

（以下略）

第３　避難場所・避難経路等の指定

１　避難目標地点の設定

南あわじ市は、津波浸水想定区域を基に地区ごとに避難目標地点を設定した。

（略）

地域	避難目標地点
阿万（上町以外）	阿万小学校※ 淡路青少年交流の家　職員宿舎敷地※ 淡路青少年交流の家　かんぽラジオ体操広場※ 若人の広場公園※ 地区等で定めている一時避難場所

（略）

※については、本市指定の「指定緊急避難場所」である。

２　迅速な避難のための備え

(1)～(5)　（略）

(6)　避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等が発令されたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため、必要な措置をとる。

(7)　避難行動要支援者の避難支援

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

①　市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。

②　津波の発生のおそれから、市長による避難指示等が発令された場合の、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び搬送については、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールに基づいて個別避難計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて、介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

③　地震が発生した場合、市は避難行動要支援者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し、必要な救護を行う。

(8)　要配慮者等に対する避難誘導

市は、観光客等の地理に不案内な利用者等の要配慮者が多数利用する施設の設置者又は管理者及

旧	新
について協議、調整を行い、施設設置者又は管理者が、情報伝達及び避難誘導の手段を定めるよう指導する。 災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、消防団、自主防災組織等との連携、避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性の確保について留意する。 (9) 集客場所等での表示 市は、観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所に、浸水予想図の掲示や避難場所、避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。 (10)～(11)　(略) ３　(1)～(8)　(略) (9) 避難所において、災害時要援護者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮する。 (10)～(12)　(略) ４　**(略)** ５　**災害時要援護者の避難支援** 他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。 (1) 平常時から、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得ながら名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を自主防災組織、自治会等に提供する。 (2) 避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。 (3) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行う。 (4) 避難の勧告又は指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 (5) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な災害時要援護者については、自動車避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておく。 (6)　(略)	びその地域の関係機関と、あらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設設置者又は管理者が、情報伝達及び避難誘導の手段を定めるよう指導する。 要配慮者に対する避難誘導にあたっては、消防団、自主防災組織等との連携、避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性の確保について留意する。 (9) 集客場所等での表示 市は、観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所に、津波浸水想定図の掲示や避難場所、避難経路等の誘導表示を行うなど、その地域の津波に対する特徴を事前に周知する。 (10)～(11)　(略) ３(1)～(8)　(略) (9)　避難所において、要配慮者や子育て家庭に対して十分な配慮を行うとともに、運営に女性を参画させるなど、男女双方の視点に十分配慮する。 (10)～(12)　(略) ４　**(略)** ５　**要配慮者の避難支援** 他人の介護等を要する者等に対しては、避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。 (1) 平常時から、要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、このうち、自力での避難が困難な避難行動要支援者については、民生委員・児童委員の協力を得ながら名簿を整備・更新し、庁内関係課と共有する。また、本人の同意を得ることを基本に、名簿を自主防災組織、自治会等に提供する。 (2) 避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに避難支援等実施者を決めるなどの地域における支援体制を整備して個別避難計画の作成に努める。 (3) 発災時には、避難行動要支援者本人の同意にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて、避難行動要支援者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速的確に行う。 (4) 避難の指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、原則としてあらかじめ定める避難支援等実施者が担当することとし、市は自主防災組織を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。 (5) 避難は原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な要配慮者等については、自動車避難及び車中泊避難に伴う危険性を考慮しつつ、自動車利用も含め、地域の実情に応じた避難方法を検討しておく。 (6)　(略)
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第７節　水道、電気、ガス、通信及び放送関係** **【関西電力株式会社、西日本電信電話株式会社兵庫支店、淡路広域水道企業団等】** **第１　(略)** **第２　内容** **１～３　(略)** **４　通信**　(1)　(略) (2) 西日本電信電話株式会社兵庫支店の行う措置 (以下略)	**附編　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第７節　水道、電気、ガス、通信及び放送関係** **【関西電力㈱、西日本電信電話㈱兵庫支店、淡路広域水道企業団等】** **第１　(略)** **第２　内容** **１～３　(略)** **４　通信** (1)　(略) (2)　西日本電信電話㈱兵庫支店の行う措置 (以下略)
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第９節　市が自ら管理等を行う施設に関する対策** **第１　(略)** **第２　内容**	**附編　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第９節　市が自ら管理等を行う施設に関する対策** **第１　(略)** **第２　内容**

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
１(1)①～⑦　（略） ⑧　非常用発電装置の整備、ＣＡＴＶ、防災ネット、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備 ⑨　（略） (2)　個別事項 ①　市役所等公共施設のうち、津波避難の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講じる。 （以下略）	１(1)①～⑦　（略） ⑧　非常用発電装置の整備、CATV、防災ネット、防災行政無線、テレビ・ラジオ・インターネットなど情報を入手するための機器の整備 ⑨　（略） (2)　個別事項 ①　市役所等公共施設のうち、津波避難の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット等情報を入手するための機器の整備など必要な措置を講じる。 （以下略）
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第10節　迅速な救助** **第１　趣旨** 迅速な救助のため、消防、警察、自衛隊等の実働部隊の体制整備、支援、連携等に関する対策について定める。 **第２　内容** **１～２（略）** **３　実働部隊の救助活動における連携の推進** 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。 **４　（略）**	**附編　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第４章　津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項** **第10節　迅速な救助** **第１　趣旨** 迅速な救助のため、消防、警察、自衛隊等の実動部隊の体制整備、支援、連携等に関する対策について定める。 **第２　内容** **１～２（略）** **３　実動部隊の救助活動における連携の推進** 市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。 **４　（略）**
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 **第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報** **第１節** **第１　（略）** **第２　内容** １(1)①～③　（略） ④　備蓄品・非常持ち出し品の準備 食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて、最低３日間分を備蓄する。また、避難所等での生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品等を準備のうえ、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。 (2)災害時の行動に関する心がまえ （揺れへの心得）　（略） （津波への心得） ①　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ②　地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 ③～⑪　（略） **２　（略）** **３　企業の防災活動** 南海トラフ地震特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、兵庫県が作成した南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域図で、水深が30㎝以上の浸水が想定される区域内において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第3条に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する事業者は、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難を確保する事項を	**附編　南海トラフ地震防災対策推進計画** **第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報** **第１節** **第１　（略）** **第２　内容** １(1)①～③　（略） ④　備蓄品・非常持出品の準備 食料や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて、最低３日間分、可能であれば１週間分を備蓄する。また、避難所等での生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品等を準備のうえ、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。 (2)災害時の行動に関する心がまえ （揺れへの心得）　（略） （津波への心得） ①　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震でも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全なより高い場所に避難する。 ②　地震を感じなくても、津波警報又は大津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全なより高い場所に避難する。 ③～⑪　（略） **２　（略）** **３　企業の防災活動** 南海トラフ地震特措法に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、兵庫県が作成した南海トラフ巨大地震津波浸水想定区域図で、水深が30㎝以上の浸水が想定される区域内において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第３条に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する事業者は、津波から利用客や従業員などを守るため、津波からの円滑な避難を確保する事項を

旧	新
定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出が義務づけられており、上記事業者は計画等に基づき対策を行う。 （以下略）	定めた「南海トラフ地震防災対策計画」の作成・届出が義務づけられており、上記事業者は計画等に基づき対策を行う。 （以下略）
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第２節　防災訓練計画 第１　（略） 第２　内容 １(1)～(3)　（略） (4)①～③　（略） ④　災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難訓練 （以下略）	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第６章　地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報 第２節　防災訓練計画 第１　（略） 第２　内容 １(1)～(3)　（略） (4)①～③　（略） ④　要配慮者、滞留旅客等に対する避難訓練 （以下略）
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第１　（略） 第２　内容 １　住民等に対する教育及び広報 (1)～(3)　（略） (4)①～⑧　（略） ⑨　平素地域住民等自らが実施しうる最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活用品等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 （略） ２　園児、児童及び生徒等に対する教育 (1)～(2)　（略） (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方 （略）	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第７章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第１　（略） 第２　内容 １　住民等に対する教育及び広報 (1)～(3)　（略） (4)①～⑧　（略） ⑨　平素地域住民等自らが実施しうる最低でも３日間分、可能であれば１週間分程度の食料及び生活用品等の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法 （略） ２　園児、児童及び生徒等に対する教育 (1)～(2)　（略） (3) 地震・津波が発生した場合の対処と避難の仕方 （略）
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第２節　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表時の対応 （略） 【南海トラフ地震臨時情報発表のイメージ（例：「巨大地震警戒対応」）】	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第２節　「南海トラフ地震に関連する情報」の発表時の対応 （略） 【南海トラフ地震臨時情報発表のイメージ（例：「巨大地震警戒対応」）】

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

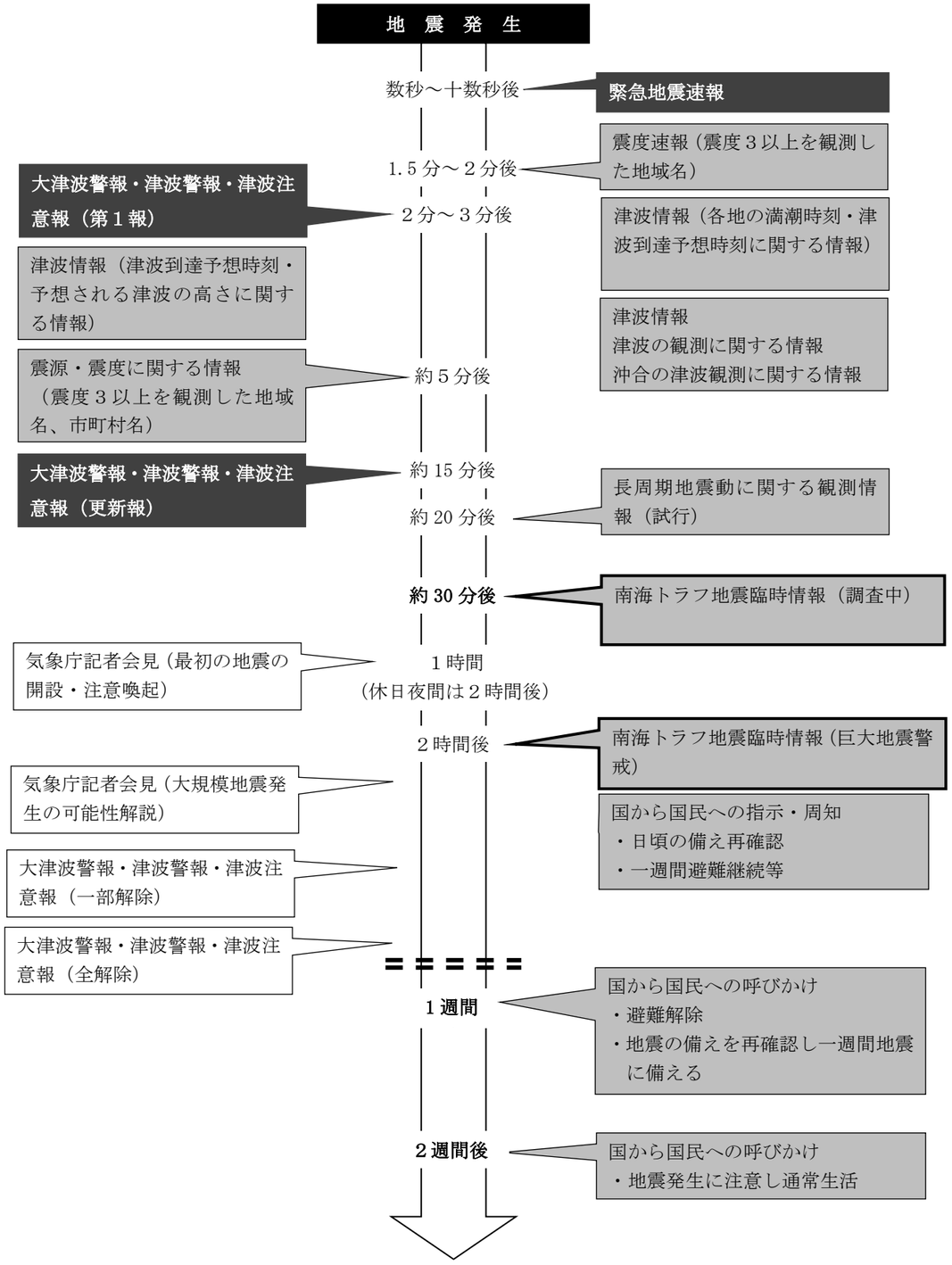

新

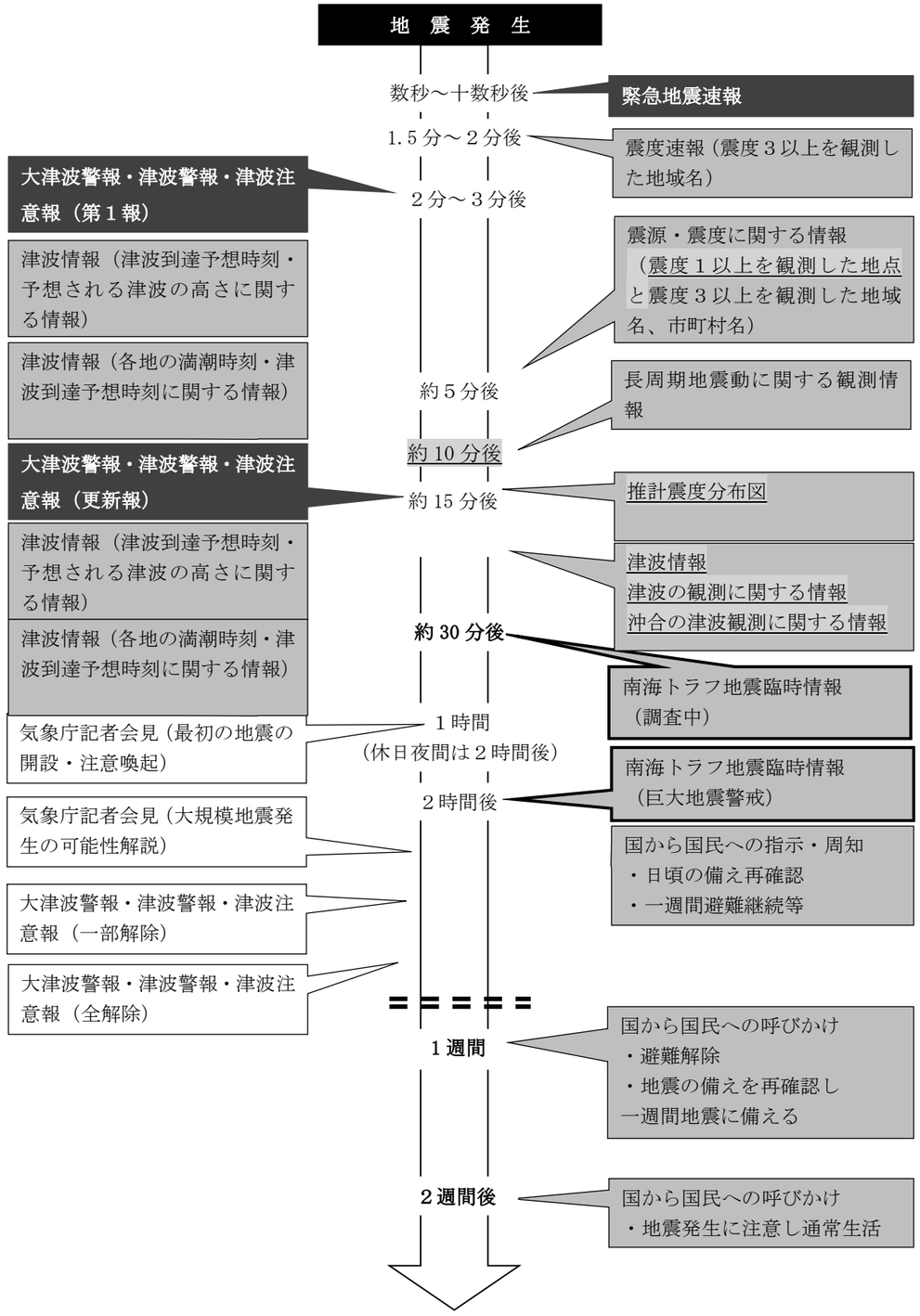

旧	新
附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第３節　時間差発生時における円滑な避難の確保等 第１～第４　（略） 第５　住民のとるべき措置 １　家庭における措置 (1)～(6)　（略） (7) 飲料水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の準備をする。 (8)　（略） ２　（略）	附編　南海トラフ地震防災対策推進計画 第８章　南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応 第３節　時間差発生時における円滑な避難の確保等 第１～第４　（略） 第５　住民のとるべき措置 １　家庭における措置 (1)～(6)　（略） (7) 飲料水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常時持出品及び救助用具の準備をする。 (8)　（略） ２　（略） （参考）東海地震にかかる警戒宣言等に対する対応 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震にかかる警戒宣言については、平成29年度からの「南海トラフ地震臨時情報」の運用開始に伴い発表されないこととなっているが、今後の科学的知見の蓄積により発表される場合もある。参考に、県の対応について、以下に示す。 １ 情報の入手・伝達 (1) 県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、警戒宣言等の情報伝達について国の機関からの特に定められた経路はないため、情報の入手・伝達は次により実施することとする。 ① テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手 ② 神戸地方気象台からの情報の入手 (2) 県は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ各市町に伝達することとする。（その場合の伝達経路は、気象予警報の伝達系統の一部を利用する） (3) 市は、警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、必要に応じ一般住民等に広報することとする。 ２ 地震発生までの対応措置 (1) 県 ① 県は、東海地震注意情報の段階では平常勤務体制で対処するが、本庁各部（局・課・室）長及び各地方機関の長は、勤務時間外についても警戒宣言に対処できるよう体制を整えておくこととする。 ② 県は、警戒宣言が発せられ、兵庫県の地域において災害応急対策に備えるため必要があると認められるときは、次の措置をとることとする。 ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置 イ 災害警戒地方本部又は災害対策地方本部の設置検討 ウ 次の事項にかかる準備、点検 (ｱ) 出張事務等の制限 (ｲ) 庁内における火器使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限 (ｳ) 食料・飲料水の確保点検 (ｴ) 地すべり等危険地域、道路・港湾・海岸施設等の巡回点検 (ｵ) 地震に伴う被害が発生した場合に備え、職員の参集・各種応急対策実施に対する体制の整備 (ｶ) 各関係機関からの情報収集 （交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等） (ｷ) 地震発生に備えた広報の実施

旧	新
	(ｸ) 住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報 (2) 指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関 その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務計画等にあらかじめ対応措置を定めることとする。

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		１　災害時における医療救護 ２　救援物資の配分	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧

第６～第８　（略）

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第１編　総則
第３章　道路の状況等
第１～第３　（略）
第４　災害の想定
１　航空災害の想定
　消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により①県内の空港（大阪国際空港及び但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等、②それ以外の地域における航空機の墜落等２つの災害が想定される。
　この計画においては、上記②の地域における航空機の墜落等を想定する。
　なお、航空機の墜落等については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。
２　（略）

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第３章　　災害応急対策への備えの充実
第７節　第１　（略）
第２　災害ボランティア活動の環境整備
１　（略）
２　受入体制の整備
(1)～(2)　（略）
(3)　災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
　また、市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

〔新規〕

新

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本赤十字社 （兵庫県支部）		１　災害時における医療救護 ２　こころのケア（看護師等による心理的・社会的支援） ３　救援物資の配分	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
新関西国際空港㈱ （関西エアポート(株)）	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧

第６～第８　（略）

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第１編　総則
第３章　道路の状況等
第１～第３　（略）
第４　災害の想定
１　航空災害の想定
　消火活動等に関し、空港管理者と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により①県内の空港（大阪国際空港、神戸空港及び但馬空港）及びその周辺における航空機の墜落等、②それ以外の地域における航空機の墜落等２つの災害が想定される。
　この計画においては、上記②の地域における航空機の墜落等を想定する。
　なお、航空機の墜落等については、さらに市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地への墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救助・救急活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。
２　（略）

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第３章　　災害応急対策への備えの充実
第７節　第１　（略）
第２　災害ボランティア活動の環境整備
１　（略）
２　受入体制の整備
(1)～(2)　（略）
(3)　災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上
　市は、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や住民等が連携した訓練等）の実施に努める。
(4)　ボランティア活動の拠点施設の整備
　市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行

旧

〔新規〕

事故災害対策編（大規模事故災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
第１章　基本方針
第１～第２　（略）
第５　指定公共機関

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話㈱ （兵庫支店） ㈱ＮＴＴﾄﾞｺﾓ関西支社 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱	電気通信設備の整備と防災管理	１　電気通信施設の応急対策 ２　災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
ＫＤＤＩ㈱ （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	１　電気通信施設の応急対策 ２　災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

第６　指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
道路輸送機関 神姫バス㈱ 淡路交通㈱ (一般社団法人)兵庫県トラック協会	１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
(公益社団法人) 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
(一般社団法人) 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的支援

第７～第８　（略）

新

う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

(5)　感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。

事故災害対策編　道路災害対策計画
第１編　総則
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１～第４　（略）
第５　指定公共機関

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話㈱ （兵庫支店） ㈱NTTﾄﾞｺﾓ関西支社 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱	電気通信設備の整備と防災管理	１　電気通信施設の応急対策 ２　災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
KDDI㈱ （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	１　電気通信施設の応急対策 ２　災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

第６　指定地方公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
道路輸送機関 神姫バス㈱ 淡路交通㈱ (一社)兵庫県トラック協会	１　道路状況の把握 ２　災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
(公社) 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
(一社) 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的支援

第７～第８　（略）

旧

事故災害対策編　道路災害対策計画
第１編　総則
第３章　道路の状況等
第１　（略）
第２　１（略）
２　最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成29年の交通事故死者数は3,694人となり、過去最悪であった昭和45年の16,765人の4分の1以下であるのみならず、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。また、死傷者数については、第１次及び第２次交通安全基本計画に基づく諸対策により，昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少し、その後、年間交通事故死傷者数が増勢に転じた53年と比較すると、平成29年の死傷者数は0.97倍となり、また、自動車保有台数は2.34倍、運転免許保有者数は2.10倍となっている。なお、平成29年中の死傷者数は584,544人と13年連続で減少したものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したものの、平成４年以降は減少し、平成29年には2.9人となった。自動車１万台当たりの交通事故死者数及び自動車１億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

平成29年中の交通死亡事故件数を事故類型別にみると、正面衝突等（30.7％）が最も多く、次いで横断中（25.0％）、出会い頭衝突（13.9％）の順で多くなっており、この３類型を合わせると全体の69.5％を占めている。

また、道路別では、平成29年中の高速道路における交通事故発生件数は8,758件（うち交通死亡事故155件）で、これによる死者数は169人、負傷者数は15,409人であった。前年と比べると、交通事故発生件数及び負傷者数は減少し、死者数も27人（13.8％）減少した。

高速道路は、歩行者や自転車の通行がなく、原則として平面交差がないものの、高速走行となるため、わずかな運転ミスが交通事故に結びつきやすく、また、事故が発生した場合の被害も大きくなり、関係車両や死者が多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。そのため、高速道路における死亡事故率（1.8％）は、一般道路における死亡事故率（0.7％）に比べ２倍以上となっている。

第３　過去の事故例
（略）
また、その他として次のものがある。
（略）

災害名	発生年月日	場　所	人的被害	事故の概要
明石市民夏まつり花火大会事故	2001.7.21	明石市大蔵町 大蔵海岸付近国道２号上の陸橋	死者11名 負傷者222名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後８時35分頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のＪＲ朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅６ｍ、長さ109.7ｍ）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したもの。

第４　（略）

新

事故災害対策編　道路災害対策計画
第１編　総則
第３章　道路の状況等
第１　（略）
第２　１（略）
２　最近の傾向

人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、令和３年の交通事故死者数は2,636人となり、過去最悪であった昭和45年の16,765人の6分の1以下であるのみならず、現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなった。また、死傷者数については、第１次及び第２次交通安全基本計画に基づく諸対策により、昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少し、その後、年間交通事故死傷者数が53年に602,899人と増勢に転じた。また、令和３年の自動車保有台数は82,565,091台、運転免許保有者数は81,895,559人となっている。なお、令和３年中の死傷者数は364,767人と17年連続で減少したものの、依然として高水準にある。

交通事故死者数を人口10万人当たりでみると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したものの、平成４年以降は減少し、令和３年には2.9人となった。自動車１万台当たりの交通事故死者数及び自動車１億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。

令和３年中の交通死亡事故件数を事故類型別にみると、正面衝突等（30.6％）が最も多く、次いで歩行者横断中（23.7％）、出会い頭衝突（12.9％）の順で多くなっており、この３類型を合わせると全体の67.2％を占めている。

また、道路別では、令和３年中の高速道路における交通事故発生件数は4,863件（うち交通死亡事故129件）で、これによる死者数は136人、負傷者数は7,833人であった。前年と比べると、交通事故発生件数及び負傷者数は減少し、死者数も22人（19.3％）減少した。

高速道路は、歩行者や自転車の通行がなく、原則として平面交差がないものの、高速走行となるため、わずかな運転ミスが交通事故に結びつきやすく、また、事故が発生した場合の被害も大きくなり、関係車両や死者が多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。そのため、高速道路における死亡事故率（2.7％）は、一般道路における死亡事故率（0.8％）に比べ３倍以上となっている。

第３　過去の事故例
（略）
また、その他として次のものがある。
（略）

災害名	発生年月日	場　所	人的被害	事故の概要
明石市民夏まつり花火大会事故	2001.7.21	明石市大蔵町 大蔵海岸付近国道２号上の陸橋	死者11名 負傷者247名	大蔵海岸で開催されていた明石市民夏まつりの花火大会終了後、午後８時45分から50分過ぎ頃、大蔵海岸へ向かう人波と帰宅しようとする人波が会場北側のJR朝霧駅と会場を結ぶ連絡歩道橋上（幅６ｍ、長さ103.7m）でぶつかり、転倒事故による死傷者が発生したもの。

第４　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第１節　情報の収集・伝達体制の整備 第１　情報の収集・伝達体制の整備 １～４　（略） ５　県、市は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておく。 (1) 関係機関の所在地、電話、ＦＡＸ番号等の一覧表 （以下略）	事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第１節　情報の収集・伝達体制の整備 第１　情報の収集・伝達体制の整備 １～４　（略） ５　県、市は、緊急時の情報の収集・伝達体制を整備し、以下の資料を備えておく。 (1) 関係機関の所在地、電話、FAX番号等の一覧表 （以下略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第３節　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え 第１～第２　（略） 第３　医療活動関係 １～２　（略） ３　県、淡路広域消防事務組合、日本赤十字社兵庫県支部、（社）兵庫県医師会等は、発災時に、医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努める。 また、平時から淡路広域消防事務組合は、災害拠点病院等との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。 ４　県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行う。また、県、市等は、各２次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に、初動時に災害対応病院を中心として、災害現場へ迅速に「救護班」を派遣できる体制を整備する。 ５　県は、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫ＤＭＡＴ等の派遣を行った場合でも状況によって、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱う。 ６　県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や「救護班」等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にする。 ７　医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災行政無線、携帯電話、ＦＡＸ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。 ８～９　（略）。 第４　（略）	事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第３節　捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え 第１～第２　（略） 第３　医療活動関係 １～２　（略） ３　県、淡路広域消防事務組合、日本赤十字社兵庫県支部、（一社）兵庫県医師会等は、発災時に、医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から県広域災害・救急医療情報システムの活用に努める。 また、平時から淡路広域消防事務組合は、災害拠点病院等との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。 ４　県は、広域災害・救急医療情報システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、必要に応じて搬送先の調整を行う。また、県、市等は、各２次保健医療圏域毎に、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、市の役割である医薬品及び飲料水の備蓄並びに市町単位の災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に、初動時に災害対応病院を中心として、災害現場へ迅速に「救護班」を派遣できる体制を整備する。 ５　県は、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行った場合でも状況によって、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱う。 ６　県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による「救護班」の派遣、さらに被災地における被災患者の搬送先や「救護班」等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にする。 ７　医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災行政無線、携帯電話、FAX等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。 ８～９　（略） 第４　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第５節　雑踏事故の予防 第１　（略） 第２　行事等の主催者等の留意事項 １　(1)～(2)　（略） (3) 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など南あわじ市医師会及び医療機関との協力体	事故災害対策編　道路災害対策計画 第２編　災害予防計画 第３章　災害応急対策への備えの充実 第５節　雑踏事故の予防 第１　（略） 第２　行事等の主催者等の留意事項 １　(1)～(2)　（略） (3) 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など（一社）南あわじ市医師会及び医療機関

旧	新
制 (4)　（略） ２　行事等の主催者等は、行事等の開催等にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、南あわじ市医師会、医療機関等と連絡調整を行う。 ３　（略） ４　行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、南あわじ市医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける ５　（略） 第３　１（略） ２　南あわじ市医師会及び医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。 ３　（略） **第４　医療機関等** １　南あわじ市医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努める。 ２　南あわじ市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努める。 第５　（略） 第６　県及び市 **１　主催者等への周知** 県、市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。 (1) 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに南あわじ市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと (2) 事故が発生した場合には、迅速に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに南あわじ市医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること。 **２　（略）**	との協力体制 (4)　（略） ２　行事等の主催者等は、行事等の開催等にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、（一社）南あわじ市医師会、医療機関等と連絡調整を行う。 ３　（略） ４　行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、（一社）南あわじ市医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。 ５　（略） 第３　１（略） ２　（一社）南あわじ市医師会及び医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。 ３　（略） 第４　医療機関等 １　（一社）南あわじ市医師会は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努める。 ２　（一社）南あわじ市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努める 第５　（略） 第６　県及び市 **１　主催者等への周知** 県、市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。 (1) 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに（一社）南あわじ市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと (2) 事故が発生した場合には、迅速に南あわじ警察署及び淡路広域消防事務組合並びに（一社）南あわじ市医師会、医療機関及び県（災害対策センター）にその旨通報すること。 ２　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第２編　災害予防計画** **第３章　災害応急対策への備えの充実** **第７節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** 第１　（略） 第２　１（略） **２　受入体制の整備** (1)～(3)　（略） (4)　ボランティア活動の拠点施設の整備 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 (5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。 ３　（略）	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第２編　災害予防計画** **第３章　災害応急対策への備えの充実** **第７節　災害ボランティア活動の支援体制の整備** 第１　（略） 第２　１（略） **２　受入体制の整備** (1)～(3)　（略） (4)　ボランティア活動の拠点施設の整備 市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。 (5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。 ３　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

旧

第３　ボランティアの育成

(1)～(2)　（略）

(3) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。

(4) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第４　ボランティアセンターの設置

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸し出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受け入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

※ 資料編　　「３－２　災害時応援協定等一覧」

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	第1節 情報の収集・伝達	第2節 動員の実施	第3節 組織の設置	第4節 防災関係機関等との連携促進	第5節 自衛隊への派遣要請	第6節 専門家、専門機関等への協力要請
ページ		事大 3-1-39	事大 3-2-47	事大 3-2-47	事大 3-2-54	事大 3-2-55	事大 3-2-56	事大 3-2-57	事大 3-2-61
本部事務局	資料作成班			○			○	○	
	情報分析班			○			○	○	
	情報発信班			○			○	○	
	広報班			○			○	○	
	電話応対班			○			○	○	
ロジチーム	人事総務班								
	財務・庁舎班								
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班								
	救助消火捜索班								

（略）

新

第３　ボランティアの育成

(1)～(2)　（略）

(3) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行うとともに、救命講習会の活用を通じて必要な知識、技術を学ぶ講習会を開催し、災害時にボランティア的な役割を担ってもらえるよう努める。

(4) 自治会、自主防災組織、女性会等各種団体相互で連携し、情報共有等を行えるような場を設置するとともに、活動拠点の整備を促進する。

第４　ボランティアセンターの設置

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置を行うとともに、ボランティアに貸し出す資機材の整備及びボランティアの活動場所の確保を行う。

災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくりを行い、災害時には、被災地域のボランティアのニーズを把握し、ボランティア団体等への情報提供支援を実施する。

※ 資料編　　「３－２　災害時応援協定等一覧」

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画

＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 迅速な災害応急活動体制の確立	第1節 情報の収集・伝達	第2節 動員の実施	第3節 組織の設置	第4節 防災関係機関等との連携促進	第5節 自衛隊への派遣要請	第6節 専門家、専門機関等への協力要請
ページ		事大 3-1-39	事大 3-2-47	事大 3-2-47	事大 3-2-54	事大 3-2-55	事大 3-2-56	事大 3-2-57	事大 3-2-61
本部事務局	資料作成班			○			○	○	
	情報分析班			○			○	○	
	情報発信班			○			○	○	
	広報班			○			○	○	
	電話応対班			○			○	○	
	救助消火捜索班								
ロジチーム	人事総務班								
	財務・庁舎班								
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班								

（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

		第3章 円滑な災害応急活動の展開	第1節 救援・救護活動等の実施	第2節 緊急輸送活動及び代替輸送	第3節 こころのケア対策の実施	第4節 遺体の保存、身元確認等の実施	第5節 雑踏事故の応急対応	第6節 危険物等への対策の実施	第7節 災害情報の提供と相談活動の実施
ページ		事大3-3-62	事大3-3-62	事大3-3-71	事大3-3-73	事大3-3-75	事大3-3-76	事大3-3-78	事大3-3-82
本部事務局	資料作成班							○	
	情報分析班							○	
	情報発信班							○	
	広報班							○	○
	電話応対班							○	
ロジチーム	人事総務班								
	財務・庁舎班								
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班		○	○					
	救助消火捜索班		○						

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画
第１章　基本方針
第１～第２　（略）
第３　応急対策の主な流れ
１　航空災害
航空機の墜落等の場合
（略）

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市町からの要請を受け、県立病院の「救護班」の派遣や医療機関に「救護班」の派遣を要請等 ・必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・医療機関と連携をとった医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・対応可能な医療機関等への分散搬送	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ)による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

（略）

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
その他				・遺体の検分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

新

		第3章 円滑な災害応急活動の展開	第1節 救援・救護活動等の実施	第2節 緊急輸送活動及び代替輸送	第3節 こころのケア対策の実施	第4節 遺体の保存、身元確認等の実施	第5節 雑踏事故の応急対応	第6節 危険物等への対策の実施	第7節 災害情報の提供と相談活動の実施
ページ		事大3-3-62	事大3-3-62	事大3-3-71	事大3-3-73	事大3-3-75	事大3-3-76	事大3-3-78	事大3-3-82
本部事務局	資料作成班							○	
	情報分析班							○	
	情報発信班							○	
	広報班							○	○
	電話応対班							○	
	救助消火捜索班		○						
ロジチーム	人事総務班								
	財務・庁舎班								
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班		○	○					

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画
第１章　基本方針
第１～第２　（略）
第３　応急対策の主な流れ
１　航空災害
航空機の墜落等の場合
（略）

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施	・市町からの要請を受け、県立病院の「救護班」の派遣や医療機関に「救護班」の派遣を要請等 ・必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送及び他機関ヘリへの出動要請等 ・必要に応じ、多発外傷、広範囲熱傷等特殊な医療への対応可能病院を消防、医療機関に紹介		・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・医療機関と連携をとった医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保 ・対応可能な医療機関等への分散搬送	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院(災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ)による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

（略）

事項	航空運送事業者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
その他				・遺体の見分 ・遺体の身元確認		・医師による死亡確認

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

２　道路災害

（1）一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く。）

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施	・市から要請を受け県立病院の「救護班」の派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣等要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保	・ 要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に対する医療上の助言

（略）

（2）高速道路での危険物流出の場合

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	・警戒区域の設定（積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定） ・周辺広報の実施 〔以上管理者〕			・警戒区域の設定 ・避難勧告（避難指示を市長等が措置できないとき又は市長から要求があったときに実施） ・周辺広報の実施	・警戒区域の設定 ・避難勧告（避難勧告は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施） ・周辺広報の実施	
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・自衛隊の「救護班」の派遣	・市から要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・現地救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

（略）

新

２　道路災害

（1）一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く。）

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣・陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施	・市から要請を受け県立病院の「救護班」の派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣等要請等 ・必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施 ・必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介		・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保	・ 要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に対する医療上の助言

（略）

（2）高速道路での危険物流出の場合

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	・警戒区域の設定（積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定） ・周辺広報の実施 〔以上管理者〕			・警戒区域の設定 ・避難指示 ・周辺広報の実施	・警戒区域の設定 ・避難指示 ・周辺広報の実施	
医療		・国立大学病院からの「救護班」の派遣 ・自衛隊の「救護班」の派遣	・市から要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言

（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

(3) 雑踏事故の場合

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 〔以上主催者〕		・市からの要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・応急救護所で重傷度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言

（略）

事故災害対策編　道路災害対策計画

第３編　災害応急対策計画

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

第１節　情報の収集・伝達

第１　航空災害の第一報の情報伝達

１　航空機の墜落等

市内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

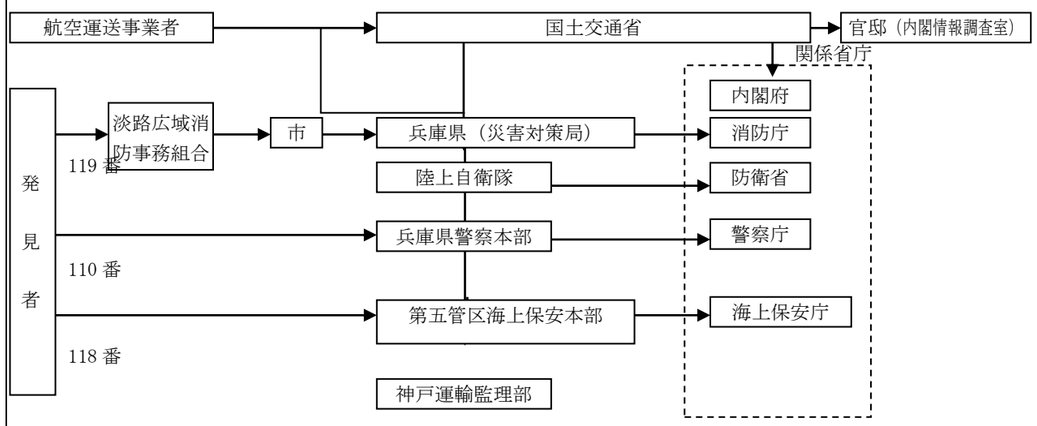

注１　県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市）は相互に情報を交換する。

２　連絡先　官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛省：運用局運用課

消防庁：応急対策室

近畿地方整備局：道路部

第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター

兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）

新

(3) 雑踏事故の場合

（略）

事項	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	市（消防）	医療機関等
医療	・救護活動に必要な場の確保 ・負傷者の搬出 〔以上主催者〕		・市からの要請を受け県立病院の「救護班」を派遣。また、医療機関に「救護班」の派遣を要請等		・応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施 ・対応可能な医療機関等への分散収容 ・医療機関と連携をとった、医師、「救護班」の派遣要請及び搬送先医療機関の確保	・要請に基づく医師、「救護班」の派遣 ・事故現場でのトリアージ・医療活動 ・災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言

（略）

事故災害対策編　道路災害対策計画

第３編　災害応急対策計画

第２章　迅速な災害応急活動体制の確立

第１節　情報の収集・伝達

第１　航空災害の第一報の情報伝達

１　航空機の墜落等

市内において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

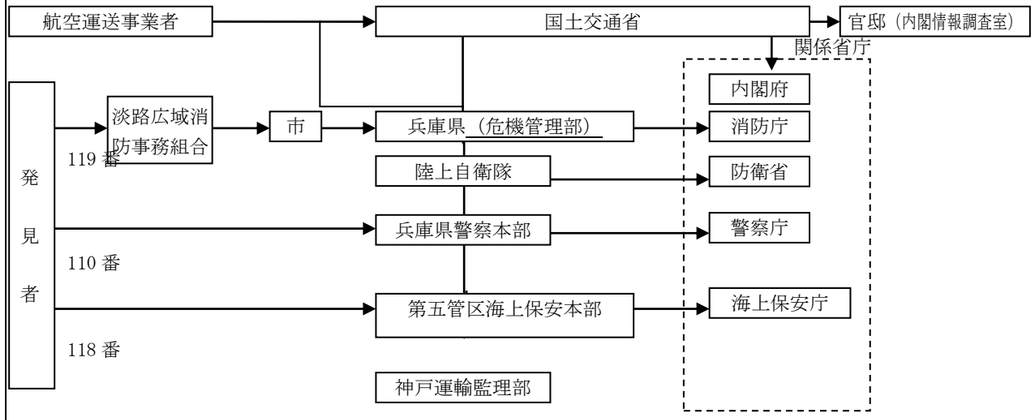

注１　県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市）は相互に情報を交換する。

２　連絡先　官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター

国土交通省：総合政策局技術安全課、航空局総務課

内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室

警察庁：警備局警備課

海上保安庁：総務部国際・危機管理官

防衛省：運用局運用課

消防庁：応急対策室

近畿地方整備局：道路部

第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター

兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）

旧

企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課

第２　道路災害の第一報の情報伝達

１　道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。
　この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

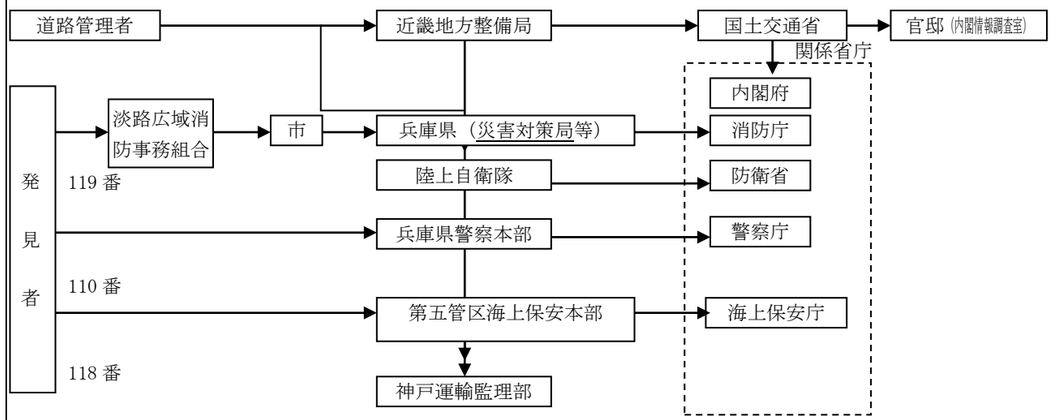

注１　県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。
２　連絡先　官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：道路局国道課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備課
海上保安庁：総務部国際・危機管理官
防衛省：運用局運用課
消防庁：応急対策室
近畿地方整備局：道路部
第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター
兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課

２　歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。
　この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

新

危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課

第２　道路災害の第一報の情報伝達

１　道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとる。
　この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

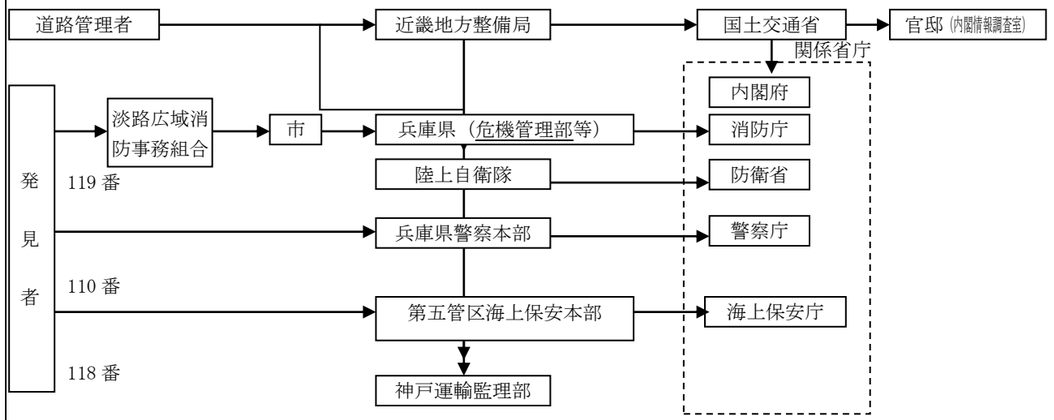

注１　県内における関係機関（第五管区海上保安本部、県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。
２　連絡先　官邸（内閣情報調査官）：内閣情報集約センター
国土交通省：道路局国道課
内閣府：政策統括官（防災担当）付参事官室
警察庁：警備局警備課
海上保安庁：総務部国際・危機管理官
防衛省：運用局運用課
消防庁：応急対策室
近畿地方整備局：道路部
第五管区海上保安本部：第五管区海上保安本部整備救難部環境防災課、運用指令センター
兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：警備部災害対策課
市：危機管理課

２　歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとる。
　この場合の情報等の伝達系統は次のとおりとする。

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

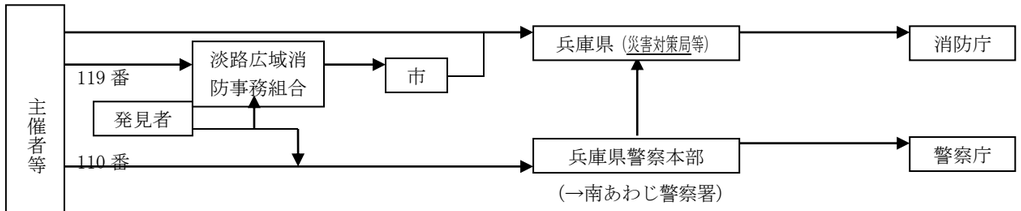

注1　県内における関係機関（県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。
2　連絡先　　警察庁：警備局警備課
消防庁：応急対策課
兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：地域部地域指導課、警備部災害対策課
市：危機管理課

第２　災害情報等の収集、報告等

１～３　（略）

４　災害情報の収集・伝達手段

①～②　（略）

③　災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はＦＡＸなども活用する。

④～⑤　（略）

５　報告内容

○　報告系統　（略）

（注）１　本部が設置されない場合も上図に準じる。
２　市は、県（淡路県民局）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。
３　報告は、原則として、フェニックス防災システムとするが、それにより難い場合は、衛星電話・ＦＡＸ等最も迅速な方法で行
４　消防庁の連絡窓口は次のとおりとする

区 分		平日（8:30～18:15）	左記以外
ＮＴＴ回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

（略）

(1)　緊急報告

①～④　（略）

⑤　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

（報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難い場合は衛星電話やＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。）

交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について、速やかに、県にその状況を報告する。

(2)　災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部・地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲か

新

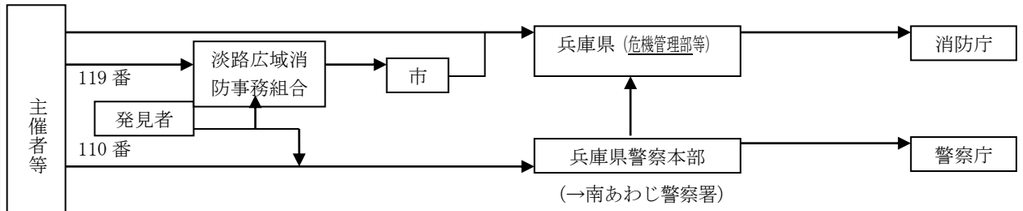

注1　県内における関係機関（県警察本部、県、市、淡路広域消防事務組合）は相互に情報を交換する。
2　連絡先　　警察庁：警備局警備課
消防庁：応急対策課
兵庫県：淡路県民局総務企画室総務防災課（勤務時間内の場合）
危機管理部災害対策課、同消防保安課消防班（勤務時間外及び緊急の場合）
兵庫県警察本部：地域部地域指導課、警備部災害対策課
市：危機管理課

第２　災害情報等の収集、報告等

１～３　（略）

４　災害情報の収集・伝達手段

①～②　（略）

③　災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はFAXなども活用する。

④～⑤　（略）

５　報告内容

○　報告系統　（略）

（注）１　本部が設置されない場合も上図に準じる。
２　市は、県（淡路県民局）に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県（災害対策本部）に報告する。
３　報告は、原則として、フェニックス防災システムとするが、それにより難い場合は、衛星電話・FAX等最も迅速な方法で行う。
４　消防庁の連絡窓口は次のとおりとする

区 分		平日（8:30～18:15）	左記以外
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

（略）

(1)　緊急報告

①～④　（略）

⑤　ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

（報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難い場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。）

交通機関は、運行状況及び施設の被災状況について、速やかに、県にその状況を報告する。

(2)　災害概況即報

市は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握で

旧	新
ら逐次、県（災害対策本部・地方本部経由）へ連絡する。 特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。 〔災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難い場合は衛星電話、ＦＡＸ等最も迅速な方法で行う。〕 (3) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (4) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。	きた範囲から逐次、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ連絡する。 特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）へ報告する。 〔災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム、又はそれにより難い場合は衛星電話、FAX等最も迅速な方法で行う。〕 (3) 被害状況即報 市は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に報告する。 県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (4) 災害確定報告 市は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、災害対策地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第２章　迅速な災害応急活動体制の確立** **第４節　防災関係機関等との連携促進** **第１　市の措置** １　（略） **２　周辺市町との連携** (1) 事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問い合わせ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたる。 (2)～(3)　（略） （以下略）	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第２章　迅速な災害応急活動体制の確立** **第４節　防災関係機関等との連携促進** **第１　市の措置** １　（略） **２　周辺市町との連携** (1) 事故発生地の周辺市町は、必要に応じて、問合せ窓口の設置、支援情報の提供、こころのケアの実施等にあたる。 (2)～(3)　（略） （以下略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第２章　迅速な災害応急活動体制の確立** **第５節　自衛隊への派遣要請** **第１　知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）** １　（略） ２ (1)　（略） (2)　連絡先　（略） 注）緊急文書をＦＡＸで送信する場合は、事前又は事後に、その旨電話連絡し、確実性を期する。 ３　（略） **第２～第７**（略）	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第２章　迅速な災害応急活動体制の確立** **第５節　自衛隊への派遣要請** **第１　知事が行う場合（自衛隊法第83条第1項）** １　（略） ２ (1)　（略） (2)　連絡先　（略） 注）緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後に、その旨電話連絡し、確実性を期する。 ３　（略） **第２～第７**（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第１節　救援・救護活動等の実施** **第１～第３**　（略） **第４　避難誘導活動** 航空機、自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長等は、乗客、乗員等を避難させる。 また、自動車等から危険物が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市は、必要に応じて、南あわじ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第１節　救援・救護活動等の実施** **第１～第３**　（略） **第４　避難誘導活動** 航空機、自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長等は、乗客、乗員等を避難させる。 また、自動車等から危険物が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市は、必要に応じて、南あわじ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行う。

旧	新
第５　医療活動等の実施 **１　実施方法** (1)　（略） (2) トリアージの実施と現場での医療活動 市は、必要に応じて、南あわじ市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。 医師等は、「救護班」や救急隊員等が傷病者の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施する。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。 (3)～(7)　（略） **２　県における活動** (1) 情報の収集 ①地域医療情報センター及び災害拠点病院は、二次医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告する。 ②～③　（略） (2)　（略） (3)「救護班」の派遣等関係機関への要請 ①　県（医務課）は、市長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し、次の要請を行う。 ・災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請 ・県等のヘリコプターの待機要請 ・近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への負傷者受け入れの要請 ・自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による負傷者搬送についての待機要請 ・厚生労働省を通じた「救護班」の派遣等の要請 ・兵庫県医師会、兵庫県私立病院協会、兵庫県歯科医師会、兵庫県看護協会、兵庫県理学療法士会及び兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請 ②　（略） ③　兵庫県ＤＭＡＴ ・災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫県ＤＭＡＴの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整する。 ・県は、災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により「救護班」を派遣、活動した場合においても、状況を鑑み、その派遣、活動が必要であったと認めるときは、県からの要請に基づいた派遣・活動として認める。 (4)　（略） **３　災害拠点病院の活動** (1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合 ①　被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行う。 ②　被災圏域へ「救護班」を派遣する。 ③　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じる。 (2)①～③　（略）	**第５　医療活動等の実施** **１　実施方法** (1)　（略） (2)　トリアージの実施と現場での医療活動 市は、必要に応じて、南あわじ市医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。 医師等は、「救護班」や救急隊員等が傷病者の重症度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施する。 災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行う。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行う。 (3)～(7)　（略） **２　県における活動** (1) 情報の収集 ①　地域保健医療情報センター及び災害拠点病院は、二次医療圏域内の他の県健康福祉事務所・市保健所、市町、郡市医師会等関係機関と連携しつつ、情報を収集し、県広域災害・救急医療情報システムを活用するなどして、県（医務課）に報告する。 ②～③　（略） (2)　（略） (3)　「救護班」の派遣等関係機関への要請 ①　県（医務課）は、市長から要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し、次の要請を行う。 ・災害拠点病院をはじめ日本赤十字社兵庫県支部、県立病院、国立病院、公的病院、私的医療機関に対する「救護班」の編成と被災地への派遣要請 ・県等のヘリコプターの待機要請 ・近隣府県に対する「救護班」の編成・派遣要請と医療機関への負傷者受入れの要請 ・自衛隊、海上保安本部に対する船艇・航空機による負傷者搬送についての待機要請 ・厚生労働省を通じた「救護班」の派遣等の要請 ・(一社)兵庫県医師会、(一社)兵庫県私立病院協会、(一社)兵庫県歯科医師会、(公社)兵庫県看護協会、(一社)兵庫県理学療法士会及び(一社)兵庫県作業療法士会に対する災害救援専門ボランティア（医療ボランティア）の派遣要請 ②　（略） ③　兵庫県DMAT ・災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに兵庫県DMATの派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整する。 ・県は、災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により「救護班」を派遣、活動した場合においても、状況を鑑み、その派遣、活動が必要であったと認めるときは、県からの要請に基づいた派遣・活動として認める。 (4)　（略） **３　災害拠点病院の活動** (1) 災害が他の二次医療圏域で発生した場合 ①　被災圏域で対処できない負傷者を受け入れ、治療を行う。 ②　被災圏域へ「救護班」を派遣する。 ③　広域災害・救急医療情報システム（EMIS）端末機を活用し、被災圏域の医療に関する情報を収集し、必要に応じた支援策を講じる。 (2)①～③　（略）

旧	新
④　広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。 **第６　特殊な治療活動等への対応** （略） **１　多発外傷への対応** (1)①　（略） ②　搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接市を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、「救護班」、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。 ③　（略） (2) 二次搬送等 ①　医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに淡路広域消防事務組合に対し、二次搬送の要請をする。また、必要に応じて地域医療情報センター、災害医療コーディネーターと連携をとり、二次搬送先を決定する。 ②　（略） **２　広範囲熱傷、化学熱傷への対応** (1)① ②　搬送担当機関、災害医療コーディネーターの医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。県は、搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をする。また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。 ③　（略） (2)　（略） **３　有毒ガス、化学物質等による中毒への対応** (1)①　（略） ②　淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、医療機関、健康福祉事務所・洲本保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康生活科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。 また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める (2)　（略） **第７**　（略）	④　広域災害・救急医療情報システム端末機を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。 **第６　特殊な治療活動等への対応** （略） **１　多発外傷への対応** (1)①　（略） ②　搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接市を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、「救護班」、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。 ③　（略） (2) 二次搬送等 ①　医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに淡路広域消防事務組合に対し、二次搬送の要請をする。また、必要に応じて地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーターと連携をとり、二次搬送先を決定する。 ②　（略） **２　広範囲熱傷、化学熱傷への対応** (1)① ②　搬送担当機関、災害医療コーディネーターの医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。県は、搬送担当機関、災害医療コーディネーター、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をする。また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求める。 ③　（略） (2)　（略） **３　有毒ガス、化学物質等による中毒への対応** (1)①　（略） ②　淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、医療機関、健康福祉事務所・洲本保健所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。 また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。 (2)　（略） **第７**　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第２節　緊急輸送活動及び代替輸送** **第１**　（略） **第２　被災地域への流入抑制** **１～３**　（略） **４　道路の応急復旧事業** (1)　（略） (2) 応急復旧業務の実施	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第２節　緊急輸送活動及び代替輸送** **第１**　（略） **第２　被災地域への流入抑制** **１～３**　（略） **４　道路の応急復旧事業** (1)　（略） (2)　応急復旧業務の実施

旧	新
道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。また、県（県土整備部）は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行う。 ５～７　（略）	道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。また、県（土木部）は、（一社）兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行う。 ５～７　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第３節　こころのケア対策の実施** **第１　被災者等のこころのケア対策** １　県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごＤＰＡＴ」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。 ２　県は、「ひょうごＤＰＡＴ」の派遣にあたっては、「ひょうごＤＰＡＴ」調整本部を設置し、ＤＰＡＴ活動に対する後方支援を行う。 ３　県は、「ひょうごＤＰＡＴ」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外ＤＰＡＴの派遣要請を行う。 ４　県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（ＤＰＡＴ）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行う。 ５　県（健康福祉事務所）は、ＤＰＡＴ活動拠点本部の管理運営を行う。 ６　県（精神保健福祉センター）は、ＤＰＡＴ活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行う。 **第２～第７**　（略）	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第３節　こころのケア対策の実施** **第１　被災者等のこころのケア対策** １　県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）。 ２　県は、「ひょうごDPAT」の派遣にあたっては、「ひょうごDPAT」調整本部を設置し、DPAT活動に対する後方支援を行う。 ３　県は、「ひょうごDPAT」だけでは対応できない場合、厚生労働省や他の都道府県に対して、県外DPATの派遣要請を行う。 ４　県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行う。 ５　県（健康福祉事務所）は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行う。 ６　県（精神保健福祉センター）は、DPAT活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行う。 **第２～第７**　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第４節　遺体の保存、身元確認等の実施** **第１　実施期間** １　（略） ２　南あわじ警察署は、身元確認にあたっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求める。 また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、ＤＮＡ型鑑定等により身元の確認を行う。 市等は、南あわじ警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっ旋、提供等に協力する。 ３　（略） **第２**　(1) ～(2)　（略） (3)　広域火葬の実施 ・県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て、近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受け入れを要請する。 ・県は、受け入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、市に通知する。 （略）	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第４節　遺体の保存、身元確認等の実施** **第１　実施期間** １　（略） ２　南あわじ警察署は、身元確認にあたっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求める。 また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、DNA型鑑定等により身元の確認を行う。 市等は、南あわじ警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっ旋、提供等に協力する。 ３　（略） **第２**　(1) ～(2)　（略） (3)　広域火葬の実施 ・県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て、近隣他府県を通じて、他府県の市町村での火葬の受入れを要請する。 ・県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、市に通知する。 （略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第５節　雑踏事故の応急対応**	**事故災害対策編　道路災害対策計画** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　円滑な災害応急活動の展開** **第５節　雑踏事故の応急対応**

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

旧

第１～第２　（略）

第３　雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

１　行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県（災害対策局）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

２～５　（略）

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画
第３章　円滑な災害応急活動の展開
第６節　危険物等への対策の実施
第１～２　（略）
第３　県、市その他関係機関　（略）
１　（略）

情報系統図（第１報）

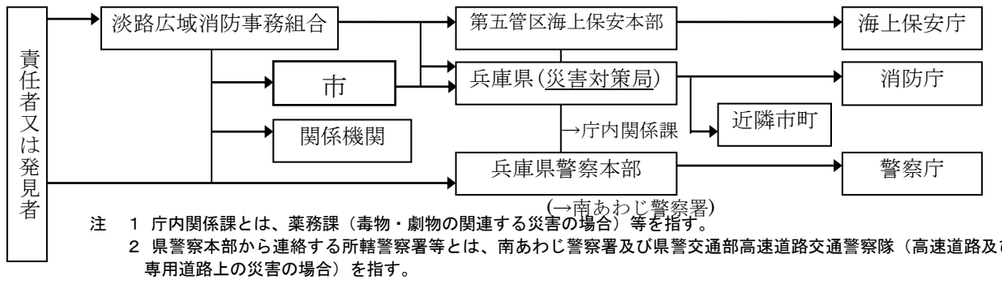

注　１ 庁内関係課とは、薬務課（毒物・劇物の関連する災害の場合）等を指す。
２ 県警察本部から連絡する所轄警察署等とは、南あわじ警察署及び県警交通部高速道路交通警察隊（高速道路及び自動車専用道路上の災害の場合）を指す。
３ 県は、市からの要請に基づき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請する（自然災害対策編 第３編「風水害等応急対策計画」第２章「災害応急活動体制の確立」第４節「防災関係機関等への応援要請」第３「自衛隊への災害派遣要請」の項を参照）。

２　災害広報

(1) 市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、ＣＡＴＶ、防災行政無線、防災ネット等を媒体とする広報活動を行う。

(2)　（略）

３　危険物等の特定

(1) 淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康生活科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

(2)　（略）

４　現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

(1) 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること

(2)～(3)　（略）

５　救急搬送等

淡路広域消防事務組合は、医療機関、（財）日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をと

新

第１～第２　（略）

第３　雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施する。

１　行事等の主催者等

行事等の主催者等は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、県（危機管理部）等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努める。

２～５　（略）

事故災害対策編　道路災害対策計画
第３編　災害応急対策計画
第３章　円滑な災害応急活動の展開
第６節　危険物等への対策の実施
第１～２　（略）
第３　県、市その他関係機関　（略）
１　（略）

情報系統図（第１報）

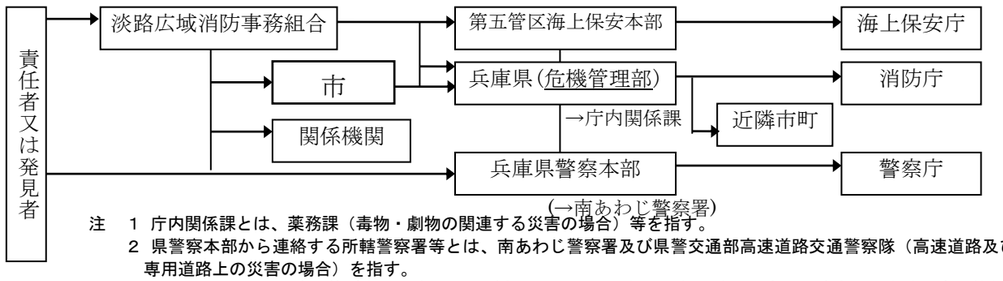

注　１ 庁内関係課とは、薬務課（毒物・劇物の関連する災害の場合）等を指す。
２ 県警察本部から連絡する所轄警察署等とは、南あわじ警察署及び県警交通部高速道路交通警察隊（高速道路及び自動車専用道路上の災害の場合）を指す。
３ 県は、市からの要請に基づき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請する（自然災害対策編 第３編「風水害等応急対策計画」第２章「災害応急活動体制の確立」第４節「防災関係機関等への応援要請」第３「自衛隊への災害派遣要請」の項を参照）。

２　災害広報

(1) 市、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、CATV、防災行政無線、防災ネット等を媒体とする広報活動を行う。

(2)　（略）

３　危険物等の特定

(1) 淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集する。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立健康科学研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努める。

(2)　（略）

４　現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、淡路広域消防事務組合、南あわじ警察署、第五管区海上保安本部、県、その他関係機関は連携して次の活動を行う。

(1) 危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定すること

(2)～(3)　（略）

５　救急搬送等

淡路広域消防事務組合は、医療機関、(公財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をと

旧	新
り、負傷者等を医療機関へ搬送する。 ６　（略） ７　避難 市は、南あわじ警察署と協力して避難のための立退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受け入れを行う。 ８～14　（略）	り、負傷者等を医療機関へ搬送する。 ６　（略） ７　避難 市は、南あわじ警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受入れを行う。 ８～14　（略）
事故災害対策編　道路災害対策計画 第３編　災害応急対策計画 第３章　円滑な災害応急活動の展開 第７節　災害情報の提供と相談活動の実施 第１ １　基本方針 (1)～(2)　（略） (3)　広報の方法 ①～②　（略） ③　ＣＡＴＶへの情報提供 ④　インターネット、ＦＡＸ、携帯電話（防災ネット）等による広報 ⑤　（略） 第２　（略）	事故災害対策編　道路災害対策計画 第３編　災害応急対策計画 第３章　円滑な災害応急活動の展開 第７節　災害情報の提供と相談活動の実施 第１ １　基本方針 (1)～(2)　（略） (3)　広報の方法 ①～②　（略） ③　CATVへの情報提供 ④　インターネット、FAX、携帯電話（防災ネット）等による広報 ⑤　（略） 第２　（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第１編　総則
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１　指定地方行政機関
（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部	１船員労務官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 ２ PSC(ﾎﾟｰﾄｽﾃｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ)の実施の推進、強化・整備 ３ 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 ４ 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施・立入検査	１ 所管事業に関する情報の収集・伝達 ２ 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 ３ 特に必要があると認められる場合の輸送命令	

第２～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 （ﾄﾘｱｰｼﾞ訓練等）	災害時における医療救護	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話㈱ （兵庫支店） ㈱ＮＴＴﾄﾞｺﾓ関西支社 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱	電気通信設備の整備と防災管理	１ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２ 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ （公社）全日本トラック協会		災害時における緊急陸上輸送	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
ＫＤＤＩ㈱ （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

（略）
第６　指定地方公共機関
（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧

新

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第１編　総則
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１　指定地方行政機関
（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
神戸運輸監理部	１ 運航労務監理官の監査・指導による船舶の安全な運航の確保 ２ PSC(ﾎﾟｰﾄｽﾃｰﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ)の実施の推進、強化・整備 ３ 船舶の構造、設備等の安全基準による船舶検査の厳格な実施 ４ 危険物の船舶運送に関する厳格な検査の実施・立入検査	１ 所管事業に関する情報の収集・伝達 ２ 緊急海上輸送確保に係る船舶運航事業者に対する協力要請 ３ 特に必要があると認められる場合の輸送命令	

第２～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
独立行政法人 国立病院機構	防災訓練の実施 （トリアージ訓練等）	災害時における医療救護	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話㈱ （兵庫支店） ㈱NTTﾄﾞｺﾓ関西支社 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ㈱	電気通信設備の整備と防災管理	１ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ２ 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
日本通運㈱ 福山通運㈱ 佐川急便㈱ ヤマト運輸㈱ 西濃運輸㈱ (公社)全日本トラック協会		災害時における緊急陸上輸送	

（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧
KDDI㈱ （関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

（略）
第６　指定地方公共機関
（略）

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧

旧

公益社団法人 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
一般社団法人 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

第７～第９　（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第１編　総則
第４章　対象災害の累計
第１　（略）
第２　１　（略）
２　重油等の流出事故
⑴①～③　（略）

④　ガソリン

・　ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。
　また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

・　対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては、住民に対し避難を勧告するなど、二次災害の発生の防止を図る。
　やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの待機拡散を抑制する。

⑵　（略）

⑶ 液化ガス

・　メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はＬＮＧ（Liquefied Natural Gas）という。
　また、ＬＰＧ（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

・　ＬＮＧ又はＬＰＧタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。ＬＮＧについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。ＬＰＧについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第１章　基本方針
第１　（略）
第２　海上災害に関する基本的な考え方
（略）

別表４　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主　体	根拠法令	責務等の内容
漁港管理者	漁港漁場整備法第４条 第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

（略）

新

(公社) 兵庫県看護協会		災害時における医療救護 避難者の健康対策	
(一社) 兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的・身体的支援

第７～第９　（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第１編　総則
第４章　対象災害の累計
第１　（略）
第２　１　（略）
２　重油等の流出事故
⑴①～③　（略）

④　ガソリン

・　ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。
　また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。

・　対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯住民の避難、火気に対する注意を喚起するほか、場合によっては、住民に対し避難を指示するなど、二次災害の発生の防止を図る。
　やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの待機拡散を抑制する。

⑵　（略）

⑶ 液化ガス

・　メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。
　また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。

・　LNG又はLPGタンカーが衝突した場合、タンクに破口が生じ、大量流出が起こることが考えられる。LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、引火・爆発性のガスとなるため、避難以外の対策はとりにくいので、第一義的に事故を未然に防ぐことが肝要である。LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物を近づけないことが肝要である。

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第１章　基本方針
第１　（略）
第２　海上災害に関する基本的な考え方
（略）

別表４　重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主　体	根拠法令	責務等の内容
漁港管理者	漁港漁場整備法第４条 第18条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質の堆積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

（略）

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　活動・連携体制の整備
第１　趣旨
第２　内容
１～２　（略）
３　広域的な連携体制
(1)　（略）
(2) 大阪湾、播磨灘排出油等防除協議会における連携体制の強化
（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　活動・連携体制の整備
第１　趣旨
第２　内容
１～２　（略）
３　広域的な連携体制
(1)　（略）
(2) 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会における連携体制の強化
（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第４章　災害応急対策への備えの充実
第５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備
第１　（略）
第２　災害ボランティア活動の環境整備
１　（略）
２　受入体制の整備
(1)～(3)　（略）
(4) ボランティア活動の支援拠点の整備
市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。
(5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第４章　災害応急対策への備えの充実
第５節　災害ボランティア活動の支援体制の整備
第１　（略）
第２　災害ボランティア活動の環境整備
１　（略）
２　受入体制の整備
(1)～(3)　（略）
(4) ボランティア活動の支援拠点の整備
市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。
(5) 感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアの PCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第3章 災害応急活動の実施
ページ		事海 3-1-35	事海 3-2-37	事海 3-3-40
本部事務局	資料作成班		○	○
	情報分析班		○	○
	情報発信班		○	○
	広報班		○	○
	電話応対班		○	○
ロジチーム	人事総務班			

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
＜役割分担表＞

		第1章 基本方針	第2章 災害応急活動体制の確立	第3章 災害応急活動の実施
ページ		事海 3-1-35	事海 3-2-37	事海 3-3-40
本部事務局	資料作成班		○	○
	情報分析班		○	○
	情報発信班		○	○
	広報班		○	○
	電話応対班		○	○
	救助消火捜索班			○

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

	財務・庁舎班			
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班			○
	救助消火捜索班			○

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
第１章　基本方針
第１　（略）
第２　応急対策の概要
１　（略）
２　重油等の流出事故の場合

市は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸地に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令及び市地域防災計画に定めるところに従って、第五管区海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のために応急対策の実施に努める。

３　応急対策の流れ
(1)　（略）
(2)　重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）
（略）

事　項	船長等の防除義務者	国	県	市
陸岸における回収作業		・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、海上での防除作業に支障をきたさない範囲で陸岸での防除作業を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・市の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっ旋	・市による回収作業計画の策定 ・市による回収作業 ・市によるボランティアの受入窓口の設置

（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第１　趣旨　（略）
第２　内容
１　市の活動体制

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を淡路県民局に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

市は、重油等の流出事故が発生した場合は、大阪湾、播磨灘排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に積極的に参画する。

（略）
２～４

新

ロジチーム	人事総務班			
	財務・庁舎班			
人命救助・輸送確保チーム	輸送ルート確保班			○

（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
第１章　基本方針
第１　（略）
第２　応急対策の概要
１　（略）
２　重油等の流出事故の場合

市は、海難が発生して重油等が流出し、当該地域の陸岸に漂着した場合又は漂着するおそれがある場合は、法令及び市地域防災計画に定めるところに従って、第五管区海上保安本部や県等と連携をとり必要に応じ防除措置のために応急対策の実施に努める。

３　応急対策の流れ
(1)　（略）
(2)　重油等の流出事故の場合（通常の防除体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）
（略）

事　項	船長等の防除義務者	国	県	市
陸岸における回収作業		・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	・回収方針策定 ・市の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっ旋	・市による回収作業計画の策定 ・市による回収作業 ・市によるボランティアの受入窓口の設置

（略）

事故災害対策編（海上災害対策計画）
第３編　災害応急対策計画
第２章　災害応急活動体制の確立
第１　趣旨　（略）
第２　内容
１　市の活動体制

市は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を淡路県民局に連絡する。応援の必要性がある場合も同様とする。

市は、重油等の流出事故が発生した場合は、大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会に総合調整本部が設置されるので、その活動に積極的に参画する。

（略）
２～４

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧	新
事故災害対策編（海上災害対策計画） 第３編　災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の実施 第１　趣旨　（略） 第２　内容　１～９　（略） 10　災害情報の提供 (1)～(2)　（略） (3)　広報の方法 ①　（略） ②　ＣＡＴＶ（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機 （以下略）	事故災害対策編（海上災害対策計画） 第３編　災害応急対策計画 第３章　災害応急活動の実施 第１　趣旨　（略） 第２　内容　１～９　（略） 10　災害情報の提供 (1)～(2)　（略） (3)　広報の方法 ①　（略） ②　CATV（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機 （以下略）

南あわじ市地域防災計画　原子力災害対策計画　新旧対照表

旧

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第１章　計画の目的
第１節　計画の目的
（略）
　また、福井県に立地する高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所のＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）、ＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective action planning Zone）圏域内に京都府の一部が立地することから、関西広域連合において、福井県の市町を含めて広域的な住民避難計画を定めている。
（略）

第２節　災害の範囲　（略）

第３節　定義
(1)　法令等　（略）

(2)　施設等

用 語	意 味
放射性同位元素等取扱事業所	原子炉等規制法に規定された原子力施設（精錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）

(3)　放射性物質等　（略）

(4)　その他の用語解説

行	用　語	説　明
か行	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第２項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難勧告・指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。
	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率又は照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。
	警戒事象	その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。

新

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第１章　計画の目的
第１節　計画の目的
（略）
　また、福井県に立地する高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域：Urgent Protective action planning Zone）圏域内に京都府の一部が立地することから、関西広域連合において、福井県の市町を含めて広域的な住民避難計画を定めている。
（略）

第２節　災害の範囲　（略）

第３節　定義
(1)　法令等　（略）

(2)　施設等

用 語	意 味
原子力施設	原子炉等規制法に規定された原子力施設（製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料使用施設。ただし、原災法の対象となるものに限る。）

(3)　放射性物質等　（略）

(4)　その他の用語解説

行	用　語	説　明
か行	緊急事態応急対策	原子力災害対策特別措置法第15条第２項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第４項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策。具体的には、原子力緊急事態宣言の発出、災害に関する情報収集・伝達、避難指示、放射線量の測定、被災者の救助・保護、緊急輸送の確保等のこと。
	空間放射線量率	ある時間内に空気中を通過する放射線の量を言う。平常時や緊急時モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。ガンマ線による空気吸収線量率又は照射線量率はサーベイメータ、連続モニタ、可搬式モニタリングポスト等により測定される。
	警戒事象	その時点では、住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象。この事象が発生すると、警戒事態となる。 警戒事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。

旧

	グレイ（Ｇｙ）	各臓器・組織における吸収線量のこと。放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりにどれくらいのエネルギーを受けたのかを表す物理的な量。 放射線防護では、ミリシーベルト（実効線量）が用いられる。実効線量は、臓器・組織の各部位で受けた線量をがんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量のこと。各部位に均等に、ガンマ線１グレイの吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で1,000ミリシーベルトに相当する。

行	用　語	説　明
た行	特定事象	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。

行	用　語	説　明
は行	ベクレル（Ｂｑ）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。１ベクレルは、１秒間に個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。

行	用　語	説　明
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境モニタリングと、災害時に行う緊急モニタリングがある。

行	用　語	説　明
英字	ＥＡＬ（Emergency Action Level ： 緊急時活動レベル）	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）
	ＯＩＬ（Operation Intervention Level ： 運用上の介入レベル）	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	ＰＡＺ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径５kmの区域。
	ＵＰＺ（Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

新

	グレイ（Gy）	各臓器・組織における吸収線量のこと。放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりにどれくらいのエネルギーを受けたのかを表す物理的な量。 放射線防護では、ミリシーベルト（実効線量）が用いられる。実効線量は、臓器・組織の各部位で受けた線量をがんや遺伝性影響の感受性について重み付けをして全身で足し合わせた量のこと。各部位に均等に、ガンマ線１グレイの吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で1,000ミリシーベルトに相当する。

行	用　語	説　明
た行	特定事象	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象。原子力災害対策指針においては、「施設敷地緊急事態」となる事象。この事象が発生すると、「施設敷地緊急事態」となる。施設敷地緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）として、具体的な事象が定められている。

行	用　語	説　明
は行	ベクレル（Bq）	放射性物質が放射線を出す能力を表す単位。１ベクレルは、１秒間に個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ、又は量を表す。

行	用　語	説　明
ま行	モニタリング	原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。平常時から行う環境放射線モニタリングと、災害時に行う緊急モニタリングがある。

行	用　語	説　明
英字	EAL（Emergency Action Level ： 緊急時活動レベル）	初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準。深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価するもの。（別表参照）
	OIL（Operation Intervention Level ： 運用上の介入レベル）	環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準。放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価するもの。
	PAZ（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として設定された区域の一つ。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径５kmの区域。
	UPZ（Urgent Protective action planning Zone：緊急時防護措置を準備する区域）	原子力規制委員会が制定した原子力災害対策指針において、「原子力災害対策重点区域」として新たに設定された区域の一つ。確率的影響のリスクを低減するため、緊急時防護措置を準備する区域。原子力施設から概ね半径30kmの区域。

旧

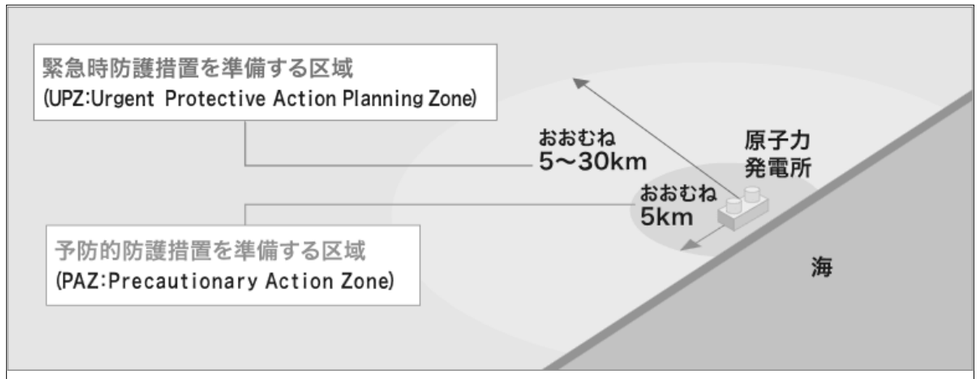

ＰＡＺ	予防的防護措置を準備する区域	施設から概ね半径５ km

緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

ＵＰＺ	緊急防護措置を準備する区域	施設から概ね半径 30 km

防護措置実施の判断基準（OIL）や緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

（注）緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を実施する範囲は必ずしも円形になるとは限らない。

別表 緊急事態区分及びＥＡＬ

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第1項第４号の基準に適合しない原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要

新

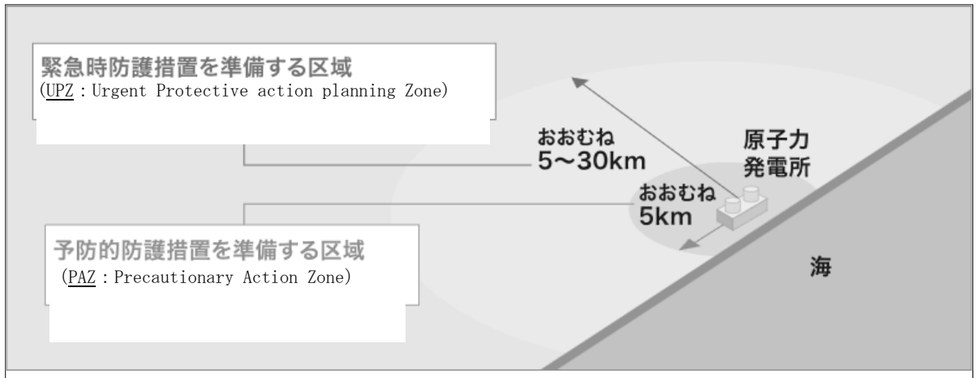

PAZ	予防的防護措置を準備する区域	施設から概ね半径 5 km

緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、放射性物質放出前における即時避難等を、予防的に準備する区域。

UPZ	緊急防護措置を準備する区域	施設から概ね半径 30 km

防護措置実施の判断基準（OIL）や緊急事態の判断基準（EAL）に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域。

（注）緊急時活動レベル（EAL）及び運用上の介入レベル（OIL）に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を実施する範囲は必ずしも円形になるとは限らない。

別表 緊急事態区分及び EAL

加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の３の６第１項第４号の基準に適合しない原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

区分	EAL（緊急時活動レベル）	防護措置の概要

旧

警戒事態	①　（略） ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏洩が起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③　（略） ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤～⑪　（略） ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。 ⑬ ｵﾝｻｲﾄ統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭～⑮　（略）	

第４節～第６節　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１　指定地方行政機関
（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿地方環境事務所		1　緊急環境モニタリングの実施 2　緊急環境モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間のあっ旋・調整	

（略）
第２～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
独立行政法人国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護	

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話(株)（兵庫支店） (株)ＮＴＴドコモ関西支社 ＮＴＴコミュニケーションズ(株)		1　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2　対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
ＫＤＤＩ(株)（関西総支社）		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

新

警戒事態	①　（略） **② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏洩が起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏洩が発生すること。** ③　（略） ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤～⑪　（略） ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭～⑮　（略）	

第４節～第６節　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第２章　防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第１　指定地方行政機関
（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
近畿地方環境事務所		1　緊急時モニタリングの実施 2　緊急時モニタリングに必要な資機材等の地方公共団体間のあっ旋・調整	

（略）
第２～第４　（略）
第５　指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
(独)国立病院機構		対象原子力災害等発生時における医療救護	

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
西日本電信電話(株)（兵庫支店） (株)NTTドコモ関西支社 NTTコミュニケーションズ(株)		1　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2　対象原子力災害発生時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
KDDI(株)（関西総支社）		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
〔新規〕			

第６　指定地方公共機関
（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
一般社団法人兵庫県医師会		対象原子力災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
公益社団法人兵庫県看護協会		１　災害時における医療救護 ２　避難所における避難者の健康対策	

第７～第８　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第３章　兵庫県及び南あわじ市に関する原子力事業所等の現状
第１　趣旨
第２　内容
１　原子力施設
(1)　（略）
(2)　南あわじ市の原子力施設の立地状況
南あわじ市内には、該当する施設は存在しない。

表 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域

施設の種類		重点区域の目安（半径）
実用発電用原子炉		概ね５km 又は30km（※1参照）
試験研究用等原子炉施設	10MW＜熱出力 ≦100MW	５km
	２MW＜熱出力 ≦ 10MW	500m
	熱出力 ≦ ２MW	－

（略）

※１ 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安（半径）	定義
予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）	概ね５km	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域
緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective action planning Zone）	概ね30km	確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域

新

（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
楽天モバイル㈱		電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

第６　指定地方公共機関
（略）

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災 害 復 旧
(一社)兵庫県医師会		対象原子力災害等発生時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
(公社)兵庫県看護協会		１　災害時における医療救護 ２　避難所における避難者の健康対策	

第７～第８　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第１編　総則
第３章　兵庫県及び南あわじ市に関する原子力事業所等の現状
第１　趣旨
第２　内容
１　原子力施設
(1)　（略）
(2)　南あわじ市の原子力施設の立地状況
南あわじ市内には、該当する施設は存在しない。

表 実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域

施設の種類		重点区域の目安（半径）
発電用原子炉施設		概ね５km 又は30km（※1参照）
試験研究用等原子炉施設	10MW＜熱出力 ≦100MW	５km
	２MW＜熱出力 ≦ 10MW	500m
	熱出力 ≦ ２MW	－

（略）

※１ 実用発電用原子炉の原子力災害対策重点区域

区域	重点区域の目安（半径）	定義
予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）	概ね５km	・急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL(緊急時活動レベル)に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 ・IAEA(国際原子力機関)の国際基準において、３～５kmの間で設定することとされていることを踏まえ設定
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）	概ね30km	・確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL(運用上の介入レベル)に基づき、緊急時防護措置を準備する区域 ・IAEAの国際基準において、５～30kmの間で設定されていること等を踏まえ設定

旧

※ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、実用発電用原子炉と同様とする。

○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況　（令和元年12月末現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉型	電気出力（万kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
関西電力(株)	高浜発電所 １号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
	２号機	〃	〃	82.6	〃	〃
	３号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	４号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	大飯発電所 １号機(廃)	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	30km	約52km
	２号機（廃）	〃	〃	117.5	〃	〃
	３号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	４号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	美浜発電所 １号機（廃）	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約82km
	２号機（廃）	〃	〃	50.0	〃	〃
	３号機	〃	〃	82.6	30km	〃
日本原子力発電(株)	敦賀発電所 １号機（廃）	福井県敦賀市	BWR	35.7	5km	約90km
	２号機	〃	PWR	116.0	30km	〃

（廃）：廃止措置中の原子炉　PWR：加圧水型軽水炉 BWR：沸騰水型軽水炉

○ 兵庫県周辺における原子炉施設の立地状況　（平成31年3月現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉型	電気出力（万kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原子炉もんじゅ（廃）	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約 87km
	新型転換炉原型炉ふげん（廃）	福井県敦賀市	ATR	16.5（廃止措置中）	５km	約90km

（廃）：廃止措置中の原子炉　FBR：高速増殖炉 ATR：新型転換炉

○ 兵庫県周辺における原子炉施設の立地状況　（平成29年４月現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉　型	熱出量（kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
近畿大学	UTR-KINKI（近畿大学研究用原子炉）	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速黒鉛反射非均質型	１W	－	約15km
京都大学	KUR（京都大学研究用原子炉）	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km
	KUCA（京都大学臨界集合体実験装置）		濃縮ウラン非均質型（軽水減速及び固体減速）	0.1 短時間最大1	－	

新

※ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の重点区域については、発電用原子炉施設と同様とする。

○ 兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況　（令和４年８月現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉型	電気出力（万kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
関西電力(株)	高浜発電所 １号機	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	30km	約42km
	２号機	〃	〃	82.6	〃	〃
	３号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	４号機	〃	〃	87.0	〃	〃
	大飯発電所 １号機(廃)	福井県大飯郡おおい町	PWR	117.5	５km	約52km
	２号機（廃）	〃	〃	117.5	〃	〃
	３号機	〃	〃	118.0	30km	〃
	４号機	〃	〃	118.0	〃	〃
	美浜発電所 １号機（廃）	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	5km	約82km
	２号機（廃）	〃	〃	50.0	〃	〃
	３号機	〃	〃	82.6	30km	〃
日本原子力発電(株)	敦賀発電所 １号機（廃）	福井県敦賀市	BWR	35.7	5km	約90km
	２号機	〃	PWR	116.0	30km	〃

（廃）：廃止措置中の原子炉　PWR：加圧水型軽水炉 BWR：沸騰水型軽水炉

○ 兵庫県周辺における研究開発段階発電用原子炉施設の立地状況　（令和４年８月現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉型	電気出力（万kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	高速増殖原型炉もんじゅ（廃）	福井県敦賀市	FBR	28.0	30km	約87km
	新型転換炉原型炉ふげん（廃）	福井県敦賀市	ATR	16.5	５km	約90km

（廃）：廃止措置中の原子炉　FBR：高速増殖炉 ATR：新型転換炉

○ 兵庫県周辺における試験研究炉及び臨界実験装置の立地状況　（令和４年８月現在）

設置者名	施設名	所 在 地	炉　型	熱出量（kw）	重点区域（半径）	県境からの距離
近畿大学	UTR-KINKI（近畿大学研究用原子炉）	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速黒鉛反射非均質型	１W	－	約15km
京都大学	KUR（京都大学研究用原子炉）	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速軽水冷却非均質型	5,000	500m	約30km
	KUCA（京都大学臨界集合体実験装置）		濃縮ウラン非均質型（軽水減速及び固体減速）	0.1 短時間最大1	－	

旧

○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設　（平成29年４月現在）

事業所名	所 在 地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域（半径）	県境からの距離
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	５％以下	284トンU	棒状加工（ＰＷＲ用）	500m	約 30km
(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	５％以下	100トンSWU	ウラン濃縮	－	約 42km

(3)　**（略）**

２　放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

種 類	概 要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
ＩＰ輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
Ｌ型輸送物	１輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元装備機器、放射線照射器具放射性医薬品、実験用トレサー等）
Ａ型輸送物	１輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン等	放射線照射装置の密封線源放射線応用計測器の密封線等
Ｂ型輸送物	１輸送物中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、ＭＯＸ燃料集合体 等	放射線照射装置の密封線源放射性医薬品の原料等

放射性物質の輸送は、全国で年間約 28 万回実施されており（H20 国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、Ｂ型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

(2) 過去の災害事例

発生時期	発生場所	事案の概要
Ｓ46.8	大阪府	非破壊検査用イリジウムを運搬中、落ちた線源ホルダーを従業員が素手で扱い、被ばくした。
Ｓ50.4	山口県	非破壊検査用イリジウムを運搬中、雨のため車がスリップし、車がガードレールに接触して線源容器が車から路上に落ちた。線源の漏洩及び汚染等はなかった。
Ｓ50.9	大分県	セシウム 137 の密度計を運搬中のトラックが居眠り運転で民家の塀に衝突した。密度計に異常はなかった。

新

○ 兵庫県周辺における核燃料加工施設の立地状況　（令和４年８月現在）

事業所名	所 在 地	濃縮度	年間最大処理能力	処理方法	重点区域（半径）	県境からの距離
原子燃料工業(株) 熊取事業所	大阪府泉南郡熊取町	５％以下	284トンU	棒状加工（PWR用）	500m	約 30km
(独)日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡鏡野町	５％以下	100トンSWU	ウラン濃縮	－	約 42km

(3)　**（略）**

２　放射性物質の輸送

(1) 現状

放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射能量に応じて輸送容器が区分されている。

【輸送物の種類】

【輸送物の種類】

種 類	概 要	主な用途	
		核燃料物質 核原料物質	放射性同位元素 放射性医薬品
IP輸送物	放射能濃度が低いものなど、危険性が比較的小さいものに限定することで安全性を確保する輸送物	低レベル放射性廃棄物、未照射天然ウラン、原子炉廃材 等	低レベル放射性廃棄物
Ｌ型輸送物	１輸送物中の放射性物質の収納量を極少量に制限することにより、その危険性を極めて小さなものに抑えたもの	微量の放射性資料等	微量の線源（放射性同位元装備機器、放射線照射器具放射性医薬品、実験用トレサー等）
Ａ型輸送物	１輸送物中の放射性物質の収納量を一定量に制限するとともに、通常予想される出来事（降雨、振動、取扱中の衝撃）に対する強度を持たせたもの	原子力発電所用の新燃料集合体、六フッ化ウラン、二酸化ウラン等	放射線照射装置の密封線源放射線応用計測器の密封線等
Ｂ型輸送物	１輸送物中に大量の放射性物質を収納しているので、輸送中に遭遇する大事故（火災、衝突、水没等）にも十分に耐えられるように、極めて強固な放射性輸送物としたもの	使用済核燃料、高レベル放射性廃棄物、MOX燃料集合体 等	放射線照射装置の密封線源放射性医薬品の原料等

放射性物質の輸送は、全国で年間約 28 万回実施されており（H20 国土交通省）、兵庫県内においても医療用線源や核燃料物質の輸送が行われている。このうち、Ｂ型輸送物の輸送については事業者等が県公安委員会に届け出る必要があるが、セキュリティ上、輸送ルートや日時は非公開とされている。

(2) 過去の災害事例

発生時期	発生場所	事案の概要
Ｓ46.8	大阪府	非破壊検査用イリジウムを運搬中、落ちた線源ホルダーを従業員が素手で扱い、被ばくした。
Ｓ50.4	山口県	非破壊検査用イリジウムを運搬中、雨のため車がスリップし、車がガードレールに接触して線源容器が車から路上に落ちた。線源の漏洩及び汚染等はなかった。
Ｓ50.9	大分県	セシウム 137 の密度計を運搬中のトラックが居眠り運転で民家の塀に衝突した。密度計に異常はなかった。

旧

S58.8	茨城県	放射性物質を輸送中のコンテナ車が盗難にあい、一部の物質が回収できなかった。
S60.8	群馬県	L型輸送物 74 個、A型輸送物 18 個を積載した旅客機が墜落し、一部の輸送物が行方不明となった。調査の結果、環境への影響はないことが確認された。
〔新規〕		

※原子力安全委員会、原子力規制委員会による。

(3) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びＩＰ輸送物は、万一収納物の漏洩が生じた場合でも一般公衆の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

（略）

3　放射性物質の取扱施設

(1)　兵庫県における立地状況

①　核燃料物質の使用許可を受けている施設

原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は９施設となっている（原子力規制庁、R2.10.1 現在）。　（以下略）

(2)　（略）

(3) 過去の災害事例

①　（略）

②　その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。過去には従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

型別＼年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	24
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
汚染・漏洩	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	15
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	41

【兵庫県内の事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
S60.３	神戸市	病院改築の際、ラジウム 226 の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。
H３.２	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト５ｔが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。

新

S58.8	茨城県	放射性物質を輸送中のコンテナ車が盗難にあい、一部の物質が回収できなかった。
S60.8	群馬県	L型輸送物 74 個、A型輸送物 18 個を積載した旅客機が墜落し、一部の輸送物が行方不明となった。調査の結果、環境への影響はないことが確認された。
H20.9	京都府	L型輸送物（リン 32、１ml）が運搬中所在不明となった。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会による。

(3) 被害の想定

L型輸送物、A型輸送物及びIP輸送物は、万一収納物の漏洩が生じた場合でも一般住民等の被ばくが定められた線量の限度を超えないよう、収納物の放射能の量、放射線量率が制限されている。また、B型輸送物は、収納する放射能の量が多いため、極めて頑丈な輸送容器で安全性を担保することとされている。

（略）

3　放射性物質の取扱施設

(1) 兵庫県における立地状況

①　核燃料物質の使用許可を受けている施設

原子炉等規制法に基づく使用許可を受けている施設は９施設となっている（原子力規制庁、R4.7.1 現在）。　（以下略）

(2)　（略）

(3) 過去の災害事例

①　（略）

②　その他の事故事例

最近の全国の事故発生状況は次のとおりである（原子力規制委員会）。従業員等が被ばくした事例も報告されている。

【最近の事故の発生状況】

型別＼年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
紛失・誤廃棄・盗取	2	1	5	3	0	1	1	3	1	4	3	2	0	26
被ばく	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
汚染・漏洩	0	2	0	2	4	1	1	0	1	3	1	0	2	17
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	2	3	5	5	4	2	2	4	2	7	5	3	2	46

【兵庫県内の事例】

発生時期	発生場所	事案の概要
S60.３	神戸市	病院改築の際、ラジウム 226 の保管庫が発見され、保管庫内の引き出しの一部に汚染が検出された。
H３.２	神戸市	ガスクロマトグラフに放射性ニッケル線源を装備したまま誤って廃棄し、線源を紛失した。
H12.10	神戸市	大学の非管理区域のキャビネットから未届けのガスクロマトグラフ用線源が発見された。線量計測等により被ばく等のおそれのないことを確認した。
H16.10	神戸市	大学において、許可を受けている以外の研究室で放射性同位元素の使用及び保管を行っていた。汚染は検出されなかった。
H18	丹波市	会社の解散、経営者の死亡後、トリウムを含む核原料物質モナザイト５ｔが工場跡に残され、経営者の遺族が文部科学省、県等に管理と処分の方策を相談した。

旧

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(4)　災害の想定（略）

４　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　緊急事態応急対策への備え
第１節　緊急時モニタリング体制の整備
１～２　（略）
３　県及び市の措置
(1)～(2)　（略）
(3) 県は、県内で核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害が発生した場合に備え、当該原子力災害発生時に文部科学省、国立研究開発法人　量子科学技術研究開発機構　量子医学・医療部門、指定公共機関（日本原子力研究所、核燃料リサイクル開発機構）及び原子力事業者から動員される緊急時モニタリング要員の受け入れについてあらかじめ体制を整える。
(4)　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　緊急事態応急対策への備え
第２節　救援・救護活動体制の整備
第１　（略）
第２　緊急時医療体制の整備
１　関係職員の研修　（略）
２　緊急時医療体制の整備　（略）

【原子力災害医療の体制】
（略）

名称	役割	主な医療機関
原子力災害拠点病院 （旧二次被ばく医療機関）	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的に実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。	独立行政法人国立病院機構 京都医療センター 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院

第３節　（略）

第４節　災害時要援護者支援対策の強化【市民福祉部、産業建設部】
第１　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備
　災害時要援護者の把握と情報伝達体制の整備については、自然災害対策編　第２編「災害予防計画」第２章「災害応急対策への備えの充実」第16節「災害時要援護者（避難行動要支援者）対策の強化」に基づき、必要な対応を図る。
第２　（略）
第３　外国人対策の強化
　外国人に対する日常の情報提供及び原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、自然災害対策編　第３編「風水害等応急対策計画」第３章「災害応急活動の展開」第 13 節「災害時要援護者対策の実施」第２「高齢者、障がい者等への支援」５「外国人への情報伝達等」に基づき、必要な対応を図

新

R3.5	姫路市	エックス線による測定装置を点検していたところ、装置からエックス線が漏れており、作業員の被ばくが判明した。

※原子力安全委員会、原子力規制委員会等による。

(4)　災害の想定（略）

４　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　緊急事態応急対策への備え
第１節　緊急時モニタリング体制の整備
１～２　（略）
３　県及び市の措置
(1)～(2)　（略）
(3) 県は、県内で核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害が発生した場合に備え、当該原子力災害発生時に文部科学省、国立研究開発法人　量子科学技術研究開発機構　量子医学・医療部門、指定公共機関（日本原子力研究所、核燃料リサイクル開発機構）及び原子力事業者から動員される緊急時モニタリング要員の受入れについてあらかじめ体制を整える。
(4)　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）
第２編　災害予防計画
第２章　緊急事態応急対策への備え
第２節　救援・救護活動体制の整備
第１　（略）
第２　緊急時医療体制の整備
１　関係職員の研修　（略）
２　緊急時医療体制の整備　（略）

【原子力災害医療の体制】
（略）

名称	役割	主な医療機関
原子力災害拠点病院 （旧二次被ばく医療機関）	原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。立地道府県等内の協力機関の職員に対する基礎的な研修を定期的に実施し、又は立地道府県等が実施する研修に協力する。	(独)国立病院機構 京都医療センター (独)国立病院機構 大阪医療センター 福井県立病院緊急時医療対策施設 福井大学医学部附属病院 (独)国立病院機構 岡山医療センター 鳥取県立中央病院

第３節　（略）

第４節　要配慮者支援対策の強化【市民福祉部、産業建設部】
第１　要配慮者の把握と情報伝達体制の整備
　要配慮者の把握と情報伝達体制の整備については、自然災害対策編　第２編「災害予防計画」第２章「災害応急対策への備えの充実」第16節「要配慮者（避難行動要支援者）対策の強化」に基づき、必要な対応を図る。
第２　（略）
第３　外国人対策の強化
　外国人に対する日常の情報提供及び原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、自然災害対策編　第３編「風水害等応急対策計画」第３章「災害応急活動の展開」第 13 節「要配慮者対策の実施」第２「高齢者、障がい者等への支援」５「外国人への情報伝達等」に基づき、必要な対応

旧	新
る。	を図る。
事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第２編　災害予防計画 第３章　原子力防災に関する知識の普及啓発 第１節　県及び市の措置 第１　（略） 第２　専門的情報の提供 　県及び市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。 (1) 放射性物質や放射線に関する情報 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門トップページ https://www.qst.go.jp/site/qms/ 「放射線の知識と教養」 http://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/education/knowledge_education/index.html 「放射線被ばくのQ&A」 https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html (2)～(3)　（略） (4) 放射線モニタリングに関する情報 原子力規制委員会 「放射線モニタリング情報」 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/ 第３　（略） 第２節　（略）	事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第２編　災害予防計画 第３章　原子力防災に関する知識の普及啓発 第１節　県及び市の措置 第１　（略） 第２　専門的情報の提供 　県及び市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。 (1) 放射性物質や放射線に関する情報 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子医学・医療部門トップページ https://www.qst.go.jp/site/qms/ 「放射線の知識と教養」 https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html 「放射線被ばくのQ&A」 https://www.qst.go.jp/site/qms/39506.html (2)～(3)　（略） (4) 放射線モニタリングに関する情報 原子力規制委員会 「放射線量測定マップ」 http://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/ 第３　（略） 第２節　（略）
事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第３編　災害応急対策計画 第１章　基本方針 第１　対応方針 １　原子力施設における事故等への対応 (1)　（略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 ①　原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施 　原子力災害対策指針では、緊急事態を３つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づくＥＡＬ（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。原災法に定める特定事象（法第 10 条）、原子力緊急事態（法第 15 条）の基準もこの区分に沿ったものとなっている。 　兵庫県は原子力対策重点区域（ＰＡＺ、ＵＰＺ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、ＵＰＺ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。	事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第３編　災害応急対策計画 第１章　基本方針 第１　対応方針 １　原子力施設における事故等への対応 (1)　（略） (2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方 ①　原子力施設の状況に基づく予防的防護措置の実施 　原子力災害対策指針では、緊急事態を３つに区分し、放射性物質の放出開始前から、原子力施設の状況に基づく EAL（Emergency Action Level：緊急時活動レベル）と呼ばれる判断基準によって、必要に応じた予防的防護措置を講じることとしている。原災法に定める特定事象（法第 10 条）、原子力緊急事態（法第 15 条）の基準もこの区分に沿ったものとなっている。 　兵庫県は原子力対策重点区域（PAZ、UPZ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。

旧

～(2)　（略）

【緊急事態区分と主な対応】

区分	警戒事態 ＥＡＬ（ＡＬ）※1	施設敷地緊急事態 ＥＡＬ（ＳＥ）※1	全面緊急事態 ＥＡＬ（ＧＥ）※1
基準例	・大地震（所在市町村で震度６弱以上） ・所在市町村沿岸を含む津波予報区においてで大津波警報の発令	・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値（５μSv/h）を超える放射線量を観測	・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値（５μSv/h（２地点以上又は10分間以上継続））を超える放射線量を観測
事態の状況	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれの発生	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法第10条）	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法第15条）
措置の概要	・情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の防護措置の準備を開始	・ＰＡＺ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施 ・ＵＰＺ内において、屋内退避の準備を実施	・ＰＡＺ内において、住民の避難開始及び安定ヨウ素剤の服用を実施 ・ＵＰＺ内において、屋内退避を実施すすとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＰＡＺと同様の予防的防護措置を実施
国の対応	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催・緊急時モニタリングセンターの立ち上げ	・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 ・国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催
兵庫県の対応	・災害警戒本部の設置	・ＰＡＺ住民の避難受け入れ準備	・災害対策本部の設置 ・ＰＡＺ、ＵＰＺ住民の避難受け入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施

※1　（ＡＬ）＝Alert、（ＳＥ）＝Site area Emergency、（ＧＥ）＝General Emergencyのこと。

※2　施設敷地緊急事態要避難者は次に掲げるものをいう。

○要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者すなわち高齢者、障碍者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらないもの

○要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの

（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

（イ）（ア）のほか安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

新

～(2)　（略）

【緊急事態区分と主な対応】

区分	警戒事態 EAL（AL）※1	施設敷地緊急事態 EAL（SE）※1	全面緊急事態 EAL（GE）※1
基準例	・大地震（所在市町村で震度６弱以上） ・所在市町村沿岸を含む津波予報区においてで大津波警報の発令	・全交流電源喪失 ・施設境界付近で基準値（５μSv/h）を超える放射線量を観測	・冷却機能喪失 ・施設境界付近で基準値（５μSv/h（２地点以上又は10分間以上継続））を超える放射線量を観測
事態の状況	住民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれの発生	住民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象の発生（原災法第10条）	原子力施設において住民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象の発生（原災法第15条）
措置の概要	・情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者※2の避難等の予防的防護措置の準備を開始	・PAZ内において、施設敷地緊急事態要避難者は避難開始、または屋内退避を実施し、その他の住民は避難準備を開始するとともに、安定ヨウ素剤の服用準備を実施 ・UPZ内において、屋内退避の準備を実施	・PAZ内において、住民の避難等の予防的防護措置を実施 ・UPZ内において、屋内退避を実施するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様の予防的防護措置を実施
国の対応	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部の設置	・原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部の設置 ・現地事故対策連絡会議の開催・緊急時モニタリングセンターの立上げ	・内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出 ・原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部の設置 ・国・関係府県・市町等の災害対策本部からなる原子力災害合同対策協議会を開催
兵庫県の対応	・災害警戒本部の設置	・PAZ住民の避難受入準備	・災害対策本部の設置 ・PAZ、UPZ住民の避難受入れ ・県民に屋内退避の可能性を注意喚起 ・放射性物質放出後は国の指示により防護措置を実施

※1　(AL)＝Alert、(SE)＝Site area Emergency、(GE)＝General Emergencyのこと。

※2　「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ　要配慮者（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

ロ　妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

ハ　安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

旧

【緊急時の防護措置】

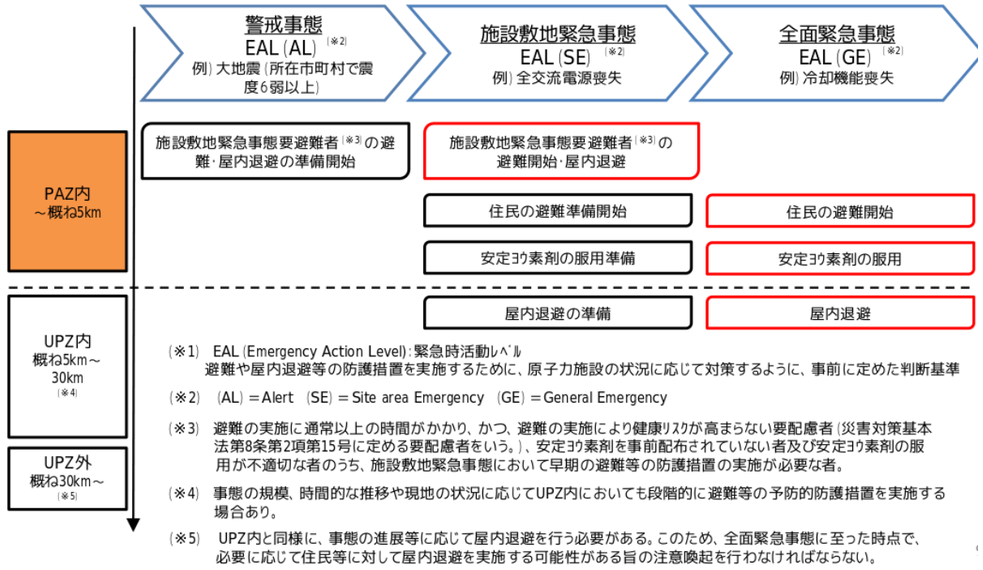

（※1）　EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

（※2）　（AL）＝Alert　（SE）＝Site area Emergency　（GE）＝General Emergency

（※3）　避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

（※4）　事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5）　UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

（出典：平成29年10月25日策定「大飯地域の緊急時対応」）

②　観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施

原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている。

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の値で表されるＯＩＬ（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）が設定されている。

【運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と防護措置の概要】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施
			β線：13,000cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	

新

【緊急時の防護措置】

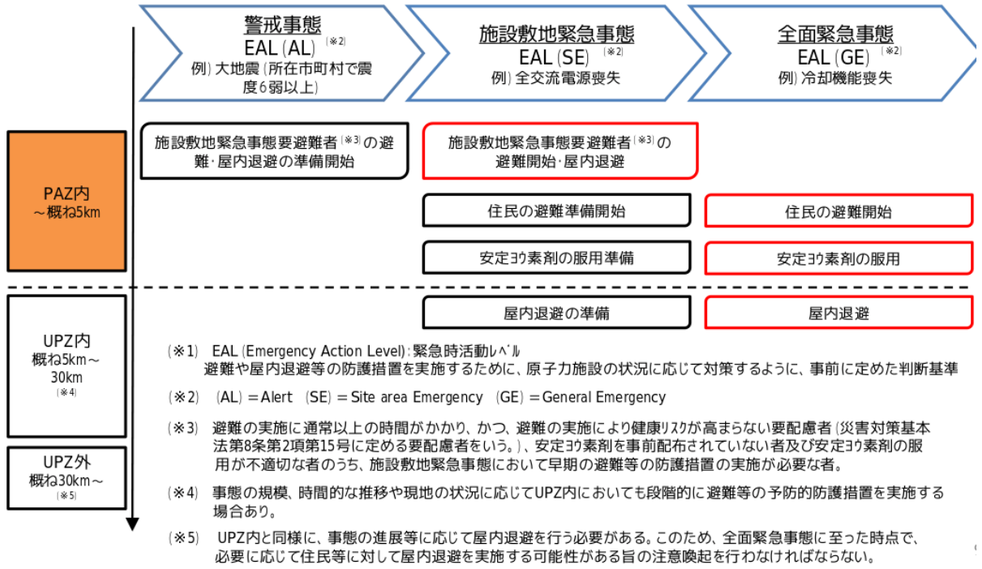

（※1）　EAL（Emergency Action Level）：緊急時活動ﾚﾍﾞﾙ
避難や屋内退避等の防護措置を実施するために、原子力施設の状況に応じて対策するように、事前に定めた判断基準

（※2）　（AL）＝Alert　（SE）＝Site area Emergency　（GE）＝General Emergency

（※3）　避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康ﾘｽｸが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

（※4）　事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

（※5）　UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

（出典：令和３年１月５日策定「美浜地域の緊急時対応」を元に兵庫県が加工したもの）

②　観測可能な指標に基づく緊急時防護措置の実施

原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急時防護措置を実施することとされている。

防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質濃度等の値で表される OIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）が設定されている。

【運用上の介入レベル（OIL）と防護措置の概要】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退避時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染等を実施
			β線：13,000cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	

旧

早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※8	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	１Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

　OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間地）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

　放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（ＯＩＬ１）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（ＯＩＬ２）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、

新

早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※8	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	１Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

　OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間地）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

　放射性物質の放出後、継続的に高い空間放射線率（OIL1）が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日内を目途に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線率（OIL2）が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等の措置を講ずるようにしなければならない。さらに経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域で

旧

地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

【原子力施設からの距離とＯＩＬの関係】　（略）
（以下略）

第２　（略）
第３　応急対策の流れ
（1）　県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事　項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市
警戒事態 （警戒事象の発生）	・事故等発生の通報 →	→	→	→
		・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備 〔ＰＡＺ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難 ・屋内退避準備開始		
施設敷地緊急事態 （特定事象の発生）	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 〔ＰＡＺ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始 〔ＵＰＺ〕 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・ＰＡＺからの県外避難の受け入れ準備	・災害警戒本部の設置 ・ＰＡＺからの県外避難の受け入れ準備
全面緊急事態 （原子力緊急事態の発生）		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 〔ＰＡＺ〕 ・住民の避難開始 〔ＵＰＺ〕 ・屋内退避	・災害対策本部の設置・ＰＡＺからの県外避難の受け入れ ・ＵＰＺからの県外避難の受け入れ準備	・災害対策本部の設置・ＰＡＺからの県外避難の受け入れ ・ＵＰＺからの県外避難の受け入れ準備
		〔ＵＰＺ外〕 ・状況により屋内退避指示	〔国の指示により〕 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	〔国の指示により〕 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・ＯＩＬ１超地域特定 〔ＯＩＬ１超地域〕 ・避難指示	・広域避難の受け入れ調整	〔ＯＩＬ１超地域〕 ・避難指示
１日以内	・避難退域時検査支援	・ＯＩＬ２超地域特定 〔ＯＩＬ１超地域〕 ・避難の実施	・広域避難の受け入れ調整 〔ＯＩＬ１超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送 ・広域避難の調整	・広域避難の受け入れ 〔ＯＩＬ１超地域〕 ・避難の実施
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		

新

は、地域生産物の摂取制限をしなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

【原子力施設からの距離とOILの関係】　**（略）**
（以下略）

第２　（略）
第３　応急対策の流れ
（1）　県外原子力事業所（福井県内の原子力発電所等）事故災害の場合

事　項	原子力事業者	国・立地県	兵庫県	市
警戒事態 （警戒事象の発生）	・事故等発生の通報 →	→	→	→
		・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置 ・緊急時モニタリングの準備 〔PAZ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難 ・屋内退避準備開始		
施設敷地緊急事態 （特定事象の発生）	・原子力事業者としての緊急事態応急対策の実施	・原子力規制庁・内閣府原子力事故合同対策本部の設置 ・緊急時モニタリングの開始 〔PAZ〕 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難開始・屋内退避 ・住民の避難準備開始 〔UPZ〕 ・屋内退避の準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入準備	・災害警戒本部の設置 ・PAZからの県外避難の受入準備
全面緊急事態 （原子力緊急事態の発生）		・原子力災害対策本部の設置 ・原子力災害合同対策協議会の開催 〔PAZ〕 ・住民の避難開始 〔UPZ〕 ・屋内退避	・災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受入れ ・UPZからの県外避難の受入準備	・災害対策本部の設置・PAZからの県外避難の受入れ ・UPZからの県外避難の受入準備
		〔UPZ外〕 ・状況により屋内退避指示	〔国の指示により〕 ・県民等への伝達 ・住民の生活支援	〔国の指示により〕 ・住民の屋内退避指示 ・住民の生活支援
数時間以内	・緊急時モニタリング支援	・緊急時モニタリング ・OIL1超地域特定 〔OIL1超地域〕 ・避難指示	・広域避難の受入調整	〔OIL1超地域〕 ・避難指示
１日以内	・避難退域時検査支援	・OIL2超地域特定 〔OIL1超地域〕 ・避難の実施	・広域避難の受入調整 〔OIL1超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・被ばく傷病者等の搬送 ・広域避難の調整	・広域避難の受入れ 〔OIL1超地域〕 ・避難の実施
数日以内		飲食物の放射性核種度を測定する区域の特定		

旧

1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	・広域避難の受け入れ調整 〔ＯＩＬ２超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援 (輸送手段の手配等)	〔ＯＩＬ２超地域〕 ・一時移転の実施
応急対策の実施（1/2） 応急対策の実施（2/2）	・放射性物質による汚染の除去	〔必要に応じ〕 ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・災害時要援護者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

(2)～(3)　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）

第３編　災害応急対策計画

第２章　迅速な応急活動体制の確立

第１節　情報の収集・伝達

【淡路広域消防事務組合、情報収集班】

第１　事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

１　核燃料物質等の事業所外運搬の場合

(1)～(4)　（略）

○連絡体制（情報の流れ）

【事態発生の第一報】

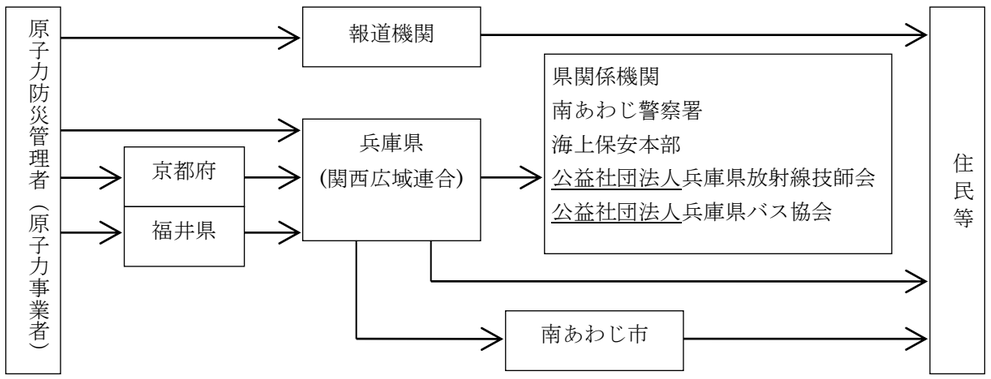

新

1週間以内		飲食物の放射性核種度の測定・分析、摂取制限の実施	・広域避難の受入調整 〔OIL2超地域〕 ・避難退域時検査実施 ・一時移転の支援 (輸送手段の手配等)	〔OIL2超地域〕 ・一時移転の実施
応急対策の実施（1/2） 応急対策の実施（2/2）	・放射性物質による汚染の除去	〔必要に応じ〕 ・国民への的確な情報の伝達 ・原子力災害医療の実施	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・交通の確保対策 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力	〔必要に応じ〕 ・モニタリングの強化 ・災害広報の実施 ・各種相談の実施 ・要配慮者対策の実施 ・飲食物の摂取制限等 ・放射性物質による汚染の除去に係る協力

(2)～(3)　（略）

事故災害対策編（原子力災害対策計画）

第３編　災害応急対策計画

第２章　迅速な応急活動体制の確立

第１節　情報の収集・伝達

【淡路広域消防事務組合、情報分析班、情報発信班】

第１　事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達

１　核燃料物質等の事業所外運搬の場合

(1)～(4)　（略）

○連絡体制（情報の流れ）

【事態発生の第一報】

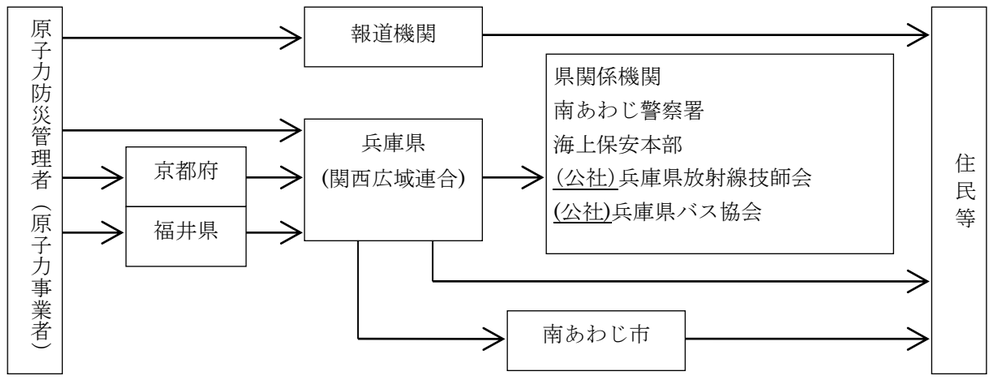

南あわじ市地域防災計画　新旧対照表

旧

【警戒事態・施設敷地緊急事態】

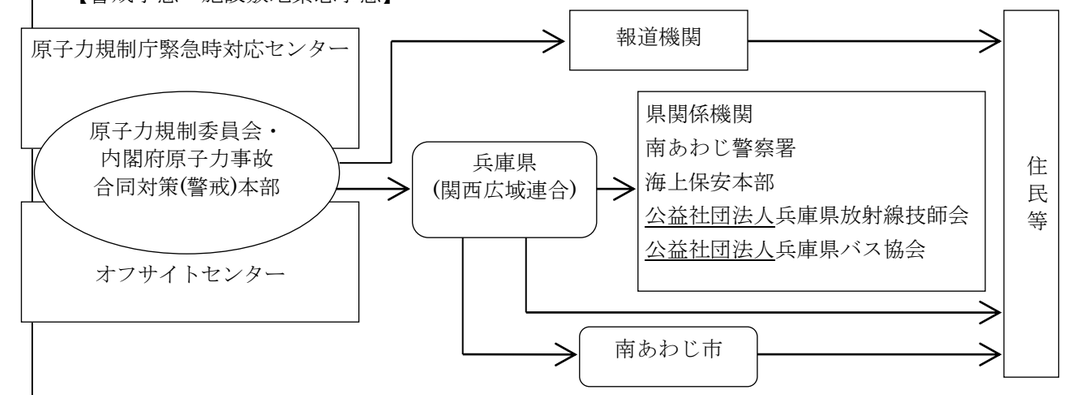

【全面緊急事態】

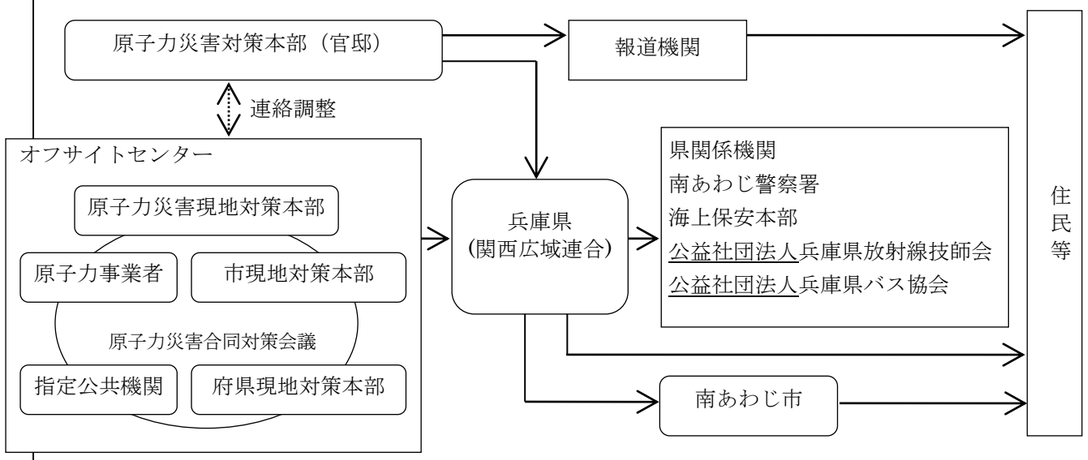

２　（略）

第２～第３　（略）

第４　災害情報等の収集、報告等

１～３　（略）

４　災害情報の伝達手段

(1)～(2)　（略）

(3)　災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はＦＡＸなども活用する。

(4)～(5)　（略）

５　（略）

６　報告内容

(1) 緊急報告

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話、来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部・地方本部経由）それぞれに対し、報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

(2) 災害概況報告

新

【警戒事態・施設敷地緊急事態】

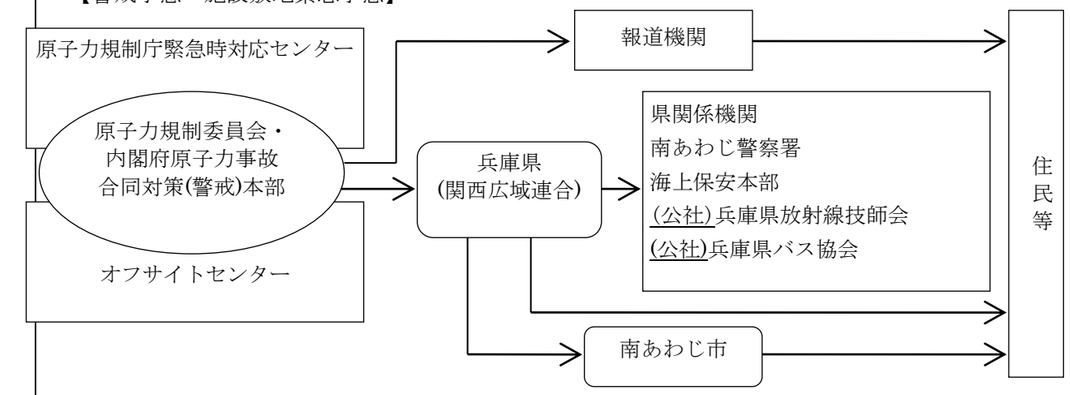

【全面緊急事態】

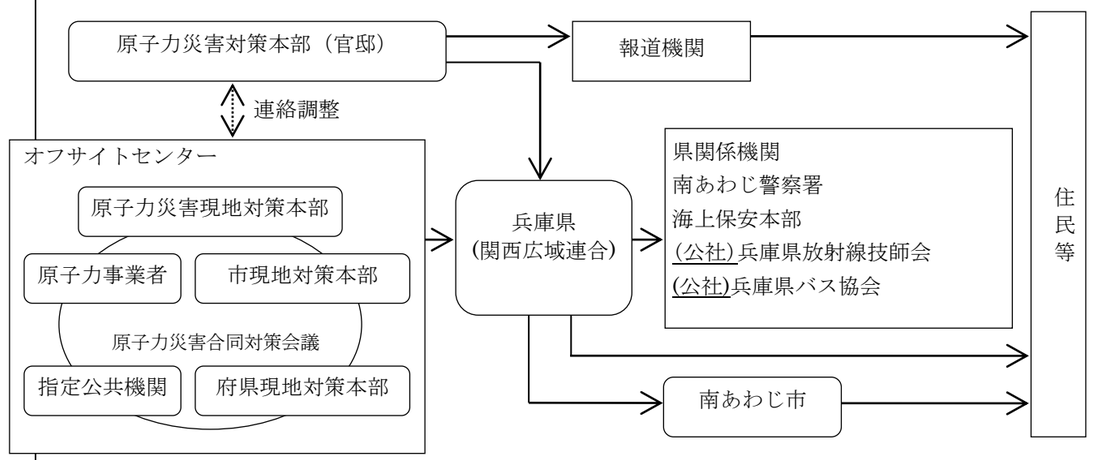

２　（略）

第２～第３　（略）

第４　災害情報等の収集、報告等

１～３　（略）

４　災害情報の伝達手段

(1)～(2)　（略）

(3)　災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて、有線若しくは無線電話又はFAXなども活用する。

(4)～(5)　（略）

５　（略）

６　報告内容

(1) 緊急報告

市は、多くの死傷者が発生する等、淡路広域消防事務組合への通報（電話、来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに、消防庁、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）それぞれに対し、報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告する。

(2) 災害概況報告

旧	新
市は、報告すべき原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部・地方本部経由）に報告し、原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部・地方本部経由）へ報告する。 特に、原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部・地方本部経由）へ報告する。 (3) 被害状況即報 市は、被害情報に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部・地方本部経由）に報告する。県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (4) 災害確定報告 市は、応急措置完了後、速やかに、県（災害対策本部・地方本部経由）に文書で、災害確定報告を行う。 県は、応急措置完了後20日以内に、災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告する。 (5) その他　（略） **第５　原子力災害等発生時などの通信手段の確保** (1)～(3)　（略） (4) 無線系通信（消防防災無線及び水防無線等、ＮＴＴ西日本通信設備等） **第２節～第５節　（略）**	市は、報告すべき原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告し、原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ報告する。 特に、原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）へ報告する。 (3) 被害状況即報 市は、被害情報に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に報告する。県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市は、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告する。 (4) 災害確定報告 市は、応急措置完了後、速やかに、県（災害対策本部・災害対策地方本部経由）に文書で、災害確定報告を行う。 県は、応急措置完了後20日以内に、災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告する。 (5) その他　（略） **第５　原子力災害等発生時などの通信手段の確保** (1)～(3)　（略） (4) 無線系通信（消防防災無線及び水防無線等、NTT西日本通信設備等） **第２節～第５節　（略）**
事故災害対策編（原子力災害対策計画） **第３編　災害応急対策計画** **第３章　迅速な応急活動の展開** **第１節　（略）** **第２節　災害情報の提供と相談活動の実施【広報班、電話応対班】** **第１　災害広報の実施** **１　基本方針** (1) 留意事項 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。 ①　原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、県、市及び原子力事業者は、役割に応じて、周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害等の状況、安否確認、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。 ②～⑤　（略） (2) 広報の内容　（略） ①～②　（略） ③　住民のとるべき措置 ア　デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて、冷静な行動を取ること イ　今後、適宜、市等から出される指示等を待って行動すること また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる住民への安心情報も積極的に広報すること	**事故災害対策編（原子力災害対策計画）** **第３編　災害応急対策計画** **第３章　迅速な応急活動の展開** **第１節　（略）** **第２節　災害情報の提供と相談活動の実施【広報班、電話応対班】** **第１　災害広報の実施** **１　基本方針** (1) 留意事項 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行う。 ①　原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、県、市及び原子力事業者は、役割に応じて、周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害等の状況、安否確認、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障がい者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行う。 ②～⑤　（略） (2) 広報の内容　（略） ①～②　（略） ③　住民のとるべき措置 ア　デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて、冷静な行動を取ること イ　今後、適宜、市等から出される指示等を待って行動すること また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる住民への安心情報も積極的に広報すること

旧

・　情報窓口の設置状況
・　電話・交通機関等の利用制約
・　災害用伝言ダイヤル（１７１）の活用

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報につとめる。

①　各広報実施機関に所属する広報車等の活用
②　防災行政無線の活用
③　ＣＡＴＶ（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等への情報提供
④　ホームページ、携帯メール、防災ネット等による広報
⑤　県・市町提供テレビ・ラジオ番組による情報提供

（以下略）

第３節　救援・救護活動等の実施

第１　避難対策の実施

１　（略）

２　屋内退避の実施

(1)　（略）

(2)　屋内退避の際の注意事項

県及び市は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

①～③　（略）

④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

⑤～⑧　（略）

３　実施機関

(1) 避難のための立退き等の勧告・指示（緊急）

避難のための立退き等の勧告・指示（緊急）の実施責任機関は次のとおりとするが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第60条第５項*～第７項*。「*」は原子力災害については、原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下同じ。）。

①　各燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の勧告	市長	災害対策基本法第60号条１項*
避難のための立退き又は屋内への退避の指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60号条１項*
	警察官	警察官職務執行法第４条第１項 災害対策基本法第61条第１項*
	自衛官	自衛隊法第94条第１項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第１項*

②　その他の原子力災害等

避難のための立退き又は屋内への退避の勧告	市長	災害対策基本法第60条第１項*
避難のための立退き又は屋内への退避の指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条第１項*
	警察官	警察官職務執行法第４条第１項 災害対策基本法第61条第１項*
	自衛官	自衛隊法第94条第１項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第１項*

避難のための屋内への退避については、①に準じて住民等に対し指導する。

(2)　（略）

４　避難等の実施

新

・　情報窓口の設置状況
・　電話・交通機関等の利用制約
・　災害用伝言ダイヤル（171）の活用

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報につとめる。

①　各広報実施機関に所属する広報車等の活用
②　防災行政無線の活用
③　CATV（映像）、防災行政無線屋外拡声子局、戸別受信機等への情報提供
④　ホームページ、携帯メール、防災ネット等による広報
⑤　県・市町提供テレビ・ラジオ番組による情報提供

（以下略）

第３節　救援・救護活動等の実施

第１　避難対策の実施

１　（略）

２　屋内退避の実施

(1)　（略）

(2)　屋内退避の際の注意事項

県及び市は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

①～③　（略）

④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先すること。自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

⑤～⑧　（略）

３　実施機関

(1) 避難のための立退き等の指示

避難のための立退き等の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が市長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第60条第５項*～第７項*。「*」は原子力災害については、原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下同じ。）。

①　各燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

〔削除〕		
避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60号条１項*
	警察官	警察官職務執行法第４条第１項 災害対策基本法第61条第１項*
	自衛官	自衛隊法第94条第１項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第１項*

②　その他の原子力災害等

〔削除〕		
避難のための立退き又は屋内への退避の指示	市長	災害対策基本法第60条第１項*
	警察官	警察官職務執行法第４条第１項 災害対策基本法第61条第１項*
	自衛官	自衛隊法第94条第１項
	海上保安官	災害対策基本法第61条第１項*

避難のための屋内への退避については、①に準じて住民等に対し指導する。

(2)　（略）

４　避難等の実施

旧	新
(1) 組織的避難を要する場合 ① 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があった場合 ② （略） (2) 避難のための勧告及び指示（緊急） ①～③ （略） ④ 勧告・指示（緊急）の内容 市長等は、避難等の勧告・指示（緊急）を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難等の勧告・指示（緊急）が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 ⑤ 勧告・指示（緊急）の内容 (3)～(4) （略）	(1) 組織的避難を要する場合 ① 原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難指示等の実施の指示（以下「総理大臣指示」という。）があった場合 ② （略） (2) 避難のための指示 ①～③ （略） ④ 指示の内容 市長等は、避難等の指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。 ア 避難等の指示が出された地域名 イ 避難経路及び避難先 ウ 避難時の服装、携行品 エ 避難行動における注意事項 ⑤ 指示の内容 (3)～(4) （略）
５ 避難所の開設 (1)～(3) （略） (4) 避難所の運営 ① （略） ② （略） ア～エ （略） オ ボランティアの受け入れ カ～ク （略） ③～⑧ （略） (5) （略） (6) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 ① （略） ② 県及び市は、災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受け入れを促進する。	**５ 避難所の開設** (1)～(3) （略） (4) 避難所の運営 ① （略） ② （略） ア～エ （略） オ ボランティアの受入れ カ～ク （略） ③～⑧ （略） (5) （略） (6) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 ① （略） ② 県及び市は、要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを促進する。
第２～第３ （略）	**第２～第３ （略）**
第４ 消火活動の実施 **１ 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動** (1) （略） (2) 淡路広域消防事務組合の措置 ①～③ （略） ④ 消防隊員等の安全確保 消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（ＴＬＤ）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮する。また、必要に応じて、汚染検査と除染を行う。	**第４ 消火活動の実施** **１ 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動** (1) （略） (2) 淡路広域消防事務組合の措置 ①～③ （略） ④ 消防隊員等の安全確保 消防活動の実施にあたっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計（TLD）等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮する。また、必要に応じて、汚染検査と除染を行う。
第５ （略）	**第５ （略）**
第４節 （略） **第５節 災害時要援護者対策の実施** **第１ 情報提供** (1) 県は、市と協力し、高齢者、障がい者等災害時要援護者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手法の確保を図り、必要な情報を提供する。 ・ 情報伝達ルート 市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等	**第４節 （略）** **第５節 要配慮者支援対策の実施** **第１ 情報提供** (1) 県は、市と協力し、高齢者、障がい者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立及び伝達手法の確保を図り、必要な情報を提供する。 ・ 情報伝達ルート 市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等

旧	新
・　伝達手段　　広報資料、広報紙、データ放送、ホームページ、携帯メール、防災ネット等 (2)　(略) **第２　避難対策** (1) 市は、名簿等の活用により、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見を行う。 (2) 市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による災害時要援護者の避難誘導が行われるよう努める。 (3)　(略) (4) 市は、避難所等において、災害時要援護者の把握とニーズ調査を行う。 (5)　(略) **第３～第４　（略）** **第６節**　(略) **第７節　交通の確保対策の実施** **第１　（略）** **第２　陸上交通の確保** (1)～(2)　(略) (3)①～⑤　(略) ⑥　広報活動 ア　(略) イ　道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報にあたり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。 (4)～(6)　(略) **第３**　(略)	・　伝達手段　　広報資料、広報紙、データ放送、ホームページ、携帯メール、防災ネット等 (2)　(略) **第２　避難対策** (1) 市は、名簿等の活用により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見を行う。 (2) 市は、自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による要配慮者の避難誘導が行われるよう努める。 (3)　(略) (4) 市は、避難所等において、要配慮者の把握とニーズ調査を行う。 (5)　(略) **第３～第４　（略）** **第６節**　(略) **第７節　交通の確保対策の実施** **第１　（略）** **第２　陸上交通の確保** (1)～(2)　(略) (3)①～⑤　(略) ⑥　広報活動 ア　(略) イ　道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報にあたり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図る。 (4)～(6)　(略) **第３**　(略)
事故災害対策編（原子力災害対策計画） **第３編　災害応急対策計画** **第４章　広域避難者の受け入れ** **第１節　広域避難者の受け入れ** 災害対策基本法第86条の８により、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならないと規定されており、市はこれに従い受け入れを行う。 福井県嶺南地域に立地する15の原子力施設のＵＰＺは、福井県、滋賀県及び京都府の３府県にまたがり、各府県はどのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、ＵＰＺ全体で避難が必要となる規模の災害を想定して、広域避難計画の策定に取り組んでいる。 各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、関西広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の25万人について、各府県の要請に基づき、広域連合全体で受け入れを行うこととし、『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』を策定（平成26年３月）しており、計画では、南あわじ市は京都府南丹市の避難住民の一部2,158人を受け入れる。 以下にその概要を示す。 **第１　（略）** **第２　原子力災害時の避難等の指示** 原子力災害対策重点区域は、原子力施設からの距離に応じてＰＡＺ（５km 圏）、ＵＰＺ（30km 圏）に分かれる。原子力施設で事故が発生した場合、ＰＡＺやＵＰＺにおいては、「①放射性物質が放出されているか」「②原子力発電所がどうなっているか」「③空間放射線量率の測定（モニタリング）結果に異常があるか」に基づき、国から屋内退避や避難等の指示がある。 ＵＰＺ外においても、放出された放射性物質の影響が考えられる場合には、屋内退避などの指示がある。 **（以下略）**	**事故災害対策編（原子力災害対策計画）** **第３編　災害応急対策計画** **第４章　広域避難者の受入れ** **第１節　広域避難者の受入れ** 災害対策基本法第86条の８により、広域一時滞在の協議を受けた市町村長は、正当な理由がない限り、被災住民を受け入れなければならないと規定されており、市はこれに従い受入れを行う。 福井県嶺南地域に立地する15の原子力施設のUPZは、福井県、滋賀県及び京都府の３府県にまたがり、各府県はどのような事故が発生しても域内住民が円滑に避難できるよう、UPZ全体で避難が必要となる規模の災害を想定して、広域避難計画の策定に取り組んでいる。 各府県とも、状況に応じて柔軟に対応できるよう、府県内の避難先に加え、府県外の避難先を確保することとしており、関西広域連合では、福井県の一部、滋賀県、京都府の25万人について、各府県の要請に基づき、広域連合全体で受入れを行うこととし、『原子力災害に係る広域避難ガイドライン』を策定（平成26年３月）しており、計画では、南あわじ市は京都府南丹市の避難住民の一部1,693人を受け入れる。 以下にその概要を示す。 **第１　（略）** **第２　原子力災害時の避難等の指示** 原子力災害対策重点区域は、原子力施設からの距離に応じて PAZ（５km 圏）、UPZ（30km 圏）に分かれる。原子力施設で事故が発生した場合、PAZ や UPZ においては、「①放射性物質が放出されているか」「②原子力発電所がどうなっているか」「③空間放射線量率の測定（モニタリング）結果に異常があるか」に基づき、国から屋内退避や避難等の指示がある。 UPZ 外においても、放出された放射性物質の影響が考えられる場合には、屋内退避などの指示がある。 **（以下略）**

旧

第３～第４　（略）

第２節　広域避難ガイドラインの概要

１　広域連合における広域避難先の調整方針

①　（略）

②　避難先は、ＵＰＺ（概ね30㎞圏）外を基本とする。

※今後、原子力災害対策指針にＰＰＡ（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）が導入され、ＵＰＺ外でも避難の準備が必要になった場合は、改めて検討する。

③～⑤　（略）

２　南あわじ市への広域避難

避難元		主な避難経路	避難中継所	避難先
市名	小学校区			避難所
京都府南丹市	平屋小学校	府道38号⇒国道162号⇒府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口ＩＣ⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川ＪＣＴ⇒中国自動車道⇒神戸三田ＩＣ⇒六甲北有料道路⇒神戸北ＩＣ⇒山陽自動車道⇒三木ＪＣＴ⇒山陽自動車道⇒神戸西ＩＣ⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒西淡三原ＩＣ	京都府立丹波自然運動公園	北阿万地区公民館 広田地区公民館 賀集地区公民館
	大野小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口ＩＣ⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川ＪＣＴ⇒中国自動車道⇒神戸三田ＩＣ⇒六甲北有料道路⇒神戸北ＩＣ⇒山陽自動車道⇒三木ＪＣＴ⇒山陽自動車道⇒神戸西ＩＣ⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南ＩＣ		中央公民館 松帆地区公民館 湊地区公民館 阿那賀地区公民館
	宮島小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口ＩＣ⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川ＪＣＴ⇒中国自動車道⇒神戸三田ＩＣ⇒六甲北有料道路⇒神戸北ＩＣ⇒山陽自動車道⇒三木ＪＣＴ⇒山陽自動車道⇒神戸西ＩＣ⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南ＩＣ		伊加利地区公民館 丸山地区公民館

３　広域避難の実施方針

(1) 避難手段

避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なるＰＡＺ・ＵＰＺの区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

(2) 避難バスの確保

府県及び広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に関する

新

第３～第４　（略）

第２節　広域避難ガイドラインの概要

１　関西広域連合における広域避難先の調整方針

①　（略）

②　避難先は、UPZ（概ね 30 ㎞圏）外を基本とする。

※今後、原子力災害対策指針に PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する区域）が導入され、UPZ 外でも避難の準備が必要になった場合は、改めて検討する。

③～⑤　（略）

２　南あわじ市への広域避難

避難元		主な避難経路	避難中継所	避難先
市名	小学校区			避難所
京都府南丹市	平屋小学校	府道38号⇒国道162号⇒府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒西淡三原IC	京都府立丹波自然運動公園	北阿万地区公民館 広田地区公民館 賀集地区公民館
	大野小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南IC		中央公民館 松帆地区公民館 湊地区公民館 阿那賀地区公民館
	宮島小学校	府道12号⇒国道27号⇒国道9号⇒国道173号⇒国道372号⇒県道306号⇒丹南篠山口IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒吉川JCT⇒中国自動車道⇒神戸三田IC⇒六甲北有料道路⇒神戸北IC⇒山陽自動車道⇒三木JCT⇒山陽自動車道⇒神戸西IC⇒神戸淡路鳴門自動車道⇒淡路島南IC		伊加利地区公民館 丸山地区公民館

３　広域避難の実施方針

(1) 避難手段

避難対象区域の住民全体の迅速な避難を図るため、避難実施の判断基準の異なるPAZ・UPZの区分その他地域の状況に応じて、バス等又は自家用車で避難する。

(2) 避難バスの確保

府県及び関西広域連合は、管内の府県バス協会との協定の締結等により、あらかじめ緊急輸送に

旧	新
協力体制を整備し、バスの確保を行う。 　避難元市町～避難中継所間のバスは、原則として、避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町間のバスは、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。 (3)　（略） (4) 避難中継所 　避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力（運営の委託を含む。）を得て、避難中継所（仮称。以下同じ。）を設置する。 　避難中継所は、避難経路上の重点区域（ＵＰＺ）境界周辺に設置することを基本とし、避難者の汚染検査及び除染を行う他、車両の一時保管、バスの乗換等を行う。 　避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。 (5)　（略） **４　避難所と避難者支援** (1)　（略） (2) 拠点避難所 　避難先市町は、避難者の受け入れを行う他、最終的な避難所への振り分けを行う場所として、必要に応じて、大規模施設に拠点避難所を開設することができる。 (3)～(5)　（略） (6) 他ブロック等への応援要請 　関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受け入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。 (7)　費用負担 　広域避難の受け入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に、避難先府県・市町の負担とはならないことを原則とする。 **５　避難行動要支援者の広域避難**　（略）	関する協力体制を整備し、バスの確保を行う。 　避難元市町～避難中継所間のバスは、原則として、避難元府県・市町が確保する。避難中継所～避難先市町間のバスは、避難元府県ないしは避難先府県が確保する。 (3)　（略） (4) 避難中継所 　避難元府県は、避難経路上の府県、避難先府県等の協力（運営の委託を含む。）を得て、避難中継所（仮称。以下同じ。）を設置する。 　避難中継所は、避難経路上の重点区域（UPZ）境界周辺に設置することを基本とし、避難者の汚染検査及び除染を行う他、車両の一時保管、バスの乗換等を行う。 　避難中継所から先には、基準以上の汚染が確認された車両等を除染することなく通過させてはならない。 (5)　（略） **４　避難所と避難者支援** (1)　（略） (2) 拠点避難所 　避難先市町は、避難者の受入れを行う他、最終的な避難所への振分けを行う場所として、必要に応じて、大規模施設に拠点避難所を開設することができる。 (3)～(5)　（略） (6) 他ブロック等への応援要請 　関西圏域内だけでは、避難元府県が必要とする避難先や避難の受入れに必要な人員・資機材等の確保が困難な場合は、国、全国知事会、他ブロック等に応援要請を行う。 (7)　費用負担 　広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に、避難先府県・市町の負担とはならないことを原則とする。 **５　避難行動要支援者の広域避難**　（略）
事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第４編　災害復旧計画　（略）	事故災害対策編（原子力災害対策計画） 第４編　災害復旧計画　（略）